

飯島町地域防災計画

(改定案)

令和 8 年 月改定

飯島町防災会議

飯 島 町 地 域 防 災 計 画

<目 次>

総 則	1
第1章 計画作成の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の推進及び修正	1
第2章 防災の基本方針	2
第3章 防災面からみた飯島町の概要	3
第1節 自然的条件	3
第2節 社会的条件	3
第4章 防災ビジョン	6
第5章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱	7
第1節 実施責任	7
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	7
共通対策編	15
第1章 災害予防計画	1
第1節 情報の収集・連絡体制計画	1
第2節 活動体制計画	3
第3節 広域相互応援計画	5
第4節 救助・救急・医療計画	7
第5節 消防・水防活動計画	10
第6節 要配慮者支援計画	15
第7節 緊急輸送計画	22
第8節 障害物の処理計画	24
第9節 避難収容及び情報提供活動計画	25
第10節 孤立防止対策	34
第11節 食料品等の備蓄・調達計画	37
第12節 給水計画	38
第13節 生活必需品の備蓄・調達計画	40
第14節 危険物施設等災害予防計画	41
第15節 上水道施設災害予防計画	43
第16節 下水道施設災害予防計画	44
第17節 通信・放送施設災害予防計画	46
第18節 電気施設災害予防計画	49
第19節 鉄道施設災害予防計画	50
第20節 災害広報計画	51
第21節 土砂災害等の災害予防計画	52
第22節 防災まちづくり計画	55

第23節	建築物災害予防計画	56
第24節	河川施設災害予防計画	58
第25節	ため池災害予防計画	58
第26節	農林水産物災害予防計画	59
第27節	防災知識普及計画	61
第28節	防災訓練計画	65
第29節	災害復旧・復興への備え	68
第30節	自主防災組織等の育成に関する計画	69
第31節	事業所防災に関する計画	71
第32節	ボランティア活動の環境整備計画	72
第33節	災害対策基金等積立及び運用計画	74
第34節	住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進	74
第2章	災害応急対策計画	76
第1節	災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立	76
第2節	非常参集職員の活動	79
第3節	広域相互応援活動	84
第4節	ヘリコプターの運用計画	89
第5節	自衛隊災害派遣活動	93
第6節	救助・救急・医療活動	98
第7節	消防・水防活動	103
第8節	要配慮者に対する応急活動	106
第9節	緊急輸送活動	108
第10節	障害物の処理活動	111
第11節	避難収容及び情報提供活動	114
第12節	孤立地域対策活動	125
第13節	食料品等の調達・供給活動	128
第14節	飲料水の調達・供給活動	130
第15節	生活必需品の調達・供給活動	132
第16節	保健衛生・感染症予防活動	133
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動	136
第18節	廃棄物の処理活動	138
第19節	社会秩序維持、物価安定等に関する活動	140
第20節	危険物施設等応急活動	142
第21節	上水道施設応急活動	143
第22節	下水道施設応急活動	144
第23節	通信・放送施設応急活動	146
第24節	電気施設応急活動	148
第25節	鉄道施設応急活動	150
第26節	被災者等への的確な情報伝達活動	151
第27節	土砂災害等応急活動	152
第28節	建築物災害応急活動	153
第29節	道路及び橋梁応急活動	154
第30節	河川施設応急活動	156
第31節	ため池災害応急活動	157
第32節	農林水産物災害応急活動	158
第33節	文教活動	159
第34節	ボランティアの受入れ体制	163

第36節 災害救助法の適用	166
第3章 災害復旧計画	170
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	170
第2節 迅速な原状復旧の進め方	171
第3節 計画的な復興	172
第4節 資金計画	174
第5節 被災者等の生活再建等の支援	175
第6節 被災農林業及び中小企業等の復興	181

風水害対策編	184

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨	1
第2章 災害予防計画	2
第1節 風水害に強いまちづくり	2
第2節 災害発生直前対策	6
第3節 情報の収集・連絡体制計画	7
第4節 活動体制計画	7
第5節 広域相互応援計画	7
第6節 救助・救急・医療計画	8
第7節 消防・水防活動計画	8
第8節 要配慮者支援計画	8
第9節 緊急輸送計画	8
第10節 障害物の処理計画	8
第11節 避難収容及び情報提供活動計画	8
第12節 孤立防止対策	8
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	8
第14節 給水計画	9
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	9
第16節 危険物施設等災害予防計画	9
第17節 上水道施設災害予防計画	9
第18節 下水道施設災害予防計画	9
第19節 通信・放送施設災害予防計画	9
第20節 電気施設災害予防計画	9
第21節 鉄道施設災害予防計画	9
第22節 災害広報計画	9
第23節 土砂災害等の災害予防計画	10
第24節 防災まちづくり計画	10
第25節 建築物災害予防計画	10
第26節 河川施設災害予防計画	10
第27節 ため池災害予防計画	11
第28節 農林水産物災害予防計画	11
第29節 二次災害の予防計画	11
第30節 防災知識普及計画	12
第31節 防災訓練計画	13
第32節 災害復旧・復興への備え	13

第33節	自主防災組織等の育成に関する計画	13
第34節	事業所防災に関する計画	13
第35節	ボランティア活動の環境整備計画	13
第36節	災害対策基金等積立及び運用計画	13
第37節	風水害対策に関する調査研究及び観測	13
第38節	住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進	14
第3章	災害応急対策計画	15
第1節	災害直前活動	15
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	17
第3節	非常参集職員の活動	18
第4節	広域相互応援活動	18
第5節	ヘリコプターの運用計画	18
第6節	自衛隊災害派遣活動	18
第7節	救助・救急・医療活動	18
第8節	消防・水防活動	18
第9節	要配慮者に対する応急活動	18
第10節	緊急輸送活動	18
第11節	障害物の処理活動	19
第12節	避難収容及び情報提供活動	19
第13節	孤立地域対策活動	19
第14節	食料品等の調達・供給活動	19
第15節	飲料水の調達・供給活動	19
第16節	生活必需品の調達・供給活動	19
第17節	保健衛生・感染症予防活動	19
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	19
第19節	廃棄物の処理活動	20
第20節	社会秩序維持、物価安定等に関する活動	20
第21節	危険物施設等応急活動	20
第22節	上水道施設応急活動	20
第23節	下水道施設応急活動	20
第24節	通信・放送施設応急活動	20
第25節	電気施設応急活動	20
第26節	鉄道施設応急活動	20
第27節	被災者等への的確な情報伝達活動	21
第28節	土砂災害等応急活動	21
第29節	建築物災害応急活動	21
第30節	道路及び橋梁応急活動	21
第31節	河川施設応急活動	21
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	21
第33節	ため池災害応急活動	25
第34節	農林水産物災害応急活動	25
第35節	文教活動	26
第36節	ボランティアの受入れ体制	26
第37節	義援物資・義援金の受入れ体制	26
第38節	災害救助法の適用	26

第4章 災害復旧計画	27
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	27
第2節 迅速な原状復旧の進め方	27
第3節 計画的な復興	27
第4節 資金計画	27
第5節 被災者等の生活再建等の支援	27
第6節 被災農林業及び中小企業等の復興	27

震災対策編	29

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災面からみた地域的概要	2
第3節 被害想定	2
第2章 災害予防計画	4
第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	4
第2節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備計画	8
第3節 活動体制計画	8
第4節 広域相互応援計画	8
第5節 救助・救急・医療計画	8
第6節 消防・水防計画	9
第7節 要配慮者支援計画	9
第8節 緊急輸送計画	9
第9節 障害物の処理計画	9
第10節 避難収容及び情報提供活動計画	10
第11節 孤立防止対策	11
第12節 食料品等の備蓄・調達計画	11
第13節 給水計画	11
第14節 生活必需品の備蓄・調達計画	11
第15節 危険物施設等災害予防計画	11
第16節 上水道施設災害予防計画	12
第17節 下水道施設災害予防計画	12
第18節 通信・放送施設災害予防計画	14
第19節 電気施設災害予防計画	16
第20節 鉄道施設災害予防計画	16
第21節 災害広報計画	16
第22節 土砂災害等の災害予防計画	16
第23節 防災まちづくり計画	16
第24節 建築物災害予防計画	16
第25節 道路及び橋梁災害予防計画	19
第26節 河川施設災害予防計画	21
第27節 ため池災害予防計画	22
第28節 農林水産物災害予防計画	22
第29節 二次災害の予防計画	23
第30節 防災知識普及計画	25
第31節 防災訓練計画	26
第32節 災害復旧・復興への備え	26

第33節	自主防災組織等の育成に関する計画	27
第34節	事業所防災に関する計画	27
第35節	ボランティア活動の環境整備計画	27
第36節	災害対策基金等積立及び運用計画	27
第37節	震災対策に関する調査研究及び観測	28
第38節	住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進	28
第3章	災害応急対策計画	29
第1節	災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立	29
第2節	非常参集職員の活動	29
第3節	広域相互応援活動	29
第4節	ヘリコプターの運用計画	29
第5節	自衛隊災害派遣活動	29
第6節	救助・救急・医療活動	29
第7節	消防・水防活動	30
第8節	要配慮者に対応する応急活動	32
第9節	緊急輸送活動	32
第10節	障害物の処理活動	32
第11節	避難収容及び情報提供活動	32
第12節	孤立地域対策活動	34
第13節	食料品等の調達・供給活動	34
第14節	飲料水の調達・供給活動	34
第15節	生活必需品の調達・供給活動	34
第16節	保健衛生・感染症予防活動	35
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動	35
第18節	廃棄物の処理活動	35
第19節	社会秩序維持、物価安定等に関する活動	35
第20節	危険物施設等応急活動	35
第21節	上水道施設応急活動	35
第22節	下水道施設応急活動	37
第23節	通信・放送施設応急活動	37
第24節	電気施設応急活動	37
第25節	鉄道施設応急活動	37
第26節	被災者等への的確な情報伝達活動	37
第27節	土砂災害等応急活動	38
第28節	建築物災害応急活動	38
第29節	道路及び橋梁応急活動	39
第30節	河川施設応急活動	39
第31節	二次災害の防止活動	40
第32節	ため池災害応急活動	45
第33節	農林水産物災害応急活動	45
第34節	文教活動	45
第35節	ボランティアの受入れ体制	45
第36節	義援物資・義援金の受入れ体制	46
第37節	災害救助法の適用	46
第4章	災害復旧計画	47
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	47

第2節	迅速な原状復旧の進め方	47
第3節	計画的な復興	47
第4節	資金計画	47
第5節	被災者等の生活再建等の支援	47
第6節	被災農林業及び中小企業等の復興	48
第5章	地震防災強化計画	49
第1節	総 則	49
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	49
第3節	情報収集伝達計画	51
第4節	広報計画	55
第5節	避難活動等	57
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	60
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	61
第8節	児童生徒等の保護活動計画	62
第9節	要配慮者の保護活動計画	63
第10節	火災等の対策	64
第11節	警備対策	65
第12節	防災関係機関の講ずる措置	65
第13節	売り惜しみ・買い占め等の防止	67
第14節	交通対策	68
第15節	緊急輸送	70
第16節	他機関に対する応援要請	71
第17節	町が管理又は運営する施設に関する対策	71
第18節	事業所等における地震防災応急対策計画	73
第19節	大規模な地震に係る防災訓練計画	74
第20節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	75
第6章	南海トラフ地震に関する事前対策活動	77
第1節	総 則	77
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	78
第3節	住民の防災対応	79

雪害災害対策編	81

第1章	災害予防計画	1
第1節	雪害に強い地域づくり	1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	4
第3節	防災活動の促進	13
第4節	観測・予測体制の充実及び研究の推進	15
第2章	災害応急対策計画	17
第1節	災害直前活動	17
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	18
第3節	活動体制の確立	18
第4節	除雪等の実施	18
第5節	救助・救急・医療活動	22
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	23

第7節 避難収容活動	24
第8節 物資の調達、供給活動	26
第9節 保健衛生、遺体の処理等に関する活動	26
第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	27
第11節 施設、設備の応急復旧活動	27
第12節 被災者等への的確な情報伝達活動	28
第13節 自発的支援の受入れ	28
第3章 災害復旧計画	29
第1節 迅速な原状復旧	29
第2節 被災者等の生活再建等の支援	29
第3節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援	29

林野火災対策編	32

第1章 災害予防計画	1
第1節 林野火災に強いまちづくり	1
第2節 林野火災防止のための情報の充実	3
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	4
第4節 防災活動の促進	7
第2章 災害応急対策計画	9
第1節 林野火災の警戒活動	9
第2節 発災直後の情報の収集・連絡活動体制の確立	10
第3節 活動体制の確立	10
第4節 救助・救急・医療及び消火活動	11
第5節 避難収容及び情報提供活動	13
第6節 応急復旧及び二次災害の防止活動	13
第3章 災害復旧計画	14
第1節 災害復旧活動	14

大規模な火事災害対策編	17

第1章 災害予防計画	1
第1節 災害に強いまちづくり	1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	2
第2章 災害応急対策計画	8
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	8
第2節 活動体制の確立	9
第3節 救助・救急・医療及び消火活動	9
第4節 避難収容及び情報提供活動	11
第5節 施設、設備の応急復旧活動	12
第6節 被災者等への的確な情報伝達活動	12
第3章 災害復旧計画	13
第1節 迅速な現状復旧の進め方	13
第2節 計画的復興の進め方	13

第3節 被災者等の生活再建等の支援	13
第4節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援	13

原子力災害対策編	17

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	2
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第2章 災害予防計画	4
第1節 原子力災害に備えた対策及び取組み	4
第2節 放射性物質等輸送事故災害への対応	5
第3節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策	6
第3章 災害応急対策計画	8
第1節 情報の収集・連絡活動及び活動体制の確立	8
第2節 モニタリング等	9
第3節 健康被害防止対策	10
第4節 住民等への的確な情報伝達	10
第5節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	11
第6節 飲料水・飲食物の摂取制限等	13
第7節 県外からの避難者の受入れ活動	15
第8節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策	16
第9節 放射性物質の不法廃棄事案の対策	18
第4章 災害復旧計画	20
第1節 放射性物質による除染等の活動について	20

その他の災害対策編	22

第1章 道路災害対策	1
第1節 災害予防計画	1
第2節 災害応急対策計画	5
第3節 災害復旧計画	11
第2章 鉄道災害対策	13
第1節 災害予防計画	13
第2節 災害応急対策計画	19
第3節 災害復旧計画	23
第3章 火山災害対策	26
第1節 総 則	26
第2節 災害予防計画	28
第3節 災害応急対策計画	29
第4節 災害復旧計画	31
第4章 航空災害対策	32
第1節 災害予防計画	32

第2節 災害応急対策計画	35
第5章 危険物等災害対策	41
第1節 災害予防計画	41
第2節 災害応急対策計画	47
第3節 災害復旧計画	54

総 則

第 1 章 計画作成の趣旨

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、飯島町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため次の事項を定め、もって総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

これら大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

- 1 町、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関、事業者及び住民がそれぞれの役割を認識し、相互に協力する体制
- 2 町災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防に関する計画
- 3 災害情報等の収集・伝達、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他災害対策に必要な計画

第 2 節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条に基づき飯島町防災会議が作成する「飯島町地域防災計画」として、大規模な災害等に対処すべき事項を中心に定める。

第 3 節 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定できうる事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアルの定期的な点検
- ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。ただし、資料編については、防災対策上の機動力及び実効性を確保するため、防災会議の議決を要しない事務的な修正として、必要に応じて速やかにこれを行うものとする。

資料編	・ 飯島町防災会議条例（資料番号 1 3） ・ 飯島町防災会議委員名簿（資料番号 1 4）

第2章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

- 1 防災対策を実施するに当たって、次の3段階を基本として、それぞれの段階において、町、県、防災関係機関（以下「関係機関」という。）、事業所及び住民が一体となって最善の対策を講ずる。特に人的、経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。
 - (1) 周到かつ十分な災害予防
 - (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
 - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- 2 町、県、関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の対策を図る。
 - (1) 防災施設・設備の整備の促進
 - (2) 防災体制の充実
 - (3) 住民の防災意識の高揚及び自主防災組織の強化
 - (4) 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (5) 要配慮者のうち、特に避難時に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握、安全確保及び避難支援
- 3 住民は、災害初期においては「**自らの命は、自らが守る。**」を認識し、地域、職場等においてお互いに協力し合い、常日ごろから、災害時を念頭に置いた次の防災対策を講ずるものとする。
 - (1) 災害への備えとして、住居や所有する建築物、敷地、私道、農地・林野等の安全を確保する。
 - (2) 非常時のため、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、水、その他生活必需物品の備蓄を進める。
 - (3) 自ら居住する地域において、被災者の支援、避難拠点での活動、その他支援を必要とする人の支援を行う。
- 4 地区・自治会（自主防災会）は、地域コミュニティにおける「共助」の主体として、行政や関係機関と連携し、次の地域防災活動に取り組むものとする。
 - (1) 災害時に近隣住民同士での声掛けによる安否確認を行う。
 - (2) 災害時に公的支援が到着するまでの間、地域住民の助け合いを促し避難支援や安全確保を行う。
 - (3) 防災力の向上のため、世代を超えて地域防災活動が継承される体制を目指す。
- 5 事業者は従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のため、非常食の備蓄等その他対応策をとるなど、防災対策を進める。

第3章 防災面からみた飯島町の概要

第1節 自然的条件

第1 町域

本町の町域は、次のとおりである。

東西 16.3km、 南北 9.3km、 周囲 75.8km、 面積 86.96km²

第2 地勢

本町は長野県上伊那郡の南部に位置し、その大部分は、天竜川の右岸にあって（日曽利地区のみ左岸）、中央アルプスの南駒ヶ岳を背負って東方に傾斜した地帯で、天竜川、与田切川、中田切川等による段丘が発達した地形である。西はこの中央アルプスを経て木曽郡大桑村に接し、東は中川村に、南は飯田市及び下伊那郡松川町に、北は中田切川を境に駒ヶ根市に隣接している。

また、総面積の約72%に当たる63km²が森林で、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等が主体である。

第3 地質

全町にわたり洪積層・沖積層より成り、地質構造上の内帯にあり岩石は花崗岩、黒雲母、片麻岩等である。また本州中央を2分する中央構造線（フォッサマグナ）の西側にあたり田切断層、岩間断層が町内を南北に走っている。

第4 気象

本町の気象は、海から遠く離れた内陸にある関係上、多分に内陸的な性質を表わしているが、一般的には太平洋型である。

四季の変化がはっきりしており、降水量は梅雨期と9月に多く、夏と冬には少ない。冬期の積雪も割合少なく、30cmを超える雪はまれである。

また4月から5月上旬にかけての晴天日、風がない日は遅霜に見舞われることもある。台風は東と西に3,000m級の山岳があるため自然の障壁となって風による被害は比較的少ない。

しかし、過去に昭和36年の伊那谷集中豪雨に代表されるように梅雨、秋雨前線と台風が重なった大雨によって大きな被害を受けてきた。

また、東海地震が起こると、本町は、駿河湾の震源から60km以内に位置し、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けている。

第2節 社会的条件

第1 人口

町の人口の推移は次のとおりである。人口は平成7年をピークに減少が続いている。世帯数は平成22年にわずかに減少したが、平成27年以降は再び増加、1世帯当たり人口も減り続け、核家族化を示している。65歳以上人口は増加傾向にあり、総人口に占める65歳以上人口は国や県を大きく上回り37.0%となっており、少子・高齢化を表している。また、本町の人口に占める外国籍住民の比率は県下でもトップクラスとなっている。増え続ける要配慮者への支援が重要となっている。

(資料：国勢調査、単位：人、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口	10,989	10,895	10,570	9,902	9,530	9,004
世帯数	3,069	3,225	3,294	3,242	3,325	3,391
1世帯当たり人	3.58	3.38	3.21	3.05	2.83	2.7
65歳以上 人	2,407	2,697	2,816	3,018	3,200	3,329
外国人 人	-	-	-	204	177	223
高 齢 化 率	飯島町	21.9	24.8	26.6	30.5	37.0
	長野県	19.0	21.4	23.8	26.5	30.1
	全 国	14.5	17.3	20.1	24.7	28.8

第2 産業

令和2年の町の就業人口は4,950人で、人口の55%を占めている。産業別人口は、第1次産業が770人(15.5%)、第2次産業が1,869人(37.8%)、第3次産業が2,297人(46.4%)となっている。10年前(平成22年)は、第1次産業が15.9%、第2次産業が39.5%、第3次産業が44.4%で、第1次、第2次産業は減少傾向となっており、第3次産業が増加している。

本町では、農業を基幹産業としながらも、最近は町内の地形や自然を活用して千人塚公園や与田切川流域を中心とした観光産業にも取り組んでいる。

第3 交通

1 道路

東西に山が連なり南北に開けた伊那谷に位置する本町では、南北方向の広域連携軸とそれらを東西方向に連結する地域連携軸によって、はしご型の道路網を形成している。

資料編 ・ 飯島町の道路状況(資料番号28)

2 鉄道

飯島町を通過する鉄道は、JR飯田線が中部平坦地を天竜川に沿って南北に走っている。

町内には、5つの駅があるが、飯島駅を除いてはすべて無人である。

第4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。町は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

- 1 人口減少が進む中山間地域では、地域経済力の低下等の問題がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。

- 2 近年要配慮者の増加がみられるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- 3 ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- 4 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
- 5 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

資料編	・ 災害の記録（風水害等）（資料番号 1）
	・ 災害の記録（地震）（資料番号 2）

第4章 防災ビジョン

近年、我が国はこれまでの防災想定を根底から覆すような、極めて甚大な自然災害に繰り返し見舞われている。平成23年（2011年）の東日本大震災では、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震とそれに伴う巨大津波が広範囲を襲い、死者・行方不明者1万9,000人以上、避難者数も一時10万人を超えるなど、国家的な危機とも言える未曾有の被害をもたらした。平成28年（2016年）の熊本地震においては、史上類を見ない震度7の激震が同一地域を二度にわたって襲い、強固なはずのインフラや公共施設をも無残に破壊し、日頃の備えや人と人との「絆」の重要性を改めて突きつけた。さらに令和6年（2024年）の能登半島地震では、大規模な家屋倒壊や火災に加え、地殻変動による地形の変化や道路網の寸断が集落の孤立を招き、極寒の中での救助活動や避難生活の長期化という過酷な現実を突きつけている。

本町においても、昭和36年（1961年）の36災害や平成18年（2006年）の7月豪雨など、地域社会を揺るがす激甚な災害を経験しており、これらの歴史的な教訓を風化させることなく、あらゆる主体が「備え」を実践することが求められている。こうした一連の震災や豪雨災害では、要配慮者の支援や迅速な情報伝達のあり方が常に大きな課題となってきた。これを受け、国では「避難支援ガイドライン」の策定や、震災を踏まえた防災対策の抜本的な見直しを重ねている。令和3年（2021年）には住民の命を守る判断を速めるため、避難勧告を「避難指示」へ一本化するなどの制度改善が図られた。

災害による被害を最小限に抑え、安全・安心な社会を築くためには、行政による「公助」に加え、自らの身を守る「自助」、住民相互が助け合う「共助」の取り組みを深化させることが不可欠である。今後、本町においては「自助・共助・公助」を防災ビジョンの根幹に据え、町と住民が一体となって防災体制の充実と住民主体の防災力向上を推進していく。この方針は、飯島町第6次総合計画が掲げる「地域で支え合うまちづくり」や、住民と行政の協働による指針とも合致するものである。能登半島地震でも再認識された「地域コミュニティのつながり」を核とし、有事の際にも機能する強固な防災体制を構築することで、将来にわたって豊かな未来と安全な暮らしを守り抜くことを目指す。

第5章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱

第1節 実施責任

第1 町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から町の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

第3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 町

処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
1 町防災会議、町地震災害警戒本部及び町災害対策本部に関すること。	共 通
2 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。	共 通
3 町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び災害調査に関すること。	共 通
4 避難指示等に関すること。	共 通
5 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。	共 通
6 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。	共 通
7 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。	共 通
8 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。	震 災
9 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること。	共 通
10 危険区域について住民への周知、避難体制の確立、雨量・水位を住民へ知らせる体制確立などのソフト対策に関すること。	風水害
11 地域内での避難体制の構築、防災訓練の実施に関すること。	共 通
12 その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。	共 通

第2 県

処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
1 県防災会議、県地震災害警戒本部及び県災害対策本部に関すること。	共 通
2 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。	共 通
3 水防その他応急復旧に関すること。	風水害
4 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。	共 通
5 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。	共 通
6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。	共 通
7 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。	共 通
8 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。	震 災
9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。	共 通
10 その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。	共 通

第3 指定地方行政機関

機関の 名称	処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
関東管 区警察 局	1 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。	共 通
	2 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること。	共 通
	3 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。	共 通
	4 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること。	共 通
関東財 務局 (長野 財務事 務所)	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。	共 通
	2 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。	共 通
関東農 政局 (長野 地域セ ンター)	1 災害予防対策	
	(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。	風水害
	(2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。	風水害
	2 応急対策	
	(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。	風水害
	(2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。	風水害
	(3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。	風水害
	(4) 災害時における農作物、家畜などに係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。	風水害
	(5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。	風水害
	(6) 災害時における主要食糧の供給に関すること。	風水害
	3 復旧対策	
	(1) 災害発生後はできる限り速やかな査定の実施及び農地、農業用施設等について特に必要がある場	風水害

機関の 名称	処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
	合の緊急査定の実施に関する事。	
	(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。	風水害
	1 地震災害時における食料の供給等に関する事。	震 災
	2 自ら管理又は運営する施設、設備に関する事。	震 災
	3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。	震 災
関東経済産業局	4 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全にかかる施設等の整備に関する事。	震 災
	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。	共 通
	2 被災商工業者の業務の正常な運営の確保に関する事。	共 通
関東東北産業保安監督部	3 被災中小企業の振興に関する事。	共 通
	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事。	震 災
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事。	共 通
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあわせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。	共 通
中部森林管理局	1 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。	震 災
	2 地震に伴う林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。	震 災
	3 地震災害応急対策用材の供給に関する事。	震 災
東京管区気象台（長野地方気象台）	1 天気予報及び気象警報・注意報等の発表及び伝達に関する事。	風水害
	2 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関する事。	震 災
	3 防災気象知識の普及に関する事。	風水害
	4 地震防災知識の普及に関する事。	震 災
	5 気象災害防止のための統計調査に関する事。	風水害
	6 地震災害防止のための統計調査に関する事。	震 災
信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関する事。	共 通
	2 非常通信に関する事。	共 通
	3 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨時の措置に関する事。	共 通
	4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事。	共 通
長野労働局	1 事業場における産業災害の防止に関する事。	風水害
	2 事業場における自主防災体制の確保に関する事。	風水害
	3 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する事。	震 災

機関の 名称	処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
	4 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事。	震 災
中部地方整備局（天竜川上流河川事務所、伊南流域治水出張所、飯田国道事務所）・伊那建設事務所	1 災害予防	
	(1) 所管施設の耐震性の確保に関する事。	震 災
	(2) 応急復旧用資材の備蓄の推進に関する事。	共 通
	(3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関する事。	共 通
	(4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定に関する事。	風水害
	(5) 被災施設の復旧のための防災エキスパート制度の制定に関する事。	震 災
	(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関する事。	共 通
	2 災害応急対策	
	(1) 災害時の広域応援に関する事。（現地情報連絡員「リエゾン」、TEC-FORCE「緊急災害援助隊」）	共 通
	(2) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関する事。	風水害
	(3) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関する事。	共 通
	(4) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関する事。	共 通
	(5) 所管施設の緊急点検の実施に関する事。	共 通
	3 警戒宣言発令時	
	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達に関する事。	震 災
	(2) 地震災害警戒体制の整備に関する事。	震 災
	(3) 人員・資材等の配備・手配に関する事。	震 災
	(4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力に関する事。	震 災
	(5) 道路利用者に対する情報の提供に関する事。	震 災

第4 上伊那広域消防本部（伊南 南消防署）

処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
1 消防、水防、その他応急措置に関する事。	共 通
2 町の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。	共 通
3 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。	共 通
4 その他消防組合の掌握事務についての防災対策に関する事。	共 通

第5 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
1 被災状況の把握	共 通
2 避難の援助	共 通
3 遭難者等の搜索救助	共 通
4 水防活動	共 通
5 消防活動	共 通
6 道路又は水路等の交通路上の障害物の除去	共 通
7 応急医療防疫、病虫害防除等の支援	共 通

8 通信支援	共 通
9 人員及び物資の緊急輸送	共 通
10 炊飯及び給水支援	共 通
11 救援物資の無償貸付け又は譲与	共 通
12 交通規制の支援	共 通
13 危険物の保安及び除去	共 通

第 6 長野県警察本部（駒ヶ根警察署、飯島警察官駐在所、七久保警察官駐在所）

処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
1 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。	共 通
2 治安の確保及び交通の規制に関すること。	共 通
3 被災者の救出及び避難誘導に関すること。	共 通
4 死体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること。	共 通

第 7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
日本郵便(株) （駒ヶ根郵便局、飯島郵便局、七久保郵便局、田切簡易郵便局）	1 災害時における郵政運営の確保、郵政事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。	共 通
	2 災害時における窓口業務の確保に関すること。	共 通
東海旅客鉄道(株) 伊那市駅	1 鉄道施設の防災に関すること。	共 通
	2 災害時における避難者の輸送に関すること。	共 通
日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。	共 通
東日本電信電話(株)（長野支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（長野支店）、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	1 公衆電気通信設備の保全に関すること。	共 通
	2 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	共 通
日本銀行 （松本支店）	1 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。	共 通
	2 損傷通貨の引換えに関すること。	共 通
日本赤十字社 （長野県支部）	1 医療、助産等救助、救護に関すること。	共 通
	2 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。	共 通
	3 義援金品の募集に関すること。	共 通
日本放送協会 （長野放送局）	1 天気予報及び気象警報、災害情報等広報に関すること。	風水害
	2 地震情報等広報に関すること。	震 災
日本通運(株) （長野支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。	共 通
中部電力(株) （伊那営業所）	1 電力施設の保全、保安に関すること。	共 通
	2 電力の供給に関すること。	共 通
中日本高速道路(株) （名古屋支社）	中央自動車道の防災に関すること。	共 通

第 8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。	共 通
民間放送事業者 (信越放送(株)、 (株)長野放送、 (株)テレビ信州、 長野朝日放送 (株)、長野エフエ ム放送(株))	1 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	風水害
	2 地震情報等広報に関すること。	震 災
長野県情報ネット ワーク協会	1 天気予報及び気象警報、災害情報等広報に関すること。	風水害
	2 地震情報等広報に関すること。	震 災
(一社)長野県LP ガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。	共 通
(一社)長野県建設 業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。	共 通
(一社)長野県医師 会、(一社)長野県 歯科医師会、(公 社)長野県看護協 会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。	共 通
(一社)長野県薬剤 師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。	共 通
伊那バス(株)	災害時における避難者の輸送の協力に関すること。	共 通

第 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
上伊那農業協同 組合	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。	共 通
	2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。	共 通
	3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。	共 通
	4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。	共 通
	5 農産物の需給調整に関すること。	共 通
上伊那森林組合	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。	共 通
	2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。	共 通
	3 木材の供給と物資のあっせんに関すること。	共 通
飯島町商工会	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。	共 通
	2 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。	共 通
	3 災害時における物価安定の協力に関すること。	共 通
	4 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。	共 通
区及び水利組合	ため池、水門等の防災に関すること。	共 通
(一社)上伊那医師 会、(一社)上伊那 歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。	共 通
(一社)上伊那薬剤 師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。	共 通

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	風水害/震災
病院等医療施設の 管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事	共 通
	2 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事	共 通
	3 災害時における病人等の収容及び保護に関する事	共 通
	4 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事	共 通
社会福祉施設等 の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事	共 通
	2 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事	共 通
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事	共 通
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事	共 通
	2 災害時における教育対策に関する事	共 通
	3 被災施設の災害復旧に関する事	共 通
危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	1 安全管理の徹底に関する事	共 通
	2 防護施設の整備に関する事	共 通
(株)エコシティ ・駒ヶ岳	1 気象情報、災害情報等の広報に関する事	風水害
	2 地震情報等の広報に関する事	震 災
飯島町社会福祉 協議会等	1 町が行う要配慮者対策等の災害応急時の協力に関する事	共 通
	2 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事	共 通
	3 災害ボランティアの受け入れに関する事	共 通

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧（資料番号 9）

共通対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 情報の収集・連絡体制計画

【全部】

【関係機関】

第 1 基本方針

災害時においては各機関ができるかぎり早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第 2 主な取組み

- 1 関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第 3 計画の内容

1 情報の収集、連絡及び応援体制の整備関係

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

災害時には、情報伝達ルートの多重化及び情報収集体制の明確化をあらかじめ整備するとともに、県、町、関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施し、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく等、役割・責任の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。 ウ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。 エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。 オ 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用について研究する。 カ 衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、メール、SNS、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、県、民間事業所、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努め、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 キ 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。 ク 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機・無人航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプ

	ターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。 ケ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、長野県河川砂防情報ステーションやパソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の住民への周知に努める。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める等により、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

実施主体	内 容
町	ア 既に整備されている同報無線及び町役場と集落とを結ぶ双方向の地域防災無線等、通信機器の整備を図る。 イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 ウ 災害を想定した非常通信訓練を行う。 エ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。 オ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の活用についても併せて検討を進める。 カ 災害時の電話輻輳（物事が1ヵ所により集まって混み合うこと）の軽減や、被災者等の不安感の軽減等を図る観点からNTT等の電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや利用方法等の周知に努める。

第2節 活動体制計画

【全部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時等における活動体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	ア 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、本編第2章第2節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、時間外においての対応、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できる体制とする。 イ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 ウ 住民税務部、健康福祉部、建設水道部は、避難所等及び応急仮設住宅の管理運営から要配慮者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務を処理することとなるため、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。その際には、災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うことに留意する。 エ 町は、様々な環境下にある職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE

	RT)、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

2 組織の整備

（１）現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、県及び他市町村との相互応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、関係機関の連携強化に努める必要がある。

（２）実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害対策基本法第16条に基づき、飯島町防災会議を設置し、町の地域特性及び災害特性に対応した町地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。 イ 活動体制の整備に当たっては、災害対策本部を設置する前の警戒段階から、役場、関係機関による連絡会議や警戒本部会議等を開催し、情報の共有、連携体制が確認できるよう体制の整備を推進する。
関係機関	町の地域を管轄し、又は町の地域内にある関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、町及び他の関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

（１）現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

このため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

（２）実施計画

実施主体	内 容
町	土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第3節 広域相互応援計画

【全部】

【関係機関】

第1 基本計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

従来の体制に加え、新たに互いの被災時に相互応援を行う協定を結んだ市町村間協力協定である「防災姉妹都市」を検討する。

また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 2 県内全消防本部による、消防相互応援協定に参加する。
- 3 県外市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。
- 6 防災姉妹都市を県内外の市町村間と模索・検討する。

第3 計画の内容

1 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

本町は県内全市町村による「長野県市町村災害時相互応援協定」に加盟している。この協定では、本町は上伊那ブロックに属するため、上伊那ブロック構成市町村との連携を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。 イ 長野県市町村災害時相互応援協定により実施する応援内容についてその内容ごとに応援に要する職員、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。また、本町が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。 ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号20）

2 県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

本町を管轄する上伊那広域消防本部は、長野県消防相互応援協定に加盟し、南信地域に所属している。本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
上伊那広域消防本部	ア 消防機関は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 イ 消防機関は、消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）

3 県外市町村との相互応援協定

(1) 現状及び課題

本町は、友好都市である奈良県斑鳩町及び三重県鳥羽市と物資等の提供、あっせん、人員の派遣等について、災害時等の相互応援協定を締結している。大規模な水害等による広域災害の場合、近隣市町村よりも遠隔地との応援協定が有効となるため、今後も協定の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	協定書に従い、要員、資機材等の応援要請を迅速に行うため、防災訓練等を通して、日ごろから連携強化を図るとともに、他市町村との応援協定の締結に努める。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）

4 公共機関及びその他事業者との応援協定

(1) 現状及び課題

現在町が締結済みの協定は資料編のとおりであり、今後も協定の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	平常時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するとともに、他公共機関及びその他事業者との応援協定の締結に努める。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）

5 広域活動拠点の確保

(1) 現状と課題

被害の大きい災害に対して、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地の利用度は高く、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村の避難地、物資輸送拠点等の活動に利用することも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容								
町	ア 県、町、周辺市町村及び関係機関が連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとの拠点を選定する。 イ 選定された拠点ごとに、関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有化を図る。 ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。 エ 警察・消防の集結場所、宿营地は、次のとおりとする。 〈警察・消防の集結場所〉 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr> <tr> <td>町文化館駐車場</td><td>飯島町飯島2489</td></tr> </table> 〈警察・消防の宿营地〉 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr> <tr> <td>与田切公園</td><td>飯島町飯島4-1</td></tr> </table>	名 称	所 在 地	町文化館駐車場	飯島町飯島2489	名 称	所 在 地	与田切公園	飯島町飯島4-1
名 称	所 在 地								
町文化館駐車場	飯島町飯島2489								
名 称	所 在 地								
与田切公園	飯島町飯島4-1								

第4節 救助・救急・医療計画

【総務部、健康福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、町内医療機関と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

患者受け入れ状況及び活動体制等について、「上伊那地域災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、関係機関とともに正確に把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 (一社)上伊那医師会、町内医療機関及び昭和伊南総合病院等と連携した災害医療体制の整備を図る。

- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ態勢等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本町における、救助救急車両の整備及び運行は、上伊那広域連合において行っており、今後も同連合において充足していく必要がある。

消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
上伊那広域消防本部	ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。 イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進を図る。
町	町役場や自主防災組織の活動拠点等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。 また、平常時からこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄及び医療救護所の設置

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定し、備蓄された医薬品については、定期的な在庫確認を行う。なお、備蓄する医療資機材、医薬品等については、長野県が備蓄する初期医療用医薬品等に準ずる。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。災害時に備えて、町として医療救護所の設置を検討する。
関係機関	災害対応病院（昭和伊南総合病院）、（一社）上伊那医師会、災害拠点病院（伊那中央病院）等は機関毎に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。

3 災害医療支援体制の整備

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	上伊那地域の災害拠点病院である伊那中央病院、伊南地域の中核医療機関である昭和伊南総合病院を中心とした市町村の枠を越えた地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。
関係機関	日本赤十字社長野県支部、(一社)上伊那医師会、(一社)上伊那歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(一社)長野県助産師会等は、災害拠点病院（伊那中央病院）を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
上伊那広域消防本部	ア 災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。 (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等 (イ) 最先着隊による措置 (ウ) 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等 (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等 (オ) 各活動隊の編成、任務等 (カ) 消防団の活動要領 (キ) 通信体制 (ク) 関係機関との連携 (ケ) 報告及び広報 (コ) 訓練計画 (サ) その他必要と認められる事項 イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が迅速・円滑に実施されるよう、あらかじめ広域災害・救急医療情報システム等を活用した具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。 また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくとともに、関係機関の協力を得て、消防計画、救急業務計画及び救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

関係機関	ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。 イ (一社)上伊那医師会は他の医師会との応援体制の整備を図る。 ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

資料編	・ 協定一覧（資料番号 20） ・ 医療機関、薬局等一覧（資料番号 25）

第5節 消防・水防活動計画

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

平成30年4月1日現在の本町の消防体制は、本部及び5分団、消防団員定数250名である。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した町消防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。 ア 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、補助事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努

	めるものとする。 イ 消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。 その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。 ウ 被害想定の実施 消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行い、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。 エ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進し、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及び研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。 オ 活動体制の整備 大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。 特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。 また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。 カ 応援協力体制の確立 大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。
住民	ア 住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取り扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平常から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。 イ 自主防災組織は、消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 火災予防計画

(1) 一般火災予防計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	火災の大部分が個人の火災予防知識の不足と防火に対する責任の觀念の欠如から発生していることから、次の方法により火災予防広報を推進し、地域住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意識の向上を図る。 ア 広報紙、新聞等に積極的に資料を提供し、広報を行う。 イ 火災予防運動の実施 春季火災予防運動 3月1日～3月7日 秋季火災予防運動 11月9日～11月15日 ウ 上記イの期間中次の広報活動を行う。 (ア) ポスター、立看板、横断幕等による広報 (イ) 有線放送、同報系無線放送による広報 (ウ) 消防車による広報 (エ) その他時宜に適した広報 エ 防火講演会、映画会等の実施（各種団体等を対象に行う。）

(2) 火災予防査察

実施主体	内 容
上伊那広域消防本部	消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、防火対象物及び一般住宅に対し立入検査を行い、火災危険の排除を促すとともに、違反は是正して火災予防の徹底を図る。

(3) 火災警報の発令及び解除

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	ア 火災警報の発令及び基準 火災警報は、次の場合に発令する。 (ア) 知事より通報を受けたとき。 (イ) 気象の状況が次のいずれかに該当し、火災の予防上危険であると認めたとき。 a 実効湿度が55パーセント以下で、最小湿度が20パーセント以下になる見込みのとき。 b 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下となり、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。 c 平均風速10メートル以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。 イ 火災警報解除の基準 火災警報は、次の場合に解除する。 (ア) 知事より通知を受けたとき。 (イ) 平常の気象状況に復したとき。 ウ 火災警報の伝達 火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、次に定めるところにより、伝達及び住民に対して周知しなければならない。 (ア) 火災警報発令信号

	a 有線放送、同報系無線放送によるもの b サイレンによるもの 約30秒 ○ ————— ○ ————— 約6秒 c 打鐘によるもの（一点と四点の斑打） ○ ○—○—○—○ 10回打鐘 d 掲示板によるもの ○火災警報発令中 (イ) 火災警報解除信号 a 有線放送、同報系無線放送によるもの b サイレンの吹鳴によるもの 約10秒 約1分 ○ ————— ○ ————— 約3秒 c 打鐘によるもの（一点一点と二点の斑打） ○ ○ ○—○ d 掲示板の撤去によるもの

(4) 特定防火対象物の警戒

実施主体	内 容
上伊那広域消防本部	消防法に定める特定防火対象物においては、不特定多数の者が常時出入りしているため、火災等の災害が発生した場合においては、大きな被害となることが予想されるので、消防計画に各種災害応急対策等を盛り込み、防火管理者を指導する。

(5) 消防機械の点検と非常勤体制のための整備

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	町は、各種災害が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防機械器具の点検整備を実施する。

(6) 危険物等火災予防計画

実施主体	内 容
上伊那広域消防本部	危険物保管施設の火災は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。したがって一般火災予防計画によるもののほか次の計画による。 ア 危険物火災予防の実施 (ア) 危険物施設における防火管理の実施 (イ) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底 (ウ) 消防計画及び予防規定に基づく訓練の実施 (エ) 危険物施設の自主点検の実施 イ 火災予防査察 消防法第16条の5に基づく危険物施設の立入検査の実施並びに無許可等の危険物の貯蔵、取扱いに対する違反の是正と未然防止をはかるため、立入検査を実施する。

(7) 消防機関の警戒体制の確保

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	本町における消防組織は、資料編に掲げるとおりである。 ア 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法 警戒要員への伝達は、防災行政無線及び有線放送により全戸放送、又は電話により直接要員に伝達する。 出動要員の人員等については、分団ごと別に定めておく。 イ 火災警報発令時の火気使用制限 火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。 (ア) 山林、原野への火入れの禁止 (イ) 煙火の打ち上げの禁止 (ウ) 屋外における焚き火等の禁止 ウ 水利の確保 水道施設、用水路、河川等の水利について立入り調査を実施するとともに、厳冬期、積雪時には凍結防止措置の実施、又は除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

資料編 ・ 消防組織表（資料番号 4 5）

(8) 他市町村との応援協定

実施主体	内 容
町	町は大規模な災害が発生し、本町だけでは対応できない災害を想定し、他市町村との応援協定を締結しておく。

(9) 消防力の強化

実施主体	内 容
町	町は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、消防通信施設等の整備について、年次計画をたて、その強化を図るものとする。

3 水防計画

(1) 現状及び課題

本町は72%が山地で、多くは急傾斜地であり、地質的にも弱いことから集中豪雨や台風通過時の際には与田切川、中田切川はじめとする河川氾濫や上流の山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい特性を持っている。

こうした状況に鑑み、大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した町水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	飯島町水防計画では次の事項を取扱い、飯島町水防協議会の意見を聞いて策定する。 ア 水防組織（本部、組織、分担事務、非常参集、巡視等） イ 警報、注意報、洪水予報並びに水防警報（種類、連絡系統等） ウ 出動及び水防作業（非常配備、水防活動、立ち退き、決壊の伝達、警報解除、相互応援、河川毎の水防工法、無線等通信体系、緊急連絡先等） 水防組織により地域水防計画を作成する。 エ 水防施設（水防資機材等） オ 危険箇所（重要水防区域、土砂災害（特別）警戒区域等） カ 水防訓練 町で少なくとも年一回水防演習を行う。 キ その他水防上重要な事項

- 資料編
- ・飯島町水防協議会条例（資料番号 18）
 - ・消防・防災施設関係等整備事業交付金・補助金概要（資料番号 19）
 - ・重要水防区域一覧（資料番号 36）
 - ・土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧（資料番号 41）
 - ・水防上重要なダム、水門の一覧（資料番号 47）
 - ・水防倉庫備蓄資器材一覧（資料番号 48）

第6節 要配慮者支援計画

【住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部】

【関係機関、事業者、住民】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための対策を一層充実する。

なお、本町には多くの外国籍住民が在住していることから、言葉の壁による要配慮者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者利用施設は、防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行う。
- 3 関係機関は、防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行う。
- 4 町は、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 5 外国籍住民、観光客等のために避難所等や避難経路標識等を標示し、簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 6 災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を始め、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、関係機関の連携の下に行う必要がある。特に、避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けされており、平常時から避難支援体制を構築しておく。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	ア 避難施設の整備 災害発生時において避難施設となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。 イ 防災教育・防災訓練の実施 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 ウ 緊急通報装置等の整備 要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。 エ 要配慮者の状況把握 自主防災組織（区・自治会組織）が中心となり民生児童委員、ボランティア団体等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しながら、在宅の要配慮者の状況をあらかじめ把握しておけるよう台帳・地域支えあいマップを整備、更新して災害時の支援に努める。 さらに、町では下記の条件で避難行動要支援者名簿を作成して活用できる体制をつくる。 オ 避難行動要支援者名簿の整備・活用 名簿作成にあたっては、常に地域における避難行動要支援者の情報が適切

	に反映されるように関係機関が情報を連携し、年1回の更新に努める。 (ア) 名簿に記載する者の範囲 〔障がい者〕 身体障がい者手帳1、2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1、2級上記所持者のうち支援を必要とする者。 〔高 齢 者〕 介護保険認定者A1以上又は、Ⅲa以上、この他に支援を必要とする者。 〔病 弱 者〕 難病患者のうち支援を必要とする者。 〔そ の 他〕 上記の項目以外で、町や地域が支援を必要と認めた者。 (イ) 名簿への記載事項 a 氏名 b 年齢 c 生年月日 d 性別 e 住所又は居所 f 電話番号その他の連絡先 g 避難支援等を必要とする事由 h その他避難行動の支援等に関し必要なもの (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 名簿作成にあたっての情報の利用は、飯島町個人情報保護条例第7条及び第8条の規定に基づき、関係する台帳等から要支援者の要件に該当する者の情報を収集する。また、難病患者の情報については、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき県知事に対して情報の提供を求めるものとする。 (エ) 名簿情報等の適正管理と提供 ・災害による停電等を考慮しデータのバックアップ体制を築くと同時に、電子媒体の管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。これらのデータは施錠可能な場所に保管するものとし必要以上に複製しない。また、名簿情報等の提供にあたっては災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において災害対策法49条の11第3項により行い、地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。なお、名簿掲載者本人の同意を得て災害の発生に備えて平常時から事前に関係者に提供できるよう努める。 ・名簿を提供する避難支援等関係者は、消防機関、警察、区、社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる者とする。また、避難支援等関係者が個人でなく団体の場合は、その団体内部で名簿を取り扱うものを限定する。 カ 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者は、災害発生時名簿情報に基づいて避難支援を行うこととするが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、町は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。 キ 個別避難計画作成の努力義務

	町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。 ク 個別避難計画の事前提供 町は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。 また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 ケ 要配慮者の態様に配慮した避難支援計画の策定 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、要配慮者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難所、避難経路等の周知徹底を図る。なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア団体と共同で策定するように努める。 コ 災害発生時等の避難支援計画の活用等 (ア) 保健福祉事務所、社会福祉施設等、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、支え合いマップを活用するなどして災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。 (イ) 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。 (ウ) 避難支援計画は町の防災、福祉担当及び自主防災組織や要配慮者が常時活用できる状態にあるよう努める。 サ 避難のための情報伝達 町は、災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、立ち退きの通知又は警告を行えるよう情報伝達の特徴を踏まえ、防災無線、有線告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末を活用した、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を組み合わせることにより情報伝達が行えるよう努める。

2 社会福祉施設等対策

(1) 現状及び課題

本町においては、資料編に掲げるとおり、社会福祉施設等を有する。これらの施設の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講ずる必要がある。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧（資料番号9）

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	ア 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。 社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、これらの整備等を図る。 イ 組織体制の整備 社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。 社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、これらの確立を図る。 ウ 防災教育・防災訓練の実施 社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。 社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、これらの充実強化を図る。 エ 応援体制及び受援体制の整備 社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導する。 社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、これらの整備等を図る。

3 医療機関の患者等対策

(1) 現状及び課題

医療機関が被災した場合、患者に対する優先的な安全確保が必要である。

このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、患者の移送先、移送手段等について、事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における患者等の安全の確保が円滑に行われるよう要請する。 イ 医療施設の損壊等により、患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ整備するよう要請する。
関係機関	ア (一社)上伊那医師会等は県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。 イ 医療施設の損壊等により、患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ関係機関等と調整する。
医療機関	ア 災害時の患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成、緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。 イ 町、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

4 外国籍住民、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難所等や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した避難所等や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客に対しても、緊急時の避難方法、避難所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 外国籍住民の被災者への情報提供体制の整備 関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。 イ 避難所等及び避難経路の周知 外国籍住民や観光客に対する避難所等や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 ウ 防災教育・防災訓練の実施 外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図る。 エ 応援体制及び受援体制の整備 他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。 オ 観光客の安全対策の推進 関係団体、関係機関と相互に連絡を取り合い、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。 カ 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備については、本町区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等の整備を図る。
関係機関	ア 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難所等や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。 イ 医療機関においては、外国籍住民に対する応急救護体制の整備を図る。

5 災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、要配慮者利用施設	ア 災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 イ 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。 ウ 災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

第7節 緊急輸送計画

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときは、緊急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両の事前確認を行い、災害発生時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本町の道路は、南北に国道、県道、中央自動車道があり、これらを結ぶ東西の幹線道路は比較的整備されているが、引き続き計画的に幹線道路の整備を行っていく必要がある。

現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は関係機関と連携して、適切な交通規制によって効率的な運用を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	県（伊那建設事務所）、駒ヶ根警察署及び交通安全協会と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。発災時等に人流、物流が途絶することがないように、迂回ルート、代替・補完施設の確保等に十分配慮し定める。 この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、迅速な緊急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要がある。道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ヘリポート等を資料編に掲げる場所に設定する。なお、これらの施設は、すべて避難所等に指定されているため、エリアの分けをししておく。

資料編 ・ 災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧（資料番号 3 1）

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

管内の輸送事業者と連絡を密にし、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

4 緊急通行車両の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救助救急、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておく。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	発災時の緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、町で保有する車両について、事前に公安委員会に災害時における緊急通行車両の届出を行い、確認事務を済ませておく。

資料編 ・ 緊急輸送車両確認申出書及び標章（資料番号 3 2）

第8節 障害物の処理計画

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本計画

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取り組み

- 1 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制を整備する。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。また、障害物の集積場所をあらかじめ定めておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき町道は、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する必要がある。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 国道及び県道については、県と事前に対応を検討する。 イ 飯島町建設水道防災協会と協議し、体制を整備する。また、切断された高圧電線等専門の処理を要する場合もあることから、中部電力(株)等と事前に打合せ体制整備を図る。 ウ 緊急輸送路とされている町道について、障害除去対策の体制整備を図る。 エ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
関係機関	ア 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間事業所保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定を締結しておく。 イ 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

第9節 避難収容及び情報提供活動計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部、教育部】

【関係機関、事業所、住民】

第1 基本方針

災害発生時には、まず行政、住民及び関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合には、危険区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難所等の確保等を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、プライバシーの確保や感染症対策として車中泊が有効であることも踏まえ、健康被害の防止に留意した環境整備を図るとともに、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取り組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難所等を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。
- 5 被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

（1）現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（2）実施計画

実施主体	内 容
町	ア 避難指示等の基準の策定等 （ア）避難指示等伝達体制の整備 災害対策基本法に定める避難指示等を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図る。 （イ）避難指示等の類型

		基本的な考え方	住民に求める行動
	高 齢 者 等 避 難	発令される状況 ：災害のおそれあり 町長は、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮する。 (災対法第56条第2項を根拠)	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 - 地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
	避 難 指 示	発令される状況 ：災害のおそれ高い 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。 町長は避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。 (災対法第60条第1項を根拠)	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
	緊 急 安 全 確 保	発令される状況 ：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、町長は、避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。 町長は緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。 (災対法第60条第3項を根拠)	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

(ウ) 避難指示等の基準等の策定

避難勧告等について、道路管理者、河川管理者、水防管理者等の協力を得つつ、雨量、水位、道路情報の入手、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

なお、基準の設定に当たっては、定量的データの設定に努める。

また、町長不在時における避難勧告等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように職務代理者を定める。

イ 要配慮者の避難誘導體制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者福祉関係者と協力して、情報伝達体制の

整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

ウ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- (ア) 避難勧告等を行う基準及び伝達方法
- (イ) 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (ウ) 避難所等への経路及び誘導方法
- (エ) 避難所等開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する救急救護
- (オ) 避難所等の管理に関する事項
 - a 避難収容中の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
 - e 飼育動物の取扱い方法
- (カ) 広域避難地等の整備に関する事項
 - a 収容施設
 - b 給水施設
 - c 情報伝達施設
- (キ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○住民に対する巡回指導 ○防災訓練等	○防災行政無線、有線放送、メール、広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○自主防災組織を通じた広報

エ 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の所在、支援の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するために、次の事項に留意したきめ細かな避難支援計画を策定する。

- (ア) 在宅の避難行動要支援者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置、避難誘導に際し安全を確保するための発電、照明器具等の整備。
- (イ) 所在、支援の要否等の状況把握
- (ウ) 配慮すべき個々の態様
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び避難支援等関係者の行動計画
- (カ) 情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委

	員、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。 オ 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
関係機関	ア それぞれの施設管理者は、避難計画を町の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。 イ 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。 ウ 要配慮者利用施設の管理者は、町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。特に要配慮者関連施設の管理者にあっては、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。
住民	家族があわてず行動できるよう町のガイドブックを参照し、家庭内の役割分担を決めておく。

2 避難所等の確保

(1) 現状及び課題

本町においては、避難所等を指定しているが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び要配慮者に配慮し、避難所等及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、避難所等として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

〈指定緊急避難場所〉

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。）を指定する。

（指定基準）

- 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のa、bの条件を満たすこと
- 地震を対象とする避難所等については、次のa～dの全ての条件を満たすこと
- a) 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること
 - b) 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること
 - c) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
 - d) 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと

〈指定避難所〉

町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。）を指定する。

（指定基準）

- ・原則として、区又は自治会を単位として指定する。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定する。
- ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ＡＬＣ板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われている。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できる。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設である。
- ・発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設である。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあり、主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されている。
- ・二次災害などのおそれがなく、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されている。
- ・環境衛生上問題がない。

- ・指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- ・指定避難所には、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。
- ・指定避難所は、入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

（２） 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 指定緊急避難場所・指定避難所等は、資料編に掲げるとおりとする。 ただし、町が必要があると認めたときは、指定緊急避難場所・指定避難所等を追加・訂正することができる。 イ 次に掲げる事項に留意のうえ、避難所等、避難路の指定を行う。 （ア） 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広い避難所等（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。 （イ） 避難所等（避難路）の安全性に特に配慮すること。 （ウ） 定められた避難所等（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難所等（避難路）をあらかじめ定めておくこと。 （エ） 上記をもとに、避難所等の適正配置について十分留意すること。 （オ） 避難所等の自主運営が可能なよう、区、防災会は訓練等を行う。その際男女共同参画の視点から、双方の運営への参画、役割分担について配慮するものとする。町は、誘導看板の設置等により、避難所等（避難路）の住民への周知徹底に努める。 また、あらかじめ避難所マニュアルの作成をし、避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

	ウ 学校を避難所等として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。 エ 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難所等の相互提供等について協議しておく。 オ 避難所等に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 カ 避難所等における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ク 避難所等又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。 ケ 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、要配慮者の個々の態様に配慮した避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、住民に周知徹底するとともに、災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置等、要配慮者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。 コ キッズ防災拠点施設を福祉避難所の拠点とし、医療救護所、社会福祉施設、医療機関等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 サ 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所等の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。 シ マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所等を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 ス 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難所等としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。
関係機関	ア 管理施設についての避難所等の指定に協力する。 イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、職員及び施設利用者に徹底するとともに、近隣の施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

資料編 ・ 指定避難所一覧（資料番号21）
 ・ 指定緊急避難場所一覧（資料番号22）

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居を失った被災者に対し、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は町が仮設住宅を提供することとなる。適用されない場合の災害において、町は、仮設住宅や賃貸住宅の借り上げ等の迅速な供給を行うため、事前に住宅の確保体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害救助法が適用されない場合における応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。 イ 応急仮設住宅の建設予定用地はあらかじめ定めることとし、災害の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。更に建設する場合は、避難所等との整合を図りながら確保する。 ウ 利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。 エ 必要に応じ賃貸住宅の借り上げを検討する。 オ 利用可能な賃貸物件の情報を被災者に提供する体制を整備する。 カ 周辺市町村が被災したときのため、利用可能な公営住宅の把握に努め、被災市町村に情報提供する。 キ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等住宅供給体制等について、県と相互に連携を図る。

4 学校等における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長及び保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校等の実態に即し、避難所等、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。 ア 防災計画 (ア) 学校長等は、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、町、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。 (イ) 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに町教育委員

	会（以下「町教委」という。）に報告するとともに職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 (ウ) 防災計画には、おおむね次の事項を定めておく。 - a 災害対策に係る防災組織の編成 - b 災害に関する情報の収集と児童生徒等、学校、職員及び保護者への伝達の方法 - c 県教育委員会、町教委、町、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法 - d 夜間、休日等における緊急時の職員等の連絡及び招集方法 - e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 - f 児童生徒等の帰宅と保護の方法 - g 児童生徒等の保護者への引渡し方法 - h 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法 - i 児童生徒等の救護方法 - j 初期消火と重要物品の搬出の方法 - k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法 - l 避難所等の開設への協力（施設、設備の開放等） - m 防災訓練の回数、時期、方法 - n 職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 - o 災害時における応急教育に関する事項 - p その他学校長等が必要とする事項 イ 施設、設備の点検管理 学校等における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。 (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が災害の作用によりどのような破損になりやすいかに留意して点検する。 (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。 ウ 防火管理 災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。 (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 エ 避難誘導 (ア) 避難経路及び避難所等は、第一、第二の避難経路及び避難所等を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては以下の事項に留意する。 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

	c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。 d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 現状及び課題

災害情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。 イ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。 ウ 災害情報等を確実に伝達できるよう防災行政無線放送難聴エリアを解消するため、防災行政無線屋外子局を整備するものとする。

第10節 孤立防止対策

【総務部、企画政策部、建設水道部】

【事業所、住民】

第1 基本方針

本町は、町域の72%が山地であり、町の北部から順に、中田切川、郷沢川、与田切川、子生沢川、日向沢川、矢の沢川、前沢川等の河川が東西に流れ、町東部を南北に流れる天竜川にそれぞれ合流している。急峻な山々と、河川によって分断された地区、こういった地勢は、大規模災害が発生した場合、孤立地域の発生が考えられることから、過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

なお、県は、令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、県内で孤立の可能性があると予想される地域の現状について「中山間地域等の集落散在地域における孤立可能性フォローアップ調査（令和7年2月）※」を行っている。その調査によると、本町においては日曾利地区が「諸条件が揃った場合に孤立する可能性が高い集落」とする結果となっている。

これらを踏まえて、孤立防止対策を進めていくものとする。

※平成26年10月公表の内閣府調査を基に、長野県が市町村の協力を得て孤立可能性集落について再確認や精査を実施した調査であり、内閣府調査に加え、長野県でより実態を踏まえた結果が得られるように条件を追加精査したもの。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所等となり得る公民館等の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

本町においては、地域系無線設備、同報系無線設備及び有線放送が整備されているが、今後、これら設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 導入済みの防災行政無線設備のデジタル化等、災害時の通信設備維持更新に努めるものとする。その際、停電でも通信が確保できるシステムとする。 イ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図る。 ウ バイク便等の物理的通信手段の確保

2 道路網の災害予防対策

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、そのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、次の点を県に対し働きかけ、町道に関しては、町の東西を結ぶ線を強固にしていく必要がある。

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町道の災害予防対策を推進する。 イ 住民に対しては、道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう、広報紙等で配慮を促す。
住民	住民は、平素から道路に面した工作物、立ち木等について点検するとともに、補強等必要な措置をとり、災害時に道路封鎖を防ぐように努める。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	平素の行政活動を通じ、要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
住民	各地域の住民及び自主防災組織においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

本町では、資料編に掲げるとおり、各地区で自主防災会が結成されている。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救助、救急事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
住民、事業所	ア 災害の発生時には、地域住民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの町は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づいて自主防災組織を結成する。

	イ 事業所は地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが必要である。 ウ 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。
町	ア 自主防災組織の結成を推進する。 イ 地域の自主防災組織相互間の応急体制を確立すること等のための災害発生時の活動要領の作成を指導する。 ウ 活動用資機材の整備充実を行う。

資料編 ・ 自主防災組織編成表（資料番号 12）

5 避難所等の確保

（１） 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに 1 箇所以上の避難所等となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

（２） 実施計画

実施主体	内 容
町	孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

（１） 現状及び課題

備蓄計画については、第 11 節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

（２） 実施計画

実施主体	内 容
町	町は、食料品等の分散配置に配慮する。
住民、事業所	ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。 イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第 1 1 節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務部、健康福祉部、産業振興部】

【住民、事業所】

第 1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。

第 2 主な取り組み

- 1 住民が発災直後から一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。
- 2 関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄食料の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機を活用した輸送手段の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の備蓄については、十分とはいえないため、今後備蓄の強化を図るとともに、関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 平成25、26年度に実施した第3次長野県地震被害想定調査の結果や市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。 イ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。 ウ 非常用食料については、その保管場所に留意し、毎年度保存状態、在庫量の確認を行う。 エ 食料品等の調達体制の整備に努める。 オ 住民、民間事業所等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。 カ 物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。
住民、事業所	ア 住民においては、「自らの命は、自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なもの）を非常

	時に持出しができる状態で備蓄することを原則とする。また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。 イ 民間事業所等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、町の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 備蓄食料及び協定調達食料を住民に供給するための体制を整備する。 イ 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。 ウ 学校給食センターの活用について検討する。

資料編 ・ 主食等販売業者一覧（資料番号 2 4）

第 1 2 節 給水計画

【建設水道部】

第 1 基本計画

- 飲料水の確保は、次のとおりとする。
 - 配水池に緊急遮断弁をつけ取水する。
 - 配水施設及び送水施設が被災したときは、給水停止措置をとり、深井戸、河川、プール等の水をろ過、滅菌した後に給水する。
 - 被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動。
- 深井戸等確保した水源の水が飲料に適するか確認し、水質保全を図る。
- 被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。
- 復旧までの間、応急給水で対応する。災害時の給水活動は道路災害や交通渋滞などにより、困難が予想されるが、できる限り応急給水に対処する。

第 2 主な取組み

- 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、安全性の確保又は飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 給水車、給水タンク等の整備促進、自家用井戸の点検により、飲料水の供給体制を図る。
- 井戸所持の個人・民間事業所との給水協定を締結する。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

現在、本町には9箇所の配水池のうち5箇所において、緊急遮断弁が設置されていない。

今後、配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要である。

〈供給区域と水源〉

名 称	区 域	水 源
飯島町上水道	日曽利自治会を除く全自治会	樽ヶ沢浄水場、田切高区配水池、田切低区配水池、飯島高区配水池、飯島低区配水池、千人塚配水池、七久保高区配水池、七久保南部配水池
日曽利簡易水道	日曽利自治会	日曽利ポンプ井、日曽利配水池

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 緊急遮断弁の設置、施設の耐震化の整備を行う。 イ 住民が実施する事項への支援を行う。 ウ 県が実施する事項に協力する。 エ 予備水源、予備電源及び備蓄飲料水の確保を行う。 オ プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
住民	ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。 イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。 ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。 エ 自家用井戸等について、水質検査を行う等その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

現在、本町には給水タンク10個と、ろ水器1器が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想されるので、今後更に、基地タンクと移動用の給水タンクを整備する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。 イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。 ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。 エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、携帯用ポリ袋の確保を行う。

第 1 3 節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関、住民】

第 1 基本計画

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- (3) 炊事用具（なべ、包丁、カセットコンロ等）
- (4) 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、カートリッジボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第 2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

備蓄拠点については輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第 3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図り毎年度保存状態、在庫量の確認を行う。 イ 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

	ウ 災害時の避難所等におけるトイレの確保は心身への影響を軽減する上で重要なことから、災害用仮設トイレ等の備蓄に努めるとともに、配置計画についても検討する。
住民	住民は、災害に備えて、第1「1 災害時の主な生活必需品」に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。
関係機関	関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。 イ 輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するように努める。

資料編 ・ 主食等販売業者一覧（資料番号 2 4）

第 1 4 節 危険物施設等災害予防計画

【総務部】

【関係機関】

第 1 基本方針

災害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第 2 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

危険物等の施設においては、災害発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

2 実施計画

(1) 規制及び指導の強化

実施主体	内 容
町	ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。 イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上をはかる。 ウ 立入り検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。 (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況 (イ) 危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(2) 自主防災組織の整備促進

実施主体	内 容
町	緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(3) 科学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

実施主体	内 容
町	多様化する危険物に対応する科学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

実施主体	内 容
町	近隣の危険物取り扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 県警察との連携

実施主体	内 容
町	危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

第 1 5 節 上水道施設災害予防計画

【建設水道部】

第 1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第 2 主な取り組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。 (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。 (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。 (3) 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。 (4) 復旧資材の備蓄を行う。 (5) 水道管路図等の整備を行う。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）

第 16 節 下水道施設災害予防計画

【建設水道部】

第 1 基本方針

災害の発生に伴い、下水道施設・設備が使用不能や浄化機能の低下に陥った場合、住民生活への影響は大きく、トイレ問題等、精神的・肉体的ストレスの要因になることは、近年の大規模災害においても示されている。

平素から応急体制を確保し、迅速な復旧を図る必要がある。

第 2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用の資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。

第 3 計画の内容

1 公共下水道及び農業集落排水施設の現状

本町における公共下水道及び農業集落排水施設の現状は、次のとおりである。

名 称		面積 (ha)	認可年度	備 考
公共下水道	飯島処理区	202	平成6年度	供用開始済み
	七久保処理区	99	平成15年度	供用開始済み
農業集落排水施設	七久保北部地区	45	平成6年度	供用開始済み
	田切南部地区	34	平成7年度	供用開始済み
	本郷東部地区	16	平成8年度	供用開始済み

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、すでに策定済みである緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等を必要に応じて更新する。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を更新する。 イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。 ウ 復旧体制について、県及び他の市町村との広域応援体制、民間事業所との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

第 1 7 節 通信・放送施設災害予防計画

【総務部】

【通信・放送事業者】

第 1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう関係機関相互の連携を強化し予防措置を講ずる。

第 2 主な取組み

- 1 緊急時における通信・放送手段の確保、整備を図る。
- 2 通信・放送施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 NTT東日本(株)等通信・放送事業者は通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

第 3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

ア 通常の状態における災害情報、警報等の通信連絡は、次のとおりである。

- (ア) 町防災行政無線
- (イ) 電話
- (ウ) 有線放送
- (エ) メール、ホームページ

イ 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳（物事が1ヵ所により集まって混み合っていること）の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多いルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、庁内及び町出先機関はもとより、町以外の関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。 イ 災害時優先電話の利用 災害時優先電話とは、電話網が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う通信規制をされない電話である。登録済みの電話についても逐次見直すとともに、災害対策従事職員等に周知する。 ウ 非常通信の利用 非常災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常

	通信により防災業務を遂行する。 エ 衛星携帯電話の利用 携帯電話は広く普及しているが、電波を利用することから災害時には有効な通信手段となるが、輻輳防止のため通信が規制される欠点がある。一方、衛星携帯電話は、災害当初からその心配がなく有効な通信手段となることから活用を検討する。 オ 臨時災害放送局の利用 町は、大規模災害が発生した場合、協定に基づき「臨時災害放送局」を開設して住民に災害関連情報を放送する。

2 防災行政無線通信施設等の災害予防

(1) 現状及び課題

ア 県防災行政無線

県防災行政無線の整備により、町、県及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ確かな無線通信による情報の収集・伝達が行われている。また、県庁、合同庁舎及び町等の間に衛星系通信回線が整備され、通信回線の２ルート化が図られている。

イ 町防災行政無線

本町においては、資料編に掲げるとおり、同報系と地域系が整備されている。今後、これら無線設備の災害に備えた災害予防対策を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	設備の災害への安全性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。その際、デジタル化、不感地帯の解消、雨音対策、予備電源の充実等への措置、配置計画の検討等を行う。

3 電信電話施設災害予防

(1) 現状及び課題

電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等へ対して迅速な情報提供が必要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町は電信電話会社との連携を強化する。
通信・放送事業者	災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を実施する。 ア 電気通信設備等の高信頼化 電気通信設備とその附帯設備には必要な耐水、耐風、耐雪、耐震及び耐火構造化を行う。調査活動・情報発信を迅速に行うため、モバイル端末等を活用した被災状況収集システムの検討・作成イ 電気通信システムの高信頼化 (ア) 主要な伝送路を多ルート化構成若しくはループ構成とすること。 (イ) 主要な中継交換機を分散設置すること。 (ウ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。 (エ) 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。

	ウ 災害対策機器の配備 通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために必要な非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。

4 放送事業者との連携

(1) 現状及び課題

(株)エコーシティー・駒ヶ岳はテレビ放送を通じ町の災害情報を伝達する重要な事業者であることから連携強化に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	(株)エコーシティー・駒ヶ岳が災害非常対策規程に基づき行う放送施設の災害予防計画に協力する。

5 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から地中化をすすめる必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	通信事業者等との調整がついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を検討する。

資料編 ・ 防災無線等の体系（資料番号 34）
 ・ 災害非常対策規程（資料番号 35）

第 18 節 電気施設災害予防計画

【関係機関】

第 1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であり、町内には県企業局の与田発電所も設置されていることから、「災害に強い電気供給システムの整備促進」「災害時を想定した早期復旧体制の整備」を重点に、予防対策を推進する。

第 2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
中部電力(株)	水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。
県企業局	ア 電気工作物の点検整備等 発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障がないよう維持管理する。 イ 非常通信連絡体制の整備 災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。 ウ 防災訓練の充実 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。 エ 二次災害の防止 施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、特に導水路等の破損又は決壊、土砂災害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
中部電力(株)	非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。
県企業局	県地域防災計画及び長野県電気事業災害対策要綱に基づき、災害その他非常時における参集基準の明確化、配備指令の伝達手段及び参集手段の確保等について、職員の非常参集体制の充実を図る。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
関係機関	ア 電力会社において、平常時から他の電力会社との電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。 イ 県企業局は電力供給先である中部電力(株)との間で、電力供給の円滑化、設備の保安全管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。 ウ 県及び上伊那地域振興局、町に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

第19節 鉄道施設災害予防計画

【関係機関】

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

2 実施計画

実施主体	内 容
東海旅客鉄道 (株)	ア 施設・設備の安全性の確保 調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施する。 イ 職員の配置計画 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。 ウ 関係機関との連携 部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。
北陸信越運輸 局	ア 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。 イ 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。 ウ 関係機関との連携を図る。

第20節 災害広報計画

【総務部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。

そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。又、放送事業者、通信事業者等は被害に関する情報、被災者の安否情報等について情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、住民等からの問合せ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問合せに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 住民に対する情報の提供は、災害対策本部から防災行政無線及び有線放送等により行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。 イ 住民からの問合せ等は、専用の窓口や専用電話、FAXを設置し、本部職員が専属で対応できる体制の整備を図る。 ウ CATV等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。 エ ホームページ、防災メール等の利用やアマチュア無線クラブとの連携により、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。 オ 長野県大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、住民に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。 カ オの他、住民に対し各種の情報提供を行うため、県及び報道関係機関と体制の整備確認を行うとともに、安否情報の確認手段について住民への普及啓発に努める。 キ 外国語による情報提供体制を整備する。 ク 想定される広報用の文案を用意する。 ケ 無人航空機を活用した広報について、体制を整備する。
報道機関等	県内報道機関及び通信事業者は、住民に対して各種の情報提供を行うため、町と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を文書情報班に置き、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。 イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

資料編 ・ 報道機関連絡先一覧（資料番号 11）

第 2 1 節 土砂災害等の災害予防計画

【産業振興部、建設水道部】

【住民】

第 1 基本方針

本町には、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が災害危険箇所に近接する場合については、特に万全の対策が必要とされる。また、近年土砂災害の恐れのある宅地開発区域が土砂災害を受ける事例が見られる。土砂災害特別警戒区域においては宅地の分譲や要配慮者利用施設の建築のため開発行為が許可制である。これを受けて、土砂災害の恐れがある区域内の宅地開発を抑制し、また、土砂災害の恐れがある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。
- 2 災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設について防災対策を推進する。
- 3 土砂災害の恐れがある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

本町における山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区39箇所、崩壊土砂流出危険地区42箇所である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	山地災害危険地区については、県により毎年見直し調査がされており、平成5年度からは調査項目に地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意している。また、平成8年度には、地震対策に重点を置いた大幅な見直し調査を実施した。今後も、調査点検に際し、関係住民の理解と協力を得ながら、県に協力し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていく。

2 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本町周辺は、伊那谷断層帯が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多い。本町における土石流発生危険渓流は資料編（資料番号41）に掲げるとおりである。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地の指定を国及び県に働きかけ協議し、直轄指定箇所を含めた砂防工事を強力に推進するとともに、人命保護の立場から土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立を図り、当面の

	防災対策として、土石流発生危険渓流の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。
住民	住民は、土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難所等の確認をしておく。併せて、避難体制の確立と情報伝達を含めた防災訓練を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

本町における急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編（資料番号41）に掲げるとおりである。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、必要に応じ国及び県に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定を働きかけ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努める。 イ 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。 ウ 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、住民へ周知する。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。 エ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示等を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 オ 避難のための立ち退きの万全を図るため避難所等、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。 カ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。
住民	住民は、日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難所等の確認をしておく。併せて、避難体制の確立と情報伝達を含めた防災訓練を実施する。

4 土砂災害警戒区域対策

(1) 現状と課題

本町の土砂災害警戒区域は、令和7年8月時点で103箇所が指定されており、そのうち79箇所には特別警戒区域も含まれている。これら区域内には住宅も含まれているため、開発行為等に対する規制や住民への情報提供の仕方等、適切に対応していく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 (ア) 宅地の分譲や要配慮者利用施設の建築のため開発行為が許可制となることを周知する。 (イ) 建築基準法による建築物の構造規制

	(ウ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費、建物助成費について定める。 イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 (ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定める。 (イ) 情報伝達方法、避難地に関する事項等について住民に周知するよう努める。 (ウ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 ウ その他 (ア) 町は、危険区域の見直しや区域内の居住者の変更があった場合は速やかにデータの更新を行う。 (イ) 対象地域内の住民等を対象に運用訓練を実施する。 (ウ) 防災マップや研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。
住民	住民は、前兆現象等を発見した場合は速やかに役場へ知らせるよう日頃から配慮する。

資料編

- ・要配慮者利用施設一覧（資料番号 2 3）
- ・砂防法指定区域一覧（資料番号 4 0）
- ・土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧（資料番号 4 1）
- ・山腹崩壊危険地区一覧（資料番号 4 2）
- ・崩壊土砂流出危険地区一覧（資料番号 4 3）
- ・土砂崩壊危険地区一覧（資料番号 4 4）

第 2 2 節 防災まちづくり計画

【総務部、建設水道部】

第 1 基本方針

役場、文化館、飯島小・中学校の一带は、整備された公共施設が集積し、駐車場やグラウンドなどの防災空間も充実しており、防災的にも安全な空間が形成されている。

今後は、その他の住宅地においても、総合的な対策を推進して、安心して住めるまちづくりを進める。

第 2 主な取り組み

- 1 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間の整備を一層推進する。
- 2 土地の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の整備を一層推

進する必要がある。

これらの整備に当たっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- (1) 地区、日常生活圏、町全体、地域全体といった活動の広がりレベルに応じた施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保
- (2) 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備
- (3) 要配慮者に対する安全性確保
- (4) 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、積極的な整備に努める。 (2) 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

第23節 建築物災害予防計画

【建設水道部、教育部】

【建築物所有者等】

第1 基本方針

災害等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- | |
|---|
| 1 強風による落下物の防災対策を講ずる。
2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。 |
|---|

第3 計画の内容

1 建築物の災害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。 イ 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。 ウ 道路占有物について、落下、転倒防止の指導をする。 エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及、啓発に努める。
建築物所有者	建築物所有者等においては、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検

等	をし、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。 イ がけ地近接等危険性住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。 ウ 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を行い、災害を防止するための必要な措置を講ずる。
建築物所有者等	建築物所有者等においては、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における指定文化財はそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じた保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。 イ 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。
所有者	所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自主防災体制の確立を図る。

第 2 4 節 河川施設災害予防計画

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

第 1 基本方針

出水時の破堤を始めとする河川管理施設の災害は、多くの人命や財産を失うなど多大な社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第 2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全度を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存の河川施設に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

過去の災害と堤防の状況等を勘案し、県等により特に注意を必要とする地域として重要水防区域が設定されている。この区域の周知や水位情報の提供などにより水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

災害に強い町土づくりを目指し、国、県の協力を得ながら未改修河川の整備が必要である。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。
関係機関	河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
住民	区及び水利組合は、水門や農業用水の適正管理の体制整備を行う。

- 資料編
- ・重要水防区域一覧（資料番号 3 6）
 - ・出水による交通遮断が予想される橋梁（資料番号 3 7）
 - ・農業水利施設一覧（資料番号 3 9）
 - ・水防上重要なダム、水門の一覧（資料番号 4 7）
 - ・水防倉庫備蓄資器材一覧（資料番号 4 8）

第 2 5 節 ため池災害予防計画

【産業振興部】

【関係機関、住民】

第 1 基本方針

本町には 7 箇所のため池がある。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農業者の努力により維持され現在に至っているが、そのうち 2 箇所は、補強の必要のあるため池である。洪水等によりため池が決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがある。県・中川村・区・水利組合等と連携して、緊急度の高いものから補強工事を実施

し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

第3 実施計画

(1) 現状及び課題

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地を始め人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査と防災マップの作成に努める。 イ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
町、住民、管理団体	豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

資料編 ・ 農業用ため池一覧（資料番号 38）

第26節 農林水産物災害予防計画

【産業振興部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜、花き等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、きのこ栽培施設、畜舎等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保、間伐等の保育により健全な森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 上伊那農業改良普及センターの指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 実施計画

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による農作物被害の軽減を図るため、上伊那農業改良普及センター等の指導により、農作物等災害対策指針を策定し、予防技術の周知徹底を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。なお、周知すべき作目別の主な予防技術対策は次のとおりである。 (ア) 水稲 a 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。 b 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。 (イ) 果樹 a 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。 b 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。 c 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。 (ウ) 野菜及び花き a 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。 b ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。 c 風速30m/秒以上の強風が予測される場合には、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。 d 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。 (エ) 水産物 増水、濁水による養殖魚の斃死等が予測される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。 イ 凍霜害対策 農産物を凍霜害から未然に防止するため、常に長野地方気象台等関係機関からの霜予想や(株)エコーシティー・駒ヶ岳のCATV気象情報に留意し、降霜の有無・程度・最低気温の予想及び技術指導等を防災行政無線・有線放送を通じて関係農家に周知徹底を図る。
関係機関	町等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
住民	農業者は、農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、間伐等適期保育による健全な森林の育成について県から指導を受けている。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

また、本町のような地勢と気象条件におかれている地域の林業は、絶えず各種災害の脅威にさらされているが、災害予防対策・指導に努め、これらを未然に防止するよう努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 技術対策 林産物を各種災害から防護するため、町は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、林家に指導の徹底を図る。 イ 病虫害防除対策 松くい虫等病虫害防除の徹底を図るため、関係団体の協力を得て林産物病虫害防除の推進を図るように努める。
関係機関	ア 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。(中部森林管理局) イ 指導指針に基づいた森林施業を実施する。 ウ 関係機関は、県、町と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
住民	住民は、町が計画的に行う森林整備に協力する。

第27節 防災知識普及計画

【全部】

【関係機関、事業所】

第1 基本方針

自らの命は、自らが守るのが防災の基本であり、町による対策が、有効に機能するためには、住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの命を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、民間事業所及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、町は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 災害教訓の伝承を行う。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの命を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのよ

うな配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、民間事業所等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、新聞、CATV等のマスメディア、町ホームページ、出前講座等の住民向け講座及び各種広報資料等により災害時の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。 (ア) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識 (イ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識 (ウ) 地域、職場、家庭等コミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「互助」の防災意識 (エ) 正確な情報入手の方法 (オ) 要配慮者に対する配慮 (カ) 男女のニーズの違いに対する配慮 (キ) 関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (ク) 平素住民が実施しうる一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、出火防止等の対策の内容 (ケ) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等の災害危険箇所についての知識 (コ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識 (サ) 円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進 (シ) 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難所等での行動等防災知識の普及・啓発 (ス) 災害時の家族内の連絡体制の確保 イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成・配布し、徹底した情報提供を行う。 (ア) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民に配布する。 ・避難の確保を図るため必要な事項 ・要配慮者利用施設で特に必要な施設の名称及び所在地 (イ) 土砂災害警戒区域について次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等で情報提供も行う。 ・土砂災害に関する情報の伝達方法 ・避難所等に関する事項 ・その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項 (ウ) 山地災害危険区域等の山地災害に関する情報提供も行う。 ウ 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対し協

	力・指導する。 エ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう防災に関する研修、講習会等啓発の機会を設ける。
住民	住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。 ア 避難路、避難所等の確認・避難所等の運営訓練 イ 発災時の連絡方法 ウ 要配慮者の避難についての役割の確認 エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認 オ 備蓄食料の試食及び更新 カ 周辺の危険箇所の確認 キ 自主防災組織に対する、地区別防災カルテ等の作成・更新の協力
事業所	民間事業所等においては、災害発生時に事業所が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。
関係機関	日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設、旅館、ホテル、駅、スーパー等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。 保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報器、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について助言及びその他の支援を行う。
防災上重要な施設の管理者等	発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。社会福祉施設等における消火器具、警報器、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理等を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

学校等において児童生徒等が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように町その他関係機関と連携したより良い実践的な防災訓練の実施に努める。 イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 (ア) 防災知識一般 (イ) 避難の際の留意事項 (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 (エ) 具体的な危険箇所 (オ) 要配慮者に対する配慮 ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項の防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。地域の防災力の充実を図る観点から、専門的な人材の育成確保を図ることが必要であり、国の研修機関等及び県・町の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携など人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。 ア 自然災害に対する一般的知識 イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ウ 職員等が果たすべき役割 エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識 オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 災害教訓の伝承

実施主体	内 容
町	過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切

	に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、まちづくりに活かす。

第28節 防災訓練計画

【総務部】

【事業所、住民】

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、民間事業所等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住居地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

第2 主な取り組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害の被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。
- 3 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

関係機関及び住民が参加して、災害予防及び応急対策について総合的な防災訓練を毎年9月1日「防災の日」前後等に実施している。

町では地区分散型の地震総合防災訓練を実施し、初期消火訓練を始め、救助訓練、炊出し訓練、安否確認訓練を行っている。毎年、防災訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。 ア 実施時期の目安は次のとおりとする。 (ア) 毎年9月1日「防災の日」前後 (イ) 梅雨入り前等災害シーズンの前の時期 (ウ) 他地域での大規模災害で新たな防災上の対応が必要となった場合

	イ 実施場所 各地区小・中学校、公民館等 ウ 実施方法 住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練を行う。 (ア) 水防訓練 水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は県と水防協力団体の協力を得て水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。 (イ) 消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と併せて行う。 (ウ) 災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。 (エ) 通信訓練 災害時における円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練を行う。非常無線の訓練を地区ごとに、又は数地区にわたって定期的に行う。 (オ) 避難訓練 災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て、避難所等への避難訓練を行う。 (カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的な訓練の実施も検討する。 (キ) 避難行動要支援者に対する訓練 災害時における避難行動要支援者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。 (ク) 情報収集及び伝達訓練 災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。 (ケ) 消防団による実働訓練 - a 模擬消火訓練 - b 避難誘導訓練 - c 地域住民の初期消火訓練 - d 防災行政無線、消防無線の通信訓練
住民	住民は、県、町等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。自主防災組織等を中心として実施する主な訓練は次のとおりである。 ア 情報の収集伝達訓練 イ 初期消火、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練 ウ 地域における危険箇所の把握 エ 避難行動要支援者の安全対策訓練

	才 家庭内における災害対策の点検
事業所	民間事業所等においても、従業員等による初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練等の防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には事後評価を行う必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 実践的な訓練の実施 (ア) 町は、次のような多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ災害図上訓練等を活用して実践的なものとなるよう工夫する。 a 訓練の目的を具体的に設定した上で、災害の被害の想定を明らかにする。 b 訓練参加者、使用する器材及び訓練の実施時間を工夫する。 c 要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる。 (イ) 自主防災組織、民間事業所、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努める。 (ウ) 避難行動要支援者個別避難支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合いを常に発揮できるよう努める。 (エ) 県等他の関係機関との連携、災害時の応援協定の実施事項の確認を実践形式で行う。 イ 訓練の事後評価 訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

3 訓練成果の取りまとめ

(1) 現状及び課題

訓練を訓練として終わらせることなく、実際に反映されるように努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第29節 災害復旧・復興への備え

【全部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生後円滑で迅速な復旧活動を行うために、平常時から復旧時の参考になるようデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復旧活動のためには重要である。

第2 主な取り組み

- 1 復旧のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 2 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。

第3 実施計画

1 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。
関係機関	関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 災害復旧用資材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、資機材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町は、町内建設業者、森林組合及び県に対する資機材供給体制を整備しておく。

第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

【総務部、企画政策部、健康福祉部】

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、一層の自主防災組織の強化育成を図るとともに、民間事業所等に対しても防災組織の組織化と強化を指導する。

第2 主な取り組み

- 1 組織化が遅れている地区を中心に組織化を促進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容を明確化する。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 防災リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 組織の充実強化

(1) 現状及び課題

本町における自主防災組織の現状は、資料編（資料番号12）に掲げるとおりである。現在組織化が遅れている地区に対しては、組織化の促進、自主防災意識の涵養を図っていく。また、民間事業所等に対しても自主防災組織の組織化を指導していく。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 組織の活動内容

平常時の活動	発災時の活動
ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及	ア 情報の収集及び伝達
イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施	イ 出火防止、初期消火
ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布	ウ 避難誘導活動
エ 避難行動要支援者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）	エ 避難所の開設・運営等
オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検	オ 救助等の実施及び協力
	カ 炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

町は、飯島町自主防災組織施設整備事業補助金交付要綱（昭和56年告示第13号）により、自主防災組織を育成するため自主防災組織が防災施設の整備を行う経費に対し、補助金を交付している。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、この制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	コミュニティ助成事業、町自主防災組織施設整備費補助事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 研修の実施などによる防災リーダーの育成、女性や多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。 イ 組織体制の強化のため、自主防災アドバイザーを活用し主要な責任者の任期の延長や消防団OB等災害対策の経験者の参加を求める。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日ごろから、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

資料編 ・ 自主防災組織編成表（資料番号12）
・ 消防・防災施設関係等整備事業交付金・補助金概要（資料番号19）

6 防災士の育成・協力

(1) 現状及び課題

自主防災組織等の活動において、組織の長や役員などのリーダーシップは重要である。しかし、多くの組織では役員の任期が短く、活動の継続性や専門知識の蓄積が困難な状況にある。また、災害時のリーダー不在などの懸念もあり、リーダーを専門的知見から補佐し、状況に応じてその役割を代行できる人材の確保が急務となっている。

この解決策として、専門的な知識と技能を有する「防災士」の活躍が期待される。地域ごとに防災士を育成し、自主防災組織等と緊密に連携させることで、組織の専門性を高めるとともに、災害対応力の持続的な強化を図ることが有効となる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 各地区・自治会における防災士の養成を支援し、地域ごとの専門人材の確保に努める。 イ 防災士相互のネットワーク化を推進し、研修会や情報共有の場を提供することで、スキルの維持・向上を図る。 ウ 防災士と自主防災組織等とのマッチングや連携を促進し、地域防災活動の助言者・実働者としての定着を図る。

第3 1 節 事業所防災に関する計画

【総務部、産業振興部】

【事業所】

第 1 基本方針

民間事業所は、災害発生時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域の共生など、多岐にわたる役割が求められている。

各事業所において、これらの重要性を十分認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実践するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第 2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識した災害時の活動体制を定めるとともに、防災訓練を実施し事業所及び地域の防災力の向上に努める。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被害により事業所活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、事業所の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩など周辺地域に与える影響も大きく、事業所の社会的損失も大きい。事業所は、事業所活動が停止や、二次災害が発生することがないように、あらかじめ各種災害に対処する事業所の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、事業所においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿勢が望まれる。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 住民向け講座などの啓発活動や研修により、事業所のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災に関する取り組みの積極的評価により事業所の防災力向上の促進を図る。 (2) 事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。
事業所	(1) 社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するなど、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。 (2) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。 (3) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。 (4) 事業所の属する地域で行われる防災訓練に積極的に参加するよう努める。 (5) 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する。

第3 2 節 ボランティア活動の環境整備計画

【健康福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、町だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、関係機関が環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 ボランティアの事前登録を、町社会福祉協議会等において実施する。
- 2 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 3 ボランティア間の調整機能を高めるため、ボランティアコーディネーターの養成及び育成を推進する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の支援、物資・資材の輸送配分等多様である。

こうした多種多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
社会福祉協議会	町社会福祉協議会等は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるように、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、社会福祉協議会	ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

3 ボランティアコーディネーターの養成及び育成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、社会福祉協議会	ア 県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等と協力して、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。 イ ボランティア間の調整機能を向上し、円滑に活動を推進するためボランティアコーディネーターの活用を努める。

第33節 災害対策基金等積立及び運用計画

【企画政策部、会計部】

第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害復旧事業等のため、町は、飯島町基金条例（平成19年3月22日条例第4号）により、財政調整基金の積立てを行い、その運用に当たっている。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第34節 住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進

【総務部、地域創造部】

【事業所、住民】

第1 基本方針

町内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき、当該地区における防災力の向上を図るため、自発的な防災活動に関する計画を作成し、町と連携して防災活動を行うこととする。

第2 主な取組み

住民等は、防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等の内容を含めたうえで地区防災計画等の作成に努める。なお、計画の段階で町の意見を求めることができる。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、町内の一定の地区の居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町が活動の中心となる飯島町地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図る。

なお、地区防災計画は「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

実施主体	内 容

町	一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。
一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者	地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画として、町と連携して防災活動を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立

【全部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生直後において、各関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる等、迅速、的確な被害状況調査を行う。

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び風水害、土砂災害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、本町内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種類

実施主体	内 容
町	(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。 (2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。 (3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況の調査

実施主体	内 容
町	本町における被害状況の調査は、資料編「担当部」欄に掲げる部署等が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、資料編に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行う。 また、町は、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料編 ・ 被害状況調査担当部・協力機関（資料番号 1 0）

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 被害認定基準（資料番号 5 0）

4 災害情報の収集・連絡系統

（1）報告様式

被害状況報告様式は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧（資料番号 9）
・ 被害状況報告等の様式（資料番号 5 9）

（2）連絡系統

被害状況の連絡系統は災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、町は直接県関係課に報告し、その後において上伊那地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡が取れない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

資料編 ・ 災害情報収集連絡系統（資料番号 3 3）

（3）連絡の実施事項の概要

実施主体	内 容
町	ア 被害報告等 （ア）第2の2において町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、（1）で定める様式及び（2）で定める連絡系統により上伊那地域振興局等に報告する。なお、火災・災害等即報要領「第3 直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報

	告する。 (イ) 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は上伊那地域振興局長に応援を求める。 (ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。 なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻る。 (エ) 非常参集する職員は登庁途上での被害の発生状況について本部総務班へ報告する。 イ 応急対策活動情報の連絡 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県から、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。 ウ 地震情報 気象庁地震火山部及び長野地方気象台から、地震発生後地震に関する情報が次のとおり発表・伝達される。 (ア) 震度速報 震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。 地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。 (イ) 地震情報（震源に関する情報） 震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。 (ウ) 地震情報（震源・震度に関する情報） 震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。 (エ) 地震情報（その他の情報） 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや活発な群発地震時や余震活動時に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。 (オ) 地震情報（各地の震度に関する情報） 震度1以上を観測した場合に発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。 (カ) 地震情報（推計震度分布図）

	震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表。 なお、本町の震度は、役場敷地内の気象庁設置震度計により観測され、地域名は「長野県南部」、市町村名は「飯島町」としてテレビ等で発表されるが、宿直室及び防災無線室に設置されている県震度情報ネットワークシステム計測震度計にも表示され確認できる。 町の防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

資料編 ・ 気象庁震度階級関連解説表（資料番号53）

5 通信手段の確保

実施主体	内 容
町	災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。 被害状況の情報に基づき、町は、次の事項を実施する。 (1) 町防災行政無線、長野県防災情報システムを活用したエリアメール等、有線放送、いいちゃんメール（電子メールを利用して飯島町が登録者に発信する情報提供メール）、SNS等を活用し、住民への迅速な周知に努める。 (2) 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。 (3) 災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる通信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。 (4) 被災者支援システムを活用して避難所等や被災者の情報の収集及び伝達を図る。

資料編 ・ 災害情報収集連絡系統（資料番号33）

第2節 非常参集職員の活動

【全部】

第1 基本方針

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、町災害対策本部を設置する。町は申合せにより、参集が一定の人数に達した段階で災害対策本部を発足させる。その際、参集した職員がすべて本部職員を勤める。参集人数が増え次第随時組織は拡大されるものとする。

第3 活動の内容

1 責務

実施主体	内 容
町	町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

実施主体	内 容
町	災害応急対策に対処するため、状況に応じた活動体制をとる。 なお、各体制の配備体制及び人員については、資料編に掲げるとおりとする。

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

(1) 伝達系統

実施主体	内 容
町	配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。 ア 勤務時間内 イ 勤務時間外

(2) 伝達方法

実施主体	内 容
町	配備決定に基づく総務班からの関係職員への配備指令の伝達は、庁内放送、電話、使走、メール、防災行政無線のうち最も適した方法により行う。

(3) 配備担当者の決定

実施主体	内 容
町	関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(4) 自主参集

実施主体	内 容
町	職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。 道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの出先機関又は避難所等に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。 なお、職員は登庁途上で被害状況の把握に努め、総務部総務班へ状況を報告する。

4 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

実施主体	内 容
町長	町長は、前記「2 活動体制」における警戒一次体制、警戒二次体制、非常体制及び緊急体制をとるべき状況のときで必要があると認めるときは、町災害対策本部を設置する。 なお、災害対策本部設置の前段階として、警戒本部の設置も必要により行う。

(2) 体制の種別

実施主体	内 容
町長	町長は、災害の状況に応じ、前記「2 活動体制」における警戒一次体制、警戒二次体制、非常体制及び緊急体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

実施主体	内 容
町	町災害対策本部の組織及び事務分掌は、飯島町災害対策本部条例に定めるところにより、資料編に掲げるとおりとする。

- 資料編
- ・飯島町災害対策本部組織編成図（資料番号3）
 - ・飯島町災害対策本部事務分掌表（資料番号4）
 - ・風水害、震災対策時の配備体制（資料番号5）
 - ・配備人員一覧表（資料番号6）
 - ・ヘルメット・腕章（資料番号7）
 - ・飯島町災害対策本部標札（資料番号8）
 - ・報道機関連絡先一覧（資料番号11）
 - ・飯島町災害対策本部条例（資料番号15）

(4) 本部設置場所

実施主体	内 容			
町	災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災した場合は、飯島町文化館に設置する。			
	〈災害対策本部設置場所〉			
	じ種 別	名 称	所 在 地	電話番号
	原則設置場所	役場庁舎	飯島町飯島2537	0265-86-3111
	代替設置場所	飯島町文化館	飯島町飯島2489	0265-86-5877

(5) 本部長及び副本部長

実施主体	内 容		
町	ア 町長を本部長とし、副町長を副本部長とする。		
	イ 本部長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副本部長がその職務を代理する。町長、副町長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務課長の順とする。		
	〈本部長職務代理者〉		
	1 位	2 位	3 位
	副町長	教育長	総務課長

(6) 本部事務局の設置

実施主体	内 容
町	ア 災害対策本部が設置された場合は、本部事務局を設ける。 イ 本部事務局長は総務課長、事務局員は総務課危機管理係職員をもって充てる。 ウ 本部事務局は、本部の庶務、各部の連絡、調整及び本部長命令の伝達等を行う。

(7) ヘルメット・腕章の着用

実施主体	内 容
町	本部長、副本部長、本部員、本部職員等は、災害対策活動に従事するときは、資料編に掲げるヘルメット及び腕章を着用する。

(8) 災害対策本部設置・閉鎖の通知

実施主体	内 容		
町	災害対策本部を設置したときは、次の機関等に通知又は公表する。また、役場庁舎玄関に資料編に掲げる本部標識板を掲出する。		
	通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当班
	県（上伊那地域振興局）	県防災行政無線、電話、その他	総務部総務班
	駒ヶ根警察署	〃	〃
	伊南 南消防署	〃	〃

	指定公共機関	//	//
	一般住民	町防災行政無線、有線放送、 広報車、その他	総務部文書情報班
	報道機関	電話、口頭、文書	//
	各部班	庁内放送	総務部総務班

(9) 各部班の活動要領

実施主体	内 容
町	ア 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名する。 イ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員により本部事務局長へ報告する。 ウ 本部事務局長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。 エ 本部事務局長は、災害の状況、当該災害についての町の対策及び被災者に対する要望事項等を、防災行政無線、有線放送、広報車等により住民に周知し、必要に応じ報道機関の協力を得る。 オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。 カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

(10) 本部員会議

実施主体	内 容
町	ア 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。 イ 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。 ウ 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部長に申し出る。 エ 会議には必要に応じて指定（地方）公共機関等関係機関の職員の出席を要請する。

(11) 現地災害対策本部の設置

実施主体	内 容
町長	ア 町長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、飯島町災害対策本部条例の定めるところにより、災害地に現地災害対策本部を置く。 イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、本部職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、本部職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

(12) 県の現地対策本部との連携

実施主体	内 容
町	県の現地対策本部が町内に設置された場合は、当該現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(13) 本部の廃止

実施主体	内 容
町	本部長は、町域内において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部

	を廃止する。 ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。 イ 公的避難所等の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。 ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。 エ 被害数値がおおむね確定したとき。 オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(14) 町水防本部との関係

実施主体	内 容
町	町水防本部は、町災害対策本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(15) 災害救助法が適用された場合の体制

実施主体	内 容
町	町域に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

第3節 広域相互応援活動

【総務部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮する。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応

援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに援要請を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 消防に関する援要請 (ア) 県内市町村等に対する援要請 上伊那広域消防本部は、災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。 (イ) 他都道府県への援要請 上伊那広域消防本部は、(ア)の場合における相互援協定に基づく県内の他市町村等からの援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の援を知事に要請する。 a 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。） b 「大規模特殊災害時における広域航空消防援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能機関等における相互援協定」に基づくヘリコプターの援 c その他、他都道府県からの消防の援 イ 消防以外に関する援要請 (ア) 他市町村に対する援要請 a 町長は、災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、町の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互援協定に基づき、速やかに他市町村長に援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。 b 奈良県斑鳩町及び三重県鳥羽市と締結している災害時等の相互援協定により、物資等の提供・あっせん、人員の派遣等の要請をする。 c 町長は、前記 a、b の場合における他市町村からの援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、他の市町村等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。 (a) 援を求める理由及び災害の状況 (b) 援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等 (c) 援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等 (d) その他必要な事項 (イ) 県に対する援要請等 町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、(ア) c (a)～(d)に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第

	68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。 (ウ) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあっせんを求める。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 情報収集及び応援体制の確立 町は、災害の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等からの要請を受けた場合は、直ちに出動する。 イ 指揮 町は、応援に出動した場合、被災市町村等の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。 ウ 自給自足 町は、被災市町村等の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。 エ 自主的活動 通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

町が、他の市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入れ体制が必要となる。

しかし、受入れ体制をすべて整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受援体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

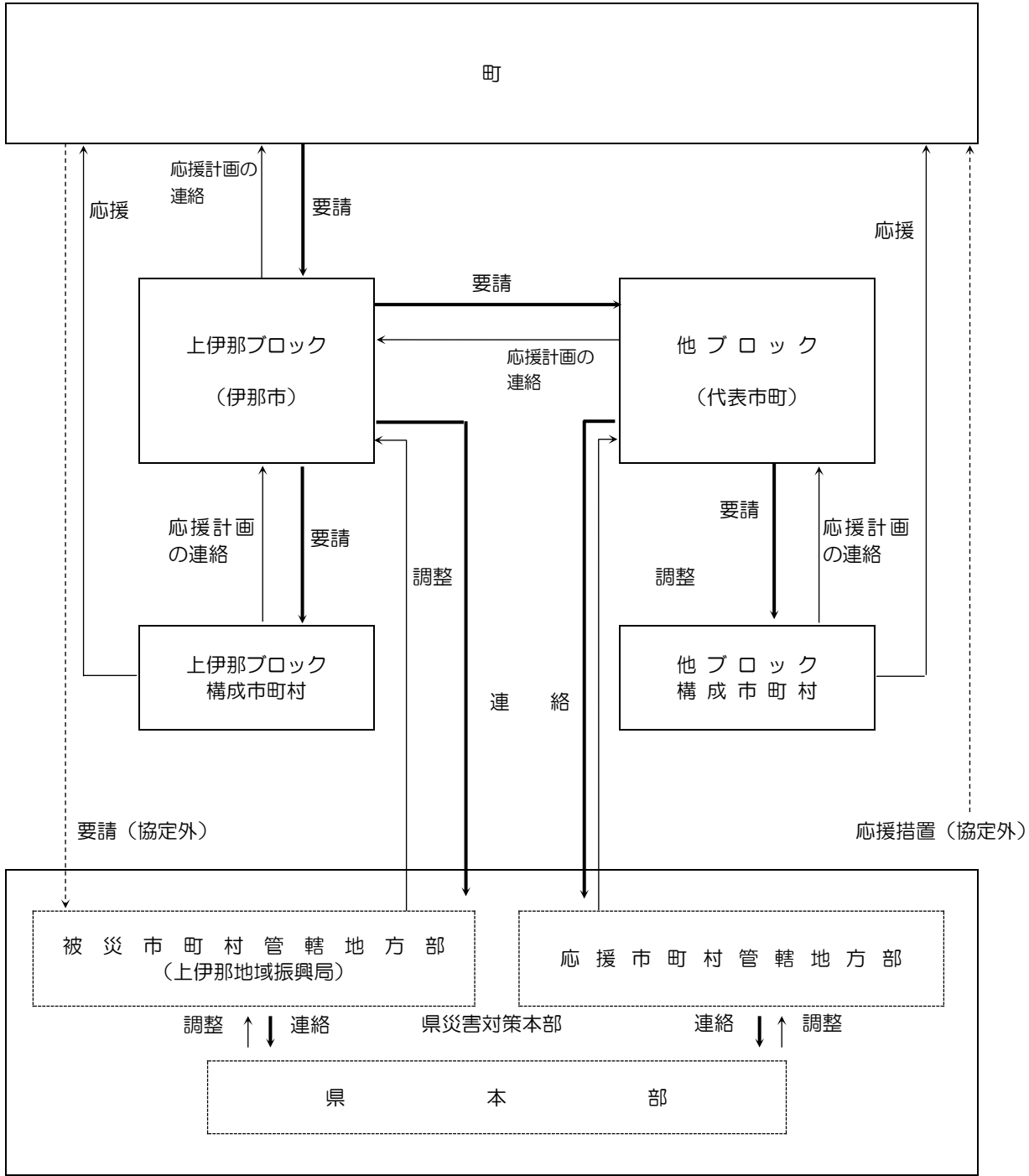
実施主体	内 容
町	町が、他市町村に応援の要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。 また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援部隊の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 経費の負担

実施主体	内 容
町	(1) 県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。 (2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

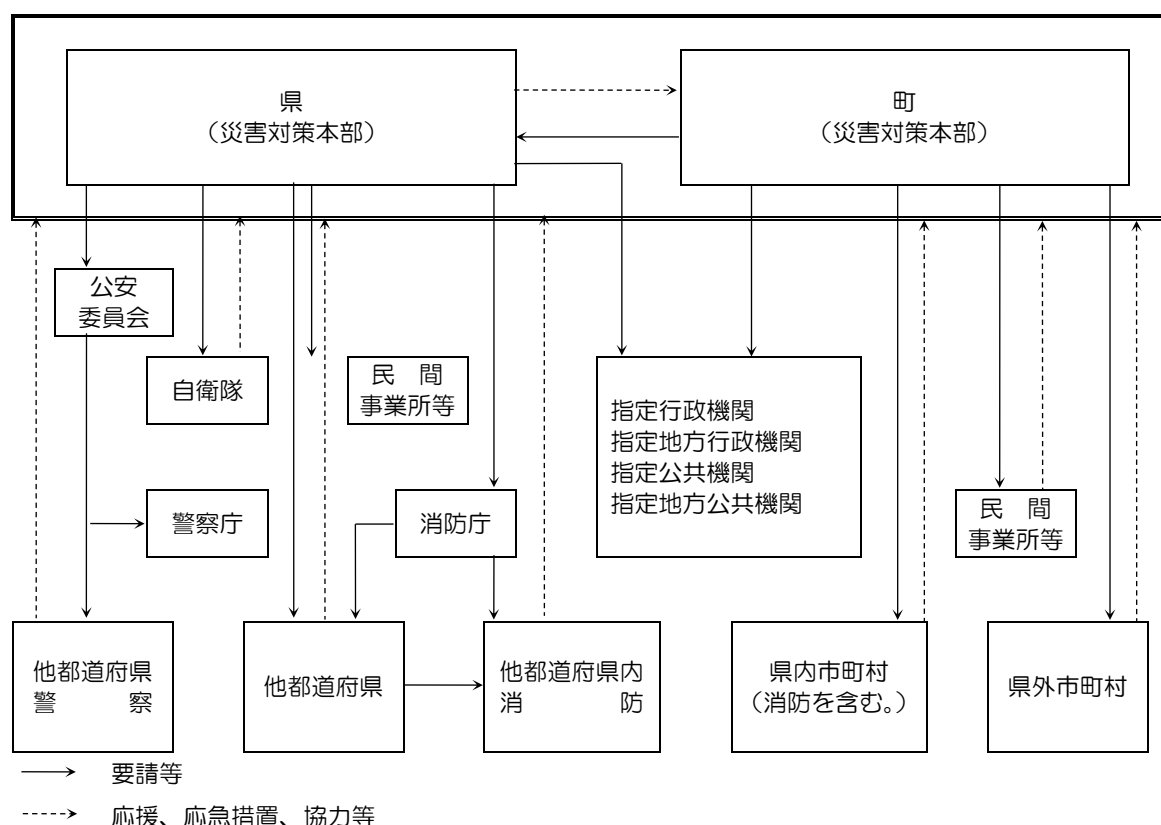
〈長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統〉

(常備消防分を除く)



凡 例	要請に係る系統 (応援協定)
	応援に係る系統 (応援協定)
	要請に係る系統 (協定外)
	応援に係る系統 (協定外)

〈広域相互応援体制図〉



第4節 ヘリコプターの運用計画

【総務部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行う（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。

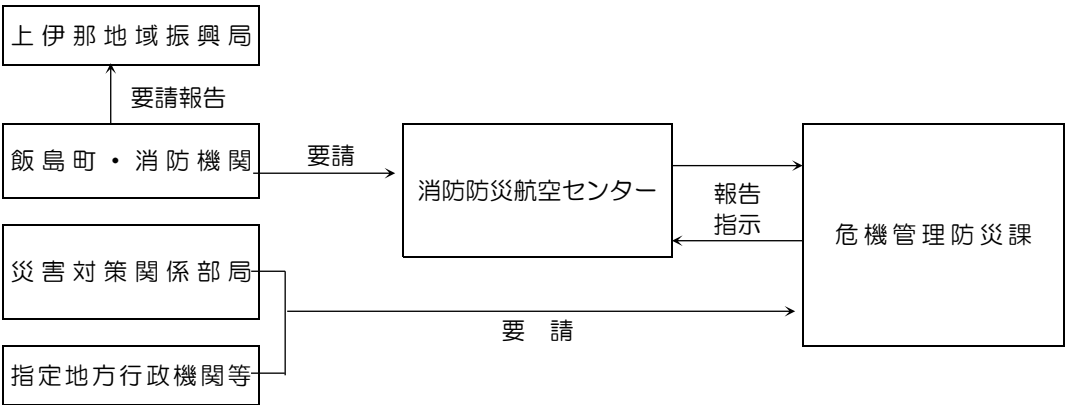
(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）。 (ア) 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等） (イ) 活動に必要な資機材等 (ウ) ヘリポート及び給油体制 (エ) 要請者、現場責任者及び連絡方法 (オ) 資機材等の準備状況 (カ) 気象状況 (キ) ヘリコプターの誘導方法 (ク) 他のヘリコプターの活動状況 (ケ) その他必要な事項 イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。 ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。 エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。 オ 自衛隊の派遣要請手続については本章第3節「自衛隊災害派遣活動」による。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

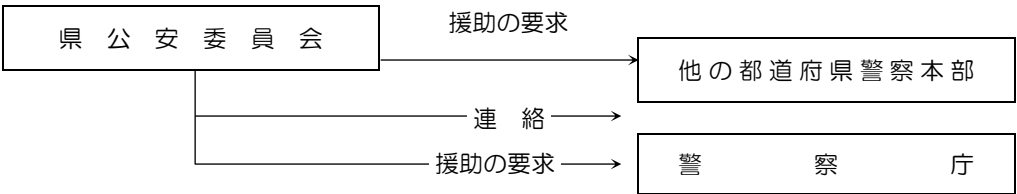


2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



3 広域航空消防応援ヘリコプター

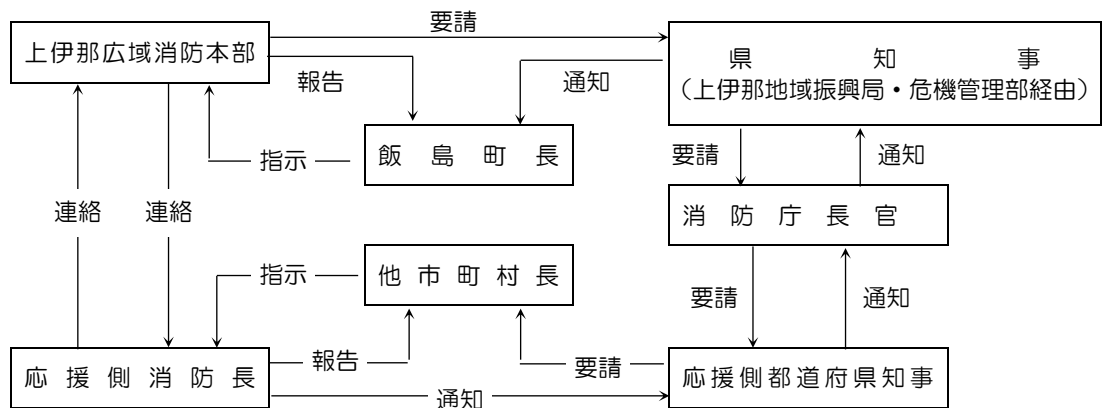
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

- (1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空小隊は以下のとおりである。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市

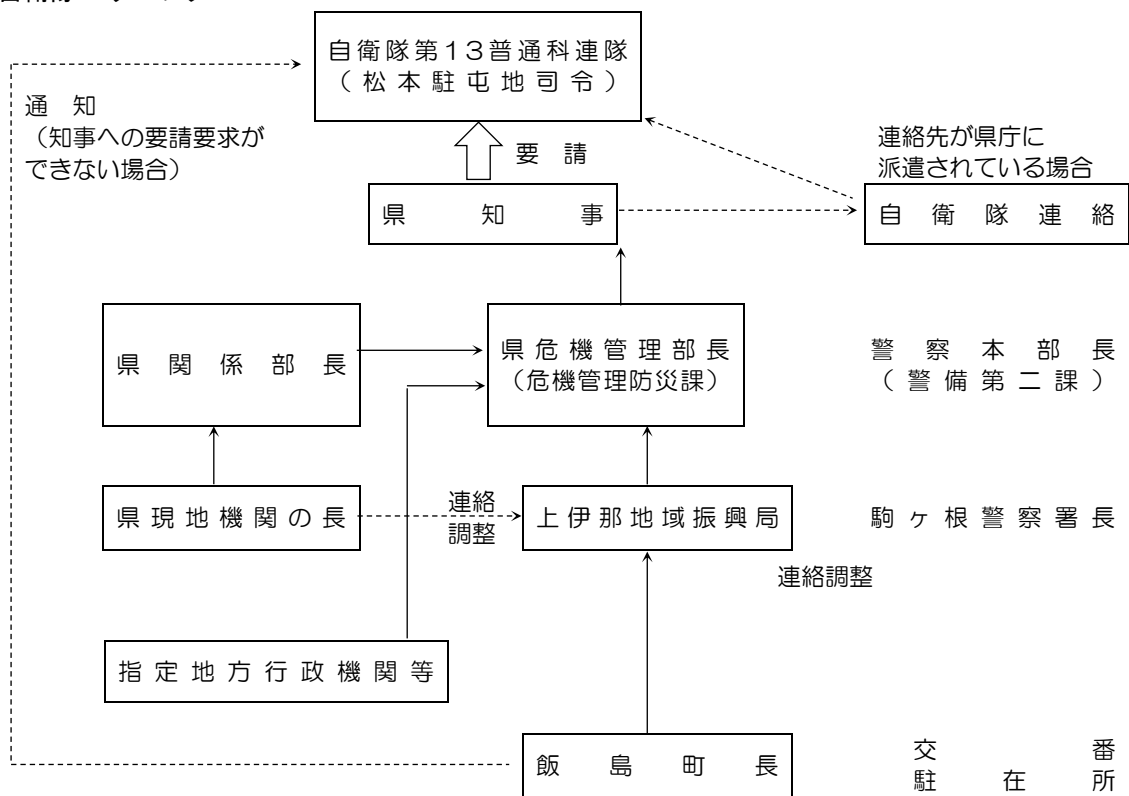
- (2) 第一次航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおりである。

栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市



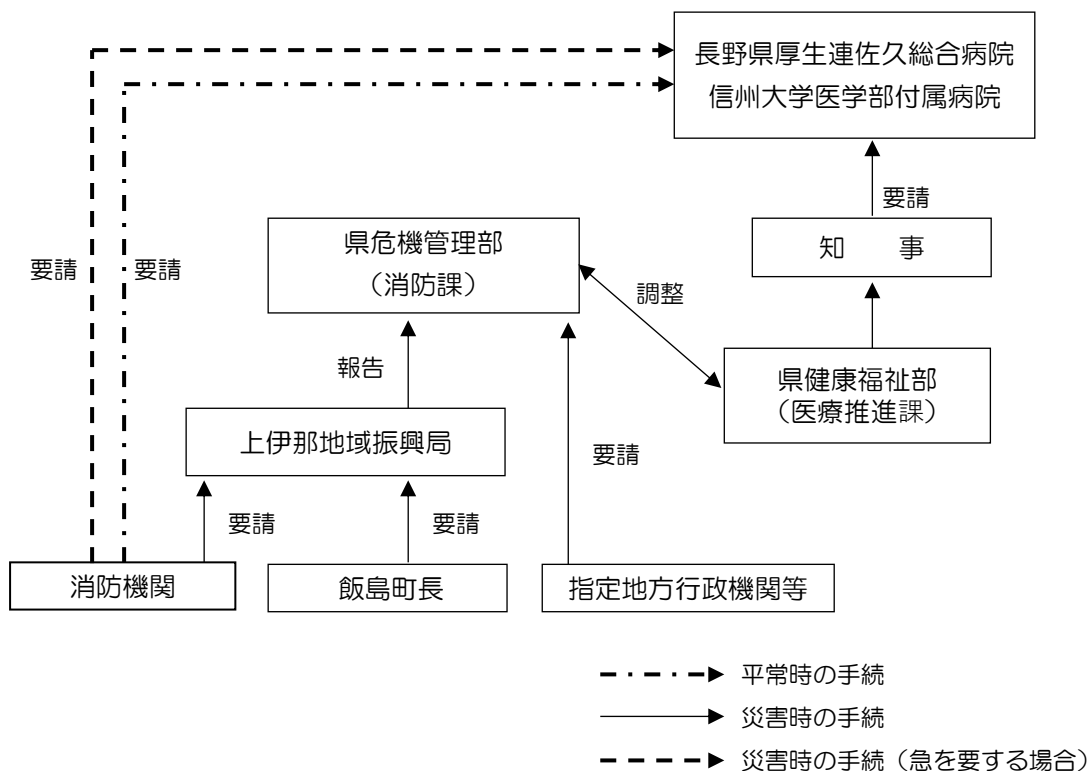
資料編 ・災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧（資料番号31）

4 自衛隊ヘリコプター



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合、県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院ヘドクターヘリの出動を要請する。



第5節 自衛隊災害派遣活動

【総務部】

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときには、県及び町だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について確認する。
- 2 町と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

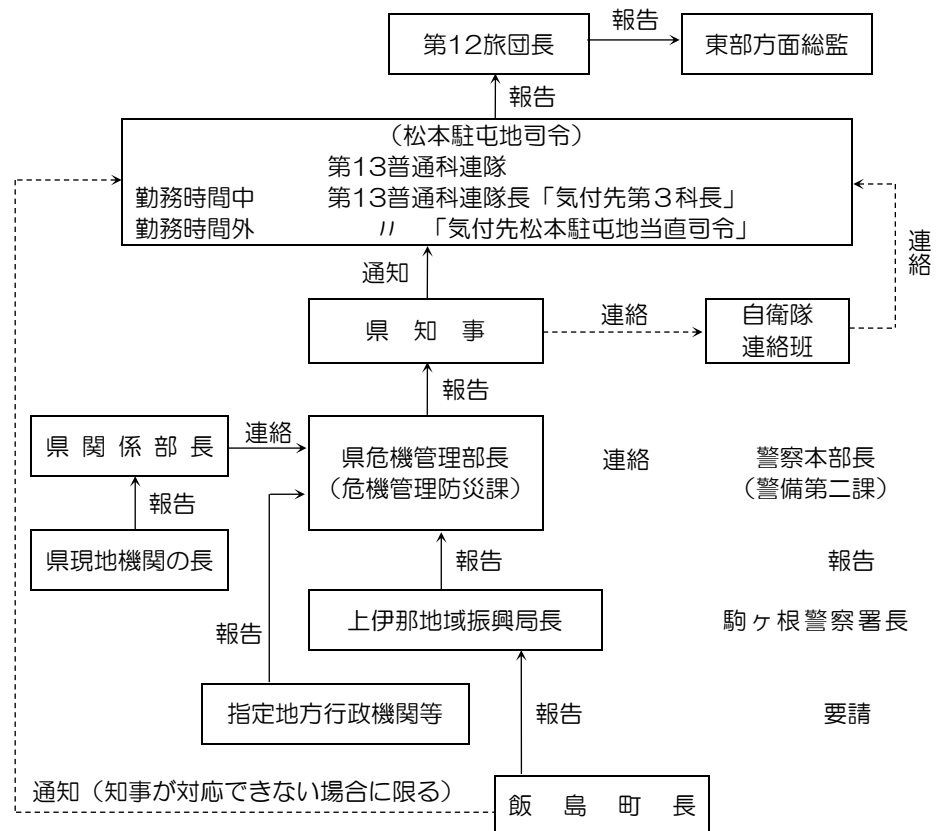
災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容																																
町	ア 派遣要請の範囲 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段による偵察</td></tr> <tr> <td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr> <tr> <td>遭難者等の搜索、救助</td><td>死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）</td></tr> <tr> <td>水防活動</td><td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積み込み及び運搬</td></tr> <tr> <td>通信支援</td><td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td></tr> <tr> <td>消防活動</td><td>利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td></tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td><td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）</td></tr> <tr> <td>応急医療、防疫、病虫害防除等の支援</td><td>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町が準備）</td></tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）</td></tr> <tr> <td>炊飯及び給水支援</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は町、県、その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）</td></tr> <tr> <td>交通規制の支援</td><td>自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。</td></tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td></tr> <tr> <td>予防派遣</td><td>災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。</td></tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	遭難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積み込み及び運搬	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）	応急医療、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町が準備）	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）	炊飯及び給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は町、県、その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）	交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合	その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。
項 目	内 容																																
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察																																
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																
遭難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）																																
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積み込み及び運搬																																
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																
消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）																																
応急医療、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町が準備）																																
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）																																
炊飯及び給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は町、県、その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）																																
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。																																
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																
予防派遣	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合																																
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。																																

イ 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手續系統は、次表のとおりである。



ウ 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

- (ア) 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって上伊那地域振興局長若しくは駒ヶ根警察署長に派遣要請を求める。
- (イ) 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに上伊那地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- (ウ) 上伊那地域振興局長又は駒ヶ根警察署長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(工) 要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- e その他参考となるべき事項
- f ヘリコプターを要請する場合は、ヘリポートの状況

〈自衛隊への連絡先〉

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

連絡先：

時 間 内	時 間 外
第三科 NTT 0263-26-2766 (235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (259) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 NTT 0263-26-2766 (302) 防災行政無線 8-535-78 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (259) 防災行政無線 8-535-76

エ 派遣部隊の受入措置

- (ア) 受入れ総括責任者は対策本部長（町長）とする。
- (イ) 連絡責任者は総務部長とし、現地連絡調整者（上伊那地域振興局長等）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- (ウ) 総務部長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。
- 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
 - 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
 - 派遣の状況により建設水道部長と調整し、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
 - ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。
 - 作業計画の連絡調整
自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう関係機関との連絡調整に努める。
- 作業箇所及び作業内容
 - 作業箇所別必要人員及び資機（器）材
 - 作業箇所別優先順位
 - 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
 - 部隊との連絡方法及び連絡場所
- (エ) 駒ヶ根警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。
- (オ) 部隊の集結場所、宿营地及び車両、資機材等保管場所は、次のとおりとする。

〈部隊の集結場所〉

名 称	所 在 地
町文化館駐車場	飯島町飯島2489

〈部隊の宿营地及び車両、資機材等保管場所〉

名 称	所 在 地
町弓道場	飯島町飯島2481
アグリネイチャーいいじま	飯島町飯島3907-1636

	(カ) ヘリコプターの臨時発着場の開設 a ヘリコプター臨時発着場（以下「ヘリポート」という。）は、資料編に掲げるとおりとする。 b 被害状況の調査及びヘリポートの指定 総務班は、資料編に掲げるヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。 c 開設の方法 総務班は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。 (a) 広さ 開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。 (b) 整地（地均し） ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。 (c) 発着点の表示 ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅30センチメートル以上の白線で半径2メートル以上の円を描き、中央にHと表示する。 (d) 風向の表示 地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹き流しを発着場付近に立てる。吹き流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。

資料編 ・ 災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧（資料番号31）

2 派遣部隊の活動

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。 イ 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。 ウ 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。
住民	住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 派遣部隊の撤収時期については、総務部長が、関係部長と協議して、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、県現地連絡調整者に報告する。 イ 総務部長は、県本部長から派遣部隊の撤収の通知を受けたときは、関係部長に連絡をする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。 ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。） イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料 ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用 エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償 オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定した費用

第6節 救助・救急・医療活動

【総務部、健康福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Teamの略、以下DMATという。）の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 町及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 関係機関により編成されたDMATにより初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。
- 3 惨事ストレス対策を行う。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町等	ア 伊南 南消防署は消防計画における救助・救急計画等に基づき、町災害対策本部、消防団、駒ヶ根警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。 イ 町及び上伊那広域消防本部は必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。 ウ 伊南 南消防署は、町災害対策本部、消防団、駒ヶ根警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。 エ 伊南 南消防署及び消防団は、救助活動に当たり、町災害対策本部、駒ヶ根警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。 オ 伊南 南消防署は、救急活動に当たり、町災害対策本部、消防団、駒ヶ根警察署、DMA T等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。 カ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。
関係機関	ア 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。また、状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、又は単独で長野県赤十字救護隊を出動させ傷病者の搬送等に当たる。 イ 長野県医師会、(一社)上伊那医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)上伊那歯科医師会、災害拠点病院（伊那中央病院）、災害対応病院（昭和伊南総合病院）等は、あらかじめDMA Tを編成し、効率的な救助活動を行う。 ウ DMA Tを有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。 〈DMA Tの連絡系統図〉 (ア) 町から要請する場合 <pre> graph LR A[町] -- 要請 --> B[県] B -- 要請 --> C[DMA T] C -- 派遣 --> D[災害拠点施設] </pre>

	(イ) 上伊那広域消防本部から要請する場合 <pre> graph LR A[上伊那広域消防本部] -- 要請 --> B[DMAT] B -- 派遣 --> C[災害拠点施設] A -- 報告 --> D[県] A -- 協議 --> E[町] </pre> ※上伊那広域消防本部からの要請時には、長野県に限り報告は後日でもよい。(ただし、町への協議は行う。)
住民及び自主防災組織	発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、住民及び自主防災組織は、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、DMAT等に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療・助産活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成されたDMATによる初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、町の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町が医療機関の協力を得て実施する医療・助産活動は、次のとおりとする。 ア 医療の範囲 (ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術 (エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護 イ 助産の範囲 助産の範囲は、次のとおりとする。 (ア) 分娩の介助 (イ) 分娩前、分娩後の処置 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 ウ 救護所の設置 救護所は、飯島町保健センターのほか避難所等に天幕等を張って応急的に設置する。 エ 医療チームの編成とDMAT等の要請

	(ア) 医療チームは、「上伊那地域災害時医療救護活動マニュアル」に基づき編成する。 (イ) 災害の規模及び状況により、(ア)の班編成で対応できないときは、(一社)上伊那医師会、町外医療機関、日本赤十字社等の編成するDMA Tの応援出動を要請する。 オ 医療チーム及びDMA Tにおいて実施する業務 医療チーム及びDMA Tが担当する業務は、次のとおりである。 (ア) 負傷の程度の判定 (イ) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 (ウ) 救急処置の実施 (エ) 救急活動等の記録 (オ) 遺体の検案 (カ) その他必要な事項 カ 負傷者等の搬送 (ア) 搬送体制 a 比較的軽症の被災者の被災場所から救護所及び医療機関への搬送は、自主防災組織、消防団及び家庭の協力を得て行う。 b 重症者等で災害拠点病院（伊那中央病院）や災害対応病院（昭和伊南総合病院）への緊急輸送が必要な場合については、町で県に要請する等の対応をとる。 c 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受け入れについて要請する。 (イ) 搬送の方法 a 車両等の利用が可能な場合 車両等が利用可能な場合は、救急車、消防団車両、町の公用車及び町内医療機関の所有する移送車両によって行う。 b 車両等の利用が不可能な場合 車両等が利用できない場合は、ヘリコプター等による移送を県に対して要請するほか、担架等によって行う。 キ 医療器具、医薬品等の調達 薬局等は、医療、助産、救護活動に必要な医療器具、医薬品の備蓄量を迅速に把握し、町からの供給要請に備える。不足する場合は、近隣市町村及び県に対して協力を要請する。
医療機関等	ア 上伊那郡市町村と(一社)上伊那医師会とで締結済みの「災害時の医療救護についての協定書」に基づき、町から医療救護の要請があった場合は「大規模災害医療支援マニュアル」により速やかに体制を整備し、被災地へDMA Tを派遣する等必要な措置を取る。又、(一社)上伊那歯科医師会においても、上伊那郡市町村との間で締結済みの「災害時の歯科医療救護についての協定書」に基づき、歯科医療救護班の派遣等必要な対応を取る。 イ 災害拠点病院（伊那中央病院）や二次医療機関（昭和伊南総合病院）は拠点医療機関としてあらかじめ定められた防災計画により傷病者の受け入れ体

	制に万全を期するとともに、関係機関からの要請により医薬品、医療用資機材等の提供を行う。その際、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の診療状況を迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。 ウ 日本赤十字社長野県支部長は、県、町から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班を派遣し、避難所・救護所等で医療救護活動等に当たる。 エ 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。 オ 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センター献血施設において輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。また、血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血を行うとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。 カ DMA Tを有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。 キ (社)長野県薬剤師会は、医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。また、県、町から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤班を派遣する。 ク 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療器機販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補給を図る。
住民	ア 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。 イ 比較的軽症の被災者の被災地から救護所及び医療機関への搬送は自主防災組織、消防団、家庭の連携により実施する。

3 惨事ストレス対策

(1) 基本方針

救助・救援活動にあたる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町等	ア 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号20）
・ 医療機関、薬局等一覧（資料番号25）

第7節 消防・水防活動

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。さらに必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町及び上伊那 広域消防本部	ア 消火活動関係 (ア) 出火防止及び初期消火 住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。 (イ) 情報収集及び効率的部隊配置 上伊那広域消防本部は管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び駒ヶ根警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。 特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。 また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。 (ウ) 応援要請等 a 町及び上伊那広域消防本部は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認められるとき

	は、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行う。 b 町及び上伊那広域消防本部は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。 イ 救助・救急活動 大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。 なお、本項については、「第6節 救助・救急・医療活動」に定める。 ウ 消防団活動 町防災計画の防災活動の中核機関となる消防団は、消防本部（署）と情報交換を密にして相互間の防災効率を高める。 (ア) 活動の主眼 消防団は、管轄区域の自主防災組織等の協力を得て、分団管轄区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。 (イ) 消防団本部 消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の参集状況及び消防団の活動状況を掌握して、消防本部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処する。 (ウ) 分団の活動 分団長は、定められた場所へ分団本部を開設し、分団本部は、消防団本部の指示を受けるとともに消防署及び消防団本部並びに自主防災組織等の情報交換を密にして分団区域内の自衛自主防災活動を行う。 a 出火防止の広報と初期消火の指導督励 b 災害時の通報 c 消防隊の活動 d 消防署への協力 e 警防活動 f 救護 g 避難の指示等
住民、事業所及び自主防災組織	ア 出火防止、初期消火活動等 住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。 なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。 イ 救助・救急活動 自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

	特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

次の事項に留意し実施するが、詳細は別に定める「飯島町水防計画」による。

実施主体	内 容
町	ア 監視・警戒活動 町長は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。 イ 通報・連絡 町長は、監視・警戒活動によって異常個所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通知するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。 ウ 水防活動の実施 町長は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて民間事業所等の協力を得るものとする。 エ 応援による水防活動の実施 (ア) 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又はできないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行う。 (イ) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

資料編

- ・飯島町水防協議会条例（資料番号18）
- ・消防・防災施設関係等整備事業交付金・補助金概要（資料番号19）
- ・災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧（資料番号31）
- ・重要水防区域一覧（資料番号36）
- ・土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧（資料番号41）
- ・消防組織表（資料番号45）
- ・水防上重要なダム、水門の一覧（資料番号47）
- ・水防倉庫備蓄資器材一覧（資料番号48）

第8節 要配慮者に対する応急活動

【住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部】

【事業所、関係機関、住民】

第1 基本方針

近年の少子、高齢化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時においては、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、災害発生時においては、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の実態に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 避難誘導、避難所等での生活環境等に当たっては、要配慮者に十分配慮する。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のための必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健福祉サービスの供給を行う。
- 4 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 5 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

実施主体	内 容
町	災害応急計画の実施に際し、民生児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、災害発生直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、別表のとおり配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

別表

配慮すべき項目	実施機関
【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉医療サービスの要否等 ○災害情報及び指示等の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・要配慮者の優先的避難誘導 ・必要に応じて要配慮者を車両により移送 ○避難所等での生活環境の整備 ・避難施設の整備 - 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保 - 車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・要配慮者向けの応急仮設住宅の設置 ・要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居	町、関係機関、住民 町、関係機関 町、関係機関、住民 県、町、関係機関 県、町、関係機関 県、町、医療機関 社会福祉施設等 県、町
【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	県、町、関係機関
【保健衛生、感染症予防】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○福祉サービス ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	県、町、関係機関 県、町、関係機関
【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	県、町、関係機関 医療機関、社会福祉施設等
【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 - 職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 - 車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 - 資機材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	県、町、関係機関 医療機関、社会福祉施設等 県、町、関係機関 医療機関、社会福祉施設等

第9節 緊急輸送活動

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。
- 2 緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。輸送活動を行うに当たっては、次の点に配慮して推進する。
 - (1) 人命の安全
 - (2) 被害の拡大防止
 - (3) 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として輸送対象は、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員、物資 ○ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	(第1段階の続行) ○ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	(第2段階の続行) ○ 災害復旧に必要な人員及び物資 ○ 生活必需品

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、総務部庶務班が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、緊急交通路が使用不能又は交通規制が実施された場合は、町道等の代替道路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 主要道路を優先した応急復旧や除雪・融雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 飯島町建設水道防災協会、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 5 支援物資の集積と各避難所等への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合

は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。また、応急復旧に当たっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所等までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。 イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道等の指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。
関係機関 (中日本高速道路(株))	高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に協力を求め、速やかな応急復旧を行う。

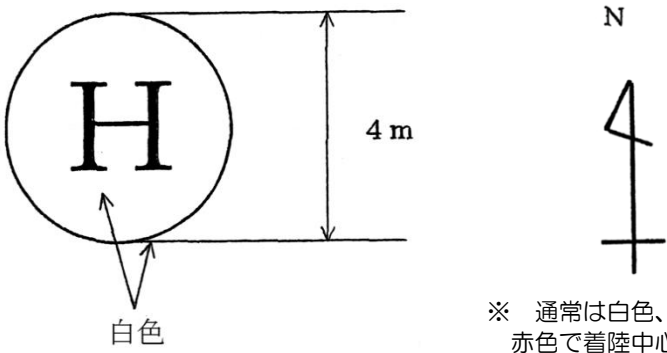
2 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 車両による輸送 (ア) 輸送路の確保 緊急輸送を実施するため、緊急輸送路線を確保する。 (イ) 車両の確保 a 災害対策本部各班が、その所管事務遂行上必要とする車両は、町保有車両を総務部庶務班が、運用を調達し配分する。 b 町保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間事業所又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保する。 (a) 民間事業所への依頼 町内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。 (b) 県への要請 町内で調達が不可能な場合は、県に対して調達の要請を行う。 (ウ) 緊急輸送のための燃料の確保 緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。 イ 鉄道による輸送 道路等の被害により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、東海旅客鉄道(株)に協力を要請する。 ウ ヘリコプターによる輸送 (ア) 輸送の要請 災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県知事に対し、災害状

	況に基づき自衛隊による空中輸送について出動の手続をする。 (イ) ヘリポートの整備 災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、ヘリポートを設定し、整備する。 a 離着陸時の風圧により、砂じんの舞い上がるおそれがある場合は、十分に散水し、積雪時には、除雪又は圧雪を行う。 b ヘリポートに次に示す標識を行う。  ※ 通常は白色、積雪時は赤色で着陸中心を示す。 c 上空から風向、風速が判定できるように紅白の吹き流し、又は赤旗をヘリポートの近くに立てる。 積雪時には、赤色の発炎筒を用意する等着陸に当たって進入方向を示す。 d ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場所等は、地理的条件に応じた機能的配置を行う。 e 離着陸時は、危険防止のため関係者以外の者を接近させないよう十分警備を行う。 f ヘリポートの予定地 資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 緊急輸送路線（資料番号 29）
 ・ 災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧（資料番号 31）

3 緊急通行車両の指定

実施主体	内 容
町	町長は、災害応急対策による緊急輸送をする場合は、県知事又は公安委員会へ緊急車両の申出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。 緊急通行車両確認証明書並びに標章の様式は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 緊急輸送車両確認申出書及び標章（資料番号 32）

4 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、避難所等ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点として資料編に掲げる施設を設定する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。 イ 各避難所等での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

第4 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号49）

第10節 障害物の処理活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、飯島町建設水道防災協会の協力を得て町災害対策本部が行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 イ 応援協力体制 (ア) 町に所在する各機関等から応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。 (イ) 町における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。
関係機関	ア 実施機関 自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。 イ 障害物除去方法 (ア) 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能の回復を図る。（中部地方整備局・伊那建設事務所） (イ) 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。 (ウ) 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事故支障の起こらないよう配慮して行う。 ウ 必要な資機材等の整備 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。 エ 応援協力体制 (ア) 各機関限りで実施困難なときは、町長に応援協力を要請する。 (イ) 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容									
町	ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 イ 応援協力体制 （ア） 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。 （イ） 町における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。 ウ 障害物の集積場所 （ア） 障害物の集積場所は、次のとおりにする。 <table><tr><th>集 積 場</th><th>住 所</th><th>所有者</th></tr><tr><td>上伊那広域連合 伊那中央清掃センター</td><td>伊那市美原7867-1</td><td>上伊那広域連合</td></tr><tr><td>クリーンセンター八乙女</td><td>箕輪町中箕輪3819</td><td>上伊那広域連合</td></tr></table> （イ） 集積場が使用できない場合は、次により災害発生場所の近くに設ける。 a 交通に支障のない公有地を選ぶ。 b 公有地に適当な場所がないときは、民有地を利用するが、やむを得ざる場合以外は、所有者の了解を求め、事後の処理は万全を期する。	集 積 場	住 所	所有者	上伊那広域連合 伊那中央清掃センター	伊那市美原7867-1	上伊那広域連合	クリーンセンター八乙女	箕輪町中箕輪3819	上伊那広域連合
集 積 場	住 所	所有者								
上伊那広域連合 伊那中央清掃センター	伊那市美原7867-1	上伊那広域連合								
クリーンセンター八乙女	箕輪町中箕輪3819	上伊那広域連合								
関係機関	ア 実施機関 各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。 イ 障害物の集積、処分の方法 （ア） 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。 （イ） 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 ウ 必要な資機材等の整備 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。 エ 障害物の集積場所 それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。 （ア） 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所 （イ） 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所 （ウ） 障害物が二次災害の原因とならない場所 （エ） 広域避難地として指定された場所以外の場所 オ 応援協力体制 （ア） 各機関限りで実施困難なときは、町長に応援協力を要請する。 （イ） 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。									

第4 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・清掃業者一覧（資料番号26）
・災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号49）

第11節 避難収容及び情報提供活動

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部、教育部】
【関係機関、事業所、住民】

第1 基本方針

災害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を行う。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設における避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 避難指示等は適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 町や自主防災会は避難者のために避難所等を開設し、良好な避難生活の確保に努める。
- 5 応急仮設住宅については、災害救助法が適用された場合には県が、それ以外は町が確保に努める。

第3 活動の内容

1 避難指示等

（1）基本方針

災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、住民に対して避難指示等を発令する。

避難指示等を発令する場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、町災害対策本部及び現地災害対策本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことが誰にも理解できる内容で伝えることを心掛ける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

避難情報等 (警戒レベル)			
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示等の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高 齢 者 等 避 難	町 長	災害対策基本法第56条	災害全般
避 難 指 示	町 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知 事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を 受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害 全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
緊 急 安 全 確 保	町 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知 事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
避 難 所 等 の 開設、受入れ	町長・自主防災会	—	〃

(イ) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を町長に代わり知事が行う。

(ウ) 町は、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

イ 避難指示等の意味

事 項	意 味
高 齢 者 等 避 難	災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。
避 難 指 示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

ウ 措置及び報告、通知等

実施主体	内 容
町	町長及び消防機関の長の行う措置 (ア) 高齢者等避難 災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。 なお、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。 a 気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域 b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 c 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域 (イ) 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。 a 県・気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等） b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域 c 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域 d 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域 e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 f 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

- g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
- h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- i 避難路の断たれる危険のある地域
- j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- k 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(ウ) 緊急安全確保

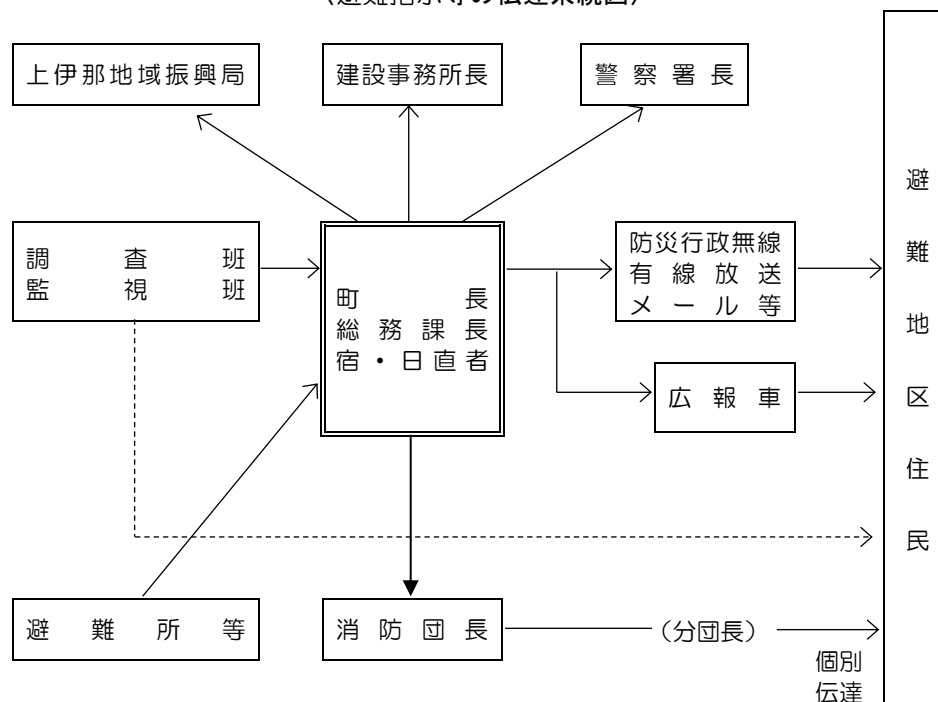
居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することが、かえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

- a 気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(エ) 伝達方法

- a 総務課長は、各機関や住民等からの情報を総合的に勘案して、避難指示等を必要と認めるときは、町長に報告し、その命令により直ちに町防災行政無線、長野県防災情報システムを活用したエリアメール、有線放送、広報車、いいちゃんメール等により地区住民に伝達する。
- b 消防団長は、上記aの伝達を受けたときは、分団長に連絡し、団車両による広報や個別伝達により住民に周知する。
- c 総務課長は、避難指示等を行う場合は、避難時間、避難所等への経路を示さなければならない。

〈避難指示等の伝達系統図〉



	(才) 報告（災害対策基本法第60条） 避難指示等を行った場合は、直ちに知事へ報告する。 （報告様式 2－1） 飯 島 町 長 報 告 上伊那地域振興局長経由 知 事 ※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。
水防管理者	水防管理者として行う措置 (ア) 指示 洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。 (イ) 通知（水防法第29条） 水 防 管 理 者 通 知 駒ヶ根警察署長
県	知事又はその命を受けた職員が行う措置 (ア) 洪水のための指示 水防管理者の指示に同じ (イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。 知 事 又 は そ の 命 を 受 け た 職 員 通 知 駒ヶ根警察署長
警察署	駒ヶ根警察署の行う措置 (ア) 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、駒ヶ根警察署にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 b 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 c 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長からの要求があったときは、駒ヶ根警察署は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。 e 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を

	図る。 f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 g 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 h 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。 (イ) 報告、通知 a 上記(ア) cによる場合（災害対策基本法第61条） <pre> graph LR A[駒ヶ根警察署] -- 通知 --> B[飯島町長] B -- 報告 --> C[知事] C --- D["(上伊那地域振興局長経由)"] </pre> b 上記(ア) dによる場合（警察官職務執行法第4条） <pre> graph LR A[駒ヶ根警察署] -- "順序を経て報告" --> B[公安委員会] </pre>
自衛隊	自衛官が行う措置 (ア) 避難等の措置 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「警察署(ア) d 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。 (イ) 報告（自衛隊法第94条） <pre> graph LR A[自衛官] -- 報告 --> B[防衛大臣の指定する者] A -- 通知 --> C[飯島町長] C -- 報告 --> D[知事] D --- E["上伊那地域振興局長経由"] </pre>

エ 避難指示等の時期

実施主体	内 容
町等	前記ウ「町（イ）a～k」に該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難指示等の内容

実施主体	内 容
町等	避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。 (ア) 避難を要する理由 (イ) 避難指示等の対象地域 (ウ) 避難先とその場所 (エ) 避難経路(オ) 注意事項 a 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止措置 b 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防災対策 c 家の戸締り d 携行品は非常持ち出し品の限定

	e 行動し易い服装 f 車での避難は禁止 g 消防署員、消防団員、役場職員、警察官等の避難誘導に従うこと

カ 住民等への周知

実施主体	内 容
町	(ア) 総務課長は、避難指示等の発令を必要と認めるときは町長に報告し、その命令により直ちに区長及び消防団長に通知するとともに防災行政無線、長野県防災情報システムを活用したエリアメール等、有線放送、いいちゃんメールで住民に周知する。 また、防災行政無線放送難聴エリアについては町広報車等により伝達する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 町長以外の指示者は、住民と直接関係している区長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (ウ) 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。 (エ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、分団長に連絡し、団車両による広報や個別伝達により住民に周知する。 (オ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

キ 避難行動要支援者の状況把握

実施主体	内 容
町	災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき地域住民、民生児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生が確実に予想される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、警察、消防、自衛隊	ア 実施者 (ア) 町長、町職員（災害対策基本法第63条） (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条） (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、第28条） (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

	(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―町長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る。） イ 警戒区域設定の内容 警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。 (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。 エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等を行った場合は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、警察、消防、自衛隊	ア 誘導責任者及び誘導員 誘導責任者は当該地区の消防団の分団長が当たるものとし、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものが当たる。 イ 誘導の優先順位 要配慮者を優先する。 ウ 誘導の方法 (ア) 誘導員は、避難所等、経路及び方向を的確に指示する。 (イ) 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 (ウ) 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。 (エ) 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 (カ) 学校長等及び施設の管理者は、町長からの避難指示等の伝達を受けたときは、各避難所等へ児童生徒等を避難させる。その他の要領については、学校長等及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。 (キ) 要配慮者、特に避難行動要支援者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれ

	の態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。 (ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本町において処置できないときは、上伊那地域振興局を経由して県へ応援を要請する。 状況によっては、直接隣接市町村、駒ヶ根警察署等と連絡して実施する。 (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。 エ 避難時の指導 誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう呼びかけると同時に、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講ずるよう指導を行う。又、指定した避難所等までの移動が危険な場合にはその他の安全な場所に誘導する。
住民、事業所	ア 要避難地区における避難 住民等は避難誘導員の指示に従い、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して避難する。避難は、区・自治会であらかじめ決めた場所に集合した後、町長の指示する避難所等へ移動する方法が原則であるが、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。 イ 任意避難地区における避難 住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、ア同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。原則的には区・自治会であらかじめ決めた場所に集合した後、町長の指示する避難所等へ移動するが、災害の状況に応じ、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所等の開設・運営

(1) 基本方針

町は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所等を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

また、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所等を開設する。避難所等の開設が必要と認められるときは、役場職員を派遣し当該地区の区長の協力を得て開設するとともに、区との連絡調整に当たる。管理運営は区長、役員及び役場職員の協議に基づいて行う。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所等として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の

同意を得る。

イ 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

ウ 避難所等を開設したときは、その旨を公表し、避難所等に収容すべき者を誘導し保護するものとする。この場合、県、警察署、消防機関に対して次の事項を連絡する。

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 収容人員、収容状況

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 水、食料、生活用品の充足状況 等

また、避難所等ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所等で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所等を対象として要配慮者把握調査を行い、その情報をもとに福祉避難所を開設する。

〈福祉避難所予定施設〉

名 称	所 在 地	電話番号
キッズ防災拠点施設 (子育て支援センター)	飯島町飯島2485	0265-86-8131
地域福祉センター石楠花苑	飯島町飯島2551	0265-86-5511
特別養護老人ホーム越百園	飯島町七久保1338-1	0265-89-1222

また、資料編「要配慮者利用施設」に掲げる福祉施設等においても福祉避難所として開設できるよう、施設管理者と調整を行う。

エ 避難所等における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自主防災組織

(エ) ボランティア

(オ) 他の市町村

(カ) 日赤奉仕団

(キ) 民生児童委員

オ 自主防災会の役員等を通じ、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、被災状況や応急対策の内容等について、随時避難所に提供する。

キ 災害の状況により避難が長期間に及ぶ場合は、避難者による避難所等運営のための組織化に努める。その場合、ボランティアの協力も得る。

コ 避難所のスムーズな運営を行うためのマニュアルを整備するとともに、自主防災会でも地域の実情に合った独自の避難所運営マニュアルを作成するよう指導する。避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保、男女ニーズの違い等に配慮する。

避難所等の管理に当たっては、避難者名簿、避難所等物品の受払簿等書類の整理を行い、注意事項の掲示等により混乱防止に努める。

	サ 教育委員会及び学校長等（以下「施設管理者」という。）は、次に定めるところにより、町の地域防災計画をふまえ適切な対策を行う。 （ア） 学校等が避難所等となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに避難所等として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。 また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所等として使用させる場所について優先順位等を定めておく。 （イ） 施設管理者は、避難所等の運営について、必要に応じ町に協力する。なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。 （ウ） 児童生徒等が在校時に災害が発生し、地域の避難所等となった場合、施設管理者は、児童生徒等と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒等の避難場所を明確に区分する。 シ 避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。 ス 避難所等の閉鎖 避難の必要がなくなり、避難所等を閉鎖したときは直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告するものとする。
住民	住民は、避難所等の管理運営については町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に積極的に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。
関係機関	ア 避難所等の運営について必要に応じ町長に協力する。 イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等支援の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。 ウ 日本赤十字社長野県支部は、町災害対策本部並びに日赤上伊那地区（郡の日赤窓口）、町分区（町の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。 （ア） 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による毛布・日用品セットの提供 （イ） 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等） エ 自主防災会は、地域の避難所を自ら運営するために、それぞれの地域の実情に配慮した避難所運営マニュアルを作成する。

5 住宅の確保

（１） 基本方針

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び町は相互に連携し、公営住宅、民間賃貸住宅のあっせん等、必要に応じて速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行い、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

なお、災害救助法が適用された場合、町長は、応急仮設住宅の建設を県に要請する。又、災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅の建設地、仕様、入居者の決定等については、通勤通学地、被災前の地域コミュニティの状況、要配慮者向

け応急仮設住宅の設置等、配慮する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容																				
町	ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。 イ 必要に応じ賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により被災者に住宅を提供する。 ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 オ 周辺市町村から、利用可能な公営住宅等の情報の提供を受ける。また、周辺市町村が被災した場合は、利用可能な公営住宅等を把握し情報提供を行う。 カ 各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 〈応急仮設住宅建設予定用地〉 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>敷地面積</th><th>建設可能戸数</th></tr><tr><td>飯島町菅田切野球場</td><td>飯島町田切1212-381</td><td>12,789㎡</td><td>127</td></tr><tr><td>飯島運動場</td><td>飯島町飯島2436-1</td><td>14,657㎡</td><td>146</td></tr><tr><td>本郷運動場</td><td>飯島町本郷1136-1</td><td>10,033㎡</td><td>100</td></tr><tr><td>柏木運動場</td><td>飯島町七久保2589-14</td><td>11,304㎡</td><td>113</td></tr></table>	名 称	所 在 地	敷地面積	建設可能戸数	飯島町菅田切野球場	飯島町田切1212-381	12,789㎡	127	飯島運動場	飯島町飯島2436-1	14,657㎡	146	本郷運動場	飯島町本郷1136-1	10,033㎡	100	柏木運動場	飯島町七久保2589-14	11,304㎡	113
名 称	所 在 地	敷地面積	建設可能戸数																		
飯島町菅田切野球場	飯島町田切1212-381	12,789㎡	127																		
飯島運動場	飯島町飯島2436-1	14,657㎡	146																		
本郷運動場	飯島町本郷1136-1	10,033㎡	100																		
柏木運動場	飯島町七久保2589-14	11,304㎡	113																		

第4 災害救助法に基づく措置基準

避難所等及び応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編	・ 指定避難所一覧（資料番号21） ・ 要配慮者利用施設一覧（資料番号23） ・ 災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号49） ・ 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設（資料番号51）

第12節 孤立地域対策活動

【総務部、企画政策部、建設水道部】

【事業所、住民】

第1 基本方針

- 1 災害時における孤立の内容は、「情報通信の孤立」と、「交通手段の孤立」に大別できる。その特徴は次のとおりである。

項 目	特 徴
情報通信の孤立	救助機関における事案の認知を疎害して、人命救助活動を不可能にする。

交通手段の孤立	救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

２ 孤立が予想される地域が多数存在する本町の災害応急対策は、常に前記１を念頭に置き、次の優先順位をもって当てる。

- (１) 被害実態の早期確認と救助救急活動の迅速実施
- (２) 緊急物資等の輸送
- (３) 道路の応急復旧による生活の確保

第２ 主な活動

- １ 孤立予想地域に対して孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- ２ 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救助救急活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- ３ 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置して通信の確保に努める。
- ４ 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- ５ 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第３ 活動の内容

１ 孤立実態の把握対策

(１) 基本方針

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(２) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 孤立予想地域に対し、電話回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。 イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに速報する。

２ 救助・救出対策

(１) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(２) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告する。 イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報

	告する。 ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも留意する。 エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所等の有無等について検討し、必要に応じて関係機関の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

(1) 基本方針

電話回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	職員の派遣、防災無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。
通信・放送事業者	ア 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。 イ 避難所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。
住民	住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保や無人航空機を活用した輸送が困難な場合など、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。
住民	ア 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。 イ 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

第 1 3 節 食料品等の調達・供給活動

【総務部、健康福祉部、産業振興部】

【住民、事業所】

第 1 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者に供給する。

町災害対策本部健康福祉部は、被災地の状況をいち早く把握し、各避難所等と連携を取り合って活動する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、近隣市町村、県等の応援協定に基づいて食料品等の調達・供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第 2 主な活動

- 1 町は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する他、民間事業所との協定に基づき、食料の供給を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
- 3 交通の途絶等により地域が孤立した場合など必要に応じて、無人航空機を活用した輸送を行う。

第 3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、町の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、生活協同組合との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町の計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、町内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、近隣市町村及び県（上伊那地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。 イ 調達体制 町の計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、次のとおり町内より調達を図る。

	(ア) 給食対象者の把握 被災者及び災害応急対策従事者等の給食対象者の把握は、町の地区担当者が当該区長を通じて取りまとめ、健康福祉部長へ報告する。 (イ) 食料の調達 健康福祉部長は、前記の報告に基づき本部長に報告し、命令により被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料の確保と炊き出しその他必要食品等の調達を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給する。

町は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携を取り合って活動する。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容						
町	ア 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行う。 イ 町の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、町内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、近隣市町村及び県（上伊那地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。今後、協定の締結により更なる食料の供給体制を確立する。 〈応急用米穀の供給基準〉 <table border="1"> <tr> <th>供給の対象</th><th>精米の必要量</th></tr> <tr> <td>1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合</td><td>1食当たり 精米 200g</td></tr> <tr> <td>2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合</td><td>1食当たり 精米 300g</td></tr> </table> 〈食料の調達供給に関する図表〉 <pre> graph TD A[被災者] -- 供給 --> B[飯島町] B -- 供給 --> A B -- 供給 --> C[市町村の備蓄食料] C -- 要請 --> B B -- 供給 --> D[長野地域センター・他県・関係業界団体等] D -- 緊急要請 --> B B -- 要請 --> E[他の地域振興局] E -- 供給 --> B B -- 要請 --> F[上伊那地域振興局] F -- 供給 --> B B -- 報告 --> G[県] G -- 依頼 --> E G -- 協定等に基づく要請 --> D </pre>	供給の対象	精米の必要量	1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g	2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g
供給の対象	精米の必要量						
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g						
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g						

	は、農林水産省等に対する緊急要請 ウ 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。
住民	住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

資料編 ・ 主食等販売業者一覧（資料番号 2 4）

3 炊出しの実施方法

- (1) 炊出しは原則として、指定避難所において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。
このほか、上伊那農業協同組合及び学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。
- (2) 炊出し施設、器材は自主防災会備品のほか、指定避難所備え付けのもの等を使用する。
- (3) 配分もれ又は重複支給者がいないようにするため、班等を組織し、各班に責任者を定め人員を掌握する。
- (4) 炊出しに関する事務の責任者は、健康福祉部長とする。

第 4 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号 4 9）

第 1 4 節 飲料水の調達・供給活動

【建設水道部】

【住民】

第 1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へ浄水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本町での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。

第 2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びに貯水池、プール等にろ水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本町における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。 イ プール等に浄水器を設置し、飲料水の確保を行う。 ウ 本町で対応が困難な場合は応援要請を行う。
住民	住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 断水地域の把握、情報の収集を行う。 イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。 ウ 給水用具の確保を行う。 エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水かん、パック詰め飲料水等により、一人一日3リットル以上の飲料水を供給する。 オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。 カ 被災の状況により、本町の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。 キ 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行う。 ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第4 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号49）

第 1 5 節 生活必需品の調達・供給活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

第 1 基本方針

災害発生後、被災者の生活の維持のため必要な燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には町の備蓄分を供給するが、被災状況等に応じて不足する場合は、県に対し供給の協力を要請する。

第 2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて、県へ協力要請する。

第 3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

町は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

町は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 物資の購入及び配分計画の樹立 (ア) 総務部は、健康福祉部からの調達依頼に基づき、速やかに町内又は近隣市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。 (イ) 健康福祉部長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。 (ウ) 特に要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。 イ 物資の調達 健康福祉部は、生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画をたてておく。主な生活必需品は本編第 1 章第 1 3 節「生活必需品の備

	蓄・調達計画」によること。		
	ウ 救助物資の集積場所		
	救助物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。		
	施設名	所在地	電話
	飯島体育館	飯島町飯島2442-4	0265-86-2135
	B & G海洋センター	飯島町七久保2589-10	0265-86-3988
	エ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者		
	(ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、健康福祉部長とする。		
	(イ) 支給責任者は、消防団、日赤奉仕団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。		

第4 災害救助法に基づく措置基準

被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・主食等販売業者一覧（資料番号24）
・災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号49）

第16節 保健衛生・感染症予防活動

【健康福祉部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

被災後・復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師等による被災者の健康相談を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士等による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。
町は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また被災地及び避難所等に保健師等を派遣し、被災者の健康状態を十分把握し、健康管理のための保健活動を行う。必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行い、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。 イ 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。 特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。 ウ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。炊き出し等における食中毒予防を図る。 エ 避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。
関係機関	ア 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。 イ 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所等の救護・健康相談を行うよう努める。 ウ 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導、食中毒予防、炊き出し等を行うように努める。 エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備する。
住民	住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防用具の整備及び訓練、機械の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 基本計画

実施主体	内 容
町	ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。 イ 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。 ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。 エ 感染症の発生を未然に防止するため、保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、避難所等の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。 オ 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。 カ 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫などの駆除等や臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 キ 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。 ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。 ケ 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
住民	住民は、町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所等においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

(3) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 情報の収集 災害発生と同時に保健所等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、これに必要な機械、資材、薬剤及び人員を確保し施設の整備等を行う。 イ 防疫活動に必要な資材等の確保

身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。

- (3) 多数の遺体の検視については、駒ヶ根警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握をし、避難所等との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。
- (5) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (6) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (7) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

2 実施計画

(1) 行方不明者及び遺体の搜索

実施主体	内 容
町	ア 行方不明者及び遺体の搜索は、災害の状況から優先すべき地域を判断し効果的に行う。 イ 災害の状況により行方不明者等の搜索が困難な場合は、関係機関に対して搜索の応援を要請する。

(2) 死体の収容処理

実施主体	内 容
町	ア 遺体の収容処理は、町職員、伊南 南消防署、駒ヶ根警察署、消防団が協力して行う。 イ 発見遺体その他の事故遺体は、災害対策本部長が開設した遺体収容所へ収容する。 ウ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。 エ 身元不明者については、ウの調査表を作成するほか、衣類などの一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。 オ 外国人遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。

(3) 埋・火葬

実施主体	内 容
町	ア 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。 イ 遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは、町が実施する。 身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続を完了した行方不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。死者が多数のため一時的に火葬処理が困難な時は、火葬場の広域手配を県に要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。
関係機関	日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、(一社)上伊那医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)上伊那歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）
・ 遺体収容所及び埋・火葬所一覧（資料番号 27）

第 4 災害救助法に基づく措置基準

遺体の捜索、処理、埋葬に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号 49）

第 18 節 廃棄物の処理活動

【住民税務部、産業振興部】

【住民】

第 1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

第 2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を行う。
- 3 飼育動物や死亡獣畜に対する対策を行う。

第 3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

（1）基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

（2）基本計画

実施主体	内 容
町	ア 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。 イ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。 ウ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。 エ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は仮置き場を指定する。この場合、周辺環境等に十分注意を払う。

	<table><tr><th colspan="2">〈廃棄物仮置き場〉</th></tr><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>田切野球場</td><td>飯島町田切1212-381</td></tr><tr><td>与田切公園</td><td>飯島町飯島4-1</td></tr></table> オ 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。	〈廃棄物仮置き場〉		名 称	所 在 地	田切野球場	飯島町田切1212-381	与田切公園	飯島町飯島4-1
〈廃棄物仮置き場〉									
名 称	所 在 地								
田切野球場	飯島町田切1212-381								
与田切公園	飯島町飯島4-1								
住民	住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等町が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。								

(3) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア ごみの収集処理方法 (ア) 収集運搬 被災地におけるごみの排出量が町の指定する収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、他の業者に依頼し、トラック等の車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。 (イ) 処理、処分 a 水分の多い難燃性、不燃性のごみは埋立場に運搬し、埋立処分する。 b 可燃性の大型ごみは、焼却（破砕を含む。）と埋立とにより処理する。 c 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、選定し確保した処理場において焼却又は処分する。 イ し尿の収集処理方法 (ア) 収集運搬 a 災害の状況に応じ、町の指定委託業者の衛生車（バキュームカー）を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理する。 b 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町村長を通じ業者に依頼し、衛生車及び作業員を確保して収集運搬する。 (イ) 処理 被災地から収集したし尿は、通常の方法で衛生的に処理する。一般的に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町村長に依頼し処理を要請するが、近隣市町村で処理が不可能な場合は、処理場選定基準により選定し確保した処理場において衛生的に埋立処理する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

- ア 発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本町のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。
- イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	廃棄物処理施設について、被害を受けて処理機能がマヒした場合、早急に、機能の原状回復を図る。 さらに、被害が甚大な場合は、復旧に長時間要するものと想定されこの間における住民の生活系廃棄物も相当量排出されるため、広域的な支援体制を図る。 ア あらかじめ被災時における廃棄物の収集、運搬、処分及び二次公害防止体制等の計画を立てる。 イ 被災地域の災害廃棄物（災害により排出された廃棄物）及び廃棄物処理施設の被害状況を把握し、早急に応急措置をとる。 ウ 被災規模が甚大であり、自ら処理することが不可能な場合は、県（保健福祉事務所）を通じ、他市町村の応援を求めて実施する。

3 飼育動物及び死亡獣畜対策

(1) 基本方針

飼い主の避難等で放置された犬猫等の飼育動物の保護や災害によって死亡した獣畜を適正に処理する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害によって死亡し、放置された犬猫等の飼育動物を発見した場合は、直ちに収集し、消毒等の衛生処置を実施した後、焼却等適正処分をする。 イ 飼育動物の放浪による住民への危害防止のため、保健福祉事務所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等の協力を得て、一時的な保護等の対策を実施する。 ウ 牛、馬、豚等の死亡獣畜は飼育農家による処理が原則であるが、経営者が被災等で処理できない場合は、収集処置の対応を行う。
住民	ア 災害時に飼育動物を放置して見殺すことや、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないよう飼い主として責任を果たす。 イ 死亡した飼育動物や、獣畜は飼い主の責任で適正に処分する。

資料編 ・ 清掃業者一覧（資料番号 26）

第 19 節 社会秩序維持、物価安定等に関する活動

【総務部、産業振興部】

【事業所、住民】

第 1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想されるため、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 警察等との連携による発災後の社会秩序の維持に努める。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

被災地域の混乱に乗じた犯罪やデマ等に惑わされたパニック行動等を防止するため、駒ヶ根警察署、飯島町防犯指導委員会、自主防災組織等の連携により、災害発生後の社会秩序の維持に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 広報活動 被災地域において、情報不足等により混乱や犯罪が発生するおそれがあるときは、速やかに住民がとるべき措置について、防災行政無線等を活用した広報活動を行う。また自主防災組織等を通じて正確な情報伝達を行い、混乱等の防止に努める。 イ 情報収集 飯島町防犯指導委員会、自主防災組織等に協力を求め、社会的混乱の原因となる次の事例等の情報の収集に努め、必要に応じて駒ヶ根警察署等関係機関に通報し、対応について依頼する。 (ア) 災害に便乗した窃盗事犯に関する情報 (イ) 災害に便乗した悪質商法事犯に関する情報 (ウ) 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯に関する情報 (エ) デマ、うわさなど真実でない情報 (オ) その他生活の安全に関わる情報

2 物価対策等

(1) 基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。 イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。 ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。 エ 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

	オ 町内及び上伊那地域内の流通業者との連携を図る。
事業所	市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。
住民	住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第 2 0 節 危険物施設等応急活動

【総務部】

【関係機関】

第 1 基本方針

災害時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第 2 主な活動

危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための
応急対策の実施

第 3 活動の内容

1 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。 イ 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取り扱い者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。 (ア) 危険物施設の緊急使用停止等 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。 (イ) 危険物施設の緊急点検 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施

	するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。(ウ) 危険物施設における災害防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。 (工) 危険物施設における災害発生時の応急措置 a 応急措置 危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。 b 関係機関への通報 危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。 c 相互応援の要請 必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所に応援を要請する。 d 従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

第2 1 節 上水道施設応急活動

【建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への外部委託により行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。 (2) 復旧体制の確立を行う。 (3) 被災の状況により支援要請を行う。 (4) 住民への広報活動を行う。 (5) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
住民	住民は、上水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。
関係機関	施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）

第 2 2 節 下水道施設応急活動

【建設水道部】

【関係機関、住民】

第 1 基本方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保に必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第 2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第 3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

下水道施設の被害状況を早期にしかも適切に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害発生後速やかに、建設水道部水道班により、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害発生後速やかに、建設水道部水道班を招集し、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整える。 イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインのひとつであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて飯島町建設水道防災協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容						
町	ア 建設水道部水道班は、下水道排水設備工事指定工事店の協力を得て、次の対策を実施する。 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>実 施 事 項</th></tr> <tr> <td>管 渠</td><td> (ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。 (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。 </td></tr> <tr> <td>処 理 場</td><td> (ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。 (イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。 (ウ) 処理場で下水処理機能がまひした場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。 </td></tr> </table> イ 速やかな復旧が不可能な場合、住民に対して水洗トイレ、風呂等に使用を極力控えるよう広報活動等により協力を要請する。その際、管路等の下水道施設の異常を発見した場合には役場へ情報提供するよう併せて呼びかける。	種 別	実 施 事 項	管 渠	(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。 (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。	処 理 場	(ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。 (イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。 (ウ) 処理場で下水処理機能がまひした場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。
種 別	実 施 事 項						
管 渠	(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。 (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。						
処 理 場	(ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。 (イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。 (ウ) 処理場で下水処理機能がまひした場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。						
住民	住民は、下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。						

関係機関	下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

第 2 3 節 通信・放送施設応急活動

【総務部】

【通信・放送事業者】

第 1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

これらの機材・施設が適正に稼働するよう、必要な整備計画を定める。

第 2 主な取組み

- 1 町は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 通信事業者は通信施設の早期復旧により、重要回線及び避難所等への通信確保等を行う。
- 3 放送事業者は放送施設の早期復旧を行う。

第 3 計画の内容

1 町防災行政無線通信等による応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・関係機関との通信回線の確保に努める。

(2) 基本計画

- ア 業者と協力して通信施設の緊急点検、巡視を行い、当該施設の被害状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 町災害対策本部、災害対策現地本部の携帯無線機の更新、整備を図る。
- オ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- カ 災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

(3) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町内の通信は次の手段による。 (ア) 町防災行政無線 (イ) 電話 (ウ) 有線放送（告知のみ） (エ) メール、ホームページ イ 非常被害時における通信の確保 (ア) 情報の優先順位 災害が生じた場合、関係機関と緊密な連絡をとり、防災活動に必要なあらゆる情報を収集、伝達することになるが、その場合人命に係わる情報（地震情報や災害の発生拡大状況等）を優先して収集、伝達する。有線に

	よる通信が可能な場合は、原則FAXによる文書連絡を行い、電話を補完用に使用する。 (イ) 通信手段の活用順位 非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、(ウ)及び(エ)に掲げる電話を優先的に使用する。 また、町内における災害情報の収集は、各地区に派遣する要員に携帯型無線を携帯させ、又は消防団の車両の無線設備を利用して災害対策本部と各地区との通信手段を確保する。 (ウ) 災害時優先電話 災害時優先電話は、電話回線が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う発信規制の対象とされない電話であり有効に活用する。登録電話番号は災害対策従事職員等に周知する。 (エ) 公衆電話 一般の電話が発信を制限された場合に、グレーあるいは緑色の公衆電話は災害時優先電話に準じた扱いがされる場合があるため、現場からの通信連絡等に活用する。カードが利用できなくなるため、硬貨を使用する。 (オ) 非常通信 非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。 この場合、防災行政無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

2 電信電話施設等の応急活動

(1) 基本方針

ア 被災地の通信確保のため、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期回復を図る。

イ 避難所等に災害時用公衆電話を設置する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
通信・放送事業者	ア 緊急通話、重要通話の確保 (ア) 応急回線の作成等通確保に努める。 (イ) 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。 (ウ) 非常、緊急通話等は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。 イ 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難所等に、特設公衆電話の設置に努める。 ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の提供に努める。 エ 情報提供等 通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況その情報提

	供に努める。 オ 放送施設の応急復旧 (株)エコーシティー・駒ヶ岳は災害非常対策規程等に基づき、放送施設の応急復旧に努め、町も必要な協力を行う。

資料編 ・ 災害非常対策規程（資料番号 35）

第 2 4 節 電気施設応急活動

【関係機関】

第 1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

○早期復旧による迅速な供給再開

○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点的に応急対策を推進するものとする。

第 2 主な活動

- 1 電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第 3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、県職員との連携により早期復旧体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
中部電力(株)	ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。 イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。 ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。
県企業局	ア 計画に基づいて職員を参集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。 イ 供給先の中部電力(株)と連携し、復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
中部電力(株)	ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。 イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。 ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。 エ 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。 オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。
県企業局	工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、中部電力(株)と密接な連絡をとりながら行う。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
中部電力(株)	電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。広報に当たっては、広報車、チラシ、回覧板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、町の防災行政無線等を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア 停電による社会不安除去に関する事項 (ア) 停電の区域 (イ) 復旧の見通し イ 感電等の事故防止に関する事項 (ア) 垂れ下がった電線に触れないこと (イ) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと ウ 送電再開時の火災予防に関する事項 (ア) 電熱器具等の開放確認 (イ) ガスの漏洩確認

第25節 鉄道施設応急活動

【関係機関】

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、町及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部門規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 基本方針

実施主体	内 容
東海旅客鉄道(株)	ア 部内規程の定めるところにより、危険防止措置を講ずる。 イ 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処する。 ウ 災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常招集計画による。 エ 鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努める。
北陸信越運輸局	鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行う。

2 実施計画

実施主体	内 容
東海旅客鉄道(株)	ア 危険防止措置 保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し、列車運転の可否を決定する。 イ 応急体制の樹立 部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図る。 ウ 災害発生時の動員体制 非常呼び出し体制をとり、社員の招集を行う。

第26節 被災者等への的確な情報伝達活動

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問合せ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、放送局及び関係機関等と緊密な連絡を取り、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、防災行政無線放送、有線放送、CATV、インターネット、メール、SNS、広報紙、広報車、掲示板等を通じて住民に対して迅速に情報を提供する。 災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。 (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報 (イ) 二次災害の防止に関する情報 (ウ) 避難所等、経路、避難方法等に関する情報 (エ) 医療機関等の生活関連情報 (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報 (カ) 交通規制（町内、上伊那管内・外の広域情報も含む。）等に関する情報 (キ) 関係機関が講じている施策に関する情報 (ク) 安否情報 (ケ) その他必要な情報 イ 報道機関に対しては、原則として副本部長（副町長）が随時記者会見を開

	催し災害の状況等を発表し、状況に応じ定例の記者会見の設定も検討していく。また、災害対策本部の発表資料の提供コーナーを設け、資料を整理して情報提供を行う。

2 住民等からの問合せ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

町は、県、関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問合せ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア 必要に応じ、電話・FAX、相談職員等を配置し、専用の相談窓口を設置も検討する。

イ 住民等からの問合せ内容から被災者のニーズを把握し、応急対策に活用する。

ウ 必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置する。

3 要配慮者への広報活動

要配慮者への情報の提供は、電話・FAX、CATV、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講ずる。

また、外国籍住民の問合せにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

資料編 ・ 報道機関連絡先一覧（資料番号 11）

第 2 7 節 土砂災害等応急活動

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【住民】

第 1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第 2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第 3 活動の内容

1 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 「長野県河川砂防情報ステーション」等を活用し、警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。 イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。 ウ 関係住民の理解と協力を得ながら、地すべり助長の原因となる雨水や地表水の排除等を県等関係機関と連携により実施する。
住民	ア 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。 イ 住民は応急対策工事の実施に協力する。

2 土石流対策

(1) 基本方針

被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	必要に応じて避難指示等を行うとともに、応急工事を行う。
住民	住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

資料編

- ・砂防法指定区域一覧（資料番号 4 0）
- ・土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧（資料番号 4 1）
- ・山腹崩壊危険地区一覧（資料番号 4 2）
- ・崩壊土砂流出危険地区一覧（資料番号 4 3）
- ・土砂崩壊危険地区一覧（資料番号 4 4）

第 2 8 節 建築物災害応急活動

【建設水道部、教育部】

【建築物所有者等】

第 1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

第 2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 公共建築物内の利用者等の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、安全対策や応急修繕を実施する。 イ 町は、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。
建築物所有者等	建築物所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。
建築物所有者等	文化財所有者は、災害発生時、次の対策を講じる。 ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。 イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。 ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

第29節 道路及び橋梁応急活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

行政区域内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 イ 交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、飯島町建設水道防災協会と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。 ウ 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被災が甚大の場合、本町は、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	本町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、町は、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号20）

第30節 河川施設応急活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

災害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。
異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。 (2) 河川管理施設、特に工事中的の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 (3) 区及び水利組合へ水門の適切な操作について呼びかけを行う。 (4) 風水害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
関係機関	(1) 町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。 (2) 河川管理施設、特に工事中的の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 (3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。 (4) 堤防決壊時のように重機による水防活動が必要な場合において、民間事業所との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。
住民	(1) 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。 (2) 区及び水利組合はあらかじめ決められた計画に基づき、水門の適正な操作を実施し、農業用水や中小河川の増水による宅地等への浸水被害を防止する。

- 資料編
- ・重要水防区域一覧（資料番号 36）
 - ・出水による交通遮断が予想される橋梁（資料番号 37）
 - ・農業水利施設一覧（資料番号 39）
 - ・水防上重要なダム、水門の一覧（資料番号 47）
 - ・水防倉庫備蓄資器材一覧（資料番号 48）

第 3 1 節 ため池災害応急活動

【産業振興部】

【関係機関】

第 1 基本方針

本町には7箇所のため池がある。このうち2箇所は、補強の必要のあるため池である。これらのため池が洪水により決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施する。

第 2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

第 3 活動の内容

1 基本方針

ため池が決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。 (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 (3) 被害を拡大させないよう早期に応急工事を実施する。 (4) 管理団体において、豪雨時等において巡視を行わせ、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう、速やかに町へ通報させる。
関係機関	(1) 緊急点検を実施し、結果を町へ速やかに報告する。 (2) 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

- 資料編
- ・農業用ため池一覧（資料番号 38）

第3 2 節 農林水産物災害応急活動

【産業振興部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病的発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、上伊那農業改良普及センター及び上伊那農業協同組合等農業団体の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病的発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 上伊那農業改良普及センター及び上伊那農業協同組合等農業団体と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上伊那地域振興局に報告する。 イ 上伊那農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底するものとする。
関係機関	町等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。
住民	農業者は、町が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力する。また、上伊那農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。 作物別の主な応急対策は、次のとおりである。 ア 水稲 (ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病等の防除を行う。 (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。 (ウ) 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。 イ 果樹 (ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を

	受けしないよう土砂の排出、中耕等を行う。 (イ) 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。(ウ) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。 (エ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。 ウ 野菜及び花き (ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。 (イ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。 (ウ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。 (エ) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。 エ 畜産 (ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。 (イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。 オ 水産 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。
関係機関 (中部森林 管理局)	ア 国有林野内の被害状況を調査し、必要な措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、町と連携を図りその防止に努める。 イ 町と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。
住民	住民は、町が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第33節 文教活動

【教育部】

第1 基本方針

小学校、中学校は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
学校長	学校長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 ア 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、防災行政無線、有線放送等により、児童生徒等に周知するとともに、教育委員会にその旨を連絡する。 イ 児童生徒等が在校中の場合の措置 (ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 (イ) 町長等から避難指示等があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難所等へ誘導する。 (ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を町教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。 ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護 (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向又は同一地区ごとに集団行動をとらせる。 (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所等において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容												
町教育委員会、学校長	ア 町教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。 (ア) 学校施設・設備の確保 a 校舎の一部が利用できない場合 学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、圧縮学級の編成などをして、できるかぎり休校を避ける。 b 校舎の全部又は大部分が使用できない場合 (a) 早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画をたて、その具体化を図る。 (b) 近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。 (c) 余裕のある学校がない場合は、公民館等公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。 c 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 応急仮校舎の建設を実施する。 d 応急教育の予定場所 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>飯島町文化館</td><td>飯島町飯島2489</td><td>0265-86-5877</td></tr><tr><td>飯島体育館</td><td>飯島町飯島2442-4</td><td>0265-86-2135</td></tr><tr><td>飯島町B & G海洋センター体育館</td><td>飯島町七久保2589-10</td><td>0265-86-3988</td></tr></table> (イ) 教職員の確保 補充を要する教職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は臨時的任用により補充し、これが困難な場合は、隣接学校からの協力を求める。以上の方法によってもなお不足するときは二部授業を行う。 (ウ) 学校給食の確保 学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。 また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。 イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。 (ア) 被害状況の把握 児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。その際、火気使用場所（家庭科教室、湯沸し室等）及び薬品類保管場所（理科教室、実験室、保健室等）の危険箇所については速やかに安全点検を実施する。 (イ) 教職員の確保 災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは県教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。 (ウ) 教育活動 a 災害の状況に応じ、県教育委員会へ連絡の上、臨時休校等適切な措置	名 称	所 在 地	電話番号	飯島町文化館	飯島町飯島2489	0265-86-5877	飯島体育館	飯島町飯島2442-4	0265-86-2135	飯島町B & G海洋センター体育館	飯島町七久保2589-10	0265-86-3988
名 称	所 在 地	電話番号											
飯島町文化館	飯島町飯島2489	0265-86-5877											
飯島体育館	飯島町飯島2442-4	0265-86-2135											
飯島町B & G海洋センター体育館	飯島町七久保2589-10	0265-86-3988											

	を講ずる。 この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。 b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。 c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。 d 授業の再開時には、町と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。 (工) 児童生徒等の健康管理 a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。 b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。 (才) 教育施設・設備の確保 a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。 b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。 c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所等として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校の施設・その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町教育委員会、学校長	ア 教科書の供与 教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は教育事務所を経由して県教育委員会にあっせんを依頼する。 イ 就学援助 被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

4 応急保育対策

(1) 休園措置

実施主体	内 容
各保育園長	ア 保育開始後の措置 各保育園長は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休園の措置をとるとともに保護者に連絡し引渡す。 イ 登園前の措置 各保育園長は、登園前に休園の措置をした場合は、防災行政無線、有線放送等により保護者に連絡する。

(2) 保育施設の確保

実施主体	内 容
各保育園長	ア 保育園の一部が利用できない場合 保育園運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど保育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ圧縮保育などをして、できるかぎり休園をさける。 イ 保育園の全部又は大部分が使用できない場合 (ア) 早急に施設の再建、仮施設建設計画をたて、その具体化を図る。 (イ) 公民館、自治会集会所等公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散保育を実施する。 ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 応急仮施設の建設を図る。 エ 応急保育の予定場所 自治会の集会所等 オ 保育士等の確保 補充を要する職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は、臨時的任用により補充する。

第4 災害救助法に基づく措置基準

学用品の給与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号49）

第34節 ボランティアの受入れ体制

【健康福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。活動に際しては、ボランティア本部との連絡をとりつつ情報共有に努め、効率的かつ迅速な活動を図り、被災者の支援に当たるものとする。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 災害ボランティアセンターにボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。
- 3 災害ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、参加ボランティア個々人の資質、特性により、的確な活動へのコーディネートに努める。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズに併せて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。 イ 災害対策本部は、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。 ウ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。
社会福祉協議会	町社会福祉協議会は、「飯島町福祉救援現地本部設置要綱」の定めるところにより、社会福祉協議会を含む次の団体で構成する福祉救援現地本部を設置し、県及び町災害対策本部との連携のもとに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供、相談指導等を行う。 ア 民生児童委員協議会 イ 飯島町赤十字奉仕団 ウ 町ボランティアセンター エ 福祉施設 オ 障がい者団体、高齢者団体等福祉関係団体

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 必要に応じ、町社会福祉協議会に、災害ボランティアセンターの設置を要請する。 イ ボランティアの担当職員を配置する。 ウ 町社会福祉協議会の福祉救援現地本部と連携し、ボランティアが自由に使

	用できるスペースの確保、災害ボランティアセンターで必要となる物資等の提供等、ボランティア活動の支援を行う。
社会福祉協議会	町の災害対策本部からの要請に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、福祉救援現地本部等と連携したボランティアの総合的な窓口業務を行う。

3 災害対策本部へのボランティアコーディネーターの配置

(1) 基本方針

災害対策本部にボランティアコーディネーターを配置し、参加ボランティア個々人の資質、特性により、的確な活動へのコーディネートに努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 必要に応じ、町社会福祉協議会に、ボランティアコーディネーターを設置する。 イ 担当職員を配置する。 ウ 町社会福祉協議会の福祉救援現地本部と連携し、参加者間と現場とのコーディネートを行う。

第35節 義援物資・義援金の受入れ体制

【健康福祉部、会計部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、長野県町村会、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、事業所等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 被災者のニーズを把握し、受入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 大規模な災害が発生した場合、義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援金品の募集、受入れ

(1) 基本方針

義援金品の募集に当たり、特に義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、社会福祉協議会	県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。 また、義援物資については、関係機関の協力を得ながら、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間などを報道機関等により国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

寄託された義援金は、配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において十分協議の上、迅速かつ公正に配分する。また、義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	寄託された義援金は配分委員会が、義援物資は町が引継ぎを受ける。配分委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。 町は、ボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。 なお、配分に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

(1) 基本方針

寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、社会福祉協議会	寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあっては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

第36節 災害救助法の適用

【総務部、住民税務部】

【関係機関】

第1 基本方針

被災が一定の基準以上、かつ、応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法の適用を受け、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判定を行う。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続を行う。
- 4 法適用となった場合、町の役割分担について迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町災害対策本部により迅速な情報収集を行う。 イ 被害の認定を資料編に掲げる基準により行う。 ウ 次の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに上伊那地域振興局に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。 (ア) 災害救助法による救助が必要と思われる災害 (イ) 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害 (ウ) 住家が5世帯以上滅失した場合 (エ) (ア)～(ウ)以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

2 災害救助法適用の判定

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
県	県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い該当するか、又は該当すると思われる場合は、次項「3 適用の手続」に従う。 ア 本町における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1／2世帯、床上浸水にあつては1／3世帯として換算する。以下同じ。）が40世帯に達したとき。 イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本町の滅失世帯数が、20世帯に達したとき。 ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本町の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

	エ 本町における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。 (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。 (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 適用の手続

(1) 基本方針

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。 〈法の適用事務〉 <pre> graph LR A[災害発生] -- 被害調査 --> B[飯島町] B -- 発生報告 適用協議 --> C[上伊那地域振興局] C -- 同左 同左 --> D[県] D -- 同左 適用報告 --> E[国] E -- 了承 --> F[県] F -- 適用通知 --> G[上伊那地域振興局] G -- 適用通知 --> B B -- 救助実施 --> H[] </pre>

4 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 救助の役割分担 県から委任された職権に基づき救助を行う。 委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。 なお、次の事項は県知事から委任されるので、必要な手続きを迅速に実施する。 (ア) 収容施設のうち避難施設の供与 (イ) 炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給 (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (エ) 災害にかかった者の救出 (オ) 学用品の供与 (カ) 埋葬 (キ) 遺体の搜索及び埋葬

	(ク) 災害にかかった住宅の応急修理 (ケ) 障害物の除去 イ 救助の実施基準 救助の実施は、資料編に掲げる「災害救助法で実施可能な応急救助早見表」により行う。 なお、詳細については「災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）」によるほか、厚生労働省監修「災害救助の運用と実務」及び県の「災害救助の手引き」を参照すること。

資料編	・災害救助法で実施可能な応急救助早見表（資料番号49） ・被害認定基準（資料番号50）

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【全部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとし、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の市町村等への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関、住民	ア 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ互いに連携し、迅速な原状復旧を目ざすか、又は更に災害に強いまちづくり等の長期的課題の解決をも図る計画的復興を目ざすかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。 イ 町は、被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。 ウ 関係機関は、県・町の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。 エ 住民は、町の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の市町村等の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【全部】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

町は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に人命に関する重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。 イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。 ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。 エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。 オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。 カ 被災地の状況、被害原因等を勘察し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。 キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。 ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。 ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

2 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復歸して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。 (ア) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。 (イ) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮にいれ計画的に行うよう努める。 (ウ) 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。 イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

第3節 計画的な復興

【全部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

また、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ確に復興計画を作成する。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早期な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。 イ 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。 (ア) 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に避難所等としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。 (イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあつては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。 (ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。 (エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。 (オ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
関係機関	県、町と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

住民	住民は、再度の災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちを始めとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

第4節 資金計画

【全部】

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 町の資金計画

実施主体	内 容
町	災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。 (1) 地方債 歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債 (2) 地方交付税 普通交付税の繰上交付、特別交付税 (3) 一時借入金 災害応急融資 (4) 基金の取り崩し 財政調整基金の取り崩し

2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

実施主体	内 容
町	町は、関東財務局長野財務事務所と連絡を図り、応急資金の貸付を受ける。

3 激甚災害の指定

実施主体	内 容
町	甚大な災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。）が制定されていることから、町内に大規模な災害が発生した場合は、町として迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助を受ける必要がある。 (1) 激甚災害に関する調査 各部は、災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条に定めるところにより、速やかに被害状況を県に報告するとともに、県が行う激甚災害及

	び局地激甚災害に関する調査等に協力する。 なお、指定については、県知事から内閣総理大臣への報告を受け、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断された場合、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定され、その災害に対してとるべき措置を指定する政令が公布される。 (2) 特別財政援助の交付手続き 町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関する調書を作成し、県の関係部局に提出する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【全部】

第1 基本方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、ワンストップサービスの視点を取り入れ、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。

第2 主な活動

- 1 被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため、被災者台帳を作成する。
- 2 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の整備を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 3 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 4 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付け等を行う。
- 5 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 6 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 7 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 8 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 9 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 10 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 11 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 13 災害復旧用木材の供給の支援を行う。
- 14 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。
- 15 被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要なり災証明書の発行を行う。 イ 災害公営住宅 被災地全域で500戸以上、若しくは町の区域内において200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。 ウ 既存町営住宅の再建 既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。 エ 町営住宅への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を講ずる。 オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法の適用及び被災者生活再建支援金の支給

(1) 基本方針

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等によって自立した生活することが困難な者に対し、被災者生活再建支援金を支給する。被災者生活再建支援法による支援金は、世帯主の年齢及び世帯の収入合計額等一定の要件に従って支給を行う。

また、町は県と協力して、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、十分配慮する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 被災世帯が支援金の申請を行うために必要な次の添付書類を当該被害世帯の請求に基づき発行する。 (ア) 住民票、外国人登録済証明書等、世帯の居住地、世帯構成が確認できる書類 (イ) り災証明書、解体証明書等、住宅の被害状況等が確認できる書類

	(ウ) 預金通帳の写し（銀行名「支店名」・ゆうちょ銀行、預金種目、口座番号、世帯主本名義「フリガナ名」の記載のあるもの） (エ) 「加算支援金」を同時に申請する場合は、今後住まいをどのようにするのかに応じ、そのことを確認できる契約書等の写し イ 支援金の支給申請に際し、制度の趣旨及び内容を申請者に十分説明するとともに、申請者記載方法、使途実績報告の時期等、手続きに遺漏のないようにこころがける。また、被災者の現状の把握や冷暖房器具及び医療器具等に係る要請に十分な注意を払い、必要の都度、県と緊密な連携を図る。 ウ 被災世帯からの申請書類等について、その事実関係、記載事項及び添付書類を十分に確認し、次の事項を処理した上で、速やかに県に送付する。 (ア) 支給対象額の算定 (イ) その他の記載事項に関する確認 エ 概算払いを受けた被災世帯から使途実績報告書及び領収書等の提出を受け、確認するとともに、被災者生活再建支援法人に送付する。 オ 被災者生活再建支援法人からの委託を受け、次の事務を実施する。 (ア) 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。） (イ) 支援金の返還に係る請求書の交付 (ウ) 加算金の納付に係る請求書の交付 (エ) 延滞金の納付に係る請求書の交付 (オ) 返還差額、返還される支援金、加算金、延滞金の受領及び基金への送金 (カ) (ア)～(オ)に付帯する事務 ※支援金支給事務についての詳細は「被災者生活再建支援制度―事務の手引き―」を参照のこと。

〈対象となる自然災害〉

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のいずれかである。

なお、適用には町から県への被害報告に基づき、県の公示が必要となる。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すると思われる被害が発生した自然災害であること。
- ② 町内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。
- ③ 県全体で100世帯以上住宅が全壊する被害が発生していること。
- ④ 県が①又は②に該当し、町が5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。
- ⑤ 町が①から③に該当する区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。
- ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、町が5世帯以上の住宅全壊被害が発生していること、2世帯以上の住宅全壊被害が発生していること。

〈支給対象世帯〉

次のいずれかに該当する世帯とする。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

〈支給限度額〉

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分		基礎支援金	加算支援金	計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	①	
複数世帯 〔世帯の構成員 が複数〕	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単数世帯 〔世帯の構成員 が単数〕	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

（1）基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

（2）実施計画

実施主体	内 容
町	被災した低所得者の生活再建を支援するため、災害援護資金、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

（1）基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

（2）実施計画

実施主体	内 容
町	必要により窓口を設置し、長野労働局、ハローワーク等への紹介を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
県	保健福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けたものに災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付けるとともに、災害見舞金を支給する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和55年条例第1号）に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。 イ 災害援護資金の貸付け 災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

7 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	地方税法、飯島町税条例（昭和33年条例第10号）等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

9 リ災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期にリ災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	被災後早期にリ災証明書の交付体制を確立し、被災者にリ災証明書を交付する。

10 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。 イ それぞれの業務について、住民に対し、掲示板、町防災行政無線、有線テレビ、広報紙等を活用し広報を行う。 ウ 報道機関に発表を行う。 エ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、飯島町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第6節 被災農林業及び中小企業等の復興

【産業振興部】

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置、事業再開に対する相談体制の整備等、次のような総合的な支援が県により行われるので、町は、必要により窓口等を設置し、被災中小企業者等に周知する。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林業者に対する支援

(1) 基本方針

被災農林業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 天災資金 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の天災により特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、被災農林業者に対して次の資金を融資する。 (ア) 被災農林業者に対し、農林業の再生産に必要な資金 (イ) 被災農林業組合等に対し、被害を受けたために必要となった事業運営資金 イ 株式会社日本政策金融公庫資金 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被災農林業者及びその組織する団体に対し、次の農林業資金の融資をする。 (ア) 農地等の災害復旧に必要な資金 (イ) 被害農林業者の経営再建等に必要な資金 (ウ) 復旧造林及び林道の復旧に必要な資金 (エ) 被災農林業者の農林業施設復旧に必要な資金 (オ) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金 ウ 農業災害資金 「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、農業経営に必要な資金を融資する。 エ 農業災害補償 「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。

	被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定化を図る。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 次に掲げる各種制度金融の効果的な運用を図る。 中小企業融資制度資金（融資） イ 中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。 ウ 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。 エ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。 オ 商工会及び金融機関等による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。 カ 町は必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）、中小企業基盤設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、事業協同組合等の施設復旧資金、運転資金の貸付を行う。 キ 地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

風水害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、飯島町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、平成7年の梅雨前線豪雨災害や平成18年7月豪雨災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 町、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関、事業者及び住民がそれぞれの役割を認識し、相互に協力する体制
- 2 町災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防に関する計画
- 3 水害情報の収集伝達、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他災害対策に必要な計画

第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき飯島町防災会議が作成する「飯島町地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な災害等に対処すべき事項を中心に定める。

第 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定できうる事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアルの定期的な点検
- ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

資料編	・飯島町防災会議条例（資料番号13） ・飯島町防災会議委員名簿（資料番号14）

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

【全部】

【関係機関】

第1 基本方針

本町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行う。洪水氾濫等による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、町、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の災害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等災害に強い町土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等災害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い町土づくり

(1) 現状及び課題

本町は、山岳に囲まれた急流河川、急傾斜地が多く、豪雨に際して土石流、氾濫等の被害にみまわれる。

山間部の水路は急勾配な流れであり、降雨等による急激な流量の増加と浸蝕、土砂の流出によりしばしば鉄砲水となり、平坦部の水路は、都市構造及び生活様式の変化により農業用水兼生活用水路等に変わり、流域の構造物等に起因する流入増加は、水路の容量を超え、附近の住宅等の浸水の原因となっている。

また、山林の乱伐によってできた荒廃地帯は町内流域の土砂生産源となり、洪水時には下流に流下し、河床を上昇させ水害発生の要因となっている。

町は、河床の安定化、計画的な水路改修事業等を図るとともに、伐採跡地の植林、荒廃地の砂防工事を推進することが必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。 イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む災害に対する安全性の確保に努める。 ウ 風水害に強い町土の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を国及び県と協議をして総合的、計画的に推進する。 (ア) 当面の目標として、激しい雨（1時間雨量30mm以上50mm未満）に対応できる大河川の整備を推進する。 (イ) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、

	その対策を推進する。 (ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、人工林への対策等森林の造成を図る。 (エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観にも配慮することとする。 エ 住宅、学校や医療機関等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

住宅地への人口の集中、低地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により災害の及ぼす被害は多様化しており、一層災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

実施主体

町、関係機関

内 容

ア 風水害に強いまちづくりの形成

(ア) 本町は、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けている。町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

a 土砂災害警戒区域

自然現象の種類	指定箇所数	告示年月日	告示番号
土石流	22箇所 10箇所	平成17年12月26日 平成19年 3月29日	長野県告示第551号 長野県告示第198号
急傾斜地の崩壊	52箇所 1箇所 17箇所	平成19年 3月29日 平成27年 9月24日 令和3年 3月4日	長野県告示第208号 長野県告示第429号 長野県告示第101号
地すべり	1箇所	平成28年 6月16日	長野県告示第365号
	計103箇所		

b 土砂災害特別警戒区域

自然現象の種類	指定箇所数	告示年月日	告示番号
土石流	15箇所 7箇所	平成17年12月26日 平成19年 3月29日	長野県告示第545号 長野県告示第192号
土石流 R解除	-1箇所	平成23年 3月24日	長野県告示第181号
急傾斜地の崩壊	46箇所 1箇所 12箇所	平成19年 3月29日 平成27年 9月24日 令和3年 3月4日	長野県告示第204号 長野県告示第403号 長野県告示第96号
土石流 R解除	-1箇所	令和5年 1月30日	長野県告示第54号
	計 79箇所		

c 区域指定の基準

種 別	定 義	指定の基準
土砂災害 警戒区域	土砂災害のおそれがある区域	(土石流) 扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 (急傾斜地) ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍

		(50mを超える場合は50m) 以内の区域
土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害警戒区域の うち、建築物に損壊 が生じ、住民に著し い危害が生じるおそ れがある区域	土石等の移動等により建築物に作用する力の 大きさが、通常の建築物が土石等の移動等 に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生 ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐え ることのできる力の大きさを上回る区域

(イ) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防
止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ず
る。

(ウ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図
る。

(エ) 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速
道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシ
ステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図
る。

(オ) 次の事項を重点として総合的な災害対策を国及び県と協議をして推進す
ることにより、災害に強いまちを形成する。

- a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都
市的土地利用を誘導しないものとする等、災害に強い土地利用の推進
- b 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水
路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等の推進
 - ・出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保
 - ・河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運
転調整の実施等洪水被害の軽減
- c 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の
設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施するこ
とによる流域の保水・遊水機能の確保
- d 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全
な土地利用、災害時の避難体制の整備の促進
- e 土石流危険箇所、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等にお
ける砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備等に
加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等
の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止
対策やソフト面（情報伝達や避難体制の確立など）の整備を推進
- f 要配慮者に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸
水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設
及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重
点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- g 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
- h 山地災害危険地区地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造
成、地すべり造成施設の整備
- i 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における
排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

	j 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進 k 飯島町が浸水想定区域に含まれた場合、町長は飯島町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下施設等及び主として要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置の推進や防災訓練、情報伝達訓練の実施 l 飯島町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達体制の整備 m 土砂災害警戒区域を、飯島町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置の推進 イ 風水害に対する建築物等の安全性 (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、災害に対する安全性の確保に特に配慮する。 町は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。 a 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。 b 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。 c 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 d 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。 (イ) 町は、住宅を始めとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。 (ウ) 町は、強風による落下物の防止対策を図る。 (エ) 町は、建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。 (オ) 町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。 ウ ライフライン施設等の機能の確保 (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 (イ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、民間事業所等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

	(ウ) 施設の災害に対する安全性を確保するための点検の方法及び体制についての計画を定める。 エ 災害応急対策等への備え 第3章、第4章に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、防災対策本部組織の充実を図る。また、応急復旧等を迅速に行うため、飯島町建設水道防災協会と協定を締結し災害に備える。

- 資料編
- ・重要水防区域一覧（資料番号36）
 - ・出水による交通遮断が予想される橋梁（資料番号37）
 - ・農業用ため池一覧（資料番号38）
 - ・農業水利施設一覧（資料番号39）
 - ・砂防法指定区域一覧（資料番号40）
 - ・土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧（資料番号41）
 - ・山腹崩壊危険地区一覧（資料番号42）
 - ・崩壊土砂流出危険地区一覧（資料番号43）
 - ・土砂崩壊危険地区一覧（資料番号44）

第2節 災害発生直前対策

【全部】

第1 基本方針

災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報、注意報等の発表及び伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する発表及び伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

実施主体	内 容
町	気象情報、警報等の伝達は、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。 また、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

2 避難誘導体制の整備

実施主体	内 容
町	(1) 気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく

	ものとする。 (2) 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備を図るものとする。 (3) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

3 災害未然防止活動

実施主体	内 容
町	道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。また、各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。 (1) 所管施設の緊急点検体制の整備 (2) 応急復旧のための体制の整備 (3) 防災用資機材の備蓄 (4) 水防活動体制の整備（水防管理者） (5) 水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用水施設管理者） (6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

資料編 ・ 警報等の種類及び発表基準（資料番号 5 2）

第 3 節 情報の収集・連絡体制計画

【全部】

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 1 節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第 4 節 活動体制計画

【全部】

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 2 節「活動体制計画」を準用する。

第 5 節 広域相互応援計画

【全部】

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 3 節「広域相互応援計画」を準用する。

第 6 節 救助・救急・医療計画

【総務部、健康福祉部】
【関係機関】

共通対策編第 1 章第 4 節「救助・救急・医療計画」を準用する。

第 7 節 消防・水防活動計画

【総務部、産業振興部、建設水道部】
【関係機関、住民】

共通対策編第 1 章第 5 節「消防・水防活動計画」を準用する。

第 8 節 要配慮者支援計画

【住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部】
【関係機関、事業者、住民】

共通対策編第 1 章第 6 節「要配慮者支援計画」を準用する。

第 9 節 緊急輸送計画

【総務部、建設水道部】
【関係機関】

共通対策編第 1 章第 7 節「緊急輸送計画」を準用する。

第 10 節 障害物の処理計画

【産業振興部、建設水道部】
【関係機関】

共通対策編第 1 章第 8 節「障害物の処理計画」を準用する。

第 11 節 避難収容及び情報提供活動計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部、教育部】
【関係機関、事業所、住民】

共通対策編第 1 章第 9 節「避難収容及び情報提供活動計画」を準用する。

第 12 節 孤立防止対策

【総務部、企画政策部、建設水道部】
【事業所、住民】

共通対策編第 1 章第 10 節「孤立防止対策」を準用する。

第 13 節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務部、健康福祉部、産業振興部】
【住民、事業所】

共通対策編第 1 章第 11 節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第 1 4 節 給水計画

【建設水道部】

共通対策編第 1 章第 1 2 節「給水計画」を準用する。

第 1 5 節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関、住民】

共通対策編第 1 章第 1 3 節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第 1 6 節 危険物施設等災害予防計画

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 1 4 節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第 1 7 節 上水道施設災害予防計画

【建設水道部】

共通対策編第 1 章第 1 5 節「上水道施設災害予防計画」を準用する。

第 1 8 節 下水道施設災害予防計画

【建設水道部】

共通対策編第 1 章第 1 6 節「下水道施設災害予防計画」を準用する。

第 1 9 節 通信・放送施設災害予防計画

【総務部】

【通信・放送事業者】

共通対策編第 1 章第 1 7 節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

第 2 0 節 電気施設災害予防計画

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 1 8 節「電気施設災害予防計画」を準用する。

第 2 1 節 鉄道施設災害予防計画

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 1 9 節「鉄道施設災害予防計画」を準用する。

第 2 2 節 災害広報計画

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 2 0 節「災害広報計画」を準用する。

第２３節 土砂災害等の災害予防計画

【産業振興部、建設水道部】

【住民】

共通対策編第１章第２１節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

第２４節 防災まちづくり計画

【総務部、建設水道部】

共通対策編第１章第２２節「防災まちづくり計画」を準用する。

第２５節 建築物災害予防計画

【建設水道部、教育部】

【建築物所有者等】

共通対策編第１章第２３節「建築物災害予防計画」を準用する。

第２６節 河川施設災害予防計画

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

本節に定めのない事項については、共通対策編第１章第２４節「河川施設災害予防計画」を準用する。

第１ 主な取組み

浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第２ 計画の内容

１ 浸水想定区域内の災害予防

（１）現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。町は浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の防災体制の確立を図る必要がある。

（２）実施計画

実施主体	内 容
町	ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（ＦＡＸ、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 イ 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の管理者等	浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

第 2 7 節 ため池災害予防計画

【産業振興部】
【関係機関、住民】

共通対策編第 1 章第 2 5 節「ため池災害予防計画」を準用する。

第 2 8 節 農林水産物災害予防計画

【産業振興部】
【関係機関、住民】

共通対策編第 1 章第 2 6 節「農林水産物災害予防計画」を準用する。

第 2 9 節 二次災害の予防計画

【全部】
【関係機関】

第 1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第 2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第 3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施 イ 立入検査の実施等指導の強化 ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導 エ 自衛消防組織の強化についての指導 オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
関係機関	ア 事業所等の管理責任者等の研修会等への積極的参加 イ 応急対策用資機材の整備 ウ 行政機関、警察署及び消防署等との連絡体制、緊急時の応援体制の整備 エ 近隣住民に危険施設へ近寄らないよう周知

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となる場合や、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 情報収集体制の整備 イ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 情報収集体制の整備 イ 警戒避難体制の整備

第30節 防災知識普及計画

【全部】

【関係機関、事業所】

共通対策編第1章第27節「防災知識普及計画」を準用する。

第３１節 防災訓練計画

【総務部】
【事業所、住民】

共通対策編第１章第２８節「防災訓練計画」を準用する。

第３２節 災害復旧・復興への備え

【全部】
【関係機関】

共通対策編第１章第２９節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第３３節 自主防災組織等の育成に関する計画

【総務部、企画政策部、健康福祉部】

共通対策編第１章第３０節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

第３４節 事業所防災に関する計画

【総務部、産業振興部】
【事業所】

共通対策編第１章第３１節「事業所防災に関する計画」を準用する。

第３５節 ボランティア活動の環境整備計画

【健康福祉部】
【関係機関】

共通対策編第１章第３２節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第３６節 災害対策基金等積立及び運用計画

【企画政策部、会計部】

共通対策編第１章第３３節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

第３７節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【総務部】
【関係機関】

第１ 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第２ 主な取組み

町は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第３ 計画の内容

実施主体	内 容
町	1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。
関係機関	1 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、町への提供について協力する。 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。 3 各機関からの報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

第３８節 住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進

【総務部、地域創造部】

【事業所、住民】

共通対策編第１章第３４節「住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【全部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、また災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 主な活動

- 1 住民に対して気象警報・注意報等を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 住民に対する警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要であるため、伝達系統図により速やかに気象警報・注意報、特別警戒水位到達情報、土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

なお、長野地方気象台が行う警報等の発表基準は、資料編のとおりである。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町に通報される気象予警報等は、直ちに総務課長に伝達し、週休日、休日等又は退庁後においては、宿日直者は速やかに総務課長に連絡する。 イ 総務課長は、気象予報等を受信したときは、速やかに町長に報告するとともに、それに基づく指示があった場合は関係課長に伝達する。 ウ 総務課長から関係課長への伝達は、口頭又は電話、文書をもって行う。 エ 関係課長は、伝達を受信したときはこれに応じた適切な措置を講ずる。 オ 総務課長は、町長の指示があった場合には、気象予警報等及び指示事項を速やかに防災行政無線、長野県防災情報システムを活用したエリアメール等、CATV、広報車、消防団広報等を通じて、住民への周知徹底を図る。また事業者との連携による災害情報自動配信（例エリアメール）、いいちゃんメール（電子メールを利用して飯島町が登録者に発信する情報提供メール）を活用し警報等の情報を住民に配信する。 カ 総務課長は、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。
関係機関	関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

住民	以下のような異常を発見した者は、直ちに町又は警察に連絡する。 ア 気象関係 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象 イ 水象関係 河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 住民等の避難誘導対策

(1) 基本方針

災害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難勧告等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

特に災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分に把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対し、避難指示等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。特に避難行動要支援者については、避難指示等の伝達を行うなどの避難支援計画に沿った避難支援を行う。 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、土砂災害危険・準用区域内の要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。 また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。また、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。 イ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難所等を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所等とする。 ウ 住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線、有線放送、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。 エ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。 オ 避難所等及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。

	カ 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
住民	避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。
要配慮者利用施設管理者	ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。 イ 災害が発生するおそれのある場合は、町、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止計画

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、町域の状況を情報収集する。 イ 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。 ウ 状況に応じ町災害対策本部（水防本部）を設置する。 エ 必要に応じ、災害対策現地本部を設置する。
河川管理者、水利管理者等	河川管理者、水利管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を町、警察に通報するとともに住民に対して周知する。
道路管理者	道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。
住民	住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を町又は警察へ通報する。
消防団及び消防機関	消防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、町と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施する。

資料編 ・ 警報等の種類及び発表基準（資料番号 5 2）

第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

【全部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 1 節「災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立」を準用する。

第3節 非常参集職員の活動

【全部】

共通対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。

第4節 広域相互応援活動

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。

第5節 ヘリコプターの運用計画

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣活動

【総務部】

共通対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。

第7節 救助・救急・医療活動

【総務部、健康福祉部】

【関係機関】

共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第8節 消防・水防活動

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

共通対策編第2章第7節「消防・水防活動」を準用する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

【住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部】

【事業所、関係機関、住民】

共通対策編第2章第8節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第10節 緊急輸送活動

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

共通対策編第2章第9節「緊急輸送活動」を準用する。

第 1 1 節 障害物の処理活動

【産業振興部、建設水道部】
【関係機関】

共通対策編第 2 章第 1 0 節「障害物の処理活動」を準用する。

第 1 2 節 避難収容及び情報提供活動

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部、教育部】
【関係機関、事業所、住民】

共通対策編第 2 章第 1 1 節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

第 1 3 節 孤立地域対策活動

【総務部、企画政策部、建設水道部】
【事業所、住民】

共通対策編第 2 章第 1 2 節「孤立地域対策活動」を準用する。

第 1 4 節 食料品等の調達・供給活動

【総務部、健康福祉部、産業振興部】
【住民、事業所】

共通対策編第 2 章第 1 3 節「食料品等の調達・供給活動」を準用する。

第 1 5 節 飲料水の調達・供給活動

【建設水道部】
【住民】

共通対策編第 2 章第 1 4 節「飲料水の調達・供給活動」を準用する。

第 1 6 節 生活必需品の調達・供給活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

共通対策編第 2 章第 1 5 節「生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第 1 7 節 保健衛生・感染症予防活動

【健康福祉部】
【関係機関、住民】

共通対策編第 2 章第 1 6 節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

第 1 8 節 遺体の搜索及び処置等の活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部】
【関係機関】

共通対策編第 2 章第 1 7 節「遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第 19 節 廃棄物の処理活動

【住民税務部、産業振興部】
【住民】

共通対策編第 2 章第 18 節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第 20 節 社会秩序維持、物価安定等に関する活動

【総務部、産業振興部】
【事業所、住民】

共通対策編第 2 章第 19 節「社会秩序維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第 21 節 危険物施設等応急活動

【総務部】
【関係機関】

共通対策編第 2 章第 20 節「危険物施設等応急活動」を準用する。

第 22 節 上水道施設応急活動

【建設水道部】
【関係機関】

共通対策編第 2 章第 21 節「上水道施設応急活動」を準用する。

第 23 節 下水道施設応急活動

【建設水道部】
【関係機関、住民】

共通対策編第 2 章第 22 節「下水道施設応急活動」を準用する。

第 24 節 通信・放送施設応急活動

【総務部】
【通信・放送事業者】

共通対策編第 2 章第 23 節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第 25 節 電気施設応急活動

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 24 節「電気施設応急活動」を準用する。

第 26 節 鉄道施設応急活動

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 25 節「鉄道施設応急活動」を準用する。

第２７節 被災者等への的確な情報伝達活動

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

共通対策編第２章第２６節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

第２８節 土砂災害等応急活動

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【住民】

共通対策編第２章第２７節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第２９節 建築物災害応急活動

【建設水道部、教育部】

【建築物所有者等】

共通対策編第２章第２８節「建築物災害応急活動」を準用する。

第３０節 道路及び橋梁応急活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

共通対策編第２章第２９節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第３１節 河川施設応急活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

共通対策編第２章第３０節「河川施設応急活動」を準用する。

第３２節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【全部】

【関係機関、住民】

第１ 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

第２ 主な活動

- １ 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- ２ 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- ３ 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- ４ 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- ５ 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。
- ６ 土砂災害の発生、拡大防止

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

町	ア 危険物施設 危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。 イ 火薬類関係 火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高いことから、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の捜索等の活動が重要である。 ウ 高圧ガス施設関係 高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがあることから、災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。 また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっているので、事業者間で協力（供給）体制がとれるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

実施主体	内 容
町	(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 (イ) 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう

	指導する。
関係機関 (危険物施設の 管理者等)	(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限を するとともに、危険物の移送を中止する。 (イ) 危険物施設の緊急点検 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を 実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。 (ウ) 危険物施設における災害防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常を発見したときは、応急補修、危険物の除 去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による 流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の 起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。 (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等 a 応急措置 危険物の流出、火災等が発生したときは、自衛消防組織による現状に応 じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流 出防止措置を迅速かつ的確に行う。 b 関係機関への通報 危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機 関に通報する。 (オ) 相互応援体制の整備 必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣 の危険物取扱事業所に応援を要請する。 (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住 民の安全確保のための措置を行うものとする。

イ 火薬類関係

実施主体	内 容
火薬類取扱施 設の管理者	(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所へ移す余裕がある場合には、速や かに安全な場所へ移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置す る。 (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収 に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性につい て広報を行い周知する。

ウ 高圧ガス関係

実施主体	内 容
高圧ガス製造 事業者等	(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施する。 a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業 所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。 b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高 圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通 報する。

	c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。 d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。 e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。 f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。 g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。 h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。 (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。 a 状況に応じて、車両を安全な場所へ移動させるとともに、火気を近づけないようにする。 b 輸送している容器が危険な状態になったときは、近隣の住民等を安全な場所へ退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させる。 c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関 (中部地方整備局・伊那建設事務所)	ア 町は、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策等水防活動を実施する。 イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。 エ 関係機関は、町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。
住民	住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となる場合や、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

6 土砂災害の発生、拡大防止

(1) 基本方針

大災害に伴う土砂災害の発生防止・軽減を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害警戒区域等の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

資料編

- ・砂防法指定区域一覧（資料番号 4 0）
- ・土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧（資料番号 4 1）
- ・山腹崩壊危険地区一覧（資料番号 4 2）
- ・崩壊土砂流出危険地区一覧（資料番号 4 3）
- ・土砂崩壊危険地区一覧（資料番号 4 4）

第 3 3 節 ため池災害応急活動

【産業振興部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 3 1 節「ため池災害応急活動」を準用する。

第 3 4 節 農林水産物災害応急活動

【産業振興部】

【関係機関、住民】

共通対策編第 2 章第 3 2 節「農林水産物災害応急活動」を準用する。

第 3 5 節 文教活動

【教育部】

共通対策編第 2 章第 3 3 節「文教活動」を準用する。

第 3 6 節 ボランティアの受入れ体制

【健康福祉部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 3 4 節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第 3 7 節 義援物資・義援金の受入れ体制

【健康福祉部、会計部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 3 5 節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。

第 3 8 節 災害救助法の適用

【総務部、住民税務部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 3 6 節「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【全部】

【関係機関、住民】

共通対策編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【全部】

共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

【全部】

【関係機関、住民】

共通対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。

第4節 資金計画

【全部】

共通対策編第3章第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【全部】

共通対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災農林業及び中小企業等の復興

【産業振興部】

共通対策編第3章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。

震災対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、飯島町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、未曾有の被害を及ぼした東日本大震災及び阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など震災の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

- 1 町、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関、事業所及び住民がそれぞれの役割を認識し、相互に協力する体制
- 2 町災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防に関する計画
- 3 地震情報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他災害対策に必要な計画

第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法に基づき飯島町防災会議が作成する「飯島町地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震に対処すべき事項を中心に定める。

第 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定できうる事項等を定めるものであり、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアルの定期的な点検
- ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

資料編	・飯島町防災会議条例（資料番号13） ・飯島町防災会議委員名簿（資料番号14）

第2節 防災面からみた地域的概要

第1 地盤

(1) 本町周辺の地盤は、次のとおりである。

地 域	地 盤 の 状 況
山間地の地盤	ローム層や粘土質又は砂質土を多少含んでいるが、地層全体を総合的にみれば良い地盤又は基盤そのものに近い岩盤と判断される。
平地部及び台地の地盤 (伊那盆地)	全般的に普通以上の地盤といえるが、駒ヶ根市の天竜川沿いに悪い地盤がある。このほか、箕輪町の天竜川沿い及び飯田市の飯田Ⅰ・C付近にはやや悪い地盤が散在している。

(2) 地盤の液状化の特質は、次のとおりである。

地 域	地 盤 の 状 況
県内低地部	扇状地、自然堤防、後背湿地、現・旧河道、盛土部など液状化を起こしやすい地層が多く分布している。
伊那市から飯田市にかけて	砂質地盤に発生危険性が潜んでいる。

第2 本町にかかる活断層

長野県の活断層としては、①長野盆地西縁断層帯、②糸魚川―静岡構造線断層帯（北側／南側）、③伊那谷断層帯、④阿寺断層帯、⑤木曽山脈西縁断層帯、⑥境峠・神谷断層帯が存在する。

本町においては、伊那谷断層帯の木曽山脈山麓断層が確認されている。

これらの断層帯に起因する地震の被害想定は、次の第4節に記述する。

第3 自然的条件にみる災害の要因

本町のおかれた自然的環境は、概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する素因が常に内在するとされている。

特に、地震の可能性については、伊那谷断層帯等の活断層による地震の発生が予想される。

また、本町は、東海地震に備えて、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）による地震防災対策強化地域に指定されている。

第4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

共通対策編第3章「防災面からみた飯島町の概要」第2節第4のとおりに。

資料編 ・ 災害の記録（地震）（資料番号2）

第3節 被害想定

第1 基本的な考え方

県は、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度から26年度にかけて、今後の地震防災対策の基礎資料とすべく、新たに「第3次長野県地震被害想定調査」を実施した。

この「第3次長野県地震被害想定調査」の結果及び中央防災会議による東海地震の被害想定結果に基づき、本町に影響を及ぼすと予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の目標とする。

第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる内陸型地震と海溝型地震を想定した。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

資料編	・ 想定地震の緒元及び飯島町の最大予測震度（資料番号54） ・ 想定地震に基づく予測（資料番号55）

第3 被害想定

1 建築物被害

本町の耐震化率は、一般住宅で75.6%（令和3年度飯島町耐震改修促進計画の推計より）となっている。想定地震のうち、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」が最も被害が大きくなっている。また「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」においても建物への被害が予測されている。

2 人的被害

「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」、「木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）」となっている。

3 生活支障等

避難者数は人口（令和2年国勢調査：9,004人）に対し、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」で32%、「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」では9%となることが予測される。

4 ライフラインの被害

「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」、「木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）」となっている。

特に、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」では、いずれのライフラインにおいてもほとんどの住民が被害を受けることが予測される。

5 まとめ

今回、県がまとめた「第3次長野県地震被害想定調査報告書」によると、本町に与える影響の大きい地震は「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」、「木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）」となっており、その他の地震においても被害が予測されている。

今後は、県の報告書を分析するとともに、これらの想定地震の被害を軽減するために、建築物や橋梁の耐震診断・耐震改修の促進や、緊急輸送・避難路となる道路、避難施設、防火施設等の適切な整備を進めていくこととする。

また、「自分の身は自分で守る」という防災意識を住民に啓発し、災害や救命・救助等に関する知識・技術を普及するとともに、自主防災組織による防災活動を推進していくものとする。

資料編	・ 被害想定（資料番号56）

第2章 災害予防計画

第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

【全部】

【関係機関】

第1 基本方針

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

本町における構造物、施設等について、「防災基本計画」によるほか、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に基づき、耐震性の確保を図るとともに、「地震防災緊急事業五箇年計画」等を作成し、町は、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性の確保、町土保全機能の増進等地震に強い町土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

(1) 現状及び課題

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性の確保に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	ア 地震に強い国づくり、まちづくりを行うに当たっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。 (ア) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低い直下型地震又

	は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。 (イ) この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。 (ウ) さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。 イ なお、耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。

2 地震に強い町土づくり

(1) 現状及び課題

伊那谷は、東は南アルプス、西は中央アルプスに挟まれた地域で伊那盆地といわれ、盆地にはアルプスから流出した砂、礫、泥が堆積した沖積層をつくっている。その上には火山灰によるローム層をのせている。

その後、断層の動きで河岸段丘が成立し、アルプスから流れ出す川によって典型的な田切地形を形成している。

過去、地震被害の記録はないが、伊那谷には多くの活断層があり、将来直下型地震による大きな被害が予想されるため、地震災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。 イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。 ウ 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの町土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 エ 東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震を対象に国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。 オ 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それぞれに基づく減災目標を設定し、関係機関、住民が一体となって効果的、効率的な地震対策の推進に努める。
関係機関（交通・通信施設管理機関）	鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

3 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

住宅地への人口の集中、建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、一層地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
関係機関	ア 地震に強い都市構造の形成 (ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。 なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。 (イ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。 イ 建築物の安全化 (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効率的な実施に努める。 (イ) 町は、住宅を始めとする建築物の耐震化を促進するため、必要な施策を県や関係団体と連携しながら実施する。 町は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。 a 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。 b 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。 c 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 d 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。 (ウ) 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。 (エ) 町は、建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図るため、住民等に点検、補強等を促す。 (オ) 町は、地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。 ウ ライフライン施設等の機能の確保 (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすこと

	から町及びライフライン事業者は、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に3次医療機関等人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を図る。 (イ) 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。 (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、民間事業所等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進するものとする。 (エ) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。 (オ) 施設の災害に対する安全性を確保するための点検の方法及び体制についての計画を定める。 エ 崖地、液状化対策 (ア) 地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。 (イ) 埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。 オ 危険物施設等の安全確保 危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。 カ 災害応急対策等への備え 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

第2節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備計画

【全部】

【関係機関】

本節に定めのない事項については、共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第1 主な取組み

発災後の経過に応じて、被災者等に提供すべき情報について整理しておき、被災者等への確かな情報伝達活動を行う。

第2 計画の内容

1 被災者等への的確な情報伝達活動関係

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	町外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

第3節 活動体制計画

【全部】

【関係機関】

共通対策編第1章第2節「活動体制計画」を準用する。

第4節 広域相互応援計画

【全部】

【関係機関】

共通対策編第1章第3節「広域相互応援計画」を準用する。

第5節 救助・救急・医療計画

【総務部、健康福祉部】

【関係機関】

本節に定めのない事項については、共通対策編第1章第4節「救助・救急・医療計画」を準用する。

第1 主な取組み

- 1 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 2 消防関係建造物の耐震診断等を実施促進、診療所の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備を図る。

第2 計画の内容

1 消防及び医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

消防用の施設は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、消防団詰所等の耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化についても、常に点検整備等を行い、耐震化に努める。

町内の民間医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものもあり、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 新耐震基準以前に建築された消防団詰所、コミュニティ消防センター等を最優先に耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定する。 また、定期的な建物診断を実施し、当該建造物等の管理の徹底を図る。 イ 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な建造物等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、国の「防災対策事業」の活用を図る。 ウ 診療所等の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行う。

第6節 消防・水防計画

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

共通対策編第1章第5節「消防・水防活動計画」を準用する。

第7節 要配慮者支援計画

【住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部】

【関係機関、事業者、住民】

共通対策編第1章第6節「要配慮者支援計画」を準用する。

第8節 緊急輸送計画

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

共通対策編第1章第7節「緊急輸送計画」を準用する。

第9節 障害物の処理計画

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

本節に定めのない事項については、共通対策編第1章第8節「障害物の処理計画」を準用する。

第 1 主な取組み

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。

第 2 計画の内容

実施主体	内 容
住民	住民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第 10 節 避難収容及び情報提供活動計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部、教育部】

【関係機関、事業所、住民】

本節に定めのない事項については、共通対策編第 1 章第 9 節「避難収容及び情報提供活動計画」を準用する。

第 1 主な取組み

地震による火災等を考慮し、安全な避難所等を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。

第 2 計画の内容

1 避難誘導

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 避難所等・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 イ 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。 ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。 エ 要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

2 避難所等の確保

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 避難所等となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震災の放射熱等に対し安全な空間となるよう努める。また、避難所等として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 イ 密集市街地には、必要に応じ、広域避難場所を選定確保する。

第 1 1 節 孤立防止対策

【総務部、企画政策部、建設水道部】

【事業所、住民】

共通対策編第 1 章第 1 0 節「孤立防止対策」を準用する。

第 1 2 節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務部、健康福祉部、産業振興部】

【住民、事業所】

共通対策編第 1 章第 1 1 節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第 1 3 節 給水計画

【建設水道部】

共通対策編第 1 章第 1 2 節「給水計画」を準用する。

第 1 4 節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関、住民】

共通対策編第 1 章第 1 3 節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第 1 5 節 危険物施設等災害予防計画

【総務部】

【関係機関】

本節に定めのない事項については、共通対策編第 1 章第 1 4 節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第 1 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第2 計画の内容

1 現状及び課題

危険物等の施設においては、大規模地震発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災応急対策用資機材の備蓄を図る。

2 実施計画

(1) 規制及び指導の強化

実施主体	内 容
町	ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震災害又は地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。 イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性、耐震性の向上を図る。

第16節 上水道施設災害予防計画

【建設水道部】

本節に定めのない事項については、共通対策編第1章第15節「上水道施設災害予防計画」を準用する。

第1 主な取り組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、緊急遮断弁の設置や耐震化を図る。

第2 計画の内容

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用や緊急遮断弁の設置により、施設整備の推進を図る。

第17節 下水道施設災害予防計画

【建設水道部】

第1 基本方針

地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の耐震化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。 イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。 イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。 ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間事業所との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

災害時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

実施主体	内 容
町	必要に応じて、拠点・系統の耐震化に努める。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

【総務部】

【通信・放送事業者】

本節に定めのない事項については、共通対策編第1章第17節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

第1 計画の内容

1 防災行政無線について地震対策等

(1) 現状及び課題

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、統制局は耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、子局や地域系については、設置状況、予備電源の状況等の調査を行い、不具合のある箇所については所要の対応を取る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検を行い、訓練等で取扱いに習熟する。 イ 各無線局の通信機器は可能な限り小型軽量化を図り、また、据え付けに当たっては転倒・ゆれ止め施工を確実にを行うなど、耐震性を強化し災害予防対策を図る。

2 電信電話施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策により危機管理体制を整備する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要になることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
通信・放送事業者	災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施する。 ア 建築・鉄塔及び端末機器等の耐震対策 (ア) 震度7でも通信施設の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。 (イ) 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。 イ 電気通信設備の停電対策 予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更改し、停電対策強化を図る。 ウ 設備監視体制 通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。 エ 重要ファイルの管理 交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。 オ 緊急受付窓口の強化 災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。 カ 災害時優先電話の活用 現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者まで拡大する。 キ 特設公衆電話の早期設置による通信確保 指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。 ク 被災状況の早期把握 (ア) 調査活動・情報発信を迅速に行うため、モバイル端末等を活用した被災状況収集システムの検討・作成

	(イ) 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等関係機関との情報連絡体制の強化を図る。 ケ 危機管理、復旧体制の強化 (ア) 社内情報連絡ツールの充実 (イ) 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置 コ 電気通信設備の停電対策 移動電源車、移動用発電発電装置の装備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

第 19 節 電気施設災害予防計画

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 18 節「電気施設災害予防計画」を準用する。

第 20 節 鉄道施設災害予防計画

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 19 節「鉄道施設災害予防計画」を準用する。

第 21 節 災害広報計画

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 20 節「災害広報計画」を準用する。

第 22 節 土砂災害等の災害予防計画

【産業振興部、建設水道部】

【住民】

共通対策編第 1 章第 21 節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

第 23 節 防災まちづくり計画

【総務部、建設水道部】

共通対策編第 1 章第 22 節「防災まちづくり計画」を準用する。

第 24 節 建築物災害予防計画

【建設水道部、教育部】

【建築物所有者等】

第 1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取り組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀、屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施 町有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。 イ 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。 ウ 防火管理者の設置 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。 イ 耐震診断・耐震改修のための支援措置 (ア) 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。 (イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。 ウ かけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

建築物所有者等	ア 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。 イ 県の「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。 イ 構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。 本町において、住民等に点検、補強等を促す対象物は次のとおりとする。 (ア) 道路標識、交通信号機 (イ) 枯死した街路樹、庭木等 (ウ) 電柱・街路灯 (エ) バス停の待合所や農業用の簡易小屋等 (オ) 看板、広告等 (カ) ブロック塀、石垣 (キ) ガラス窓 (ク) 自動販売機 (ケ) 煙突
住民等	ア 住民は、外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。 イ 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 液状化対策

(1) 現状及び課題

本町で発生が想定されている「糸魚川ー静岡構造線」、「伊那谷断層帯」を震源とする地震においては液状化の影響があるとされている。

従って、公共施設や事業所等の施設設置者は、地盤改良、施設の構造強化等対策を行う必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町等施設設置者	公共施設、工場等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ実施するものとする。特に工業用地や住宅団地の分譲等大規模開発に当たっては特段の配慮を行うこととする。

町	町は、事業所、個人住宅の所有者に対し、液状化対策について知識の普及に努める。

5 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における文化財についても、木造のものが多く、震災時の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。 イ 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。
文化財所有者	文化財所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自主防災体制の確立を図る。

資料編 指定文化財一覧（資料番号 57）

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たっては、避難所等まで安全なルートの確保の必要性に鑑み、適宜避難路の整備を進めるとともに、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図り、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の損壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として関係機関は、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。
関係機関	ア 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。(中部地方整備局・伊那建設事務所) イ 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。(中部地方整備局・伊那建設事務所) ウ 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行う。(中部地方整備局・伊那建設事務所) エ 町内を通過する中央自動車道の構造は、橋梁・土工部からなり、橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るように設計している。日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(中日本高速道路(株)) オ 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(中日本高速道路(株)) カ 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(中日本高速道路(株))

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために飯島町建設水道防災協会等と事前に事業協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	関係機関との協力体制を整備するものとする。
関係機関	ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関) イ 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(中部地方整備局)

資料編 ・ 協定一覧 (資料番号 20)

第 26 節 河川施設災害予防計画

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

第 1 基本方針

河川施設は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第 2 主な取り組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の整備を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集・提供等の応援体制の整備に努める。

第 3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。
関係機関	改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

資料編 ・ 重要水防区域一覧 (資料番号 36)
 ・ 農業水利施設一覧 (資料番号 39)
 ・ 水防上重要なダム、水門の一覧 (資料番号 47)
 ・ 水防倉庫備蓄資器材一覧 (資料番号 48)

第２７節 ため池災害予防計画

【産業振興部】

【関係機関、住民】

共通対策編第１章第２５節「ため池災害予防計画」を準用する。

第２８節 農林水産物災害予防計画

【産業振興部】

【関係機関、住民】

第１ 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農水産物集出荷貯蔵施設及び農水産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保及び健全な森林の育成に向けた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第２ 主な取組み

- １ 上伊那農業改良普及センターの指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- ２ 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第３ 計画の内容

１ 農産物災害予防計画

(１) 現状及び課題

災害による農作物被害の軽減を図るため、上伊那農業改良普及センター等の指導により、農作物等災害対策指針を策定し、予防技術の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断と補強工事が必要である。

(２) 実施計画

実施主体	内 容
町	上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
関係機関	ア 農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。 イ 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。 ウ 新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

住民	住民は、生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

震災による立木の倒木防止のため、健全な森林の育成に向けた指導を県からも受けている。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、活断層等の存在を留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。 イ 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
住民	住民は、町が計画的に行う森林整備に協力するとともに、施設の補強等対策の実施に努める。

第29節 二次災害の予防計画

【全部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のための体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。また、建築物、宅地の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進する。
- 2 危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

建築物、宅地関係	災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。
道路・橋梁関係	地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	建築物、宅地関係 被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。
	道路・橋梁関係 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施 イ 立入検査の実施等指導の強化 ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導 エ 自衛消防組織の強化についての指導 オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
関係機関	ア 危険物取扱事業所 (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加 (イ) 危険物施設の耐震性の向上 (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備 (エ) 自衛消防組織の強化促進 (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進 イ 火薬類取扱施設の管理者 (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。 (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。 ウ 高圧ガス製造事業者等 (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施 (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持 (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施 (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止装置の実施 (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

	(カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 河川管理施設の耐震性を向上させる。 イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。
関係機関	改善の必要があると認められる施設について整備を図る。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 情報収集体制の整備 イ 警戒避難体制の整備

第30節 防災知識普及計画

【全部】

【関係機関、事業所】

本節に定めのない事項については、共通対策編第1章第27節「防災知識普及計画」を準用する。

第1 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 住民に対して地震に関する防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座や防災講演会及びパンフレット等各種広報資料及び地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。 (ア) 地震及び津波に関する一般的な知識 (イ) 地震発生時の地震動に関する一般的な知識 (ウ) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、

	自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (工) 一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の予防・安全対策 (カ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施 (キ) 東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動 (ク) 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及、啓発 (ケ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難所等での行動等 イ 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震のおそろしさについて身をもって体験し、どのように行動すべきかを体験できる機会を設ける。 ウ 防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

2 災害教訓の伝承

実施主体	内 容
町	過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3 1 節 防災訓練計画

【総務部】

【事業所、住民】

共通対策編第1章第28節「防災訓練計画」を準用する。

なお、東海地震に関する事前対策活動に伴う訓練事項については、第5章第19節「大規模な地震に係る防災訓練計画」による。

第3 2 節 災害復旧・復興への備え

【全部】

【関係機関】

本節に定めのない事項については、共通対策編第1章第29節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第 1 計画の内容

1 公共建築物

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 災害廃棄物の発生への対応 (ア) 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。 (イ) 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

第 3 3 節 自主防災組織等の育成に関する計画

【総務部、企画政策部、健康福祉部】

共通対策編第 1 章第 3 0 節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

第 3 4 節 事業所防災に関する計画

【総務部、産業振興部】

【事業所】

本節で定めのないものは、共通対策編第 1 章第 3 1 節「事業所防災に関する計画」を準用する。

第 1 主な取り組み

施設・設備の耐震診断や点検を定期的を実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

第 2 計画の内容

実施主体	内 容
事業所	社屋内外の耐震化・安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するなど、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

第 3 5 節 ボランティア活動の環境整備計画

【健康福祉部】

【関係機関】

共通対策編第 1 章第 3 2 節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第 3 6 節 災害対策基金等積立及び運用計画

【企画政策部、会計部】

共通対策編第 1 章第 3 3 節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

第３７節 震災対策に関する調査研究及び観測

【総務部】

【関係機関】

第１ 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究を始め様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、建物の多様化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、結果について指導を受ける必要がある。

第２ 主な取り組み

県、各関係機関等と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第３ 実施計画

実施主体	内 容
町	１ 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。 ２ 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの蓄積に努める。また、その結果について提供等を受け、町の防災計画等に反映させていく。

第３８節 住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進

【総務部、地域創造部】

【事業所、住民】

共通対策編第１章第３４節「住民及び事業者による一定の地区の防災活動の推進」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震発生後の関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行っていくこととなる。

この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立

【全部】

【関係機関】

共通対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立」を準用する。

第2節 非常参集職員の活動

共通対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。

【全部】

第3節 広域相互応援活動

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。

第4節 ヘリコプターの運用計画

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣活動

【総務部】

共通対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

【総務部、健康福祉部】

【関係機関】

共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第7節 消防・水防活動

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動内容

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 消火活動関係 (ア) 出火防止及び初期消火 住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。 (イ) 情報収集及び効率的部隊配置 火災発生状況、消火栓、防火水槽等の被害状況及び警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画により重要防御地域の優先等、消防力の効果的運用を図る。 また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

	(ウ) 応援要請等 a 速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村に対する応援要請等を共通対策編第1章第3節「広域相互応援活動」及び共通対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。 b ヘリコプターの支援を求めようとするときは、共通対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。 イ 救助・救急活動 大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、自主防災組織、住民等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。 なお、本項についての詳細は共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」を準用する。
住民、事業所等	住民、事業所及び自主防災組織等の活動 (ア) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他の火災原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。 なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。 (イ) 救助・救急活動 自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	別に定める「飯島町水防計画」による。

- 資料編
- ・災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧（資料番号 3 1）
 - ・重要水防区域一覧（資料番号 3 6）
 - ・消防組織表（資料番号 4 5）
 - ・水防上重要なダム、水門の一覧（資料番号 4 7）
 - ・水防倉庫備蓄資器材一覧（資料番号 4 8）

第 8 節 要配慮者に対応する応急活動

【住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部】

【事業所、関係機関、住民】

共通対策編第 2 章第 8 節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第 9 節 緊急輸送活動

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 9 節「緊急輸送活動」を準用する。

第 10 節 障害物の処理活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 10 節「障害物の処理活動」を準用する。

第 11 節 避難収容及び情報提供活動

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部、教育部】

【関係機関、事業所、住民】

本節に定めのない事項については、共通対策編第 2 章第 11 節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

第 1 基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、道路の亀裂、がけ崩れ等地震特有の被害が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

第 2 主な活動

- 1 住民による自主的な避難を行うとともに、町長は適切な避難指示等を行う。
- 2 地震特有の被害を勘案した避難を実施する。
- 3 避難所等の開設に当たっては、建物の安全性を十分確認する。
- 4 避難の長期化への対処を行う。

第3 活動の内容

1 自主避難及び適切な避難指示等の実施

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、自らの判断で避難を行うとともに、必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	地震災害特有の同時多発火災に伴う拡大延焼、ガス等危険物の流出、がけ崩れ等広域的に身体、生命、財産に被害が及ぶ危険がある場合は、状況に応じ遅滞なく発令する。
住民	地震災害は、時期、時間、規模等殆どの場合突然発生し、通信手段も一時的に不通となることから、行政機関でも被害状況の把握に手間取り、避難指示等の発令のタイミングが遅れることが予想される。このため、住民は、避難が必要と認める場合には、住民自らの判断で自主避難を行うことが重要となる。その場合、区・自治会で事前に決めている避難所等へ安全な避難経路を選び避難する。

2 地震による被害を勘案した避難の実施

(1) 基本方針

大規模地震が発生した場合は、同時多発火災が発生し、避難経路には倒壊建物や落下物、亀裂等が発生し大変危険な状態となるため、次の事項に留意し避難を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
住民	ア 地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、直ちにガスやブレーカー等火の始末を済ませた後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、同時多発火災等による輻射熱から安全を確保できる場所にある公園、広場、学校のグラウンド等にまず避難する。 イ 当該避難所等でラジオや防災行政無線等から正確な災害情報等を収集し、家族、近隣住民の安否確認をした後、必要により安全が確認された避難所等へ移動するものとする。 ウ 止む無く車両による避難を実施する場合は、地震情報や交通情報を踏まえ、安全運転に心掛けるとともに、駐車をする場合は、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 避難所等開設に当たっての安全確認の実施

(1) 基本方針

避難所等の開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険があるか、安全性の確認を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町・住民	避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査の結果を町災害対策本部へ報告する。
町	報告に基づき、必要により被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

4 避難の長期化への対処

(1) 基本方針

地震災害の場合は住家の損壊等により避難所生活が長期化することが多いので、本来の施設利用に支障が出ないよう必要な対策を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 避難所等が学校である場合は、立入禁止区域の設定など、避難者と児童生徒の住み分けを行う。 イ 他の避難所等の避難者の状況を勘案して避難所等の設置計画を随時見直しする。 ウ 学校機能を早期に回復するため。入居者の仮設住宅への早期移行等に努める。

第 1 2 節 孤立地域対策活動

【総務部、企画政策部、建設水道部】

【事業所、住民】

共通対策編第2章第12節「孤立地域対策活動」を準用する。

第 1 3 節 食料品等の調達・供給活動

【総務部、健康福祉部、産業振興部】

【住民、事業所】

共通対策編第2章第13節「食料品等の調達・供給活動」を準用する。

第 1 4 節 飲料水の調達・供給活動

【建築水道部】

【住民】

共通対策編第2章第14節「飲料水の調達・供給活動」を準用する。

第 1 5 節 生活必需品の調達・供給活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

共通対策編第2章第15節「生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第 1 6 節 保健衛生・感染症予防活動

【健康福祉部】

【関係機関、住民】

共通対策編第 2 章第 1 6 節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

第 1 7 節 遺体の搜索及び処置等の活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 1 7 節「遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第 1 8 節 廃棄物の処理活動

【住民税務部、産業振興部】

【住民】

共通対策編第 2 章第 1 8 節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第 1 9 節 社会秩序維持、物価安定等に関する活動

【総務部、産業振興部】

【事業所、住民】

共通対策編第 2 章第 1 9 節「社会秩序維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第 2 0 節 危険物施設等応急活動

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 2 0 節「危険物施設等応急活動」を準用する。

第 2 1 節 上水道施設応急活動

【建設水道部】

【関係機関】

第 1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど、早期応急復旧のための手段を講ずる。

第 2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、水道事業体が自ら行う直営工事、又は指定工事店等への委託により行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。 (2) 復旧体制の確立を行う。 (3) 被災の状況により支援要請を行う。 (4) 住民への広報活動を行う。 (5) 指定工事店等との調整を行う。

3 応急復旧

実施主体	内 容
町	震災による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶと思われる。応急復旧は、的確な被害状況の把握に基づき、水源から浄水施設に至る給水能力の確保を図り、送・配水幹線、給水拠点までの送水を優先して復旧し、次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧する。 (1) 取水、浄水、配水池施設 当初行った震災調査結果に基づき、給水機能の確保を目途に計画を策定し、速やかな復旧に努めなければならない。 (2) 送・配水管施設 断水地域をできるだけ限定した計画をたてる。管路の応急復旧は原則として管径300mm～150mmの幹線、管径100mm～75mmの配水管、給水拠点（避難地、避難所等）に至る路線を優先し、順次配水調整を行って、断水地域を減少しながら復旧を進める。 (3) 給水管 復旧は原則として送・配水管について行うが、同時に復旧が可能な場合は並行して進めることが望ましい。 (4) 取水、浄水、配水池施設 機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については、専門業者に依頼する。 (5) 送・配水施設並びに給水装備 ア 第1次応急復旧 主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、給・配水管の被害が大きい地域においては、特設した仮設給水栓なども利用した給水までの応急復旧をいう。 管路被害が大きく、復旧に長時間を要する場合は、仮設管による通水をする。

	イ 第2次応急復旧 第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階に引き続き、各戸給水を目途に行う。

4 応急復旧用資材、機材並びに人員確保

実施主体	内 容
町	(1) 資材 あらかじめ第1次応急復旧に必要な資材を把握する。 緊急調達をする場合の業者は資料編のとおりである。 (2) 機械・器具並びに復旧要員 災害時には、迅速な対応により作業ができるよう、あらかじめ資料編に掲げる指定工事店に要請しておく。また、状況により役場内にいる水道技術管理者（有資格者）の協力を得る。
関係機関	施工事業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じる。

資料編 ・ 協定一覧（資料番号20）

第22節 下水道施設応急活動

【建設水道部】

【関係機関、住民】

共通対策編第2章第22節「下水道施設応急活動」を準用する。

第23節 通信・放送施設応急活動

【総務部】

【通信・放送事業者】

共通対策編第2章第23節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第24節 電気施設応急活動

【関係機関】

共通対策編第2章第24節「電気施設応急活動」を準用する。

第25節 鉄道施設応急活動

【関係機関】

共通対策編第2章第25節「鉄道施設応急活動」を準用する。

第26節 被災者等への的確な情報伝達活動

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

共通対策編第2章第26節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

第２７節 土砂災害等応急活動

【総務部、産業振興部、建設水道部】

【住民】

共通対策編第２章第２７節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第２８節 建築物災害応急活動

【建設水道部、教育部】

【建築物所有者等】

第１ 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第２ 主な活動

- １ 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- ２ 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第３ 活動の内容

１ 公共建築物

(１) 基本方針

災害発生後、公共建築物は復旧活動の拠点となるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(２) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 庁舎、社会福祉施設、診療所、町営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。 イ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

２ 一般建築物

(１) 基本方針

災害発生後、建築物所有者等は、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(２) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 速やかに被害状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じる。 イ 建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請し、次の安全対策を実施する。 ウ 必要に応じ、住宅事業の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

	〈被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施〉	
	種 別	実 施 事 項
	被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
	被災宅地危険度判定士による調査	宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。
建築物所有者等	建築物所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。	

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	教育委員会は、被害が発生した場合の所有者又は管理者が実施するべき対策について万全を期すよう指導し、指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。
建築物所有者等	文化財の所有者は、次の対策を実施する。 ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。 イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。 ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

資料編 ・ 指定文化財一覧（資料番号 57）

第29節 道路及び橋梁応急活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関】

共通対策編第2章第29節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第30節 河川施設応急活動

【産業振興部、建設水道部】

【関係機関、住民】

共通対策編第2章第30節「河川施設応急活動」を準用する。

第3 1 節 二次災害の防止活動

【全部】

【関係機関】

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するための応急危険度判定士の派遣等の活動を行うとともに、建造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

実施主体	内 容
町	ア 建築物や宅地関係 被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等、地盤沈下による浸水等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。 イ 道路及び橋梁関係 道路・橋梁等の構造物についても余震等による損壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 建築物や宅地関係

実施主体	内 容				
町	(ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。 - a 応急危険度判定士の派遣要請 - b 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定 - c 被災地域への派遣手段の確保 - d 応急危険度判定士との連絡手段の確保 (イ) 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定士による調査は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>実 施 事 項</th></tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士による調査</td><td>相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。</td></tr> </table>	種 別	実 施 事 項	被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
種 別	実 施 事 項				
被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。				

	被災宅地危険度判定士による調査 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。 (ウ) 必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入り禁止等の措置をとる。 <pre> graph LR A[被災地] -- "被害状況の取りまとめ" --> B[飯島町] B -- "被害報告・派遣要請" --> C[長野県] C -- "判定士の派遣" --> B B -- "判定士の派遣及び活動支援" --> A </pre>
建築物や宅地の所有者等	建築物や宅地の所有者等は、応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

イ 道路・橋梁関係

実施主体	内 容
町	道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。
関係機関	(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。 (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。 (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。 (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を実施する。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 町及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険が高いため、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ 高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し被害を与えるおそれがあるので、被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危険防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 危険物施設

実施主体	内 容
町	(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 町長は災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、本町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。 (イ) 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。 (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
関係機関（危険物施設の管理者等）	(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。 (イ) 危険物施設の緊急点検 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。 (ウ) 危険物施設における災害防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急修理、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。 (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等 a 応急措置 危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。 b 関係機関への通報 危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。 (オ) 相互応援体制の整備 必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。 (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ 火薬関係

実施主体	内 容
関係機関（火薬類取扱施設の管理者）	(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所へ移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。 (イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗り等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発による被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。

ウ 高圧ガス関係

実施主体	内 容
関係機関（高圧ガス製造事業者等）	(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下のとおり応急対策を実施する。 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。 - b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所へ移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気を取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。 (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。また、危険箇所の点検を専門技術者等の活用により行うものとする。 イ その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。 ウ 災害防止のため応急工事を実施する。 エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。 オ 必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、水防活動を実施する。
関係機関 (中部地方整備局・伊那建設事務所)	ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合には、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 イ その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。 ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等の活用により行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

資料編

- ・砂防法指定区域一覧（資料番号４０）
- ・土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧（資料番号４１）
- ・山腹崩壊危険地区一覧（資料番号４２）
- ・崩壊土砂流出危険地区一覧（資料番号４３）
- ・土砂崩壊危険地区一覧（資料番号４４）

第32節 ため池災害応急活動

【産業振興部】

【関係機関】

共通対策編第2章第31節「ため池災害応急活動」を準用する。

第33節 農林水産物災害応急活動

【産業振興部】

【関係機関、住民】

共通対策編第2章第32節「農林水産物災害応急活動」を準用する。

第34節 文教活動

【教育部】

本節に定めのない事項については、共通対策編第2章第33節「文教活動」を準用する。

第1 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 ア 第一次避難場所への避難誘導 (ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。 (イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出に当たる。 イ 第二次避難場所への避難誘導 (ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、町長の指定する避難所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。 (イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。 (ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出に当たるとともに避難状況を町教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

第35節 ボランティアの受入れ体制

【健康福祉部】

【関係機関】

共通対策編第2章第34節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第 3 6 節 義援物資・義援金の受入れ体制

【健康福祉部、会計部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 3 5 節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。

第 3 7 節 災害救助法の適用

【総務部、住民税務部】

【関係機関】

共通対策編第 2 章第 3 6 節「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【全部】

【関係機関、住民】

共通対策編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【全部】

共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

【全部】

【関係機関、住民】

本節に定めのない事項については、共通対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。

第1 計画の内容

1 地震に強い防災まちづくり

(1) 実施計画

実施主体	内 容
町	地震に強い防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。 ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等都市基盤整備及び防災安全街区の整備 イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化 ウ 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化 エ 耐震性貯水槽の設置 オ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づく適切な解体等を行うための指導・助言 カ 被災地の復興計画の作成に際する、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築するための配慮等

第4節 資金計画

【全部】

共通対策編第3章第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【全部】

共通対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災農林業及び中小企業等の復興

【産業振興部】

共通対策編第3章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。

第5章 地震防災強化計画

（東海地震に関する事前対策活動）

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、大震法の成立以来四半世紀を経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い、公表した。その結果を踏まえて、平成14年4月23日には長野県内では13市町村が新たに指定され（本町においては、昭和54年に指定）、これにより県内における強化地域指定町は、平成18年4月の市町村合併に伴う指定見直しを経て25市町村となった。

このため、町は、東海地震に関連する情報及び東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「地震予知情報等」という。）が発せられた場合、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止する。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則第5章「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

【全部】

【関係機関】

第1 東海地震に関連する情報時の体制

1 配備基準

町長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報の種別	活動体制	非常配備要員	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時） （安心情報は除く）	東海地震観測体制	総務課防災担当職員	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○総務部及び消防部は全員体制 ○その他の部は半数体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災緊急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災緊急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により児童生徒等の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	全員	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災緊急対策の実施 ・市町村、関係機関等の地震緊急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震緊急対策の総合調整及び推進

※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災緊急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

- 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接した時は、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。
- 東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、又は他の体制に移行した時は、活動体制を解除する。

第2 参集場所

配備職員は、町役場庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従う。

資料編 ・ 配備人員一覧表（資料番号6）

第3 地震災害警戒本部の組織等

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法施行令、飯島町地震災害警戒本部条例に定めるところによる。

1 警戒本部の構成

警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	飯島及び七久保郵便局長 東海旅客鉄道株式会社伊那市駅長 駒ヶ根警察署飯島及び七久保駐在警察官 教育長、町長の事務部局の課長、議会事務局長、教育委員会教育次長及び 上伊那広域消防本部伊南 南消防署長 飯島町消防団長
本部職員	本部員を除く町及び上伊那広域消防本部伊南 南消防署職員

2 組織及び事務分掌

警戒本部の組織は資料編に掲げるとおりとする。

第4 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

実施主体	内 容
関係機関	各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達された時、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行う。 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

実施主体	内 容
関係機関	各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。 また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

資料編 ・ 飯島町災害対策本部組織編成図（資料番号 3）
・ 飯島町災害対策本部事務分掌表（資料番号 4）
・ 飯島町地震災害警戒本部条例（資料番号 16）
・ 飯島町地震災害警戒本部規程（資料番号 17）

第3節 情報収集伝達計画

【全部】

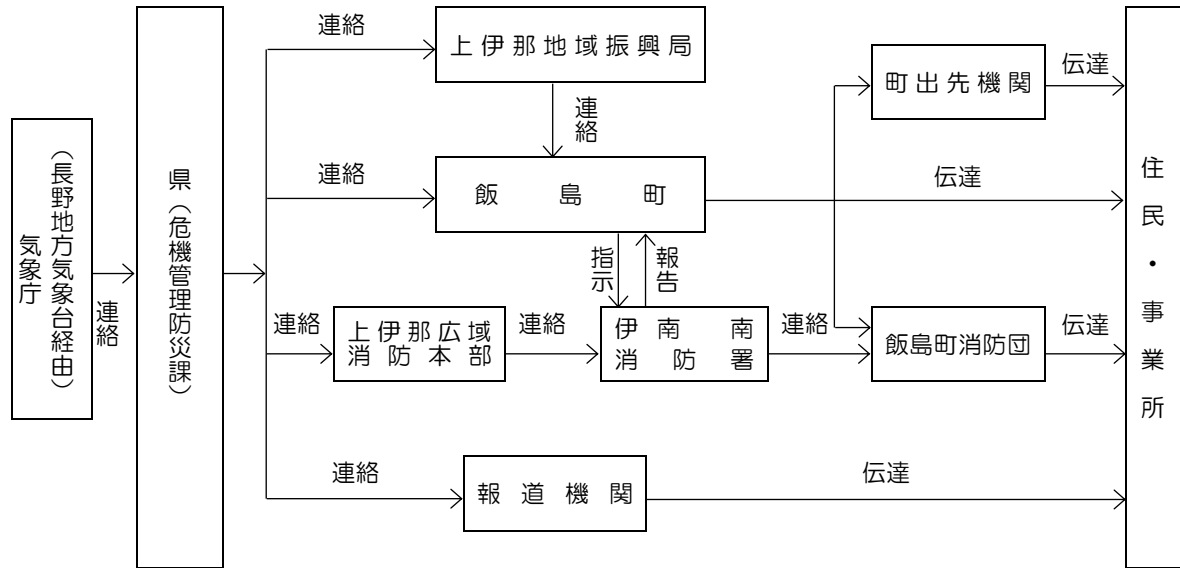
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

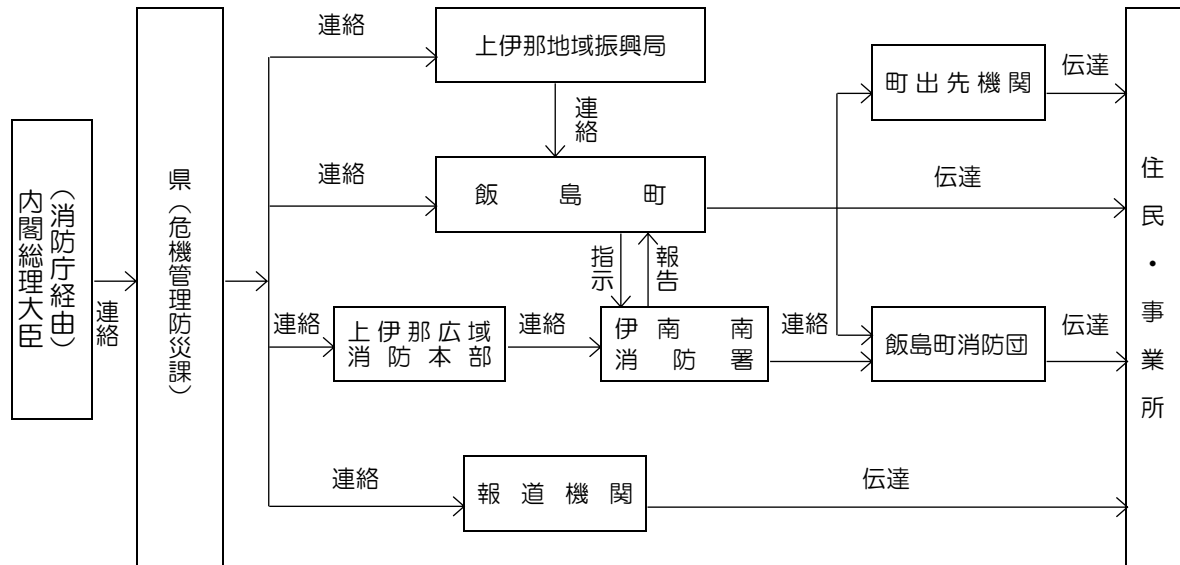
1 伝達系統

(1) 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

実施主体	内 容
町	東海地震に関連する情報は、県よりFAXで伝達されるので、通常勤務時は、総務課長へ速やかに連絡する。また、勤務時間外（土日、休日を含む。）においては、宿日直者を通じて総務課長へ連絡する。 なお、観測情報及び注意情報については、総務課長からの連絡により防災担当者は直ちに登庁し、続報の受領に備える。



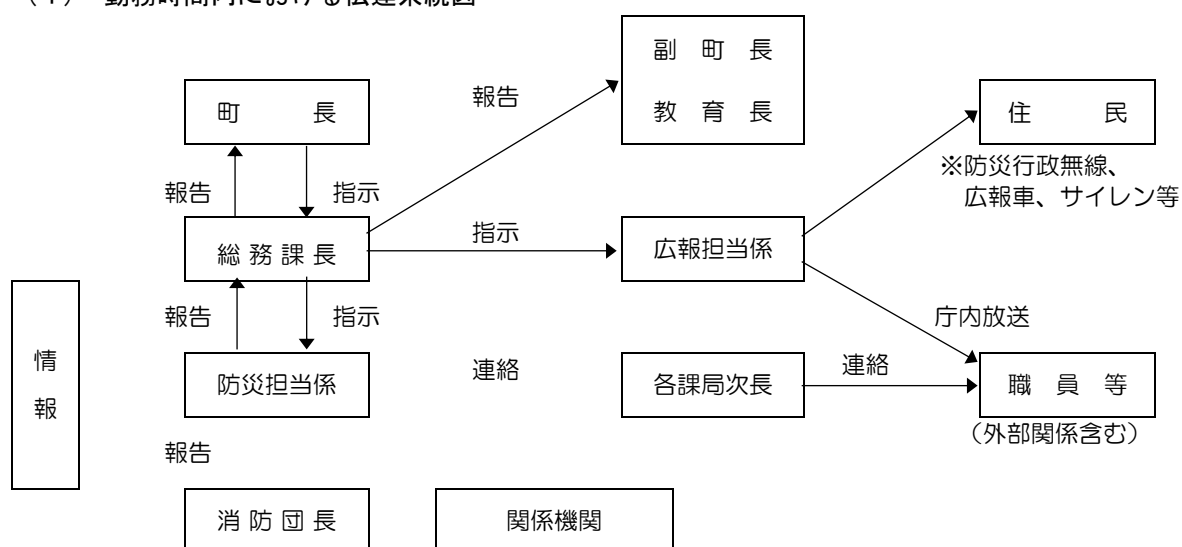
(2) 警戒宣言



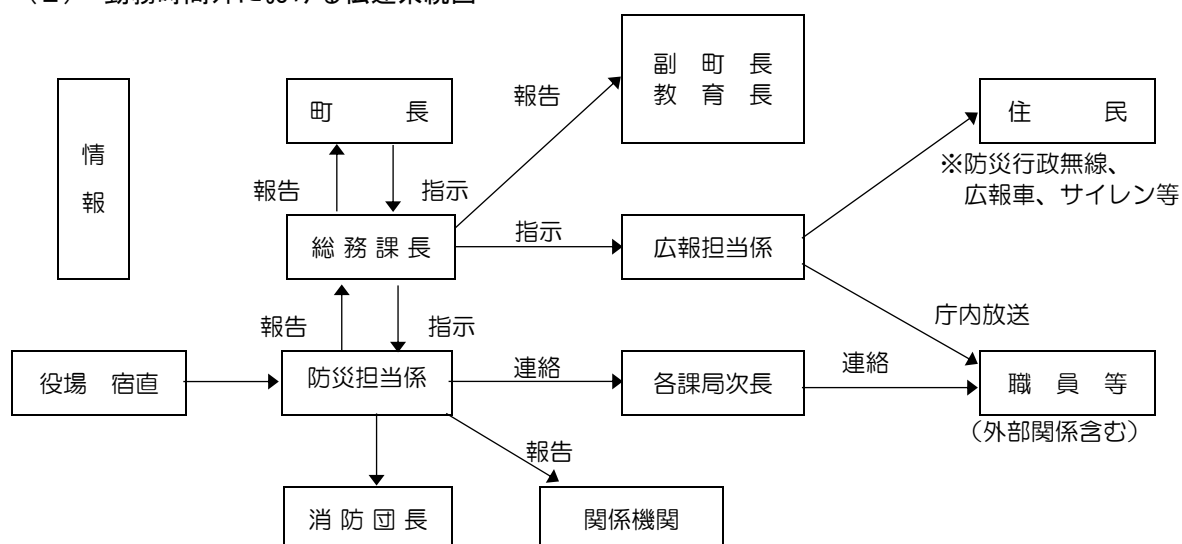
2 職員への伝達方法

実施主体	内 容
町	職員への伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線及び電話等により、勤務時間外においては、防災行政無線及びあらかじめ定めた非常連絡網により電話等にて行う。 また、自ら管理する施設等に対しても速やかに防災行政無線及び電話等により伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめNTT東日本(株)に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。

(1) 勤務時間内における伝達系統図



(2) 勤務時間外における伝達系統図

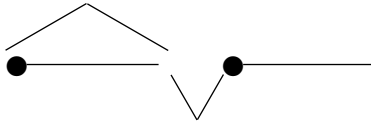


3 住民等に対する伝達手段

実施主体	内 容
町	町は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な地震予知情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。 (1) 町防災行政無線 (2) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。）

	(3) 電話 (4) 有線放送 (5) C A T V (6) 地震防災信号 (7) その他

〈地震防災信号〉

警 鐘	サ イ レ ン
(5 点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

資料編 ・ 防災無線等の体系（資料番号 3 4）

〈「東海地震に関連する情報」の発表基準等〉

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判定した場合）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されてないと判断された場合

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集・伝達

実施主体	内 容
町	町は、県、関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。 なお、町警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりとする。 1 病院の診療状況、救護医療班の出動体制

	2 主要食料等の在庫状況
	3 電話等の疎通状況、利用制限の状況
	4 避難、救護の状況、観光客数、避難施設となる施設の運営状況
	5 学校等の保育、授業実施状況及び社会福祉施設等の状況
	6 列車、バスの運行状況、旅客の状況
	7 飲用水確保体制の状況
	8 金融機関の営業状況
	9 高速道路等の交通規制の状況、車両通行状況
	10 スーパー、小売店等の営業状況
	11 その他必要とされる状況

第4節 広報計画

【総務部、健康福祉部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災
 応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各関係機関は、地震予知情報等に対応
 する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第2 活動の内容

実施主体	内 容
町	1 県及び関係機関等から得た情報について、町防災行政無線、有線放送、広報車等を活用し、又自主防災組織の協力を得て住民に周知する。さらに必要に応じて県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」により報道機関へ要請し、テレビ、ラジオ、新聞を活用した広報を行う。外国籍住民に対しては、外国語による表示又は外国語放送による対策を講じる。 2 広報の内容 (1) 東海地震注意情報受理時 ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容 イ 災害危険箇所及び避難対象地域の周知 ウ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項 エ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項 オ その他必要な事項 (2) 警戒宣言発令後の警戒本部設置時 ア 警戒宣言及び地震予知情報等の内容 イ 主な交通機関の運行状況及び道路交通状況 ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置 エ ライフラインに関する情報及び生活関連情報 オ 事業者及び各家庭においてとるべき措置 カ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ キ 自主防災組織に対する防災活動の要請

	ク 犯罪予防等のために住民のとるべき措置 ケ 金融機関等が講じた措置に関する情報 コ その他の必要な事項 3 要配慮者への広報計画 要配慮者への広報については、自主防災組織を通じた情報伝達、聴覚障がい者へのFAXを活用した緊急通報、外国籍住民への防災無線での外国語放送を実施し、情報伝達の徹底を図る。 4 問合せ窓口 住民からの問合せに対応できるよう、警戒本部に問合せ窓口等の体制を整える。
関係機関	1 放送機関 臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。 2 電力供給機関 報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。 3 ガス供給機関 報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。 4 電気通信事業者 報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。 5 JR会社 報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。 6 路線バス会社 報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。 7 道路管理者 報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する 8 水道管理者 報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。 9 その他の関係機関 状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧（資料番号9）
 ・ 報道機関連絡先一覧（資料番号11）

第5節 避難活動等

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部、建設水道部、地域創造部、教育部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置を講ずる。その際、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難指示等の対象となる、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難を実施するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動の内容

1 避難対象地区の設定

実施主体	内 容
町	(1) 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ町長が定める地区とする。 ア がけ地、山崩れ崩落危険地区 イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区 ウ その他町長が危険と認める地域 (2) 避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難所等、避難路及び指示の伝達方法等について十分徹底を図る。 (3) 警戒宣言が発せられたとき、町長は避難対象地区に避難指示等を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。また、町長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し次の指導を行う。 ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備 イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限 ウ 避難所等の点検及び収容準備 エ 収容者の安全管理 オ 負傷者の救護準備 カ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護
住民	住民は、平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等、地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は町の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

実施主体	内 容
町	(1) 町は駒ヶ根警察署、県危機管理部と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。

	(2) 車両避難対象地区は、山間地等で避難地までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とする他、災害時の交通管理に支障のないよう地区の実態に応じて駒ヶ根警察署と調整しておく。 (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難所等の設置等環境の変化に応じてその都度必要な検討・見直しを行う。 (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。 (5) 災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。
住民	車両による避難を実施する場合には、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車に当たっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 避難行動要支援者に対する支援措置

実施主体	内 容
町及び住民	(1) 警戒宣言発令時、避難対象地区以外の住民は自宅での待機等安全な場所で行動することを原則とするが、震災時に迅速な避難が困難な避難行動要支援者で、希望する者については避難所等を準備する。 (2) 町は、警戒宣言発令時には自主防災組織の協力を得て、迅速な避難支援を行う。

4 要配慮者利用施設における避難対策

実施主体	内 容
町	町は避難対象地区内の要配慮者利用施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。 (1) 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。） (2) 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等 (3) 「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討
要配慮者利用施設	要配慮者利用施設の管理者は、町との調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。 (1) 夜間・休日を含めた連絡体制 (2) 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等 (3) 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 滞留旅客への対応

実施主体	内 容
町	滞留旅客の避難対策として、避難所等、避難誘導方法、食料・生活用品等の供給方法等について今後各事業者と十分調整する。

6 屋内避難

実施主体	内 容
町	(1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、避難行動要支援者で在宅の者及び上記3(1)により避難を希望する避難行動要支援者とその介護等に必要な付添者については屋内避難指針の基準を満たす避難施設を選定し、屋内避難の対象とする。なお、環境の変化に応じその都度必要な見直しを行う。 (2) 町長は選定した屋内避難施設を住民に周知する。 (3) 町長は住民の協力を得て、屋内避難が可能な施設の収容力が屋内避難対象者に対して不足している場合は避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

7 避難活動

実施主体	内 容
町	(1) 町は、避難状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容について状況を把握するとともに、県へ報告する。 (2) 避難地の設置及び運営については次により行う。 ア 避難地での生活が円滑に行えるように、必要に応じて仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。 また、避難生活の維持に当たっては、自主防災組織の協力を得る。 イ 避難地で生活する者は、避難勧告等を受けた者、自主避難をした者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。 ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。 エ 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで、又は地震発生に伴う避難所等が設置されるまでの間とする。 オ 避難地の運営は、自主防災組織等の協力を得て町が行う。 カ 避難地には、運営のため必要な町職員を派遣するとともに、必要により、安全確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。
住民	住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し、町に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

資料編 ・ 指定避難所一覧（資料番号21）
 ・ 指定緊急避難場所一覧（資料番号22）

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

【総務部、健康福祉部、産業振興部、建設水道部】

【住民】

第1 基本方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保し、町は住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、町は必要な措置を講じる。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
町	(1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に、緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行う。 (2) 平常時から緊急物資の在庫状況の把握と物資等の供給協定の締結を行う。 (3) 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行う。 (4) 町は、避難対象地区以外において住民が食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。 また、この要請が可能となるよう町内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。 (5) 住民に対し、生活必需品の備蓄について周知する。 (6) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うのに合せ、町においても予め定めた物資拠点において受け入れ準備を行う。
住民	(1) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食料等生活必需品の備蓄に努める。 (2) 住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動する。

2 飲料水の確保計画

実施主体	内 容
町	(1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。 (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 (4) 応急復旧体制の準備を行う。 (5) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うのに合せ、町においても予め定めた物資拠点において受け入れ準備を行う。
住民	住民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

【健康福祉部、住民税務部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連絡を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるとともに、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、救護所を避難地に設置する。

実施主体	内 容
町	(1) 県、県医師会等に対してDMA Tの出動準備を要請する。併せて日本赤十字社飯島分区に対し出動準備を要請する。 (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。 (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材を配備し、受け入れ態勢を整える。 (4) 傷病者の搬送準備をする。 (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。
関係機関	(1) 日本赤十字社（長野県支部） 日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。 (2) (一社)上伊那医師会 町から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、医療チーム等を派遣するものとする。 (3) 災害拠点病院（伊那中央病院） 災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。 (4) (一社)上伊那薬剤師会 町から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

町は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は自己完結の努力をする。

実施主体	内 容
町	し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について資機材を準備する。

住民	住民は、し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する。

資料編 ・ 医療機関、薬局等一覧（資料番号 25）

第 8 節 児童生徒等の保護活動計画

【教育部】

第 1 基本方針

学校等においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と綿密な連携をとり、児童生徒等の安全確保を最優先とした対策を講じる。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

第 2 活動の内容

学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業、保育又は学校等行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校又は休園とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しない。

なお、遠距離通学、通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとる。

1 児童生徒の安全対策

実施主体	内 容
小学校、中学校	(1) 児童生徒の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や、直接保護者への引渡しを行う。 (2) 児童生徒については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、町が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。 (3) 保護に当たっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、町警戒本部又は町教育委員会へ報告する。 (4) 保護した児童生徒の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、町警戒本部又は町教育委員会と協議の上、対策を講じる。 (5) 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒及び保護者に対し、次の事項を徹底しておく。 ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。 イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

	ウ 交通機関利用者については、その場の指導者（乗務員等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 幼児の安全対策

実施主体	内 容
保育園	(1) 幼児については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、町が設置した避難地又は保育園で保護する。この場合、事前に保護者との打ち合わせの上、個々について対応の仕方を確認しておく。 (2) 保護に当たっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する幼児の氏名、人数を確実に把握し、町警戒本部又は町教育委員会へ報告する。 (3) 保護した幼児の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、町警戒本部又は町住民福祉課と協議の上、対策を講じる。 (4) 警戒宣言が保育園への行き帰り中に発令された場合に備え、保護者に対し次の事項を徹底しておく。 ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。 イ 保育園か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

3 その他の安全対策

実施主体	内 容
社会教育、社会保育等主催者又は指導者	社会教育、社会保育等の活動中に警戒宣言が発令された場合、主催者又は指導者は上記児童生徒等の安全対策に準じ保護活動を行う。

第9節 要配慮者の保護活動計画

【健康福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生時において、要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、社会福祉施設等の関係機関や、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全確保を最優先とした対策を実施する。

第2 活動の内容

警戒宣言が発令された場合、避難を希望する在宅の避難行動要支援者については、緊急通報装置や警報装置等により情報提供を行い、関係機関、地域住民、ボランティア団体等と支援協力体制の確立のもと、避難する。

社会福祉施設等においては、施設利用者の様態に応じたきめ細かな予防対策を講じる。

実施主体	内 容
町	在宅者の安全対策 1 避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急通報装置や警戒装置の整備を推進する。

	2 関係機関（保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員等）、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、避難誘導、情報提供、救護等地域ぐるみの支援協力体制を確立する。 3 避難行動要支援者の対応能力を高めるための、防災教育や防災訓練等を行う。
社会福祉施設等	社会福祉施設等の安全対策 1 施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等を行う。 2 施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品、その他生活必需品の備蓄を行う。 3 自主防災組織を整備して、緊急連絡体制、非常招集体制等を確立する。 4 警戒宣言が発令された場合、とるべき行動等について理解と関心を深めるため、職員や施設利用者を含めた防災知識の習得や防災訓練を実施する。

第 10 節 火災等の対策

【総務部】

【関係機関】

第 1 基本方針

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、町は地域防災計画及び消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防対策活動を実施する。また、町は東海地震応急対策要領に基づく、広域的な応援の受け入れ準備を進める。

第 2 活動の内容

実施主体	内 容
町	1 防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。 2 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。 3 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。 4 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。 5 町は消防団とともに、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館等に配置した資機材等の確認を行う。 6 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
消防機関	1 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。 2 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。 3 資機材及び救急資機材を確保する。 4 迅速な救助救急のための体制を確保する。 5 出火防止、初期消火等の広報を行う。 6 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。 7 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

第 1 1 節 警備対策

【関係機関】

第 1 基本方針

駒ヶ根警察署は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第 2 活動の内容

実施主体	内 容
駒ヶ根警察署	1 正確な情報収集及び伝達 警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。 2 不法事案等の予防及び取締り 悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。 3 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒 避難地、重要施設等のパトロール強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪、事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。 4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導 民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第 1 2 節 防災関係機関の講ずる措置

【関係機関】

第 1 基本方針

関係機関は、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第 2 活動の内容

1 電力会社

実施主体	内 容
中部電力(株)	(1) 地震災害警戒本部を設置する。 (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。 (3) 社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。 (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信

実施主体	内 容
電気通信事業者	(1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。 (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。 (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。 (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。 (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等の安否確認に必要な措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

3 ガス

実施主体	内 容
ガス事業者	(1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。 (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。 (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。 (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。 (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

実施主体	内 容
金融機関	(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。 ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。 (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講じる。 (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。 ※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 郵便局

実施主体	内 容
郵便局	(1) 日本郵便事業(株)に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。 (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。ただし、普通郵便局及び集配特定郵便局においては、後項(3)に規定する事務の窓口取扱いを行う。

	(3) 預金者の緊急な資金需要に応えるための郵便貯金の払戻し（払戻しに充てべき資金の額により金額に限度を設けることがある）の窓口取扱を行う。 ただし、警戒宣言が為替貯金等に関する窓口取扱時間内に発せられた場合は、災害発生時における局舎の安全性を確保すること等の事由により、事務の窓口取扱いを継続することが困難と認められる郵便局で、支社長が別に指定して公示する郵便局を除く。 (4) 前項(3)の事務は、支社長が預金者及び職員の安全並びに、地域の実情を十分配意してあらかじめ定めた時間に取扱う。 ただし、当該事務を取扱う郵便局長が前項(3)の利用の現況等を考慮して必要があると認めたときは、その時間を変更する場合がある。 (5) 警戒宣言時における郵便貯金自動預払機（ＡＴＭ）及び郵便貯金支払機（ＣＤ）については、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。 (6) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。 (7) 警戒宣言に伴う郵便事業の運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。 また、強化地域所在郵便局においては、窓口取扱い等を行う事務の種類、取扱時間及びその他の必要事項を局前に掲示する。

第１３節 売り惜しみ・買い占め等の防止

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

第１ 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置を講じる。

第２ 活動の内容

実施主体	内 容
町	1 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向についての調査、監視を行う。 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。 4 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。 5 町内又は広域圏で流通業者との連携を図る。 6 住民に対して、集団心理的パニックを防ぐため、冷静な消費行動に努めるよう呼びかける。
住民	住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第14節 交通対策

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

警戒宣言発令時における交通対策は、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより実施する。また、鉄道の運行停止等に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、町は警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

実施主体	内 容				
町、道路管理者	(1) 町及び道路管理者は、平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し次の事項について周知徹底を図る。 〈警戒宣言が発せられた場合における措置〉 <table border="1"> <tr> <td>走行中のとき</td><td> - 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 - 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。 </td></tr> <tr> <td>避難するとき</td><td> - 避難するために車両を使用しないこと。 なお、今後定める車両避難対象地区を除く。 </td></tr> </table> ※車両避難対象地区について ア 町は、警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。 イ 車両避難対象地区は、山間地帯で、避難地までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな距離が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、直轄の警察署と調整しておくものとする。 ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。 エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。 オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。 (2) 警戒宣言が出された場合の交通対策は、次の方針を原則として対処する。 ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。 イ 強化地域内への一般車両の流入は極力制限される。	走行中のとき	- 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 - 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。	避難するとき	避難するために車両を使用しないこと。 なお、今後定める車両避難対象地区を除く。
走行中のとき	- 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 - 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。				
避難するとき	避難するために車両を使用しないこと。 なお、今後定める車両避難対象地区を除く。				

	ウ 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り制限しない。 エ 避難路及び県の指定する緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の運行を禁止又は制限する。 (3) 高速自動車国道に関する事項 ア 高速自動車国道については、一般車両の強化地域内への流入が制限されるとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入も制限されるので、これらの情報について住民に周知する。 イ 中央高速道路からの車が町へ流入してきた場合、交通渋滞等を引き起こす場合が想定されるので、中日本高速道路(株)及び近隣市町村と滞留旅客の対応について協議する。
中日本高速道路(株)	中日本高速道路(株)は、その防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言の対策を実施する。

2 鉄道に関する事項

実施主体	内 容
町	東海旅客鉄道(株)及び関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行う。又、警戒宣言が発せられた場合は、列車内又は駅構内の旅客に対する避難所等の設置、食事の提供等の対応について東海旅客鉄道(株)と協議する。
東海旅客鉄道(株)	東海旅客鉄道(株)が実施する計画は、次のとおりである。 (1) 東海地震注意情報発表時の対応 ア 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。 イ 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。 ・旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 ・貨物列車は強化地域への進入を禁止する。 (2) 警戒宣言発令時の対応 ア 警戒宣言が発令されたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。 イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。 ウ 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。 ・強化地域内への進入を禁止する。 ・強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 ・貨物列車等については、強化地域内への進入禁止を継続する。

第15節 緊急輸送

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、警戒本部が必要な調整を行う。

なお、発災後の緊急輸送に備えて、町は輸送車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

実施主体	内 容
町	警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資等の輸送範囲は次のとおりである。 (1) 地震防災応急対策実施要員 (2) 地震防災応急対策に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材 (3) その他、警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

第3 緊急輸送ルート

県は、救助救急活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ強化地域内震災対策緊急輸送路を指定している。

町内における県指定震災対策緊急輸送路は次のとおりである。

〈町内における県指定震災対策緊急輸送路〉

区 分	路 線 名	起 点	～	終 点	指定延長 (km)
第1次	中央自動車道西宮線	阿智村県境 (飯島町七久保)	～	富士見町県境 (飯島町田切)	(7.7)
	一般国道153号	辰野町、塩尻市境 (飯島町田切)	～	阿智村、平谷村境 (飯島町本郷)	(7.8)

第4 緊急輸送車両等の確保

実施主体	内 容
町	(1) 町は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、緊急輸送車両及び物資輸送拠点の確保を図る。 (2) 町は、必要に応じて、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

第 16 節 他機関に対する応援要請

【総務部】

第 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策において飯島町地震災害警戒本部長が必要と認めた場合、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき以下により他の市町村等に対して応援要請をする。

第 2 活動の内容

1 応急要請締結状況

資料編 ・ 協定一覧（資料番号 20）

第 3 協定等に基づく応援要請等の準備

実施主体	内 容
町	町は災害が発生し、他の市町村等から協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。

第 4 自衛隊への派遣要請

実施主体	内 容
町長	町長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。 1 派遣を要請する事由 2 派遣を要請する期間 3 派遣を希望する区域 4 その他参考になるべき事項

第 5 その他への応援要請

共通対策編第 1 章第 3 節「広域相互応援計画」を準用する。

第 17 節 町が管理又は運営する施設に関する対策

【全部】

第 1 基本方針

地震発生時の被害の軽減と地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、町が管理し、又は運営する施設及び事業に関する警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設管理者等が定める。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策の確認又は準備活動を含め、必要な措置を実施する。

第2 道路

1 現状及び課題

本町の町道は平成29年4月現在、1級町道からその他町道まで合わせて1,325路線あり、実延長343.1kmのうち改良率79.4%と高いが、幅員が狭い箇所もあり、また未改修の箇所等、地震が発生した際には道路の亀裂等によって交通の不能、あるいは困難な状況になることも想定される。

2 緊急点検及び巡視の実施

実施主体	内 容
町	東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する道路のうち特に危険箇所を主体的に点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中断等の措置をとる。また、町所管以外の道路についても併せて巡視し、必要により当該道路管理者に連絡する。

第3 河川

1 現状及び課題

町内には天竜川、中田切川、与田切川を始めいくつかの河川が流れている。

河川堤防は大部分が整備済みであるが、大規模地震の際のコンクリート構造物への影響も考慮しておく必要がある。

2 緊急点検及び巡視の実施

実施主体	内 容
町	東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する河川施設の点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中断等の措置をとる。 また、町所管以外の河川についても併せて巡視し、必要により当該河川管理者に連絡する。

第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設

実施主体	内 容
町	町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。 1 各施設に共通する事項 (1) 警戒宣言、地震予知情報等の入場者等への伝達 ア 地震防災応急対策の実施要員、実施体制の確立 イ 地震予知情報等、地震防災応急対策の内容等の施設利用者等への伝達 (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置 施設利用者等の混乱防止のための広報、避難誘導等安全確保の措置 (3) 施設の防火点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置 ア 施設及び設備の点検、備品等の転倒及び落下防止等安全措置 イ 備蓄物資、資機材等の確認点検 ウ 工事中、建築中の工事中止等危険が予想される事業に対する措置 (4) 出火防止措置 (5) 受水槽等への緊急貯水

	(6) 消防用設備の点検、整備と事前配備 (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューターシステムなどの重要資機材の点検等の体制
	2 個別事項 (1) 学校等にあつては、保護を必要とする児童生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置 (2) 社会福祉施設等にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

第5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

実施主体	内 容
町	1 警戒本部が置かれる庁舎の管理者は、第4の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、警戒本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。 (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保 (2) 無線通信機等通信手段の確保 (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 2 工事中の建築物等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第18節 事業所等における地震防災応急対策計画

【事業所】

第1 基本方針

あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業所（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業所の政令で定めるもの。）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という。）は、警戒宣言が発令された場合、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を講じる。

なお、一定規模以下の施設及び事業所にあつても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

第2 活動の内容

実施主体	内 容
事業所等	1 事業所等が実施する計画 (1) 施設内の防災体制の確立 ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。 イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講じる。

	ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。 (2) 応急保安措置の実施 ア 火気使用を自粛する。 イ 落下物による被害等防災上の点検を行い、必要があれば応急修理を実施する。 ウ 消火器等の消防施設を点検し、出火に備える。 なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画に基づいて直ちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。 2 従業員の帰宅措置 事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させる。ただし、帰宅に当たっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。 なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等については適切な措置を講じておく。

第 19 節 大規模な地震に係る防災訓練計画

【総務部】

第 1 基本方針

町及び関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第 2 訓練の内容

実施主体	内 容
町、関係機関	1 防災訓練は、少なくとも年 1 回以上実施する。 2 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。 3 町は、自主防災組織の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。 4 町は、県、関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。 (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練 (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練 (3) 警戒宣言等情報伝達訓練 (4) その他必要な訓練 5 町は、学校、保育園、社会福祉施設等、その他町が管理する施設の防災訓練について、必要に応じて指導・助言するとともに、相互に連携した訓練を実施する。

第20節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【総務部、教育部】

【関係機関】

第1 基本方針

町は、関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第2 活動の内容

1 町職員に対する教育

実施主体	内 容
町	地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。 防災教育は、各課、各施設で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。 (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 (2) 予想される地震に関する情報 (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (4) 職員等が果たすべき役割 (5) 地震防災対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

実施主体	内 容
町	町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。 防災教育は、地域の実情に応じて、地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。 (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 (2) 予想される地震に関する知識 (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (4) 正確な情報入手の方法 (5) 関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識 (7) 各地域における避難所等及び避難路に関する知識 (8) 避難生活の運営に関する知識 (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

町、警察署	(1) 自動車運転者に対する教育 町及び警察署は、広報誌等を通じ、また、交通安全協会等関係組織の協力を得て、警戒宣言が発せられた場合に運転者がとるべき行動等についての教育を継続的に行う。 教育、広報の内容はおおむね次の事項について行う。 ア 警戒宣言及び地震予知情報の知識 イ 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容 ウ 警戒宣言が発せられた場合及び地震発生時に運転者のとるべき措置

3 児童生徒等に対する教育

実施主体	内 容
町	(1) 教職員等への教育 町は、児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して研修会等の機会を通じて地震防災教育を実施する。 (2) 学校等が行う地震防災教育に対する助言等 町は、学校が行う児童生徒等に対する地震防災教育、訓練等に関し、必要な指導及び助言を行う。 (3) 防災上必要な施設管理者等に対する知識 町は、防災上重要な施設の管理者に対し、職員に対する教育に準じた指導を行うとともに、パンフレットの配布等により地震防災知識の普及を積極的に行う。

第6章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

第1節 総 則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定による南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）である本町において、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則第5章「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

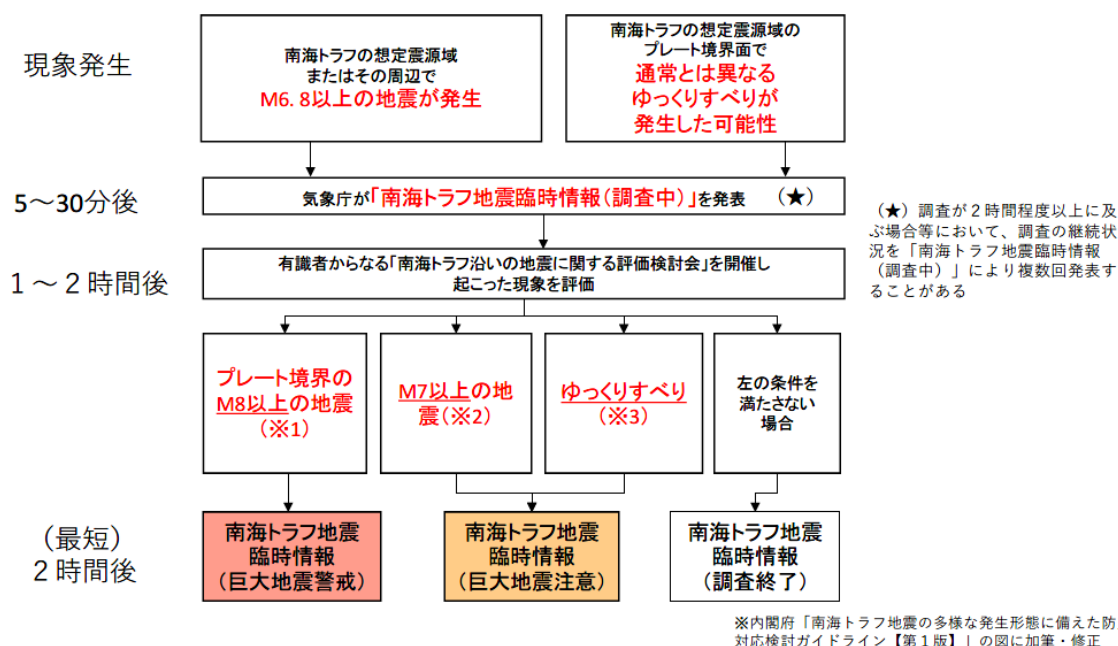
第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

気象庁報道発表資料より

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 町の体制

共通対策編第2章「災害応急対策計画」に準じた体制とし、町災害対策本部の組織及び事務分掌は、資料編に掲げるとおりとする。

- 資料編・飯島町災害対策本部組織編成図(資料番号3)
 ・飯島町災害対策本部事務分掌表(資料番号4)
 ・風水害、震災対策時の配備体制(資料番号5)
 ・配備人員一覧表(資料番号6)

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第3節 住民の防災対応

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、町は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- 1 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動がとれるように備える。
- 2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。
- 3 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

雪害災害対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 雪害に強い地域づくり

【全部】

【関係機関、住民】

第 1 基本方針

冬季の気象は、太平洋側と日本海側で気象状況が大きく異なるが、本町は太平洋側の気象区分に属し、積雪量は比較的少ない。しかし、日本の南岸を低気圧が通過する場合、標高が高い本町はカミ雪と呼ばれる大雪となる場合があり、平成13年1月には1メートル近い豪雪を経験している。

雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道及び町道等の交通確保及び鉄道等の輸送、農業施設等への雪害予防等に万全を期するため、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行うものとする。

なお、毎年、長野県雪対策連絡会議において定められる「長野県雪害予防実施計画」に基づき、必要な見直しを行う。

第 2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪・融雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。
- 5 雪害に対する建築物の安全性の確保及びライフライン施設等の機能の確保
- 6 災害応急対策等への備え

第 3 計画の内容

1 雪害に強い町づくり

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪・融雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。 イ 通信ケーブル・CATVケーブルの地中化など通信機能を確保しうような施策を講じる。 ウ 雪崩等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、町は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪・融雪体制の強化に努めるものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪・融雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。 イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。 ウ 主要道路の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たり、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む雪害に対する安全性の確保に努める。 エ 所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄に努める。 オ 雪処理中の事故を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。
関係機関	ア 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(伊那建設事務所) イ 高速道路の交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。(中日本高速道路(株)) ウ 主要な道路の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たり、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む雪害に対する安全性の確保に努める。
住民	住民は、厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	主要な鉄道の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たり、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む雪害に対する安全性の確保に努める。
関係機関	ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備 イ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備 ウ 主要な鉄道の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たり、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む雪害に対する安全性の確保に努める。

4 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識の普及・啓発が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 落雪による事故防止等降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。 イ 除排雪作業を効率よく実施するため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保と整備を図るとともに、住民に対してその位置の周知を図る。 ウ 住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。 エ 気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

5 雪害に対する建築物の安全性の確保及びライフライン施設等の機能の確保

(1) 基本方針

雪害が発生した場合でも、住民等が安全・安心した生活を送ることができるように努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 学校や不特定多数の者が使用する施設、住宅等の建築物について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。 イ 上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 ウ 自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、民間事業所等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。
事業者	上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

6 災害応急対策等への備え

(1) 基本方針

雪害発生に平時から備えるとともに、防災力の向上を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
関係機関	ア 雪害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（本章第2節参照）を平常時より十分行う。 イ 職員、住民個々の防災力の向上を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【総務部、企画政策部、健康福祉部、産業振興部、建設水道部、教育部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 災害発生直前対策
- 2 気象等の情報を収集し、住民等に対する連絡体制を整備
- 3 災害応急体制の整備
- 4 救助・救急及び医療活動
- 5 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化
- 6 避難収容活動
- 7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動
- 8 施設、設備の応急復旧活動
- 9 被災者等への的確な情報伝達活動
- 10 防災関連機関の防災訓練の実施
- 11 農林業施設等の雪害を未然に防止するための活動を実施
- 12 要配慮者に対する支援体制の確立を図る。
- 13 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 14 福祉に係る災害予防対策

第3 計画の内容

1 災害発生直前対策

(1) 基本方針

雪害の発生に備え、住民へ避難所等、避難路を周知するとともに体制整備を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 警報等を住民等に伝達する体制を整備する。 イ 避難所等、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 ウ 積雪、融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を進める。 エ 雪崩災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努める。 オ 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。 カ 雪崩等に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、必要に応じあらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に努める。

2 情報の収集・連絡

(1) 基本方針

雪害の発生に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡体制の整備とともに関係機関との情報共有を図る。

(2) 実施計画

共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

3 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

雪害により道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に監視、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 職員の参集体制

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 各機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。 (イ) 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段・参集手段・参集職員の宿舎及び参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。 (ウ) 職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努める。

イ 関係機関相互の連携体制

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 各機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 (イ) 応急・復旧活動に関し、国及び各関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。 (ウ) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化し、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。 (エ) 食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。 (オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

ウ 防災中枢機能等の確保・充実

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 雪崩災害の危険箇所等に配慮し、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。 (イ) 物資の供給が相当困難な場合を想定した飲食物、燃料等の備蓄・調達及び輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。 (ウ) 町は、地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

エ 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係

実施主体	内 容
町	(ア) 雪崩災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図る。 (イ) 防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

4 救助・救急及び医療活動

(1) 基本方針

雪害の発生に備え、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進とともに、救助・救出用資機材の整備を図ることが重要である。また救助・救急及び医療の安全性確保に係る体制を整備するよう努める。

(2) 実施計画

共通対策編第1章第4節「救助・救急・医療計画」を準用する。

5 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪・融雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 多重化や代替性を考慮し、確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点を把握する。 イ 輸送施設及び輸送拠点を調整し、災害に対する安全性を考慮し、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図り、各関係機関等に対する周知徹底に努める。 ウ 施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。 エ 輸送施設として指定された場所を災害時において有効に利用出来るように、各関係機関及び住民等に対し周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。 オ 災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。 カ 指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に除雪・融雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保に配慮する。 キ 信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路管理体制を整備する。 ク 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。 ケ 積雪、凍結に伴う道路の障害は、交通事故の発生、交通渋滞の原因となり、住民生活に大きく影響することから、次に掲げる事前の除雪・融雪体制の整備により、迅速かつ適切な対応を図る。 (ア) 除雪・融雪路線の指定 (イ) 除雪・融雪業者の指定 (ウ) 除雪・融雪業者との除雪会議の開催 (エ) 役場内関係課による雪害対策連絡網会議の開催 (オ) 除雪・融雪路線の点検・整備 (カ) 区・自治会との除雪・融雪体制の確認 (キ) 区・自治会で整備する除雪・融雪機材への支援
道路管理者	道路の除雪・融雪、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。
住民	町道を含む生活路線については、区・自治会の自主除雪により対応することとし、事前に次に掲げる事項を取り決め、迅速かつ的確な対応を図る。また、住民は自宅周辺等について自力除雪に努める。 ア 除雪区域の割り当て イ 連絡、指揮命令系統、当番表の整備等

6 避難収容活動

(1) 基本方針

雪害発生時に迅速に避難するためには、避難所等・避難路の周知徹底が必要となる。そのためにも避難に係る計画をあらかじめ作成し、住民への周知徹底に努めるものとする。また帰宅難民や応急仮設受託の供給体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 避難所等

実施主体	内 容
町	(ア) 雪崩のおそれのない公共的施設等を対象に、地域の人口・誘致圏域・地形及び災害に対する安全性等に配慮し、避難所等をあらかじめ管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底に努める。 (イ) 避難所等となる施設については、暖房に配慮する等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 (ウ) 避難所等における必要な貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器（非常用電源・衛星携帯電話等）等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮する。 (エ) テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図る。 (オ) 各避難所等において地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 (カ) あらかじめ、避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

イ 応急仮設住宅

実施主体	内 容
町	(ア) 民間事業所等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。 (イ) 応急仮設住宅の用地に関し、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。 (ウ) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

ウ 帰宅困難者対策

実施主体	内 容
町	「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、民間事業所等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

7 物資の調達、供給活動

(1) 基本方針

雪害が発生した場合に備え、あらかじめ備蓄・調達及び輸送体制の整備に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達及び輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。 イ 備蓄を行うに当たって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。 ウ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

8 施設、設備の応急復旧活動

(1) 基本方針

雪害に備えあらかじめ災害応急対策、災害復旧のための体制等を整えておくものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。
ライフライン事業者	雪害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 情報伝達手段として、防災行政無線・有線・携帯電話等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 イ 要配慮者・孤立する危険のある地域の被災者・帰宅困難の為情報の入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できる体制の整備を図る。 ウ 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達・共有されるように、役割・責任等の明確化に努める。 エ 発災後の経過に応じ、提供すべき情報について整理しておく。 オ 住民等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。 カ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
関係機関	ア 要配慮者・孤立する危険のある地域の被災者・帰宅困難の為情報の入手困

	難な被災者に対しても、確実に情報伝達できる体制の整備を図る。 イ 発災後の経過に応じ、提供すべき情報について整理しておく。
放送・通信事業者	ア 発災後の経過に応じ、提供すべき情報について整理しておく。 イ 放送事業者は気象、積雪量等雪害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。 ウ 被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

10 防災関連機関の防災訓練の実施

(1) 基本方針

雪害発生時に、迅速に対応するためには日常からの具体的な訓練が必要となる。そのための関係機関相互の連携と実践的な訓練を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	ア 自衛隊等国の機関とも協力し、自主防災組織・非常通信協議会・民間事業所・ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。 イ 町は、各地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。 ウ 訓練を行うに当たり、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

11 農林業施設等の雪害の未然防止

(1) 基本方針

本町は花き栽培用の農業ハウスが通年設置されているほか、森林の占める割合も大きいことから、雪害に強い構造とする等安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 農業ハウス等農業施設の倒壊・破損等防止のための方法について、上伊那農業改良普及センターや上伊那農業協同組合等と連携をとり所有者等に周知する。 イ 樹木の雪折れを防止するため、関係機関と連携し適正育林の指導を行う。 ウ 病害虫（松食虫等）の発生予防のため、あらかじめ被害木処理について指導する。
住民	ア 農業ハウス等の建設、管理に当たっては、積雪による荷重を考慮した構造について配慮する。 イ 森林所有者は樹木の雪折れを防止するため、適正育林に努める。

12 要配慮者に対する支援

(1) 基本方針

自宅周辺の除雪等は体力を要する作業であり、要配慮者にとっては負担がかかり、危険を伴うことから、可能な限り地域による支援体制により除排雪できる体制を整備するものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	要配慮者の自立を助ける環境整備を進め、区・自治会等地域コミュニティを主体とした支援体制の確保を図る。
住民	民生児童委員は、要配慮者に関する情報を区・自治会の自主防災組織と共有し、救援や安否確認、除雪等の担当を事前に決めておくなど体制の整備を図る。

13 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本町における指定文化財についても、雪害を防ぐため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。
所有者等	定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

14 福祉に係る災害予防対策

(1) 基本方針

雪害等非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	ア 町住民税務部、健康福祉部は、避難所等及び応急仮設住宅の管理運営から要配慮者に対する福祉係と連携をとった保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。 (ア) 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。 (イ) 保健福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連

	絡・連携体制を整備すること。 (ウ) 必要に応じ、災害時における市町村民生行政に係る協力体制の在り方を含んだ市町村間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。 (エ) 住民の個人情報の保護について十分な配慮を行いつつ、在宅の要配慮者の状況を把握すること。 イ 保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。 (ア) 国庫補助制度及び交付金の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。 (イ) 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 (ウ) 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。 (エ) 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービスの提供を行うことができるようにするとともに、要配慮者に対し、社会福祉施設等への緊急受入れその他のサービス提供を可能な限り実施していくため、入所者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。 ウ 町は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報器、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について助言及びその他の支援を行う。 エ 町は、災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備のため、以下に例示する取り組みを行うよう努める。 (ア) 社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体と連携を図り、ボランティアの総合的な登録、教育・訓練、調整等を行うこと。 (イ) 災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施すること等により、ボランティアコーディネーターの養成を行うこと。 (ウ) 他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築すること。
関係機関	ア 保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。 イ 保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報器、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について助言及びその他の支援を行う。

第3節 防災活動の促進

【総務部、教育部】

【関係機関、事業所、住民】

第1 基本方針

効果的な防災対策を行うためには、普段から、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておく必要がある。

第2 主な取組み

- | |
|----------------|
| 1 防災思想の普及、徹底 |
| 2 防災知識の普及、訓練 |
| 3 町民の防災活動の環境整備 |
| 4 災害教訓の伝承 |

第3 計画の内容

1 防災思想の普及、徹底

(1) 基本方針

的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災思想の普及啓発を図っておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	住民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。
住民	ア 平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する。 イ 災害時に近隣の負傷者や要配慮者を助ける・避難所等で自ら活動する・町等が実施する防災活動に協力するなどといった防災への寄与に努める。

2 防災知識の普及、訓練

(1) 基本方針

的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災知識の普及

実施主体	内 容
町	(ア) 防災関連行事等を通じて住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。 a 一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、家庭内での予防・安全対策 b 注意報・警報発表時にとるべき行動、避難所等での行動 c 災害時の家族内の連絡体制の確保

	(イ) 雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得る。 (ウ) 地域住民に対し、適切な避難所・避難路等について周知徹底させる。 (エ) 雪崩危険箇所を特定し、標識の設置等により住民等への周知に努める。 (オ) 雪降ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう住民への注意の喚起に努める (カ) 雪崩の発生危険箇所等について防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を図面表示等含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。 (キ) 地域の実情に応じ、防災知識の普及等に資する施設の設置に努める。 (ク) 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。 (ケ) 防災知識の普及にあたり、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。 (コ) 雪崩防災週間等を通じ、各種講習会・イベント等を開催し、雪崩災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。
関係機関	(ア) 防災関連行事等を通じて住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。 a 一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、家庭内での予防・安全対策 b 注意報・警報発表時にとるべき行動、避難所等での行動 c 災害時の家族内の連絡体制の確保 (イ) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

イ 防災訓練の実施、指導

実施主体	内 容
町	(ア) 雪崩防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施する。 (イ) 定期的な防災訓練を様々な条件に配慮し、居住地・職場・学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 防災知識の普及・訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮した支援する体制が整備されるよう努める。 (イ) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 町民の防災活動の環境整備

(1) 基本方針

町をはじめ関係機関が対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等

で実践しなければならない。さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

共通対策編第1章第30節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

共通対策編第1章第32節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

ウ 事業所防災の促進

共通対策編第1章第31節「事業所防災に関する計画」を準用する。

4 災害教訓の伝承

(1) 基本方針

過去に起こった雪害の教訓等を後世に伝えていくことで、災害に対する正しい理解促進に努める。

(2) 実施計画

共通対策編第1章第27節「防災知識普及計画」を準用する。

第4節 観測・予測体制の充実及び研究の推進

【総務部】

【関係機関】

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による町民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 町民に対する情報の提供体制を整備する。
- 3 雪害及び雪害対策に関する研究の推進
- 4 防災対策研究により、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて国際的に広く情報発信・共有するよう努める。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	降雪量、積雪量等の観測体制、施設の充実強化等を図る。
関係機関 (長野地方 気象台)	降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 有線テレビ放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。 イ 防災行政無線、インターネット、メール、SNS等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

3 雪害及び雪害対策に関する研究の推進

(1) 基本方針

雪害に対する研究を推進し、今後の防災に向けた取り組みに活用する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	被災した施設の被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。被災した施設の管理者より報告を受けた場合も同様とする。
関係機関	ア 雪崩等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的分野についての研究も積極的に行う。 イ 研究機関は雪害に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進する。
施設管理者	施設が被災した場合、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は町に報告する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【全部】

【関係機関】

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- | |
|------------------------|
| 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達 |
| 2 住民等の避難誘導 |

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の円滑な伝達

(1) 基本方針

気象警報・注意報等が発表された場合、町民等に対し速やかに伝達する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	気象警報・注意報等が発表された場合、町民等に漏れがなく、要配慮者にも配慮した住民にとってわかりやすい情報を、長野県防災情報システムを活用したエリアメール等、いいちゃんメール（電子メールを利用して飯島町が登録者に発信する情報提供メール）等を利用し速やかに伝えるように努める。
関係機関	ア 長野地方気象台は、気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。 イ 防災機関及び報道機関は、気象警報・注意報等が発表された場合、町民等に漏れがなく、要配慮者にも配慮した住民にとってわかりやすい伝達を速やかに伝えるように努める。

2 住民等の避難誘導

(1) 基本方針

雪害の発生は気象警報等により予測することができることから、雪害発生に備え、適切な避難誘導を実施し、また住民等への避難指示等の伝達周知を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 地域町民等の事前避難が必要と判断される場合は、避難指示等を行い、積雪や融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施する。 イ 事前避難に際し、必要に応じ避難所等を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

	ウ 必要に応じ指定以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所等として開設する。 エ 住民への避難指示等の伝達は、事業者との連携による災害情報自動配信（例エリアメール）・いいちゃんメール（電子メールを利用して飯島町が登録者に発信する情報提供メール）・町の防災行政無線等を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。 オ 避難誘導に当たり避難所等や避難路及び雪崩危険箇所等の存在・災害の概要等、避難に資する情報の提供に努める。 カ 輸送手段について、必要に応じてヘリコプター等の使用についても検討する。 キ 情報の伝達や避難誘導の実施に当たり要配慮者に十分配慮するよう努める。 ク 避難指示等の解除の際、安全の確認に努める。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

共通対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立」を準用する。

第3節 活動体制の確立

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」及び共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。

第4節 除雪等の実施

【総務部、産業振興部、建設水道部、教育部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施による雪害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路等の除雪活動の実施
- 2 要配慮者への除雪等の実施
- 3 農林業施設等の雪害対策の実施
- 4 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 5 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 6 雪崩災害の発生、拡大防止

第3 活動の内容

1 除雪等の活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行い、通勤・通学等の交通を確保するためにも迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格・降雪量・積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア 道路交通の確保

積雪、凍結は、交通事故の発生のほか、故障車、放置車等による車両の通行不能、交通渋滞等の原因となることから、道路交通の確保のため迅速かつ適切な除雪対策を講じる。

実施主体	内 容
町	(ア) 市街地を中心とする幹線道路や町道広域1号線及び町道広域2号線について、1次除雪として積雪5～10センチを目安に除雪作業を開始し、原則として通勤通学時間帯の前に完了させる。 (イ) 2次除雪は積雪が30センチを目安に役場の指示により、更に体制を強化して実施する。 (ウ) 大雪警報等が発令され、更に除雪・融雪体制の強化が必要な場合は、3次除雪として、役場の指示により除雪を行う。 (エ) 除雪の他に、凍結防止剤や焼砂の散布を、交通量が多く路面凍結のおそれがある坂道や日陰部分を通勤通学時間帯及び夕方前から実施する。 (オ) 区・自治会で自主除雪が困難な場合や緊急除雪が必要な場合は、区長の要請に基づき、現地調査を実施した上、必要な除雪を実施する。 (カ) 豪雪時には、高速道路、国道、県道の道路管理者とも規制情報の交換及び連絡調整を行い、防災行政無線等により道路利用者に迅速で正確な情報を提供し、交通網の確保を図る。 (キ) 国道、県道における除雪の必要性が生じた場合は、伊那建設事務所と連絡・協議し、除雪要請をする。 (ク) 大雪警報発令時には、解除になるまで職員が待機し、情報収集及び住民からの問合せ、苦情処理に当たり、状況に応じ、雪害警戒本部や雪害対策本部を設置する。 (ケ) 豪雪時の緊急通行確保路線は資料編のとおりとする。 (コ) 通学路の除雪対策のため、各区・自治会との連絡調整、PTA等への協力要請を行い、町においても必要な除雪を実施する。 (サ) 家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。
住民	(ア) 町で除雪できない町道等の生活道路や自宅周辺については、自力除雪を実施する。 (イ) 除雪車両の妨げとならないよう、路上駐車を行わないよう配慮する。

イ 防火施設の除雪等

実施主体	内 容
町	消防団、伊南 南消防署、住民の協力を得ながら消火栓や防火水槽等周辺の除雪を実施する。

ウ 生活関連施設等の除雪

実施主体	内 容
町	(ア) ごみ及びし尿収集路線の除雪について配慮する。 (イ) 道路状況により、ごみ収集所の変更やし尿収集が困難な場合は、区長・自治会長と連絡調整し、関係住民への周知を行う。 (ウ) 雪による水路の溢水を防止するため、区・水利組合と連絡調整しながら通水確保と水量調整を行う。また、防災行政無線等により、水路へ除雪した雪を流さないよう要請する。 (エ) 自宅周辺の排雪ができるように、雪捨て場を確保し、住民に周知するとともに、取り付け道路について、運搬車両の支障がでないよう除雪を実施する。 (オ) 落雪等による雪害防止のため、町有施設の雪下ろしや危険区域への立ち入り制限を実施するとともに、雪の重みによる施設の倒壊等の危険性がある場合は施設の使用禁止措置や避難措置を行う。
住民	(ア) ごみ収集所の周辺等の除雪や屋根からの落雪による事故を防止するため、雪下ろしや危険区域への立ち入り禁止等の措置を実施する。 (イ) 水路への排雪は避け、必要に応じ、雪捨て場へ運搬を行う。

エ 広報の実施

実施主体	内 容
町	防災行政無線等を活用し、除雪等の協力の要請や雪害予防等について呼び掛ける。 (ア) 除雪協力（生活道路、歩道、通学路、消火栓周辺等） (イ) 水路や道路への排雪の禁止 (ウ) 落雪事故の防止 (エ) 農業施設等への対応 (オ) 雪害等の通報

資料編 ・ 豪雪時緊急通行確保路線（資料番号 30）

2 要配慮者への除雪等

(1) 基本方針

要配慮者の自力による除雪は困難を極めることから、行政、区、近隣住民等の連携により、必要な対応を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町等	ア 民生児童委員や在宅介護支援センター及び訪問介護実施事業者等により、要援護世帯の安否確認と状況把握及び情報の収集を実施する。

	イ 積雪の状況に応じて、町職員を派遣して援助を行うとともに、区・自治会の自主防災組織や社協、ボランティア団体等へ除雪、通院、買い物、家事、介護等必要な支援を要請する。
住民	災害時住民支え合いマップ等の活用や民生児童委員及び町社会福祉協議会との連携により除雪等の支援を行う。

3 農林業施設等の雪害対策

(1) 基本方針

農業用ハウス等をはじめとする農業施設等への雪害を防ぐため関係機関や農業者等の協力により必要な対応を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 農業用ハウス等の雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するため、降雪状況により、上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等と連携を取り、防災行政無線等の活用により、雪下ろしや融雪等対応方法の周知に努める。 イ 倒伏樹木による2次災害を防止するため、山林所有者等と連携を取り、情報収集に努めるとともに、電線や通信用ケーブルへの影響が認められた場合は、直ちに関係機関へ連絡し、必要な対応をとるものとする。
住民	降雪状況に応じた、除雪対策を実施するとともに、樹木の雪折れ等により電線等に影響を発見した場合は役場及び電力会社等に直ちに連絡する。

4 鉄道運行確保計画

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪・融雪体制により、少なくとも通勤通学用等に利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、町とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という事態は極力避ける。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
東海旅客鉄道(株)	ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれに当たる。 イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。 ウ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、町・住民等に協力を求めて、避難収容、給食・医療の万全を期する。 エ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能

	となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

5 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における指定文化財の中で、雪害のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
所有者等	積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

6 雪崩災害の発生、拡大防止

(1) 基本方針

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、町は、連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、事前に危険を排除する。また、町等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難指示等の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 イ 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

第5節 救助・救急・医療活動

【総務部、健康福祉部】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行い、生命・身体の安全を守るために最優先する。

第2 主な活動

救助・救急及び医療活動

第3 活動の内容

1 基本方針

生命・身体の安全を守るために最優先とし、救助・救急・医療活動に努める。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるとおり救助・救急・医療活動を実施する。
住民、自主防災組織	自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、除雪、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

輸送活動に当たり、人命の安全・被害の拡大防止・災害応急対策の円滑な実施を考慮して行う。

第2 主な活動

1 交通の確保
2 緊急輸送

第3 活動の内容

1 交通の確保

(1) 基本方針

雪害発生後、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設しその周知徹底を図る。 イ 指定された広域輸送拠点の状況に応じた人員の派遣等を行い、除雪を実施する。 ウ 状況に応じて、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設し、除雪を実施するとともに、その周知徹底を図る。

道路管理者	ア 道路の通行が危険と認められる場合、道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関への連絡、通行規制その他必要な措置を講ずる。 イ 管理する道路について、早急に被害状況を把握し国土交通省等に報告する。 ウ 障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路機能の確保に努め、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。 エ 状況に応じて警察機関、消防機関及び自衛隊等と協力して必要な措置をとる。 オ 建設業者との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。
鉄道事業者	管理する鉄道について、早急に被害状況を把握し国土交通省等に報告し、除雪の実施、応急復旧等を行う。

2 緊急輸送

(1) 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況・緊急度及び重要度を考慮し、交通規制・応急復旧及び輸送活動を行うものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施する。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。 イ 必要に応じて自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請する。

第7節 避難収容活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、地域創造部、教育部】
【関係機関】

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保する。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復に努める。

第2 主な活動

- 1 避難誘導の実施のための交通の確保
- 2 避難所等の確保
- 3 県より提供された応急仮設住宅の運営管理
- 4 広域的避難収容の要請
- 5 要配慮者への配慮
- 6 帰宅困難者対策

第3 活動の内容

1 避難誘導の実施

(1) 基本方針

人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 イ 避難誘導に当たり、避難所等及び避難路や雪崩危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める ウ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施する。

2 避難所等

(1) 基本方針

災害発生時に迅速に避難するためには、避難所等・避難路の周知徹底が必要となる。そのためにも避難に係る計画をあらかじめ作成し、住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 実施計画

共通対策編第2章第11節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

3 応急仮設住宅の運営管理

(1) 基本方針

応急仮設住宅の運営管理に際しては様々なニーズに配慮する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 イ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。 ウ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 エ 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

4 広域的避難収容

(1) 基本方針

町長は災害規模等にかんがみ、広域避難収容に関する支援要請をする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	災害の規模等にかんがみ、飯島町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合必要に応じて、非常本部等・避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕・県の何れかに広域避難収容に関する支援要請する。

5 帰宅困難者対策

(1) 基本方針

帰宅困難者のための適切な滞在場所の確保等に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

第8節 物資の調達、供給活動

【総務部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関】

第1 基本方針

被災者の生活の維持のため必要な食料・飲料水・燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

さらに被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある者に対して、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

第2 主な活動

物資の調達、供給

第3 活動の内容

1 基本方針

必要物資等について速やかに関係機関に要請するなど、連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行う。 (2) 供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕又は非常本部等に物資の調達を要請する。

第9節 保健衛生、遺体の処理等に関する活動

【住民税務部、健康福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

避難所等を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行い、地域の衛生状態にも十分配慮

する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。
輸送活動に当たり、人命の安全・被害の拡大防止・災害応急対策の円滑な実施を考慮して行う。

第２ 主な活動

- | |
|----------|
| 1 保健衛生 |
| 2 遺体の処理等 |

第３ 活動の内容

1 保健衛生

共通対策編第２章第１６節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

2 遺体の処理等

共通対策編第２章第１７節「遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第１０節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

【総務部、産業振興部】

【関係機関】

共通対策編第２章第１９節「社会秩序維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第１１節 施設、設備の応急復旧活動

【全部】

【関係機関】

第１ 基本方針

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害・再度災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

第２ 主な活動

施設・設備の応急復旧活動を迅速に行う。

第３ 活動の内容

1 基本方針

発災後、施設、設備の緊急点検し、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用し、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施する。 (2) 被害状況等を把握し、二次災害の防止・被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第 1 2 節 被災者等への的確な情報伝達活動

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

共通対策編第2章第26節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

第 1 3 節 自発的支援の受入れ

【総務部、健康福祉部、会計部】

【関係機関】

第 1 基本方針

国内・国外からの支援申し入れに対し適切に対応する。

第 2 主な活動

- | |
|--------------------------------|
| 1 ボランティアの受入れ
2 義援物資、義援金の受入れ |
|--------------------------------|

第 3 活動の内容

1 ボランティアの受入れ

共通対策編第2章第34節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

2 義援物資、義援金の受入れ

共通対策編第2章第35節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。

第3章 災害復旧計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 迅速な原状復旧

【全部】

【関係機関】

共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

【全部】

共通対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第3節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

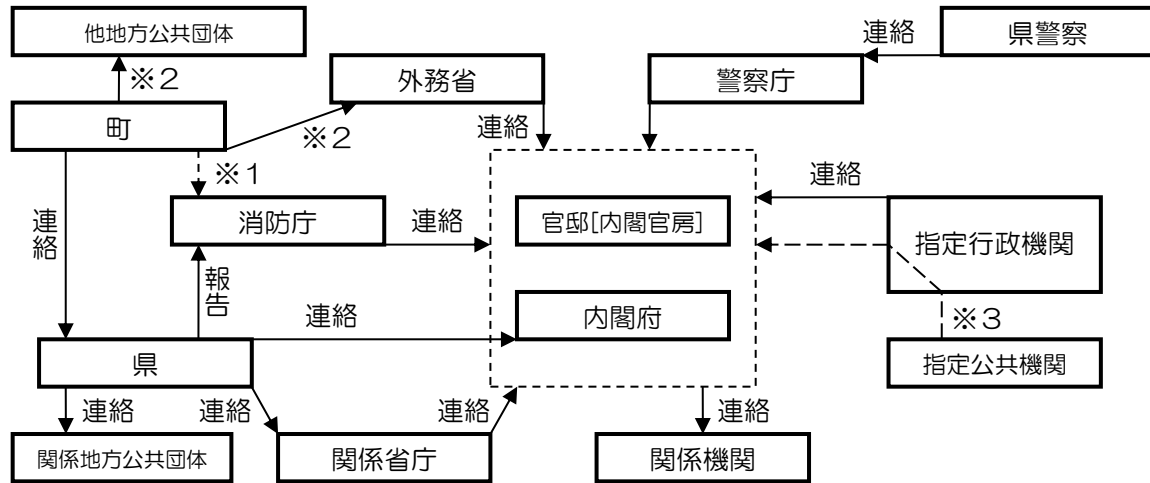
【産業振興部】

【関係機関】

共通対策編第3章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。

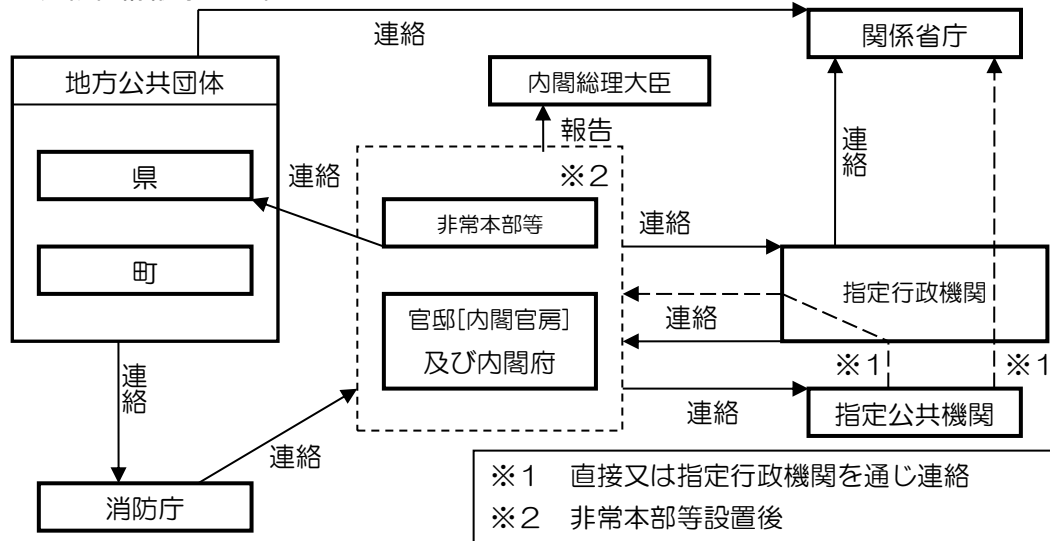
〈雪害における連絡体制〉

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



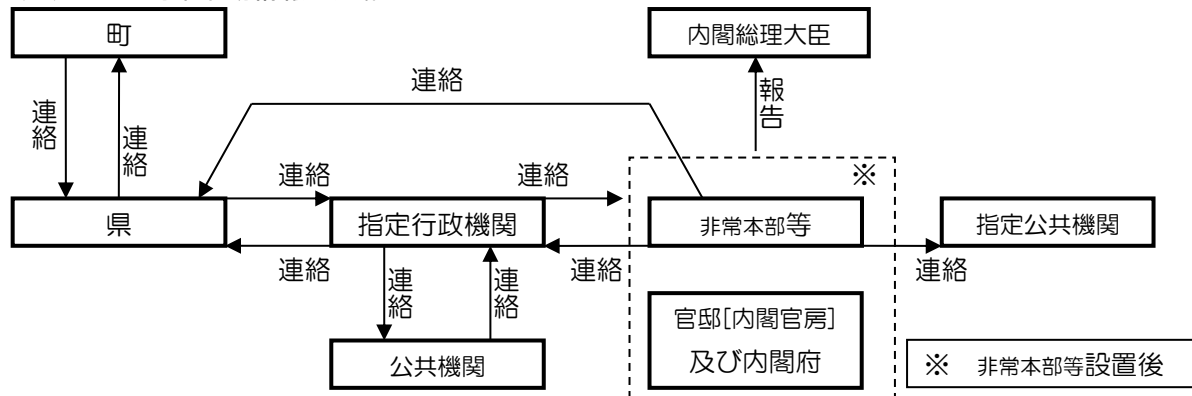
- ※1 通信の途絶等により連絡できない場合に連絡。
 ※2 行方不明者の情報を連絡（外務省へは旅行者等外国人登録対象外の者が居る場合）。
 ※3 直接又は指定行政機関を通じ連絡

(2) 一般被害情報等の収集



- ※1 直接又は指定行政機関を通じ連絡
 ※2 非常本部等設置後

(3) 応急対策活動情報の連絡



林野火災対策編

第 1 章 災害予防計画

本町の森林面積は、町の総面積の約72%に当たる63km²と広範である。

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第 1 節 林野火災に強いまちづくり

【総務部、産業振興部】

【関係機関】

第 1 基本方針

本町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第 2 主な取り組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

第 3 計画の内容

1 林野火災消防計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。 (ア) 特別警戒実施計画 - a 特別警戒区域 - b 特別警戒時期 - c 特別警戒実施要領 (イ) 消防計画 - a 消防分担区域 - b 出動計画 - c 防衛鎮圧要領 (ウ) 資機材整備計画 (エ) 防災訓練の実施計画 (オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災消防計画に基づき、町民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	町は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。 ア 防火思想の普及 (ア) 関係機関の協力を得て、林野所有者、入山者、町民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。 (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。 (ウ) 自主防災組織の育成を図る。 (エ) 警報発令中の火の使用制限の徹底を図る イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備 (ア) 林野火災発生危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。 (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。 (ウ) 防火管理道の作設及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。 (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。 (オ) 防火林道、防火森林の整備等を実施する ウ 林野所有（管理）者に対する指導 (ア) 火の後始末の徹底 (イ) 自然水利の活用による防火用水の確保 (ウ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。火入れを行う者に対し、火入れ許可を必ず受けるよう徹底を図るものとする。 (エ) 火災多発期における監視パトロール等の強化 (オ) 消火のための水の確保等 エ 応援体制の確立 長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

【総務部、産業振興部】

【関係機関】

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、町民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【総務部、企画政策部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関】

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備
- 4 関係機関等と防災訓練の実施
- 5 救助・救急、医療及び消火活動
- 6 避難収容及び情報提供活動
- 7 応急復旧及び二次災害の防止活動

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じ、ヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。 防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。 イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。 イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。 イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

5 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 基本方針

林野火災の発生に備え、救助工作車の充足及び救急車の高規格化の促進とともに、救助・救出用資機材の整備を図ることが重要である。また必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ備蓄等に努めるとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 救助・救急活動関係 (ア) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努めるものとする。 イ 医療活動関係 (ア) 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 (イ) あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。 ウ 消火活動関係 (ア) 防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。 (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。 (ウ) 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 (エ) 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

6 避難収容活及び情報提供動関係

(1) 基本方針

発災時に備え、避難所等・避難路をあらかじめ指定し、住民等への周知徹底に努める。また迅速かつ的確な災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図るものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 避難誘導 避難所等・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。その場合、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。 イ 避難所等 (ア) 公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難所等をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所等として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 (イ) あらかじめ、避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。 ウ 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (ア) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。 (イ) 林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。 (ウ) 住民等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

(1) 基本方針

災害発生に備えて応急復旧及び二次災害防止の体制構築に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第4節 防災活動の促進

【総務部、産業振興部】

【関係機関】

第1 基本方針

万が一林野火災が発生したときは初期消火、延焼拡大を防ぐ等の対応が必要である。そのために普段から林野火災に関する知識を学び、訓練するとともに、訓練に際しては関係機関との連携強化を図るものとする。

第2 主な取り組み

- | |
|----------------|
| 1 防災知識の普及、訓練 |
| 2 住民の防災活動の環境整備 |

第3 計画の内容

1 防災知識の普及、訓練

(1) 基本方針

林野火災に対する意識高揚を図るとともに、的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 防災知識の普及 (ア) 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。なお、住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。 (イ) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。 (ウ) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 (エ) 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。 イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

2 住民の防災活動の環境整備

(1) 基本方針

町をはじめ関係機関が対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等にお

ける自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。 イ 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2章 災害応急対策計画

林野火災発生時には、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

【総務部、産業振興部】

【関係機関】

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生の恐れがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。 (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限 ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。 イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。 ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

第２節 発災直後の情報の収集・連絡活動体制の確立

【総務部、企画政策部、産業振興部】

【関係機関】

第１ 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確立する。

第２ 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制・通信手段を確保する。

第３ 活動の内容

１ 基本方針

現地との通信連絡体制を確立し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

２ 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) ヘリコプターによる偵察の要請 (2) 職員の災害現場への派遣

第３節 活動体制の確立

【総務部、企画政策部、産業振興部】

【森林所有者】

第１ 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確立する。

第２ 主な活動

- | |
|--|
| １ 災害情報の収集・連絡を実施する。
２ 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。
３ 広域的な応援体制を確立する。 |
|--|

第３ 活動の内容

１ 災害情報の収集・連絡体制

(１) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(２) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 職員の災害現場への派遣及び状況報告 イ 消防本部からの県への火災速報の送信 ウ 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施 エ 必要に応じ、県知事への自衛隊の派遣要請 この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び本町の地域に係る

	災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

2 林野所有（管理）者の活動体制

（１）基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

（２）実施計画

実施主体	内 容
町	林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。
林野所有（管理）者等	初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行う。

3 広域的な応援体制

（１）基本方針

被災時は必要に応じて職員の派遣を要請するものとする。

（２）実施計画

実施主体	内 容
町	被災時は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、国及び県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。

第４節 救助・救急・医療及び消火活動

【総務部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関、住民】

第１ 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第２ 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第３ 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域的な応援等を得て、迅速かつ確かな消防活動を行う。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	町は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずること。 (1) 出動部隊の出動区域 (2) 出動順路と防御担当区域 (3) 携行する消防機材及びその他の器具 (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保 (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法 (6) 応急防火栓の設定 (7) 救助・救急活動 ア 救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策部、現地対策本部等国の各機関、他の市町村に応援を要請するものとする。 イ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。 ウ 必要に応じ、民間事業所からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。 (8) 町民等の避難 (9) 消火活動 ア 空中消火等の応援体制 (ア) 長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定による要請 (共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」参照) (イ) 自衛隊の派遣要請 (共通対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣活動」参照) (ウ) 長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要領」に基づく他県等の所有するヘリコプターの要請 (共通対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」参照) (10) 医療活動 ア DMAT等の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕へ、必要に応じ、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。 (11) 惨事ストレス対策 ア 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 避難収容及び情報提供活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関、住民】

共通対策編第2章第11節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

第6節 応急復旧及び二次災害の防止活動

【総務部、健康福祉部、産業振興部】

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。 降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 災害復旧活動

【産業振興部】

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

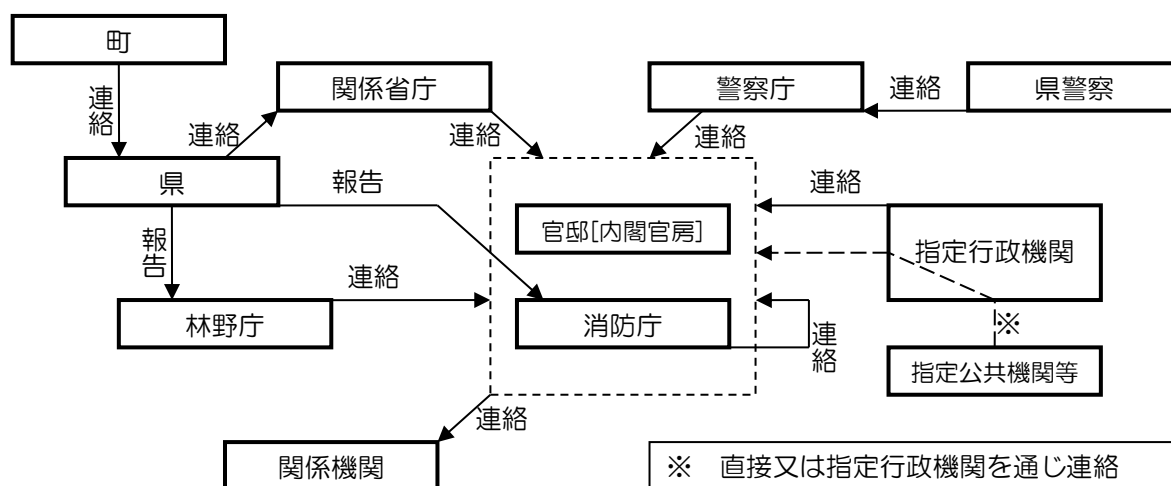
事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

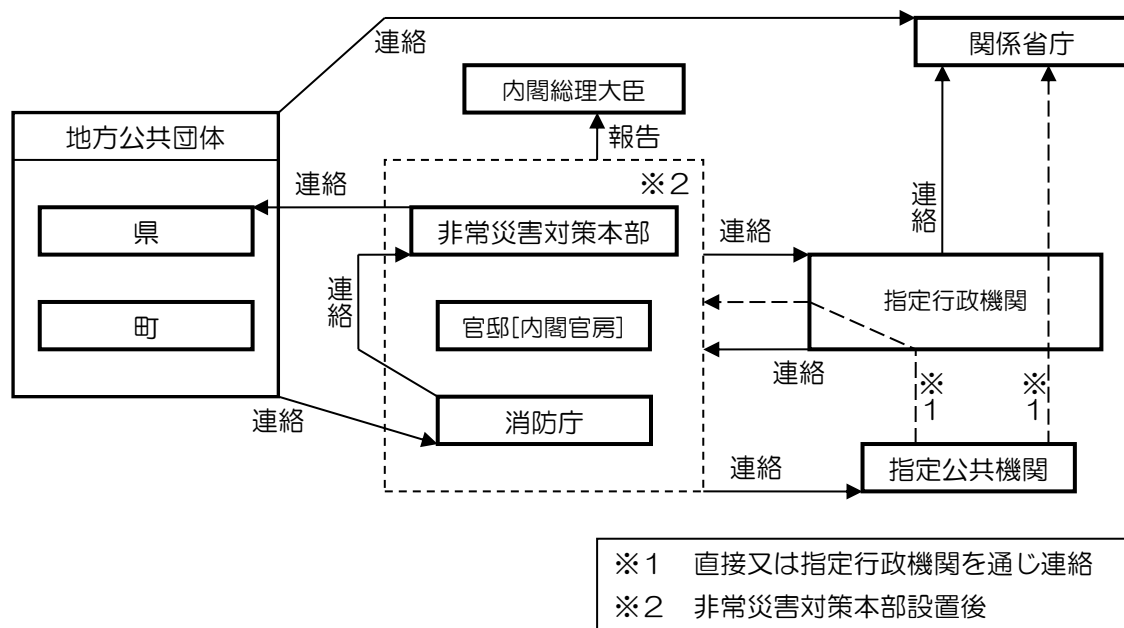
実施主体	内 容
町	あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。また、豪雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

〈林野火災における連絡体制〉

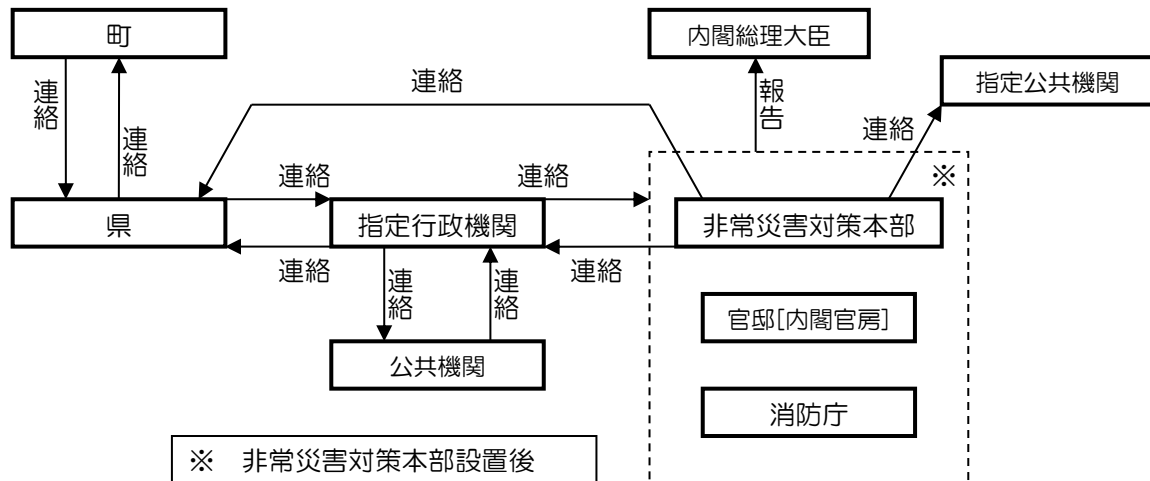
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



大規模な火事災害対策編

第 1 章 災害予防計画

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第 1 節 災害に強いまちづくり

【総務部、建設水道部、教育部】

【関係機関】

第 1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第 2 主な取組み

- | |
|--------------------|
| 1 大規模な火事災害に強いまちの形成 |
| 2 火災に対する建築物の安全化 |

第 3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

(1) 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い町づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町土及び町民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 イ 「緑の基本計画」等の策定に当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。 ウ 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努めるものとする。 エ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、町民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。 イ 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。 ウ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。 エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の定期的な点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。また、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう適正な維持管理を行うものとする。 オ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を促進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 カ 事業者が建築物について、避難経路・火器使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るよう強化等の徹底を図る。 キ 自らの命と財産は自分で守ることを原則として、住民に対して家庭用住宅火災警報器の設置推進を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【総務部、企画政策部、健康福祉部、産業振興部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
- 2 救助・救急用資材の整備
- 3 災害応急体制の整備関係
- 4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 5 消火活動の計画
- 6 避難収容活動関係
- 7 被災者等への的確な情報伝達活動関係

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図る。

(2) 実施計画

共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

2 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時から訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	ア 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努めるものとする。特に、救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。 イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

3 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

災害発生時に的確に対応できるように、非常参集体制の整備を図るとともに、連携強化等のための定期的な訓練を実施する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	ア 職員の体制 職員の非常参集体制の整備を図り、必要に応じて見直しを行う。 また応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 イ 関係機関相互の連携体制 災害発生時には、関係機関相互の連携体制が重要であり、応急活動及び復

	旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。 消防の応援について近隣市町村のみならず県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	ア 大規模な火事災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。 (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等 (イ) 最先着隊による措置 (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等 (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等 (オ) 各活動隊の編成と任務 (カ) 消防団の活動要請 (キ) 通信体制 (ク) 関係機関との連絡 (ケ) 報告及び広報 (コ) 訓練計画 (サ) その他必要と認められる事項 イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。 ウ 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。
関係機関 (医療機関)	医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

5 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。 その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。 ア 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、補助事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。 また、消防の広域再編成による、広域消防体制の推進を図るものとする。 イ 消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。 エ 防災知識の普及、訓練 (ア) 防災知識の普及 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所等での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マ

	ニユアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。 (イ) 防災関連設備等の普及 住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。 (ウ) 防災訓練の実施、指導 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。 また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の大規模な火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 (エ) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。 オ 火災予防 (ア) 防火管理者制度の効果的な運用 消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。 また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。 (イ) 危険物保有施設への指導 科学実験室等を有する学校、民間事業所及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。 a 可燃物と酸化剤の混合による発火 b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 c 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火 カ 活動体制の整備 大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。 特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。 また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定めるものとする。

	キ 応援協力体制の確立 大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

6 避難収容活動関係

(1) 基本方針

災害発生時に迅速に避難できるためには、避難所等・避難路の周知徹底が必要となる。そのためにも避難に係る計画をあらかじめ作成し、住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 実施計画

共通対策編第1章第9節「避難収容及び情報提供活動計画」を準用する。

7 被災者等への的確な情報伝達活動関係

(1) 基本方針

被災者等への的確な情報伝達が行うことができるように、体制の整備を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとし、住民等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第2章 災害応急対策計画

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時において、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に関する情報の収集・連絡・活動体制の確立を迅速かつ効果的に行う。

第2 主な活動

- | |
|------------------------------|
| 1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 |
| 2 一般被害情報等の収集・連絡 |
| 3 応急対策活動情報の連絡 |
| 4 通信手段の確保 |

第3 活動の内容

1 基本方針

第1次情報の収集・連絡を迅速かつ正確に行う。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。 必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集、また、画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 (2) 一般被害情報等の収集・連絡 被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。 (3) 応急対策活動情報の連絡 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。 (4) 通信手段の確保 災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また町は、電気通信事業者に災害時における公共機関等の関係機関の重要通信の確保を優先的に行うよう要請する。

第２節 活動体制の確立

【総務部】

【関係機関】

第１ 基本方針

発災後、効果的な支援体制を構築するための活動体制の確立を速やかに行う。

第２ 主な活動及び活動の内容

１ 基本方針

町として、災害対策本部の設置を速やかに行い、自衛隊を含む広域的な応援体制を的確に構築する。

２ 実施計画

実施主体	内 容
町	(１) 町の活動体制 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。また、指定行政機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 (２) 広域的な応援体制 被害の規模に応じて、近隣市町村に応援を求めるものとする。また、大規模な火事の発生を覚知した時は、町は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (３) 自衛隊の災害派遣 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

第３節 救助・救急・医療及び消火活動

【総務部、健康福祉部、建設水道部】

【関係機関、住民】

第１ 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第２ 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。さらに必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、上伊那広域消防本部	ア 消火活動関係 (ア) 出火防止及び初期消火 住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。 (イ) 情報収集及び効率的部隊配置 管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。 (ウ) 応援要請等 a 町長（上伊那広域消防本部消防長を含む）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」により行うものとする。 b 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、共通対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。 イ 救助・救急活動 大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。必要に応じ、民間事業所からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。 なお、本項については、共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

	ウ 医療活動 医師を確保し医療チーム等を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からのDMAT等の派遣を要請するものとする。DMAT等の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕に、必要に応じ、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うように要請する。 エ 惨事ストレス対策 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。
住民	ア 初期消火活動等 住民は火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。 イ 救助・救急活動 自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第4節 避難収容及び情報提供活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、産業振興部、地域創造部、教育部】

【関係機関、建築物所有者等】

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難収容を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

また、その他の建築物についても適切な避難収容活動を実施する。

2 実施計画

共通対策編第2章第1 1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

第5節 施設、設備の応急復旧活動

【全部】

【関係機関】

専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6節 被災者等への的確な情報伝達活動

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

第1 基本方針

要配慮者などの被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

第2 主な活動及び活動の内容

1 基本方針

被災者等への情報伝達活動を始め、住民への的確な情報の伝達を行う。

2 実施計画

共通対策編第2章第26節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

第3章 災害復旧計画

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第1節 迅速な現状復旧の進め方

【建設水道部】

共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第2節 計画的復興の進め方

【全部】

【関係機関】

共通対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

【全部】

共通対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

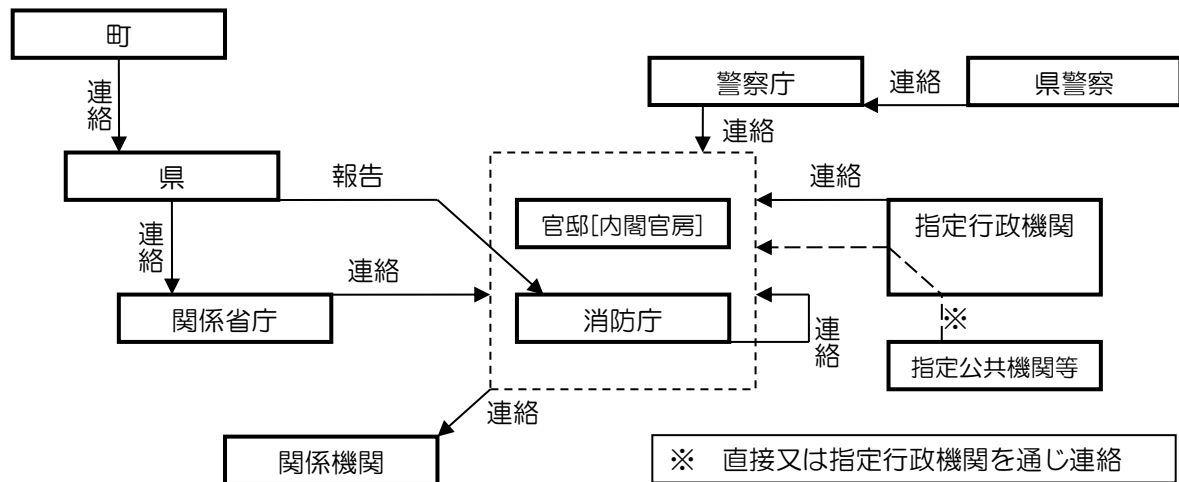
第4節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

【産業振興部】

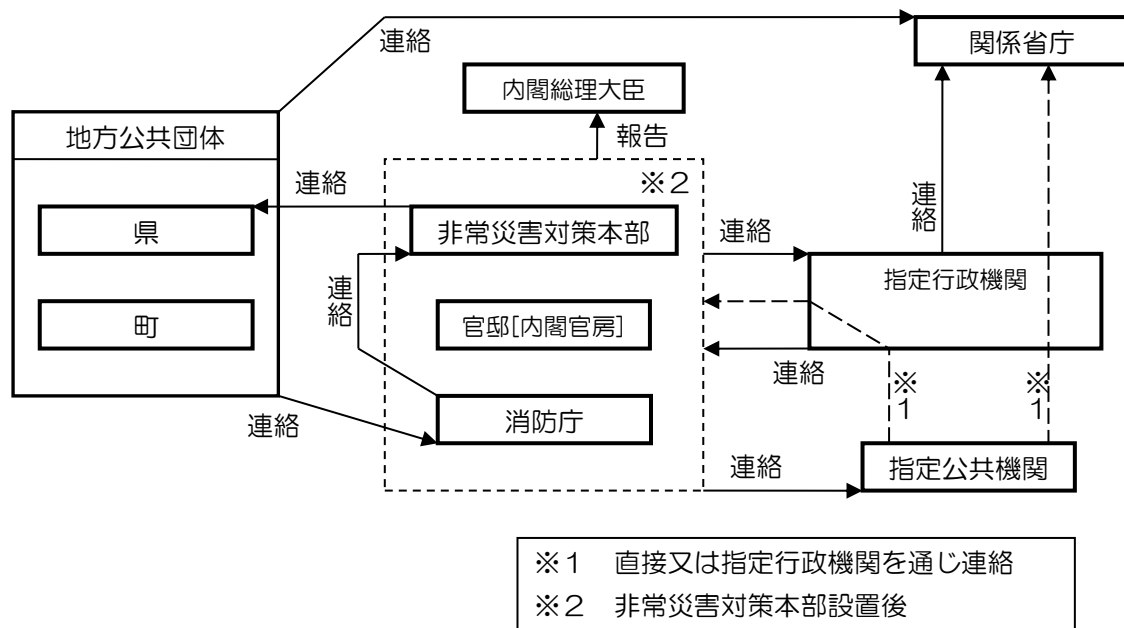
共通対策編第3章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。

〈大規模な火事災害における連絡体制〉

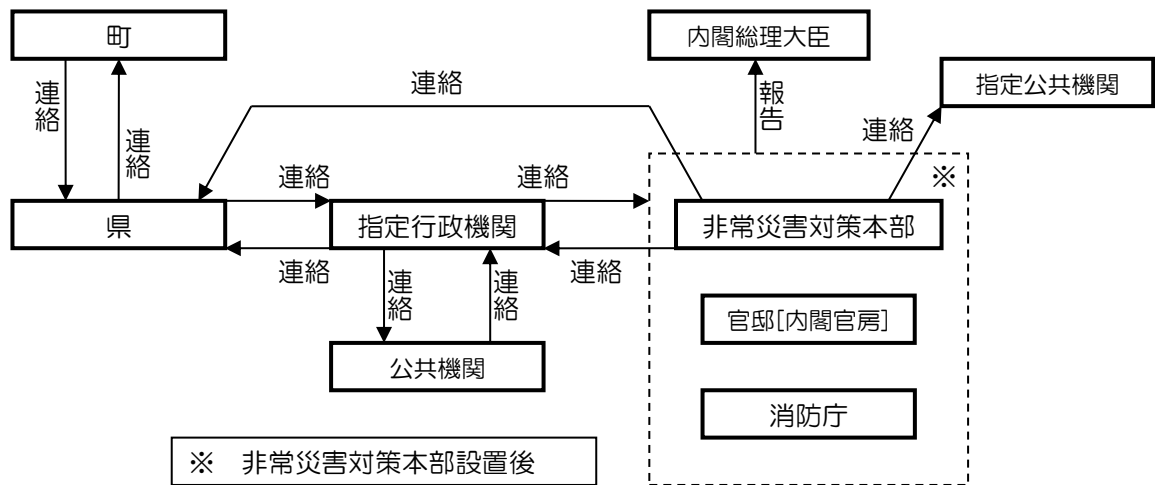
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報などの収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



原子力災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、町、関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

また、町の地域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策についても、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定する。

第 2 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する放射性物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「放射性同位元素等取扱事業者」とは、放射線障害防止法第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- 8 「放射性同位元素等取扱事業所」とは、放射線同位元素等取扱事業者が使用許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

第 3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき飯島町防災会議が作成する「飯島町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第 4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第 5 計画の対象とする災害

町内には、原子力事業所が存在せず、また、他地方公共団体にある原子力事業所に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも本町の地域は含まれないが、東日本大震災における原

原子力災害では放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

更に、放射性物質事故災害等に関する対策についても同様に、必要な災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第２節 防災の基本方針

原子力事業所等からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第３節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１ 実施責任

１ 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２ 防災関係機関

町は、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。

第２ 処理すべき事務又は業務の大綱

１ 県

処理すべき事務又は業務の大綱
(１) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
(２) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。
(３) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。
(４) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。
(５) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
(６) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
(７) 健康被害の防止に関すること。
(８) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
(９) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
(10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
(11) 汚染物質の除去等に関すること。
(12) その他原子力防災に関すること。

2 町

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
(2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
(3) モニタリング等に関すること。
(4) 健康被害の防止に関すること。
(5) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
(6) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
(7) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
(8) 汚染物質の除去等に関すること。
(9) その他原子力防災に関すること。

3 原子力事業者（東京電力(株)、中部電力(株)等）

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 原子力施設の防災管理に関すること。
(2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
(3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
(4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
(5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
(6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
(7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
(8) 汚染物質の除去に関すること。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 原子力災害に備えた対策及び取組み

【全部】

【関係機関】

放射性物質の拡散、放射線の影響に対する第 3 章第 1 節「情報の収集・連絡活動及び活動体制の確立」・第 2 節「モニタリング等」・第 3 節「健康被害防止対策」・第 4 節「住民等への的確な情報伝達」・第 5 節「屋内退避、避難誘導等の防護活動」・第 6 節「飲料水・飲食物の摂取制限等」及び第 7 節「県外からの避難者の受入れ活動」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

第 1 モニタリング等

実施主体	内 容
町	災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時から県及び検査機関（(財)中部公衆医学研究所等）と連携をとりながらモニタリング及び放射性物質の測定を実施する。

第 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

実施主体	内 容
町	1 広域的な避難に備えて他の市町村と避難所等の相互提供等についての協議を行うほか、町外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。 2 施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難所等とするよう努める。

第 3 健康被害の防止

実施主体	内 容
町	1 人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。 2 町は、放射性物質の拡散の有無を空間放射線量により測定し、その測定結果を飯島町公式ホームページ等にて公表する。 3 学校等での安心・安全な給食の提供を考え、使用される食材について、定期的に放射性物質の検査を実施し、その結果を飯島町公式ホームページで公表する。また、検査において、検査結果が規制値（確定していない場合は暫定規制値）を超えた場合、以下の対応をとる。 (1) 問題の食材を除外した献立を提供する。 (2) 複数の食材から検出され献立として成立しない場合は、その献立を除く。

第４ 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

実施主体	内 容
町、県、原子力事業者	災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県、町及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。 (１) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (２) 原子力災害とその特殊性に関すること (３) 放射線防護に関すること (４) 町等が講じる対策の内容に関すること (５) 屋内退避、避難に関すること (６) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第５ 原子力防災に関する訓練の実施

実施主体	内 容
町	町は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第６ 研修会等への参加

実施主体	内 容
町	町は、国及び県の主催する研修会等へ参加するように努める。

第２節 放射性物質等輸送事故災害への対応

【総務部】

【関係機関】

放射性物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、本節以外の項目については本章第１節「原子力災害に備えた対策及び取組み」・第３章「災害応急対策計画」及び第４章「災害復旧計画」を準用する。

第１ 原子力事業者及び放射性物質等の運搬を委託された者の対応

実施主体	内 容
原子力事業者等	１ 運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。 (１) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報 (２) 消火、延焼防止の措置 (３) 放射性物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置 (４) モニタリングの実施 (５) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 (６) 放射性物質による汚染の拡大の防止及び除去 (７) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (８) その他放射線障害の防止のために必要な措置 ２ 事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要

	な非常時連絡表等を作成し、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

第2 警察の対応

実施主体	内 容
警察	1 事故の通報を受けた際、状況に応じて警察職員の安全確保を図り、事業者と協力して人命救助・避難誘導・交通規制等の措置を実施するために必要な体制を整備する。 2 町等関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

第3 消防機関の対応

実施主体	内 容
消防機関	1 事故の通報を受けた際、状況に応じて消防機関の安全確保を図り、事業者と協力して、消火・救助・救急等の措置を実施するために必要な体制を整備する。 2 町、関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

第3節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策

【総務部】

【関係機関】

放射性物質事故災害等に対する第3章第8節「放射性同位元素等取扱事業所事故対策」及び第9節「放射性物質の不法廃棄事案の対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

第1 放射性同位元素等取扱事業所に係る事故災害予防対策

1 放射性同位元素等取扱事業所の把握等

実施主体	内 容
県、町	県、町は、放射性同位元素等取扱事業所の所在地、取扱物質の種類等の把握に努める。

2 放射性同位元素等取扱事業所の事前調査

実施主体	内 容
消防機関	消防機関は、管轄する区域内の放射性同位元素等取扱事業所について、施設配置・立地状況等、危険時の施設管理者等の配置体制・自衛消防組織・消防設備等の状況、放射性物質の種類・性質・数量・保管場所等、放射性廃棄物の所在と危険度、火災等事故時における関係機関との役割分担・連携方法及び消防活動上の留意点（危険区域の範囲、放射性物質等の適当な消火方法等）を、予防査察等により事前に調査しておく。

3 放射線検出体制の整備

実施主体	内 容
消防機関	消防機関は、放射線危険区域の設定等の判断資料を得るため、放射線検出体制及び連携方法について、事業所側と予め協議し、定めておく。

4 消火活動体制の整備

実施主体	内 容
消防機関	消防機関は、被ばくや汚染のおそれを十分勘案し、事業所の防災責任者を含めた消防本部及び消防団の指揮命令系統を予め整備しておく。更に、事前に調査した事項を踏まえ、火災発生時の現場で実際に活用できるよう、警防計画の作成に努める。

第2 緊急被ばく医療体制の整備

実施主体	内 容
県、町	県、町は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第3 防護資機材の整備

実施主体	内 容
県、町	県、町は、放射性物質事故災害等に備えて、放射線被ばく線量検出及び救助・救急活動に必要な防災資機材の整備に努める。

第 3 章 災害応急対策計画

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、町民の生命・身体・財産を保護するため、県、町、関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第 1 節 情報の収集・連絡活動及び活動体制の確立

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

第 1 基本方針

災害に有効な通信手段の確保し、情報の収集・連絡体制及び活動体制の整備を行う。

第 2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
- 2 通信手段の確保
- 3 活動体制の確立

第 3 活動の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

県と連携を密にして情報の収集・連絡体制の整備を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、職員を原子力災害合同対策協議会へ出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況、国や所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について協議する。 イ 県と連携を密にして情報の把握に努める。
原子力事業者等	ア あらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。 イ 県との連絡体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

(1) 基本方針

災害に有効な通信手段の確保をする。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。
電気通信事業者	県より重要通信の確保の要請を受けた場合、関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

3 活動体制の確立

(1) 基本方針

災害に応じた活動体制を確立する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 資料編「原子力発電所における事故等に係る通報連絡」の「2 異常時の通報 (1) 通報事象の報告」表、項目1及び2に該当する事象が発生した連絡を受けた場合、本町に影響を及ぼす可能性があるため、事故の規模・距離に応じて災害の発生に備えた活動体制を確立する。 イ 必要に応じ、警戒本部及び災害対策本部を、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に準じて設置する。

別記 原子力発電所における事故等に係る通報連絡について

1 原子力発電所からの通報連絡体制について

長野県では下表の原子力発電所を所有する電力会社と「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」を締結し、通報連絡を行う体制を整備されている。

電力会社	原子力発電所	締結日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所	平成24年2月13日
東京電力(株)	柏崎刈羽原子力発電所	平成24年2月15日

資料編 ・ 原子力発電所における事故等に係る通報連絡（資料番号58）

第2節 モニタリング等

【総務部】

【関係機関】

第1 基本方針

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、モニタリング等を実施する。

第2 主な活動

災害時のモニタリング等の実施

第3 活動の内容

1 基本方針

災害状況を考慮し、必要に応じてモニタリング等を実施する。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	必要に応じてモニタリング・放射能濃度測定を実施する。また、県が実施するモニタリング・放射能濃度測定作業が円滑に行われるよう協力する。

第3節 健康被害防止対策

【健康福祉部】

第1 基本方針

放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合、人体に影響を及ぼす可能性が考えられるため、スクリーニング処置等を実施する。

第2 主な活動

健康被害防止対策の実施

第3 活動の内容

1 基本方針

人体に影響を及ぼす場合、スクリーニング処置等を実施する。

2 実施計画

実施主体	内 容
町	必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第4節 住民等への的確な情報伝達

【総務部、企画政策部】

【関係機関】

第1 基本方針

住民等への情報提供を迅速かつ的確に行い、各種問合せに速やかに対応できる伝達体制を構築する。

第2 主な活動

1 住民等への情報伝達活動
2 住民等からの問合せに対する対応
3 放射能測定結果の公表

第3 活動の内容

1 住民等への情報伝達活動

(1) 基本方針

住民等への情報提供を迅速かつ的確に行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。 イ 県と連携を密にして情報の把握に努める。
原子力事業者	ア あらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。 イ 情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるように配慮する。 ウ 国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 住民等からの問合せに対する対応

(1) 基本方針

各種問合せに速やかに対応する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置し、速やかに住民等からの問合せに対応する。

3 放射能測定結果の公表

(1) 基本方針

住民等へ放射能測定の結果を随時公表する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	国・県等と連携し、空間・土壌・農産物・上下水道及び焼却灰等の放射能測定結果を、多様な媒体を活用して随時公表する。

第5節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

【総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部、地域創造部、教育部】

【関係機関】

第1 基本方針

国より屋内退避及び避難に関する指示があった場合、住民等に必要な指示を出し避難誘導を行う。また、広域的な避難が必要な場合、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

第2 主な活動

1 屋内退避及び避難誘導
2 広域避難活動

第3 活動の内容

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 基本方針

屋内退避及び避難に関する指示があった場合、住民等に必要な指示を出し避難誘導を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 町内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。 (ア) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道 (イ) 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動 (ウ) 消防本部の広報車等による広報活動 (エ) 防災行政無線や広報車等による広報活動 (オ) 教育委員会等を通じた小中学校への連絡 (カ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動 (キ) インターネット、メール、SNS等を活用した情報提供 イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示等の措置を講ずる。 (ア) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所等を開設する。 (イ) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊産婦、児童、乳幼児に配慮する。 (ウ) 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。 (エ) 退避所又は避難所等の開設に当たっては、退避所又は避難所等ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

(オ) 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりとする。		
屋外にいる場合に予想される被ばく線量 予想線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	- 放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 - ウランによる骨表面又は肺の等価線量 - プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10~50	100~500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。

ヨウ素剤配布試算
年齢別のヨウ素剤配布試算は以下のとおりになる。
39歳までの場合 3,412人
(原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方についてによる)
18歳までの場合 1,547人(高校生まで)
15歳までの場合 1,259人(中学生まで)

2 広域避難活動

(1) 基本方針

町の区域外へ避難を行う場合、収容先の地域へ災害救助の実施に協力を要請しあらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	ア 本町外へ避難を行う必要が生じた場合、他の市町村に対し収容先の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請し、避難者を把握し住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。 イ 他の市町村からの避難収容要請に基づき避難者を受け入れる場合、避難所等を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
各交通機関 (JR会社、鉄道会社、路線バス会社等)、自衛隊	ア 各交通機関は県、町と連携し、避難者の輸送を行う。 イ 自衛隊は、県及び市町村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

第6節 飲料水・飲食物の摂取制限等

【健康福祉部、産業振興部、建設水道部】

第1 基本方針

放射線被ばくから防護するために必要があると判断する場合、汚染飲料水・飲食物及び農林畜水産物の摂取・出荷制限等必要な措置を行う。

第2 主な活動

- | |
|-----------------|
| 1 飲料水・飲食物の摂取制限 |
| 2 緊急輸送のための交通路確保 |

第3 活動の内容

1 飲料水・飲食物の摂取制限

(1) 基本方針

放射線被ばくから防護するために必要があると判断する場合、汚染飲料水・飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町、水道事業者	国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

(1) 基本方針

放射線被ばくから防護するために必要があると判断する場合、農林畜水産物の生産者等に汚染農林畜水産物の採取及び出荷の制限等必要な措置を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容																		
町	国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。 〈飲食物摂取制限に関する指標〉 <table border="1"> <tr> <th>対 象</th><th>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）</th></tr> <tr> <td>飲料水</td><td>300ベクレル／キログラム以上</td></tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td><td>（乳児は100ベクレル／キログラム以上）</td></tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）</td><td>2,000ベクレル／キログラム以上</td></tr> </table> （原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知より） <table border="1"> <tr> <th>対 象</th><th>放射性セシウム</th></tr> <tr> <td>飲料水</td><td>10ベクレル／キログラム以上</td></tr> <tr> <td>牛乳</td><td>50ベクレル／キログラム以上</td></tr> <tr> <td>一般食品</td><td>100ベクレル／キログラム以上</td></tr> <tr> <td>乳児用食品</td><td>50ベクレル／キログラム以上</td></tr> </table> （厚生労働省令及び告示より）	対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）	飲料水	300ベクレル／キログラム以上	牛乳・乳製品	（乳児は100ベクレル／キログラム以上）	野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000ベクレル／キログラム以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	10ベクレル／キログラム以上	牛乳	50ベクレル／キログラム以上	一般食品	100ベクレル／キログラム以上	乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上
対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）																		
飲料水	300ベクレル／キログラム以上																		
牛乳・乳製品	（乳児は100ベクレル／キログラム以上）																		
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000ベクレル／キログラム以上																		
対 象	放射性セシウム																		
飲料水	10ベクレル／キログラム以上																		
牛乳	50ベクレル／キログラム以上																		
一般食品	100ベクレル／キログラム以上																		
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上																		

第7節 県外からの避難者の受入れ活動

【地域創造部】

第1 基本方針

町保有の施設を避難所等として設置するよう要請された場合、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて提供し、避難者の生活支援及び情報提供を行う。

第2 主な活動

- | |
|------------------|
| 1 避難者の受入れ |
| 2 避難者の生活支援及び情報提供 |

第3 活動の内容

1 避難者の受入れ

（1）基本方針

町保有の施設を県より避難所等として設置するよう要請された場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて提供する。

（2）実施計画

実施主体	内 容
町	避難元都道府県からの避難者の受け入れについて県より避難所等として設置するよう要請された場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて以下の対応をする。 ア 緊急的な一時受入れについては、町の保有する施設を当分の間提供する。 なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。 イ 短期的な避難者の受入れについては、まず、緊急的な一時受入れと同様に、町の施設で対応する。ただし、この受入れが困難な場合、協議の上、町内の旅館・ホテル等を町が借り上げて、避難所等とする。 ウ 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れについては、次の対応を行う。 （ア）避難者に対しては、町営住宅への受入れを行う。 （イ）民間賃貸住宅を町が借り上げ、2年間を限度に応急仮設住宅として提供する。 （ウ）長期的に本町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

2 避難者の生活支援及び情報提供

（1）基本方針

避難元都道府県等と連携し、避難者に対して、多様なニーズを把握し、必要な生活支援及び情報提供を行う。

（2）実施計画

実施主体	内 容
町	ア 避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につ

	なげる。 イ 避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報・町等からの支援に関する情報を提供する。

第8節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策

【総務部】

【関係機関】

放射性物質事故災害等に係る災害応急対策及び復旧について、下記以外の項目については、第3章第1節「情報の収集・連絡活動及び活動体制の確立」・第2節「モニタリング等」・第3節「健康被害防止対策」・第4節「住民等への的確な情報伝達」・第5節「屋内退避、避難誘導等の防護活動」・第6節「飲料水・飲食物の摂取制限等」・第7節「県外からの避難者の受入れ活動」及び第4章「災害復旧計画」を準用する。

第1 基本方針

放射性同位元素等取扱事業所事故が発生した又は発生のおそれがある事を覚知した場合、迅速に報告し、放射線同位元素等取扱事業者及び関係機関との連携を図り放射性物質の除去・除染を行う。

第2 主な活動

- | |
|--|
| 1 事故発生直後の情報の収集・連絡
2 事故発生後の活動体制
3 放射線同位元素等取扱事業者は、町、関係機関との連携を図り事故終息後も汚染拡大防止に努め、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。 |
|--|

第3 活動の内容

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

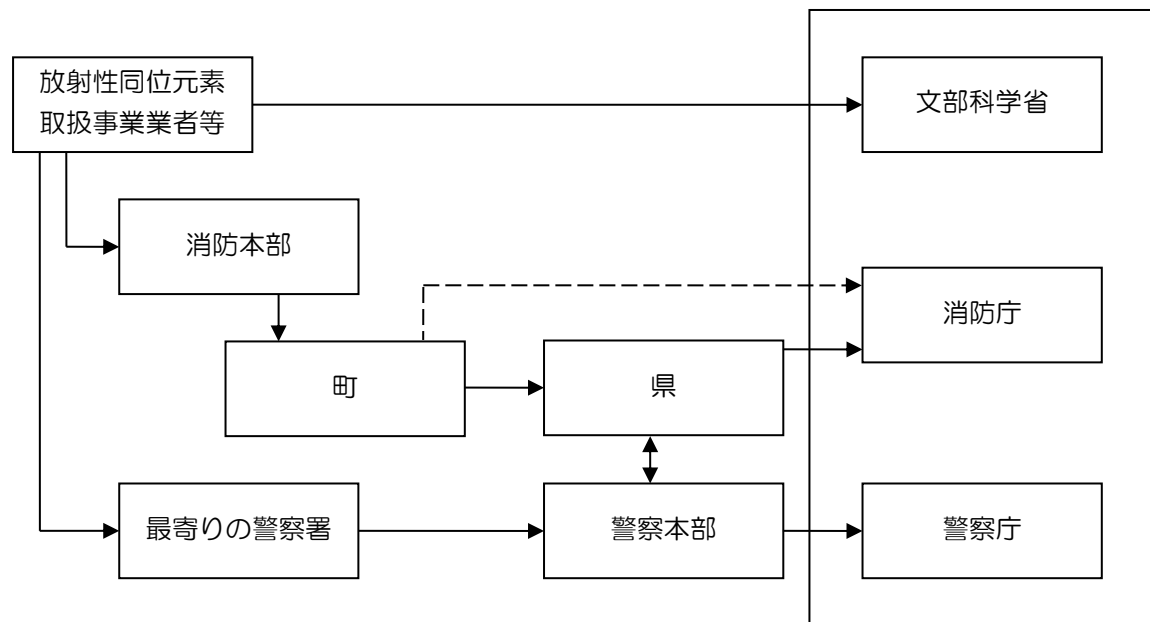
(1) 基本方針

火災の発生又は発生のおそれがある事を覚知した場合、迅速に報告する。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	放射性同位元素等取扱事業所において、火災の発生又は発生のおそれがある事を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
放射性同位元素等取扱事業者等	地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した又は発生するおそれのある場合、直ちに警察署・消防本部に通報する。併せて文部科学省に遅延なく届け出る。(放射線障害防止法第33条第2項、第3項)

〈放射性同位元素等取扱事業所の事故発生に係る連絡系統図〉



2 活動体制

(1) 基本方針

事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
放射線同位元素等取扱事業者	ア 事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。 イ 事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。 ウ 警察官又は消防吏員の到着後は、警察官又は消防吏員に必要な情報を提供する。
警察機関	ア 事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努める。 イ 事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
消防機関	ア 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県及び町に報告し、事故の状況の把握に努める。 イ 事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第9節 放射性物質の不法廃棄事案の対策

【住民税務部】

【関係機関、住民】

放射性物質事故災害等に係る災害応急対策及び復旧について、下記以外の項目については、第3章第1節「情報の収集・連絡活動及び活動体制の確立」・第2節「モニタリング等」・第3節「健康被害防止対策」・第4節「住民等への的確な情報伝達」・第5節「屋内退避、避難誘導等の防護活動」・第6節「飲料水・飲食物の摂取制限等」・第7節「県外からの避難者の受入れ活動」及び第4章「災害復旧計画」を準用する。

第1 基本方針

不法廃棄事案発生時は、速やかな情報の収集・連絡を行ない必要な活動体制を確立する。

第2 主な活動

- 1 不法廃棄事案発生時の情報伝達
- 2 不法廃棄事案発生時の活動体制の確立
- 3 県、町は、必要に応じて不法廃棄された放射性物質の処理及び除染作業を行う。また、放射性物質を不法廃棄した者は、環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

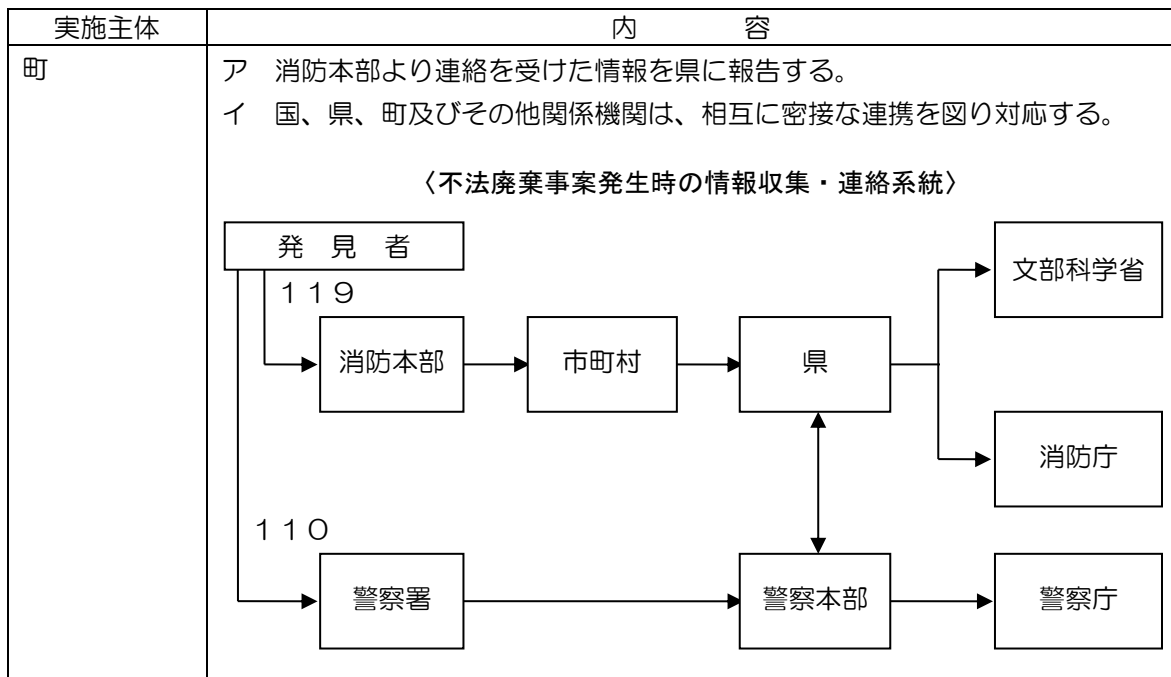
第3 活動の内容

1 情報伝達

(1) 基本方針

不法廃棄事案発生時は、速やかな情報の収集・連絡を行う、また報告後は各機関と、密接な連携を図り対応する。

(2) 実施計画



発見者	放射性同位元素等取扱事業所外において放射性物質を発見した場合、直ちにその旨を消防本部、警察署に通報する。

2 活動体制の確立

(1) 基本方針

不法廃棄の通報を受けた場合、速やかに必要な活動体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努める。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
町	不法廃棄の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努める。
警察機関	不法廃棄の通報を受けた最寄りの警察機関は、不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
消防機関	不法廃棄の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び町に報告するとともに、不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 災害復旧計画

第1節 放射性物質による除染等の活動について

【住民税務部】

【関係機関】

第1 基本方針

国、県、町及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第2 主な活動

- | |
|------------------|
| 1 放射性物質による汚染の除去等 |
| 2 その他災害後の対応 |

第3 活動の内容

1 放射性物質による汚染の除去等

(1) 基本方針

国が示す除染の方針に沿って、汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
県、町	国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。
原子力事業者	環境の汚染への対応に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。
消防機関	不法廃棄の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び町に報告するとともに、不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

2 その他災害後の対応

(1) 基本方針

災害応急対策として実施された制限措置の解除を行う。風評被害等の未然防止及び影響軽減のための広報活動を行う。

(2) 実施計画

実施主体	内 容
県、町	ア 災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。 イ 関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。 ウ 原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。 エ 住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

その他の災害対策編

第 1 章 道路災害対策

第 1 節 災害予防計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、産業振興部】
【関係機関】

第 1 道路交通の安全のための情報の充実

1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

3 計画の内容

（１） 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

ア 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

イ 実施計画

実施主体	内 容
関係機関 （長野地方 気象台）	気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。

第 2 道路（橋梁等を含む）の整備

1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するために、危険箇所の点検を実施し、国及び県と協議して道路（橋梁等を含む）の整備を図るとともに、必要な体制等の整備に努めるものとする。

3 計画の内容

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

ア 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 町は、それぞれの施設整備計画により、国及び県と協議して災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。 (イ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。 (ウ) 主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民の生活への支障や地域の孤立防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施するものとする。
関係機関	(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施する。 (イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。 (ウ) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

2 主な取組み

(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 災害応急体制の整備 (3) 救助・救急、医療及び消火活動 (4) 緊急輸送活動 (5) 危険物等の流出時における防除活動 (6) 関係者への的確な情報伝達活動 (7) 関係機関の防災訓練の実施 (8) 施設、設備の応急復旧活動及び災害復旧への備え

3 計画の内容

(1) 情報の収集・連絡関係

共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

(2) 災害応急体制の整備

ア 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に監視、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備をし、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 (イ) 町は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。 (ウ) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 (エ) 県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。
関係機関 (県、医療機関)	(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、町の協定等に協力するものとする。 (イ) 伊那建設事務所は、自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合に備え、事前に必要な措置を講じておくものとする。 (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 基本方針

自然災害・道路事故等の発生に備え、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進とともに、救助・救出用資機材の整備を図ることが重要である。また災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておくものとする。

イ 実施計画

共通対策編第1章第4節「救助・救急・医療計画」を準用する。

(4) 緊急輸送活動

ア 基本方針

自然災害・道路事故等の発生に備え、警察機関と連携し、緊急輸送活動に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	警察庁と連携し信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防除活動

ア 基本方針

道路事故等に伴う危険物等の流出に備え、的確な防除活動ができるよう、体制の整備を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

(6) 関係者への的確な情報伝達体制の整備

ア 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。 (イ) 被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。
関係機関（道路管理者）	道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 基本方針

自然災害・道路事故等の発生時に迅速に対応するためには日常からの具体的な訓練が必要となる。そのため関係機関相互の連携と実践的な訓練を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 町、国の機関、消防機関及び警察機関、道路管理者等と相互に連携した訓練を実施するものとする。 (イ) 町、国及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(8) 施設、設備の応急復旧活動及び災害復旧への備え

ア 基本方針

自然災害・道路事故等の発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧を実施する必要がある。そのための備えとして体制等の整備に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
関係機関	(ア) 施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。 (イ) 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。 (ウ) 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。 (エ) 原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

資料編 ・協定一覧（資料番号 20）
 ・出水による交通遮断が予想される橋梁（資料番号 37）

第2節 災害応急対策計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部、産業振興部】

【関係機関】

第1 発生直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救助・救急活動や応急対策に資するようにする。

2 主な活動

- | |
|---|
| (1) 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
(2) 災害情報連絡の為に通信手段を確保する。 |
|---|

3 活動の内容

(1) 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

ア 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 県より災害の情報を受けた場合、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 (イ) 人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。 (ウ) 一般被害情報の収集をし、必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。 (エ) 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を県に連絡する。
関係機関	(ア) 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡するものとする。 (イ) 災害発生直後の第1次情報等及び一般的情報等の被害状況を国土交通省に連絡する。 (ウ) 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を国土交通省に連絡する。

第2 活動体制の確立

1 基本方針

自然災害・道路事故等の発生時には迅速かつ的確な対応が必要である。万が一発災した場合は速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の対応を行う。また必要に応じて近隣市町村等に応援を求めるものとする。近隣市町村で発災した場合には、広域応援協定等に基づき速やかに応援体制を整えるものとする。

2 主な活動

速やかな活動体制の確立を目指す。

3 活動の内容

活動体制の確立

ア 基本方針

町は道路事故等の発生に際して、速やかに必要な体制を整えるものとする。また被害規模に応じて近隣市町村に応援、自衛隊派遣要請を長野県知事に求めるものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 (イ) 町は、指定行政機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 (ウ) 町は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとする。 (エ) 町は、他の市町村において大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (オ) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において、町長は、必要に応じその旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知

	するものとする。 (力) 町は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第3 救助・救急・消火活動

1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救助・救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

2 主な活動

町及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救助・救急活動に努める。

3 活動の内容

救助・救急活動

ア 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救助・救急活動に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。
道路管理者	事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救助・救急活動に可能な限り協力する。

第4 災害応急対策の実施

1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、被害の状況や緊急度・重要度を考慮しつつ交通規制・応急復旧及び輸送活動を行うものとする。また、直ちに防除活動や避難誘導活動を行うものとする。

2 主な活動

- (1) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- (2) 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動の実施
- (3) 危険物の流出に対する応急対策

3 活動の内容

(1) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況・緊急度及び重要度を考慮し、交通規制・応急復旧及び輸送活動を行うものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。
関係機関	(ア) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。 (イ) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。 (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(2) 関係機関の協力体制の確立

ア 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。
関係機関	パトロール等による点検結果や通報等の情報を、速やかに県、町、関係各機関へ通報する。また、町や県、他の関係機関から入手した情報を道路復旧に活用する。なお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。

(3) 危険物の流出に対する応急対策

ア 基本方針

危険物の流出が認められたときには直ちに防除活動、避難誘導活動を行うものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
道路管理者	(ア) 関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行う。 (イ) 危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
消防機関、県警察	直ちに防除活動、避難誘導活動を行う。

第5 関係者等への情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等・住民及び関係者等からのニーズを十分に把握し、的確に対応できるようにする。

2 主な活動

- | |
|--|
| (1) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動
(2) 住民への的確な情報の伝達
(3) 関係者等からの問合せに対する対応 |
|--|

3 活動の内容

(1) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

ア 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 (イ) 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。 (ウ) 総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。 (エ) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

ア 基本方針

住民等全体のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 住民全体に対し道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。 (イ) 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。 (ウ) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

ア 基本方針

発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	必要に応じて発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報の二重を見極め収集・整理を行うものとする。

第6 道路（橋梁等を含む）応急復旧活動

1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

3 活動の内容

迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

ア 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。また、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。（飯田国道事務所、中日本高速道路(株)） (イ) 関係機関は、県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。（(一社)長野県建設業協会）

第3節 災害復旧計画

【建設水道部、産業振興部】

【関係機関】

1 基本方針

迅速な現状復旧のためには、あらかじめ定めた復旧計画等を活用することが重要となる。特にライフライン等の住民生活に直結するものに関しては、関係機関は地区別の復旧予定時期を明示し進めることとする。

2 主な活動

道路管理者は、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

3 計画の内容

ア 基本方針

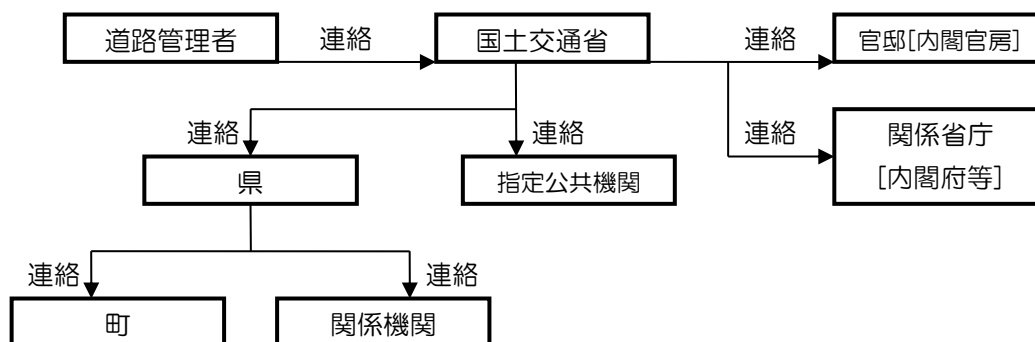
町はあらかじめ定めた計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に復旧事業を行うものとする。

イ 実施計画

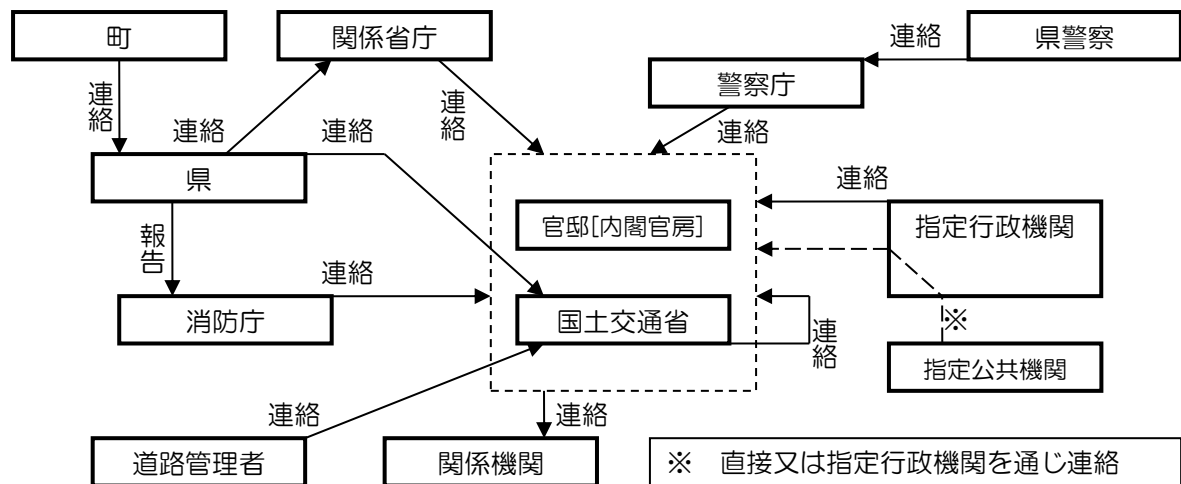
実施主体	内 容
道路管理者	関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

〈道路災害における連絡体制〉

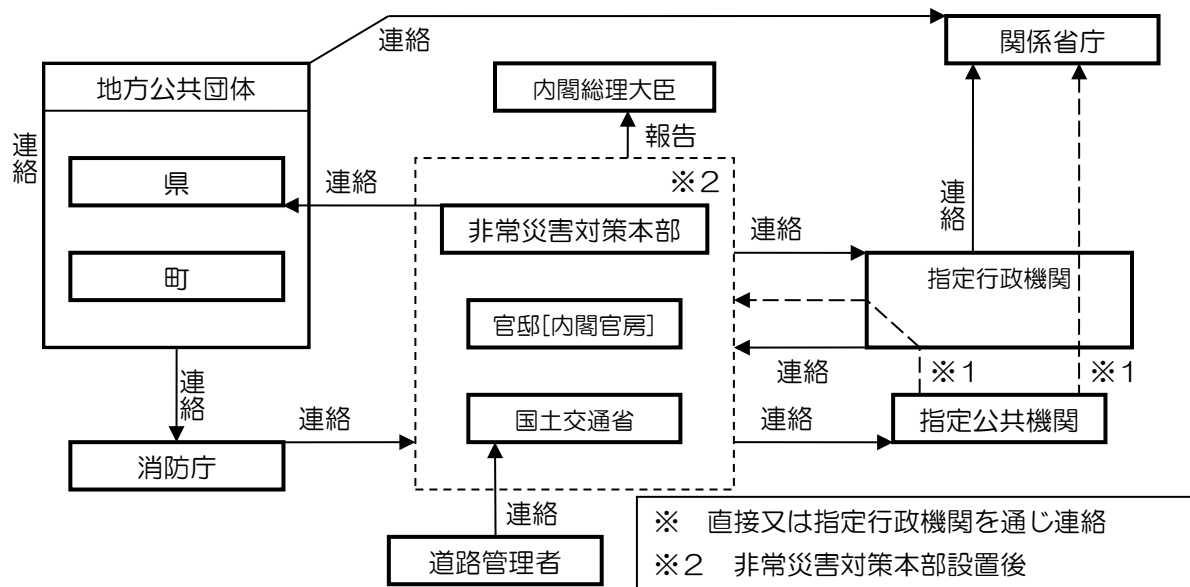
ア 道路事故情報等の連絡



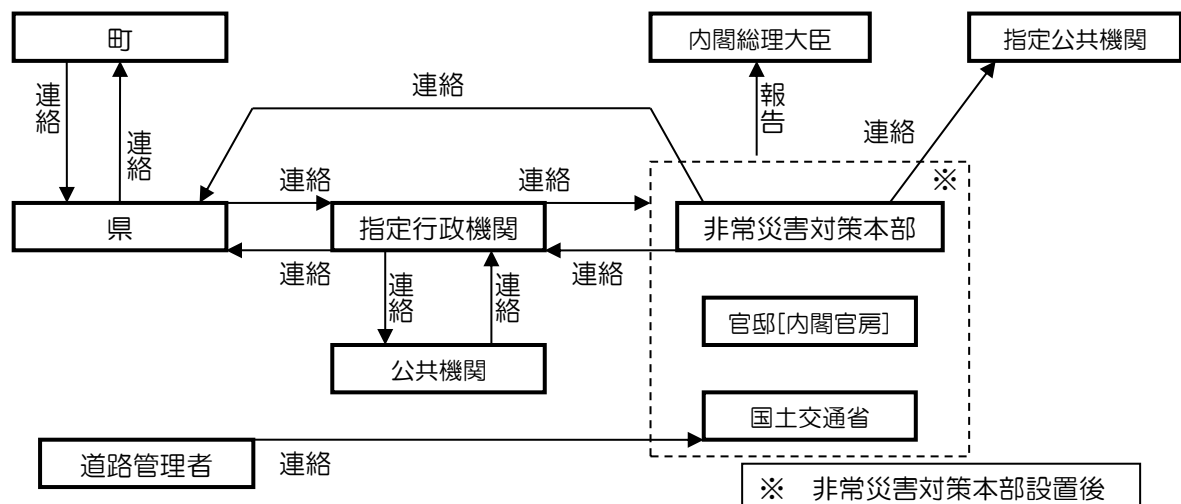
イ 道路事故発生直後の第 1 次情報等の収集・連絡



ウ 一般被害情報等の収集・連絡



エ 応急対策活動情報の連絡



第2章 鉄道災害対策

本章において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1節 災害予防計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部】

【関係機関】

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進について定めるものとする。

第1 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 基本方針

踏切道における自動車との追突、置石等による列車脱線などの外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

2 主な取組み

鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

3 計画の内容

(1) 事故防止のための知識の普及

ア 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止などに関する知識を広く一般に普及する必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、東海旅客鉄道(株)	全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努める。
気象庁	鉄道の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

第2 鉄道施設・設備の整備・充実等

1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

2 主な取組み

- | |
|--|
| (1) 鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策
(2) 鉄道の安全性の確保
(3) 鉄道環境の整備 |
|--|

3 計画の内容

(1) 鉄道施設周辺の安全を確保

ア 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民への支障並びに地域の孤立を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。
東海旅客鉄道(株)	(ア) 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。 (イ) 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。 (ウ) 土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

(2) 鉄道の安全性の確保

ア 基本方針

新技術を取り入れた検査機器の導入を進め、検査精度の向上を図り、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
東海旅客鉄道(株)	新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

(3) 鉄道交通環境の整備

ア 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
国、町、道路管理者	踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施等に努める。
東海旅客鉄道(株)	(ア) 路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、災害等防止設備の整備の促進に努める。 (イ) 列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。 (ウ) 踏切保安設備の整備等に努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 基本方針

大規模事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する必要がある。

2 主な取組み

- (1) 迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 災害応急体制の整備
- (3) 応急措置のための救助救急体制、医療体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- (4) 緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- (5) 関係者等への的確な情報伝達活動
- (6) 事故の発生を想定した防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応法の確立を図る。
- (7) 事故復旧に備え、各種データの整備保全

3 計画の内容

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備する。また、重要通信の確保のために外部機関との災害時の情報連絡手段を確保する。

イ 実施計画

共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

(2) 災害応急体制の整備

ア 基本方針

迅速かつ確かな災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図る。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。 (イ) 必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 (ウ) 応急活動及び復旧活動に関し、国、各関係機関及び鉄道事業者間で平常時より連携を強化しておく。 (エ) 町は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
鉄道事業者	(ア) 実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。 (イ) 必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 (ウ) 応急活動及び復旧活動に関し、国、町及び各関係機関間で平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急・医療・消火活動のための体制の整備

ア 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・医療及び消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	共通対策編第1章第4節「救助・救急・医療計画」及び第5節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。
東海旅客鉄道(株)	(ア) 事故発生時直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、町、県及び消防機関との連携の強化に努める。 (イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、町、県及び消防機関との連携の強化に努める。 (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。
関係機関	医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を図る。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

ア 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、警察庁	信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
東海旅客鉄道(株)	(ア) 関係機関の協力のもと、事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努める。 (イ) 緊急自動車の配置箇所長は、台帳を備え付け、責任者を指定しておくとともに、年3回以上又は出勤の都度整備を行い、併せてその機能状況を記録しておく。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動

ア 基本方針

事故発生に備え、情報伝達体制等についてあらかじめ整理・計画しておく。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。 (イ) 事故災害に関する情報を常に伝達できる体制及び施設や設備の整備を図る。 (ウ) 被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。
放送事業者	事故災害に関する情報を常に伝達できる体制及び施設や設備の整備を図る。

(6) 防災訓練の実施

ア 基本方針

被害を最小限にとどめるために、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が必要である。

イ 実施計画

実施主体	内 容
東海旅客鉄道(株)	(ア) 事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、警察機関・消防機関・県及び町の防災訓練に積極的に参加し、各機関と相互に連携した訓練を実施する。 (イ) 訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫すること。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。
町、関係機関	(ア) 警察機関・消防機関・県及び鉄道事業者等は、相互に連携した訓練を実施する。

	(イ) 訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫すること。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(7) 事故復旧への備え

ア 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
鉄道事業者	迅速かつ円滑な復旧に備え、施設や車両の構造図等資料の整備・人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておく。

第4 再発防止対策の実施

1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る。

2 主な取組み

鉄道事業者は、事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

3 計画の内容

事故原因の究明等

ア 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
東海旅客鉄道(株)	事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、必要に応じて専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

第2節 災害応急対策計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部】

【関係機関】

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

2 主な活動

- | |
|--|
| (1) 災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
(2) 災害情報連絡の為に通信手段を確保する。 |
|--|

3 活動の内容

(1) 情報の収集・提供・連絡活動の実施

ア 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生直後の情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 県より災害の情報を受けた場合、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行う。 (イ) 人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。 (ウ) 一般被害情報の収集をし、必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。 (エ) 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を県に連絡する。
鉄道事業者	(ア) 大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡する。 (イ) 災害発生直後の第1次情報等及び一般的情報等の被害状況を国土交通省に連絡する。 (ウ) 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を国土交通省に連絡する。

第2 活動体制及び応援体制

1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

2 主な活動

速やかな活動体制の確立

3 活動の内容

活動体制の確立

ア 基本方針

町は発災後、速やかに必要な体制を整えるものとする。また被害規模に応じて近隣市町村に
応援、自衛隊派遣要請を長野県知事に求めるものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 (イ) 指定行政機関等との間において緊密な連携の確保に努める。 (ウ) 被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。 (エ) 他の市町村にて大規模な鉄道災害が発生し、それを覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。 (オ) 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、必要に応じその旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。 (カ) 必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。
東海旅客鉄道(株)	発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
関係機関	(ア) 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 (イ) 指定行政機関等との間において緊密な連携の確保に努める。

第3 救助・救急・医療及び消火活動

1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救助・救急活動・医療活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

2 主な活動

町及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救助・救急・医療及び消火活動に努める。

3 活動の内容

救助・救急・医療及び消火活動

ア 基本方針

救助・救急・医療及び消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・町及び鉄道事業者等が協力し連携する必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

東海旅客鉄道 (株)	(ア) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、各関係機関の行う救助・救急活動に可能な限り協力するよう努める。 (イ) 事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

2 主な活動

鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

3 活動の内容

代替交通手段の確保

ア 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
東海旅客鉄道 (株)	(ア) 事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。 (イ) 被災していない関係鉄道事業者は、代替輸送について協力するよう努める。

第5 関係者等への情報伝達活動

1 基本方針

被災者家族等からの問合せに的確に対応できるように、各種情報を提供する。また、地域住民はもとより、一般住民に対しても随時情報の提供を行う。

2 主な活動

- (1) 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動
- (2) 一般住民に対する的確な情報伝達活動
- (3) 関係者等からの問合せに対する対応

3 活動の内容

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

ア 基本方針

被災者家族等からの問合せに的確に対応できるように、各種情報をきめ細かに正確に提供する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関 及び東海旅客 鉄道(株)	(ア) 被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道事故の状況・安否情報・医療機関の情報・機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等の情報を、正確かつきめ細やかに提供する。 (イ) 情報の公表・広報活動の際は内容について相互に連絡をとりあう。 (ウ) 総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。 (エ) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。 (オ) 安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 一般住民への情報伝達活動

ア 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、一般住民等に対しても随時情報の提供を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関 及び東海旅客 鉄道(株)	(ア) 一般住民に対し鉄道災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。 (イ) 情報の公表・広報活動の際は内容について相互に通知し情報交換を行う。 (ウ) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。 (エ) 安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努める。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

ア 基本方針

適宜関係者等からの問合せに対応するものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関 及び鉄道事業者	(ア) 必要に応じて発災後速やかに関係者等からの問合せに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努める。 (イ) 関係者等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

第3節 災害復旧計画

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合の鉄道施設等の復旧について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

2 主な活動

- (1) 町及び道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため、道路区域内の工事に係る許可手続きの迅速化、占有埋設物件に関する情報提供、工事の輻輳の防止等に努める。
- (2) 鉄道事業者は、鉄道事故による被害の状況に応じ、鉄道施設等の迅速かつ円滑な復旧に努める。

3 活動の内容

(1) 道路区域内の復旧活動

ア 基本方針

町及び道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため、鉄道事業者の協力を得るとともに、必要な情報を提供し、調整を図る。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町及び関係機関（道路管理者）	(ア) 鉄道事故の発生に際して、鉄道事業者の協力を得て、特に道路との交差点の状況を早急に把握するものとする。 (イ) 鉄道事業者が復旧活動のため道路区域内で掘削工事を行う場合には、その早期復旧のため、工事に係る許可手続きの迅速化を図るものとする。 (ウ) 道路内には様々なライフラインが埋設されていることから、復旧工事に当たる鉄道事業者に対して、他の占有物件の情報を提供し、ライフラインの損傷の防止を図るものとする。 (エ) 同一現場で2者以上の復旧工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整するものとする。

(2) 施設・車両の復旧

ア 基本方針

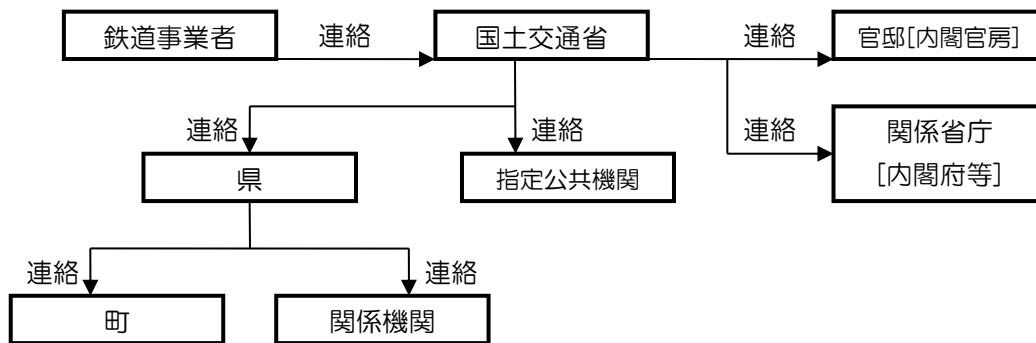
鉄道事業者は、あらかじめ定めた計画に基づき、施設等の迅速かつ円滑な復旧に努める。

イ 実施計画

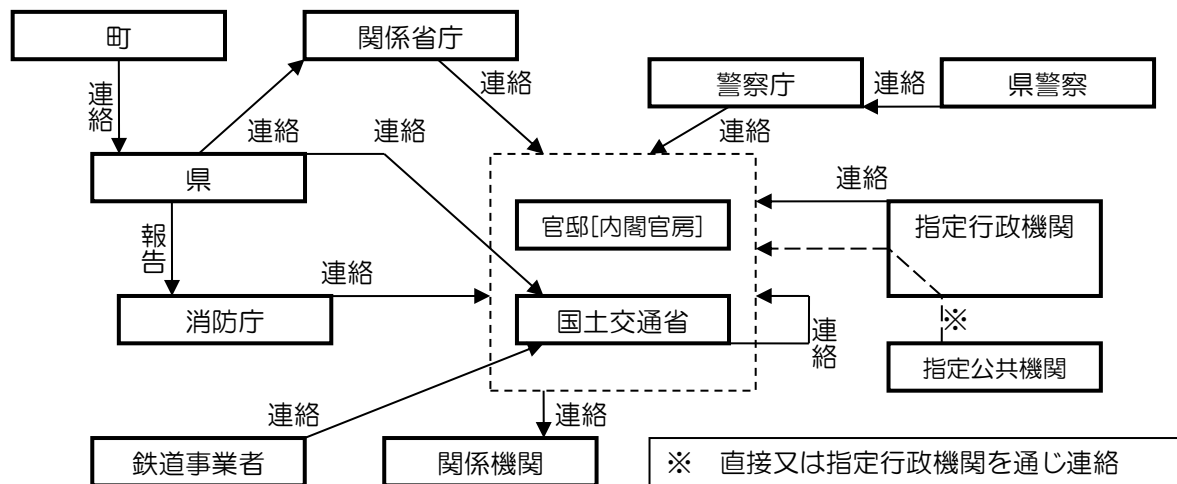
実施主体	内 容
鉄道事業者	(ア) あらかじめ定めた人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を活用し、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。また、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。 (イ) 道路区域内で復旧活動等をする場合は、県等の道路管理者に協議の上行う。

〈鉄道災害における連絡体制〉

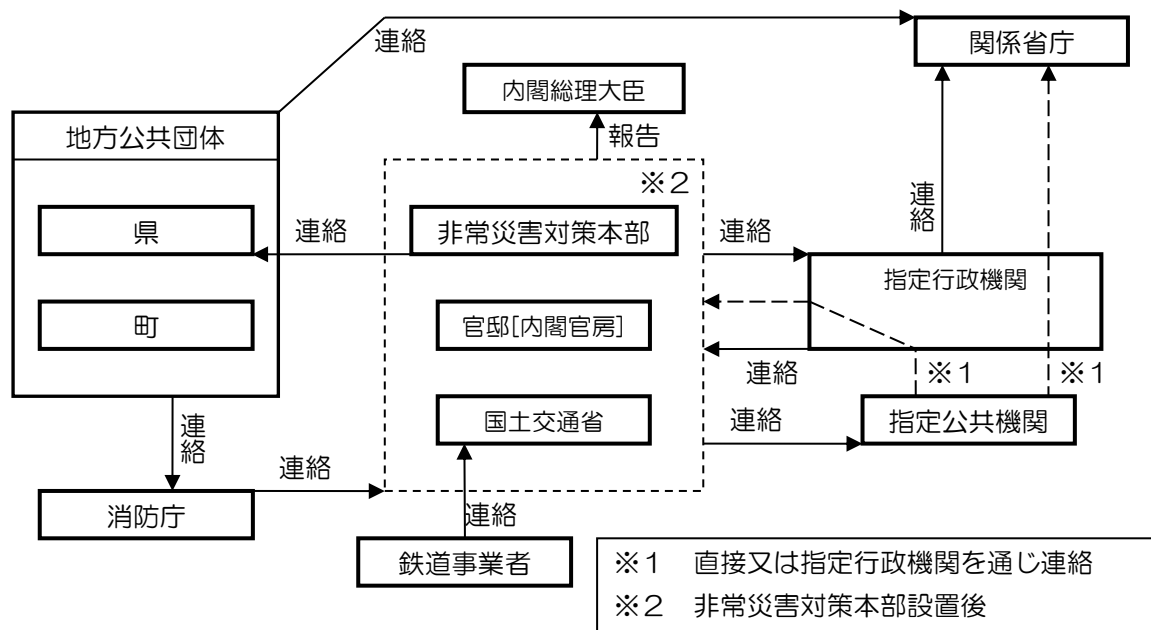
ア 鉄道事故情報等の連絡



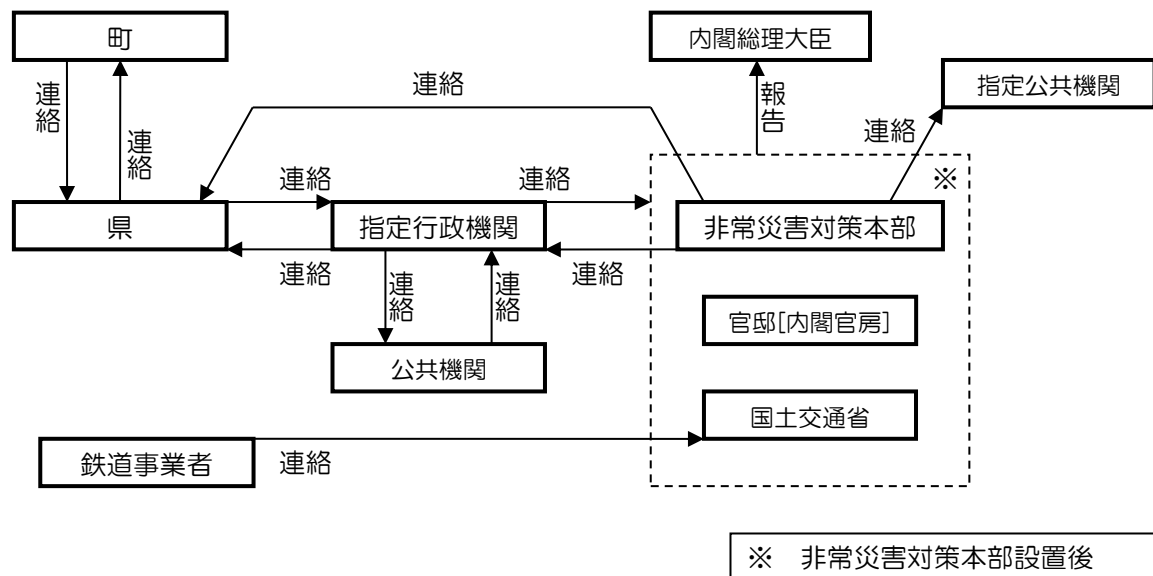
イ 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



ウ 一般被害情報等の収集・連絡



エ 応急対策活動情報の連絡



第3章 火山災害対策

第1節 総 則

第1 基本方針

県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、町に近いのは御獄山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を受ける危険性は少ないが、その規模によっては、降灰等の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計 画

町は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等に係る災害から町の地域、町民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。

1 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が町民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

第3 防災上重要な機関の実施責任

1 町

町は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

- (1) 飯島町防災会議、警戒本部及び飯島町災対本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他防災に関すること。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び地方指定公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 火山防災協議会

火山防災協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。

(1) 火山災害警戒区域毎の避難体制整備に関すること。

ア 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。

イ 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。

ウ 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。

エ 避難所等、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制に関すること。

オ 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。

カ 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。

第2節 災害予防計画

【総務部】

【関係機関】

第1 火山災害に強いまちづくり

1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行うものとする。

2 主な取り組み

総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

3 計画の内容

(2) 火山災害に強いまちづくり

ア 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 降灰対策 活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

第2 災害発生直前対策

1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制を整備しておく必要がある。

2 主な取り組み

火山の異常を把握した際、住民等に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。

3 計画の内容

(1) 住民等に対する情報の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第3 情報の収集・連絡体制計画

1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速確実な情報収集が必要である。

町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段

の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、わかりやすい情報提供、災害危険性の周知や予測システムの研究に役立てるものとする。

2 主な取組み

- | |
|---|
| (1) 関係機関は、情報収集ルートの設定等・連絡体制整備を図るとともに、わかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
(2) 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。 |
|---|

3 計画の内容

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。町、県、関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう、分かりやすい内容にすることが必要である。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。 (イ) 被害状況等の把握及び調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。 (ウ) 町は、情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。

第3節 災害応急対策計画

【総務部】

【関係機関】

第1 災害情報の収集・連絡活動

1 基本方針

災害が発生した場合、各関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

2 活動の内容

(1) 報告の種別

実施主体	内 容
町	ア 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

	イ 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更報告をするものとする。 ウ 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、確定したときに報告するものとする。

(2) 被害状況等の調査と調査責任機関

実施主体	内 容
町	被害状況の調査は、資料編に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

資料編 ・ 被害状況調査担当部・協力機関（資料番号１０）

第4節 災害復旧計画

【総務部】

【関係機関】

共通対策編第3章「災害復旧計画」を準用する。

第4章 航空災害対策

本章では、航空運送業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について記述する。

第1節 災害予防計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部】

【関係機関】

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

町及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

2 主な取組み

- (1) 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間事業所、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- (2) 機動的な情報収集活動を行うための車両、画像情報収集の整備を行う。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。
- (4) 通信手段の確保

3 計画の内容

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 基本方針

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。 (イ) 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努める。 (ウ) 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。 (エ) 関係機関は、松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京空港事務所との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(国土交通

	省東京航空局松本空港出張所（以下「CAB」（Civil Aviation Bureau）という。）」 （オ） 関係機関は、航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況について的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。（松本測候所松本空港分室）

（２） 通信手段の確保

ア 基本方針

災害発生時は情報通信体制の維持管理が重要となる。災害発生に備え、日頃から通信体制の確保に努める。

イ 実施計画

共通対策編第１章第１節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第２ 災害応急体制の整備、救助・救急・医療及び消火活動

１ 基本方針

町及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助、救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

２ 主な取組み

- | |
|---|
| <p>（１） 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。</p> <p>（２） 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救助救急用の資機材の整備、医療資機材備蓄等に努める。</p> <p>（３） 警察庁及び町は、信号機や情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。</p> |
|---|

３ 計画の内容

（１） 災害応急体制の整備

ア 基本方針

災害発生時には関係機関相互の連携体制が重要であり、国・公共機関・町及び航空運送事業者は、応急活動及び復旧活動に関し各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	（ア） それぞれの機関の実情に応じた職員の非常参集体制の整備を図る。 （イ） それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟及び他の職員・関係機関等との連携等について徹底を図る。 （ウ） 消防の応援については他市町村と協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(2) 救助救急用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

ア 基本方針

県、町、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 救助工作車・救急車・照明車等の車両・ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。 (イ) 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品・医療資機材等の備蓄に努める。 (ウ) あらかじめ医療機関は、空港管理者・消防及び他の医療機関と相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第3 関係者等への的確な情報伝達活動及び防災関係機関の防災訓練の実施

1 基本方針

災害発生に的確に対応できるように、あらかじめ情報伝達体制等を計画・整備しておく。

2 主な取組み

(1) 関係者等への的確な情報伝達活動 (2) 関係機関の防災訓練の実施

3 計画の内容

(1) 関係者等への的確な情報伝達活動

ア 基本方針

関係者等からの問合せなどに的確に対応できるよう、情報伝達体制の整備に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。 (イ) 航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。 (ウ) 町は、家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(2) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 基本方針

町は、空港管理者、航空運送事業者、消防機関、警察機関、国の機関等と相互に連携した訓練を実施する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

第2節 災害応急対策計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部】

【関係機関】

第1 情報の収集・連絡・通信の確保

1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

町及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡に当たるものとする。

2 主な活動

- | |
|---|
| (1) 画像情報等による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
(2) 応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。
(3) 通信手段の確保 |
|---|

3 活動の内容

(1) 情報の収集及び報告

ア 基本方針

画像等により収集した情報・災害直後の1次情報を得た場合、直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 県より災害の情報を受けた場合、必要に応じ航空機による目視・撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行う。 (イ) 人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、これらの情報を随時県へ連絡する。 (ウ) 一般被害情報については、被害情報を収集し必要に応じ消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
関係機関	(ア) 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。 (イ) 災害発生直後の第1次情報等及び一般的情報等の被害状況を国土交通省に連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

ア 基本方針

応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省又は非常災害対策本部に対して連絡を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県、国に連絡する。

(3) 通信手段の確保

ア 基本方針

災害発生時に対応できるように、通信手段の確保に努める。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	災害発生直後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 活動体制計画

1 基本方針

町、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

2 主な活動

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
(2) 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

3 活動の内容

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

ア 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 発災後速やかに職員の非常参集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 (イ) 指定行政機関との間において緊密な連携の確保に努める。 (ウ) 必要に応じ関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し職員の派遣を要請する。

(2) 広域応援体制への早期対応

ア 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	町は、災害の規模等により町の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3 搜索、救助・救急及び消火活動

1 基本方針

災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

2 主な取組み

(1) 消防機関・県警察及びその他の市町村は、相互に連携して搜索活動を実施
(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動

3 活動の内容

(1) 搜索活動の実施

ア 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、ヘリコプター等を活用した搜索活動を実施されるので、町においても情報の収集を行い、搜索活動等を実施する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	消防機関・県警察及びその他の市町村は、ヘリコプターを利用するなど様々な手段を活用し相互に連携して搜索を実施する。

(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動

ア 基本方針

救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ非常災害対策本部・現地対策本部等国の各機関・他の市町村に応援を要請する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

第4 関係者等への情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等からの問合せに的確に対応できるように、必要な人員の配置などにより対応する。

2 主な活動

- | |
|---|
| (1) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動の実施
(2) 住民に対する的確な情報伝達活動の実施
(3) 関係者等からの問合せに対する対応 |
|---|

3 活動の内容

(1) 被災家族等への情報伝達活動

ア 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況・安否情報・医療機関などの情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 (イ) 情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。 (ウ) 総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。 (エ) 情報伝達に当たっては、放送事業者・通信社・新聞社等の報道機関の協力を得る。 (オ) 安否情報・交通情報・各種問合せ先等を、随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めている的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 住民への情報伝達活動

ア 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 住民全体に対し航空災害の状況・安否情報等ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。 (イ) 情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行う。 (ウ) 情報伝達に当たっては、放送事業者・通信社・新聞社等の報道機関の協力を得る。 (エ) 安否情報・交通情報・各種問合せ先等を、随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めている確な情報を提供できるよう努める。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

ア 基本方針

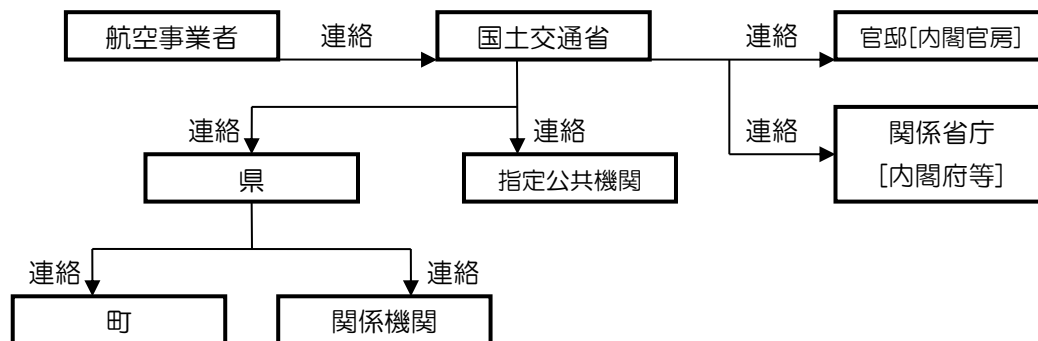
問合せに的確に対応できるように、必要な人員の配置等を整備する。

イ 実施計画

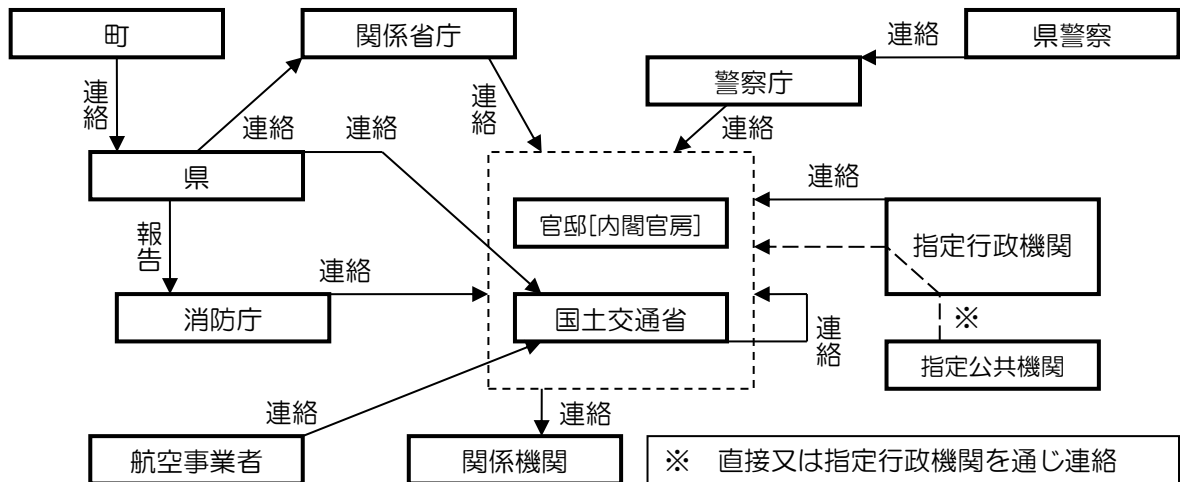
実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 発災後速やかに関係者等からの問合せに対応出来るように必要に応じて人員の配置等の体制の整備に努める。 (イ) 情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

〈航空災害における連絡体制〉

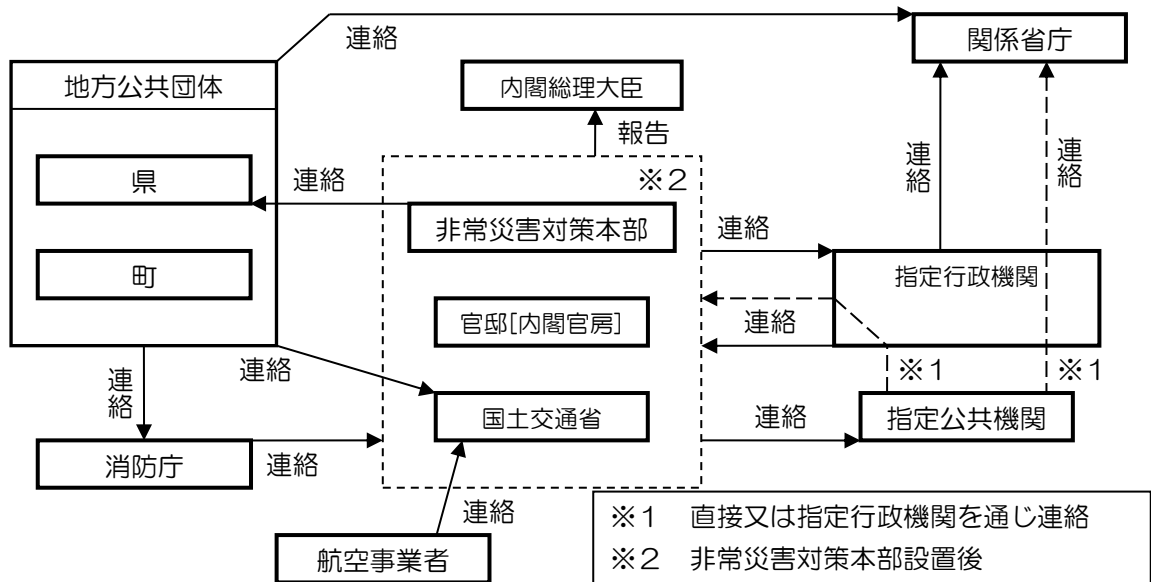
ア 航空事故情報等の連絡



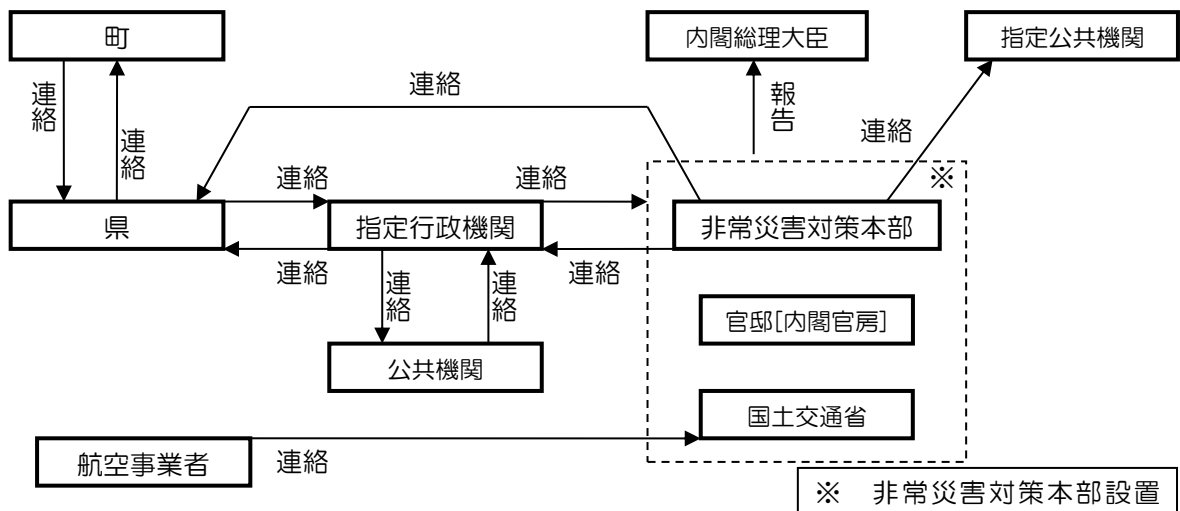
イ 航空事故発生直後の第 1 次情報等の収集・連絡



ウ 一般被害情報等の収集・連絡



エ 応急対策活動情報の連絡



第5章 危険物等災害対策

本章では、高圧ガス・毒物や劇物・火薬類といった危険物の流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について記述する。

第1節 災害予防計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部】

【関係機関、事業所】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

3 計画の内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 基本方針

災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置・定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制及び危害防止体制の強化を図る。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 規制及び指導の強化については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。 a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。 b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。 c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。 (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況 (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況 (イ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整

	えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。 (ウ) 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し講習会及び研修会の実施等により、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。 (エ) 災害が生じた場合、その原因の徹底的な究明に努めその結果を受けて、必要に応じ法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。
事業所	(ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。 (イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。 (ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。 (エ) 災害が生じた場合、その原因の徹底的な究明に努めその結果を受けて、必要に応じ法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。 (オ) 高圧ガス事業者については、次に掲げる事項を実施するものとする。 a 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施する。 b 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持する。 c 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。 d ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。
関係機関（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）	高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E 検査事務所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

2 主な取り組み

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備
- (2) 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- (3) 救助・救急、医療及び消火活動
- (4) 緊急輸送活動
- (5) 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。
- (6) 避難収容活動
- (7) 被災者等への的確な情報伝達活動
- (8) 関係機関等の防災訓練の実施
- (9) 施設等の応急復旧・防災業務関係者の安全確保及び災害復旧への備え
- (10) 福祉に係る災害予防対策

3 計画の内容

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 基本方針

危険物等災害の発生に備えて、迅速かつ的確な災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図る。

イ 実施計画

共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

(2) 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

ア 基本方針

災害発生時に的確に対応できるように、非常参集体制の整備を図るとともに、連携強化等のための定期的な訓練を実施する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図り、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 (イ) 各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。 (ウ) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 (エ) 町は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。 (オ) 関係機関は、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関においては、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

事業所	(ア) 実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図り、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 (イ) 各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。 (ウ) 資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 基本方針

危険物等の災害が発生した場合に備え、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、救助・救出用資機材の整備を図ることが重要である。また災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努めるものとする。 (イ) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 (ウ) あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。 (エ) 平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 (オ) 町は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。 (カ) 危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。 (キ) 町は、厚生労働省医政局、県及び町は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。 a 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。 b 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。 c 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 d 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

(4) 緊急輸送活動

ア 基本方針

災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	警察庁と連携し信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

ア 基本方針

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。 (イ) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

(6) 避難収容活動

ア 基本方針

災害発生時に迅速に避難するためには、避難所等・避難路の周知徹底が必要となる。そのためにも避難に係る計画をあらかじめ作成し、住民への周知徹底に努めるものとする。

イ 実施計画

共通対策編第2章第11節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

ア 基本方針

被災者等への的確な情報伝達が行うことができるように、体制を整備しておく。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。 (イ) 町は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるような体制作りや施設・設備の整備を図るものとする。 (ウ) 町は、住民等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。 (エ) 放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるような体制作りや施設・設備の整備を図るものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 基本方針

町及び各関係機関及び地域住民等と相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 防災訓練は様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。 (イ) 防災訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫をし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(9) 施設等の応急復旧・防災業務関係者の安全確保及び災害復旧への備え

ア 基本方針

発災した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧を実施する必要となる。そのための体制等を整えておくことが必要である。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 応急対策活動中の安全確保のための資機材の整備をするものとする。 (イ) 円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を別途保存するよう努めるものとする。
事業者	(ア) 施設や設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制作り・資機材の整備をするものとする。 (イ) 円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を別途保存するよう努めるものとする。

(10) 福祉に係る災害予防対策

雪害災害対策編第1章第2節第3 14「福祉に係る災害予防対策」に準ずる。

第3 防災知識の普及、訓練

1 基本方針

防災知識の普及、訓練を実施する際に、被災地のニーズの違い等に配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る。防災活動の円滑な実施に期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく。

2 主な活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災知識の普及・訓練を実施する際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

3 活動の内容

(1) 防災知識の普及

ア 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所等での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。 (イ) 町は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。 (ウ) 町は、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。 (エ) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

【総務部、企画政策部、住民税務部、健康福祉部、建設水道部】

【関係機関、事業所】

危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き定める。

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

2 主な活動

- | |
|---|
| <p>(1) 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>(2) 町・公共機関及び事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> |
|---|

3 活動の内容

(1) 災害情報の収集・連絡活動

ア 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 大規模な事故が発生した場合、事業者より連絡が入るので、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕へ連絡するものと

	する。 (イ) 事故発生直後の第1次被害状況の情報等を受けた場合必要に応じ航空機による目視・撮影等による情報収集、画像情報の利用による被害規模の把握を行い、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。 (ウ) 一般被害状況の連絡を受けた場合、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。 (エ) 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等の連絡を受けた場合、県に連絡し、応援の必要性等を連絡する。
事業所	大規模な事故が発生した場合、事故発生時・事故発生直後の第1次被害状況・一般被害状況・応急対策の活動状況といった情報及び対策本部の設置状況等を町に連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生時には、迅速かつ的確な対応が必要である。万が一発災した場合は速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の対応を行う。また必要に応じて近隣市町村等に応援を求めるものとする。近隣市町村で発災した場合には、広域応援協定等に基づき速やかに応援体制を整えるものとする。

2 主な活動

速やかな活動体制の確立

3 活動の内容

(1) 活動体制の確立

ア 基本方針

町は発災後、速やかに必要な体制をとるものとする。また被害規模に応じて近隣市町村に応援、自衛隊派遣要請を長野県知事に求めるものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 (イ) 指定行政機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 (ウ) 町は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求めるものとする。 (エ) 町は、他の市町村にて大規模な危険物等災害の発生し、それを覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (オ) 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において、必要に応じてその旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。 (カ) 町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

	(キ) 町は、必要に応じ関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。
事業所	(ア) 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。 (イ) 消防機関、県警察等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 (ウ) 他の市町村の事業所にて大規模な危険物等災害が発生し、それを覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第3 災害の拡大防止活動

1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、二次災害の発生を防ぐため、町は、関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

2 主な活動

危険物による災害時の被害拡大防止のための必要な応急措置等を実施する。

3 活動の内容

(1) 災害拡大防止応急措置等

ア 基本方針

被害を最小限にとどめるため、住民等の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。
事業所	危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

第4 救助・救急・医療及び消火活動

1 基本方針

危険物等災害が発生した場合には、負傷者等の救助・救急活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

2 主な活動

町及び事業者は、事故発生に際して互いに連携し、迅速な救助・救急・消火活動に努める。

3 活動の内容

救助・救急・消火活動

ア 基本方針

救助・救急・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・町及び事業者等が協力し連携する必要がある。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	共通対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、町及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、必要な資機材を迅速に調達し、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

3 活動の内容

危険物等の除去及び環境モニタリング

ア 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、必要な措置を講ずる。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。 (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。 (ウ) 環境モニタリングを実施する。 (エ) 危険物等の河岸への漂着に対処については、関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第6 避難収容活動

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、危険な地域にある住民等を安全に避難させるとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に避難所又は応急仮設住宅に収容し、住民の安全を確保する。

2 主な活動

避難収容活動

3 活動の内容

避難収容活動

ア 基本方針

発災時に迅速に避難するためには、避難所等・避難路の周知徹底が必要となる。そのために避難に係る計画をあらかじめ作成し、住民への周知徹底に努めるものとする。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	(ア) 発災時は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。 (イ) 避難誘導に当たり、避難所等及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 (ウ) 必要に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設については、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所等として開設する。 (エ) 各避難所等の適切な運営管理を行う。 (オ) 避難所等ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。 (カ) 避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
避難者、住民、自主防災組織等	避難所等における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等に協力する。

第7 施設、設備の応急復旧活動

1 基本方針

発災した場合には、迅速かつ円滑に施設、設備の応急対策、災害復旧を実施する。

2 主な活動

施設、設備の応急復旧活動

3 活動の内容

施設、設備の応急復旧活動

ア 基本方針

発災した場合には、専門技術をもつ人材等を活用して迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧を実施する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町	専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

1 基本方針

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を早急に確立する。

2 主な活動

- | |
|---|
| (1) 被災者等への情報伝達活動
(2) 住民への的確な情報の伝達
(3) 関係者からの問合せに対する対応 |
|---|

3 活動の内容

(1) 被災者等への情報伝達活動

ア 基本方針

災害が発生した時、又は二次災害等の発生するおそれがある時は、人心の安定と速やかな復旧作業を推進するために、被災者等に迅速かつ適切な広報活動を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うこと。 (イ) 情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。 (ウ) 被災者が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。 (エ) 情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等による方法のほか、放送事業者・通信社・新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報・交通情報・各種問合せ先等を、随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めている的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(2) 住民への情報伝達活動

ア 基本方針

住民等からの各種問合せに速やかに対応できるよう、窓口を開設するなど、積極的な広聴活動を実施するほか、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班・各機関に連絡する。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 住民全体に対し航空災害の状況・安否情報等ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。 (イ) 情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行うものとする。 (ウ) 情報伝達に当たっては、放送事業者・通信社・新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報・交通情報・各種問合せ先等を、随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めている確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

ア 基本方針

関係者等からの問合せに速やかに対応できるよう、広報責任者を明確にするなど体制整備に努めるとともに、情報収集・整理を行う。

イ 実施計画

実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) 町及び関係機関は、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応出来るように必要に応じて人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。 (イ) 情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧計画

【総務部、建設水道部】

【関係機関】

1 基本方針

被災した公共施設の復旧にあたり、迅速な現状復旧のためにはあらかじめ定めた復旧計画等を活用することが重要となる。

2 主な活動

迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

3 活動の内容

ア 基本方針

必要物資等について速やかに関係機関に要請するなど、連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

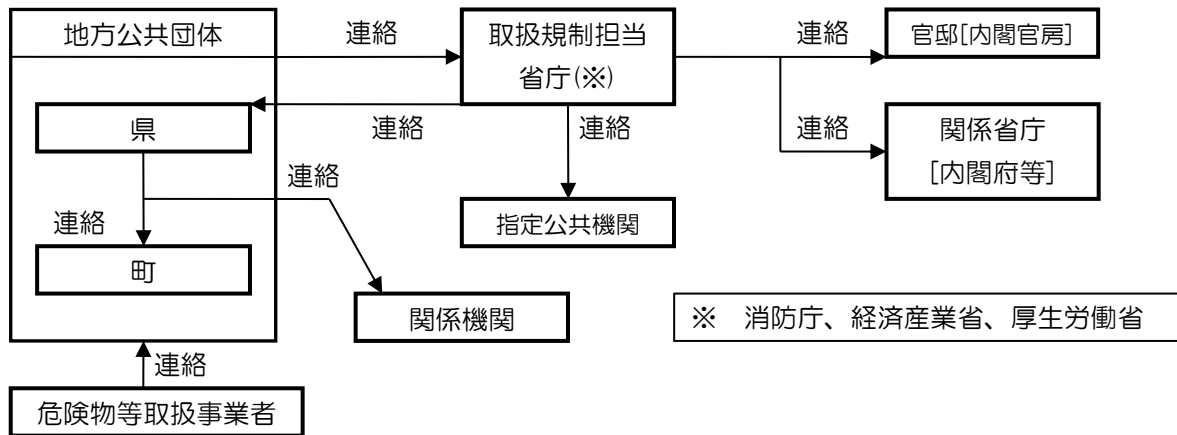
イ 実施計画

公共施設の復旧事業

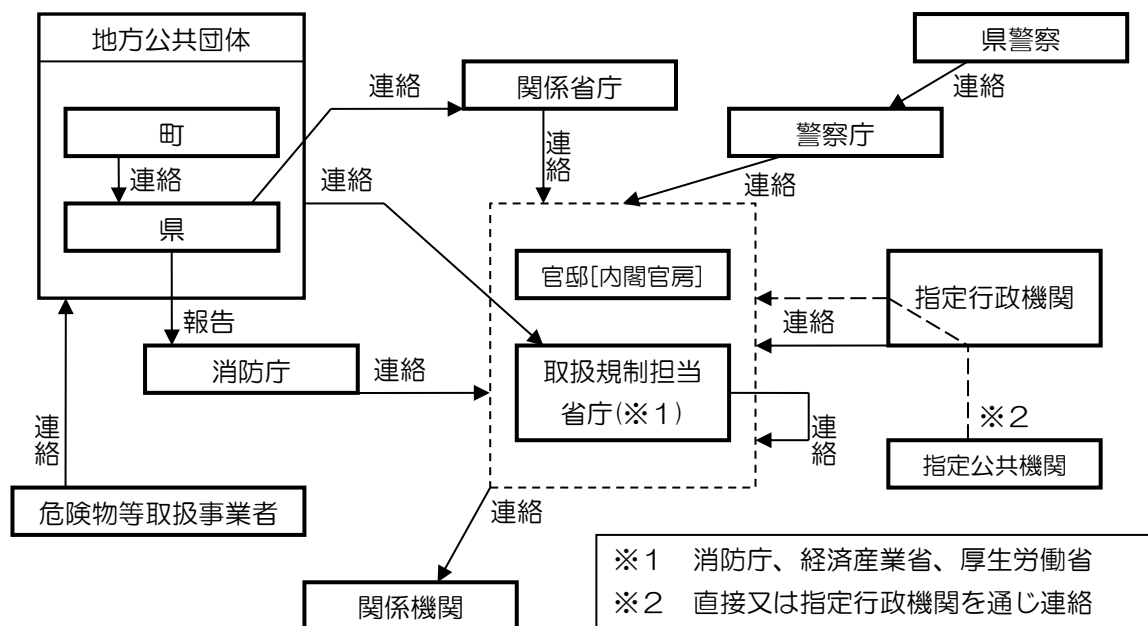
実施主体	内 容
町、関係機関	(ア) あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。 (イ) 復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

〈危険物災害における連絡体制〉

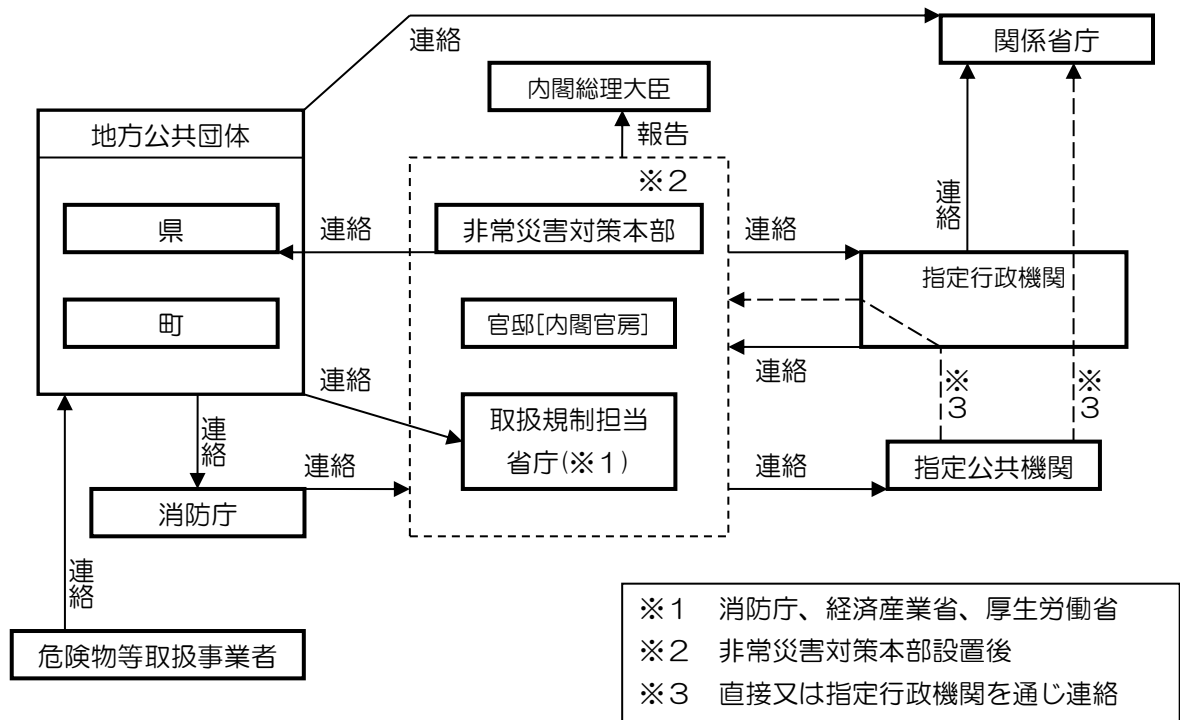
ア 危険物等事故情報の連絡



イ 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡



ウ 一般被害情報等の収集・連絡



エ 応急対策活動情報の連絡

